

令和四年十一月二十九日開会  
令和四年十二月十六日閉会

# 令和四年第四回定例会会議録

西之表市議会

# 令和四年第四回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 十一月二十九日（火）

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	五
一、会期の決定	六
一、提出議案の一括上程	六
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	六
八板市長	六
一、議案審議	一
議案第五五号 西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一
松下選管書記長説明	一
議案第五六号 西之表市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	一
松下総務課長説明	一
長野広美さん質疑	一
松下総務課長	一
議案第五七号 西之表市再編交付金事業基金条例の制定について	一
下川財産監理課長説明	一
長野広美さん質疑	一
下川財産監理課長	一
議案第五八号 西之表市まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について	一

高石経済観光課長説明	一六
議案第五九号 西之表市公共採草地の設置及び管理に関する条例の制定について	一七
岩下農林水産課長説明	一七
議案第六〇号 公の施設の指定管理者の指定について	一八
下川福祉事務所長説明	一八
議案第六一号 公の施設の指定管理者の指定について	一八
岩下農林水産課長説明	一八
議案第六二号 令和四年度西之表市一般会計補正予算(第七号)	一九
下川財産監理課長説明	一九
一、休憩	二三
一、再開	二三
一、議案審議	二三
議案第六三号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)	二三
中里健康保険課長説明	二三
議案第六四号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)	二四
柳田高齢者支援課長説明	二四
議案第六五号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)	二五
中里健康保険課長説明	二五
一、請願・陳情の委員会付託	二六
一、日程報告	二六
一、散会	二六

第二号 十一月三十日(水)

一、開 議	三二
一、一般質問	三一
遠藤建次郎君	三一
中里健康保険課長	三一
高石経済観光課長	三三
八板市長	三五
岩下農林水産課長	三六
奥村建設課長	四〇
森企画課長	四一
一、休 憩	四三
一、再 開	四三
一、一般質問	四三
橋口好文君	四三
八板市長	四四
岩下農林水産課長	四五
高石経済観光課長	五〇
奥村建設課長	五二
大平副市長	五四
吉田教委総務課長	五七
一、休 憩	五八
一、再 開	五八
一、一般質問	五八
宇野裕未さん	五八

八板市長	六〇
下川財産監理課長	六四
森企画課長	六五
山崎学校教育課長	七一
吉田教委総務課長	七二
一、休憩	七五
一、再開	七五
一、一般質問	七五
渡辺道大君	七五
奥村建設課長	七五
八板市長	七九
森企画課長	八〇
一、日程報告	八八
一、散会	八九
第三号 十二月一日(木)	
一、開議	九五
一、一般質問	九五
橋口美幸さん	九五
八板市長	九六
古市社会教育課長	一〇四
森企画課長	一〇六
高石経済観光課長	一〇七

松下総務課長	.....	一〇九
一、休憩	.....	一一二
一、再開	.....	一一二
一、一般質問	.....	一一二
長野広美さん	.....	一一二
高石経済観光課長	.....	一一三
森企画課長	.....	一一五
奥村建設課長	.....	一一七
八板市長	.....	一二一
松下総務課長	.....	一二一
一、休憩	.....	一二三
一、再開	.....	一二三
一、一般質問	.....	一二三
一、休憩	.....	一三〇
一、再開	.....	一三〇
一、一般質問	.....	一三〇
濱島明人君	.....	一三〇
高石経済観光課長	.....	一三一
森企画課長	.....	一三四
八板市長	.....	一三九
岩下農林水産課長	.....	一四七
一、休憩	.....	一五〇
一、再開	.....	一五〇

一、一般質問	一五〇
田添辰郎君	一五〇
森企画課長	一五四
八板市長	一五五
下川財産監理課長	一五六
高橋水道課長	一五七
奥村建設課長	一五七
岩下農林水産課長	一六四
柳田高齢者支援課長	一六八
松元地域支援課長	一六九
一、日程報告	一七〇
一、散会	一七〇

第四号 十二月二日(金)

一、開議	一七五
一、一般質問	一七五
杉為昭君	一七五
森企画課長	一七七
中里健康保険課長	一七七
八板市長	一七八
岩下農林水産課長	一八〇
一、休憩	一九三
一、再開	一九三

一、議案追加上程・審議	一九四
議案第六六号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一九四
松下総務課長説明	一九四
議案第六七号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する	一九五
条例の制定について	一九五
松下総務課長説明	一九五
議案第六八号 西之表市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一九六
松下総務課長説明	一九六
河本幸男君質疑	一九八
松下総務課長	一九八
下川和博君質疑	一九九
長野広美さん質疑	一九九
報告第一五号 令和三年度種子島中央青果株式会社経営状況報告について	二〇〇
岩下農林水産課長説明	二〇〇
一、日程報告	二〇二
一、散 会	二〇二
<b>第五号 十二月十六日（金）</b>	
一、開 議	二〇七
一、議案審議	二〇八
議案第五五号 西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正	二〇八
する条例の制定について	二〇八
竹下総務文教委員長報告	二〇八

議案第五六号 西之表市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について	二〇九
竹下総務文教委員長報告	二〇九
橋口美幸さん反対討論	一一一
田添辰郎君賛成討論	一一二
議案第五七号 西之表市再編交付金事業基金条例の制定について	一一三
竹下総務文教委員長報告	一一三
濱島明人君原案に賛成討論	一一四
宇野裕未さん原案に反対討論	一一五
下川和博君原案に賛成討論	一一七
橋口美幸さん原案に反対討論	一一七
田添辰郎君原案に賛成討論	一一九
一、休 憩	一二二
一、再 開	一二二
一、議案審議	一二二
議案第五八号 西之表市まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について	一二二
渡辺産業厚生委員長報告	一二二
議案第五九号 西之表市公共採草地の設置及び管理に関する条例の制定について	一二三
渡辺産業厚生委員長報告	一二三
議案第六〇号 公の施設の指定管理者の指定について	一二四
渡辺産業厚生委員長報告	一二四
議案第六一号 公の施設の指定管理者の指定について	一二五
渡辺産業厚生委員長報告	一二五
議案第六二号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第七号）	一二六

議案第六三号	令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)	一二六
議案第六四号	令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)	一二六
議案第六五号	令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)	一二六
長野予算特別委員長報告		一二六
橋口好文君反対討論		一二八
田添辰郎君賛成討論		一二九
橋口美幸さん反対討論		一二九
下川和博君賛成討論		一三〇
議案第六六号	西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一三三
竹下総務文教委員長報告		一三三
長野広美さん反対討論		一三四
一、休憩		一三五
一、再開		一三五
一、議案審議		一三五
議案第六七号	西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一三五
竹下総務文教委員長報告		一三五
議案第六八号	西之表市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一三六
竹下総務文教委員長報告		一三六
請願第一一号	安心・安全な市街地確保への対応を求める請願書	一三八
渡辺産業厚生委員長報告		一三八
一、議案追加上程・審議		一三九
議案第六九号	令和四年度西之表市一般会計補正予算(第八号)	一四〇

下川財産監理課長説明	二四〇
議案第七〇号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)	二四一
中里健康保険課長説明	二四一
議案第七一号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)	二四一
柳田高齢者支援課長説明	二四二
議案第七二号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)	二四二
中里健康保険課長説明	二四二
議案第七三号 令和四年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)	二四三
高橋水道課長説明	二四三
一、休 憩	二四三
一、再 開	二四三
一、議案審議	二四三
長野予算特別委員長報告	二四四
議案第七四号 西之表市議会の個人情報保護に関する条例の制定について	二四七
河本議会運営委員長説明	二四八
議案第七五号 西之表市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	二四九
河本議会運営委員長説明	二四九
議案第七六号 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について	二五〇
橋口好文議員説明	二五〇
議案第七七号 八板俊輔西之表市長に対する問責決議について	二五二
鮫島市憲議員説明	二五二
田添辰郎君反対討論	二五四
渡辺道大君賛成討論	二五四

杉 為昭君反対討論	二五五
宇野裕未さん賛成討論	二五六
濱島明人君反対討論	二五六
長野広美さん賛成討論	二五七
一、産業厚生委員会所管事務調査報告	二五九
渡辺産業厚生委員長報告	二五九
一、休 憩	二六一
一、再 開	二六一
一、議案審議	二六一
一、馬毛島対策特別委員会所管事務調査報告	二六一
濱島馬毛島対策特別委員長報告	二六二
一、議員派遣の件	二六五
一、閉会中の継続審査	二六六
一、市長挨拶	二六六
八板市長	二六六
一、議長閉会挨拶	二六七
川村議長	二六七
一、閉 会	二六八

# 令和四年第四回西之表市議会定例会

## 一、会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
十一月二十九	火	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託）、議案審議（委員会付託）、請願・陳情の委員会付託
三十	水	本会議	一般質問
十二月一	木	本会議	一般質問
二	金	本会議	一般質問、議案三件・報告一件追加上程、議案審議（提案理由説明・質疑・委員会付託）
三	土	休 会	
四	日	休 会	
五	月	休 会	
六	火	委員会	付託案件審査 総務文教委員会
七	水	委員会	付託案件審査 産業厚生委員会
八	木	委員会	付託案件審査 予算特別委員会

十六			十五	十四	十三	十二	十一	十	九
金			木	水	火	月	日	土	金
本 会 議	委 員 会	本 会 議	休 会	委 員 会	休 会	委 員 会	休 会	休 会	休 会
議案審議（予算特別委員長報告・討論・表決）、議案審議（提案理由説明・質疑・委員会付託省 略・討論・表決）、産業厚生委員会及び馬毛島対策特別委員会所管事務調査報告、議員派遣の 件、閉会中の継続審査、閉会			議案審議（各常任委員長報告・質疑・討論・表決、予算特別委員長報告・討論・表決）、請願・ 陳情審議（産業厚生委員長報告・質疑・討論・表決）、議案九件追加上程、議案審議（提案理由 説明・委員会付託）	議会運営委員会・各特別委員会・全員協議会	各常任委員会				

一、付議事件

番号 事件 名

審議方法 結果

議案第 五五号 西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について 委員会付託 十二月 十六 日原案可決

議案第 五六号 西之表市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について 委員会付託 十二月 十六 日原案可決

議案第 五七号 西之表市再編交付金事業基金条例の制定について 委員会付託 十二月 十六 日原案可決

議案第 五八号 西之表市まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について 委員会付託 十二月 十六 日否 決

議案第 五九号 西之表市公共採草地の設置及び管理に関する条例の制定について 委員会付託 十二月 十六 日原案可決

議案第 六〇号 公の施設の指定管理者の指定について 委員会付託 十二月 十六 日原案可決

議案第 六一号 公の施設の指定管理者の指定について 委員会付託 十二月 十六 日原案可決

議案第 六二号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第七号） 委員会付託 十二月 十六 日原案可決

議案第 六三号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号） 委員会付託 十二月 十六 日原案可決

議案第 六四号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号） 委員会付託 十二月 十六 日原案可決

議案第 六五号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号） 委員会付託 十二月 十六 日原案可決

一、付議事件（追加分）

番号 事件 名

審議方法 結果

議案第 六六号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 委員会付託 十二月 十六 日原案可決

議案第 六七号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 委員会付託 十二月 十六 日原案可決

議案第 六八号 西之表市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 委員会付託 十二月 十六 日原案可決

報告第	一五号	令和三年度種子島中央青果株式会社経営状況報告について			十二月 一	日報	告
議案第	六九号	令和四年度西之表市一般会計補正予算（第八号）	委員会付託		十二月 十六	日原案可決	
議案第	七〇号	令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）	委員会付託		十二月 十六	日原案可決	
議案第	七一号	令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）	委員会付託		十二月 十六	日原案可決	
議案第	七二号	令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）	委員会付託		十二月 十六	日原案可決	
議案第	七三号	令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）	委員会付託		十二月 十六	日原案可決	
議案第	七四号	西之表市議会の個人情報情報の保護に関する条例の制定について	即		十二月 十六	日原案可決	
議案第	七五号	西之表市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	即		十二月 十六	日原案可決	
議案第	七六号	インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について	即		十二月 十六	日原案可決	
議案第	七七号	八板俊輔西之表市長に対する問責決議について	即		十二月 十六	日否	決

一、請願書・陳情書（新規分）

番 号 事 件 名

請願第 一一号 安心・安全な市街地確保への対応を求める請願書

提出者

西之表市栄町二番地

西之表市商工会

会長 福井清信 外二名

結 果

十二月 十六 日趣旨採択

令和四年十二月 第四回定例会会議録

西之表市議会

本会議第一号（十一月二十九日）

# 本会議第一号(十一月二十九日)(火)

## ◎出席議員(十四名)

一番 長野 広美 さん  
二番 鮫島 市憲 君  
三番 橋口 美幸 さん  
四番 渡辺 道大 君  
五番 宇野 裕未 さん  
六番 杉 為昭 君  
七番 川村 孝則 君  
八番 河本 幸男 君  
九番 濱島 明人 君  
一〇番 下川 和博 君  
一一番 遠藤 建次郎 君  
一二番 竹下 秀樹 君  
一三番 田添 辰郎 君  
一四番 橋口 好文 君

## ◎欠席議員(〇名)

## ◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	大平 和男 君
教 育 長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松 下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	平 石 栄夫 君
財産監理課長	下 川 法男 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	長 野 望 君
健康保険課長	中 里 千秋 君
高齢者支援課長	柳 田 さゆり さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	奥村裕昭君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川昭代さん
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	川畑利昭君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	山崎省一君
社会教育課長	古市善哉君
局長	園田博己君
次長	山田正次君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和四年十一月二十九日午前十時開会

△開 会

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより令和四年第四回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（川村孝則君） これより本日の会議を開きます。

ただいままでの出席議員は十四名であります。

本日の日程は、配付しております議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 提出議案の一括上程

日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明

日程第五 議案第五号 西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

日程第六 議案第五六号 西之表市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

日程第七 議案第五七号 西之表市再編交付金事業基金条例の制定について

日程第八 議案第五八号 西之表市まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第九 議案第五九号 西之表市公共採草地の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第一〇 議案第六〇号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第一一 議案第六一号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第一二 議案第六二号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第七号）

日程第一三 議案第六三号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

日程第一四 議案第六四号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）

日程第一五 議案第六五号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）

日程第一六 請願・陳情の委員会付託

△会議録署名議員の指名

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指

名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、  
一一番議員遠藤建次郎君、一二番議員竹下秀樹君を指名いたします。

#### △会期の決定

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る十一月二十五日開催、議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から十二月十六日までの十八日間とし、配付してある日程表のとおりとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から十二月十六日までの十八日間とし、配付してある日程表のとおり決定いたしました。

#### △提出議案の一括上程

○議長（川村孝則君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

議案第五号から議案第六五号までを一括して上程いたします。

#### △市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（川村孝則君） 次は、日程第四、市長の所信表明並びに提案理由説明を求めます。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和四年第四回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの流行は、十一月に入り、国内感染者が北海道や首都圏などを中心に増加傾向にあります。西之表保健所管内熊毛地区では、県内のほかの医療圏域に比べ、新規感染者数は現在のところ低いレベルで推移しているところです。市民の皆様の日頃からの感染症拡大防止に対する取組のおかげであると深く感謝申し上げます。

オミクロン株対応ワクチンの接種については、十八歳以上の方を対象に、本日十一月二十九日から市民体育館において集団接種を行っております。年末年始に向け、帰省や旅行など人の動きが活発化する時期でもありますので、ワクチン接種の条件を御確認の上、早めの接種を御検討いただきたいと思います。

今後も第八波に備えて気を緩めることなく、基本的な感染防止対策を行いながら、社会経済活動との両立に向けて市政を進めてまいります。

それでは、コロナの影響でこれまでに多くのイベントが中止とな

る中、第三回定例会以降に開催された市の行事や取組について触れたいと思います。

市商工フェスタが、十一月六日に日泊みなと公園で開催されました。屋台やキッチンカーが立ち並び、多くの人々が笑顔で舞台や食事を楽しむ姿が見られました。夜には延期となっていた鉄砲まつりの花火大会もあり、秋の夜空を豪華に彩りました。

文化事業では、十一月三日文化の日に、市民会館ホールにおいて、「シング ネクストステージ」の映画上映を行いました。三回上映し、子どもから大人まで七百九十一名の皆様にお楽しみいただきました。十一月五日には、同館ホールにて、鹿児島市出身で数多くのテレビドラマやアニメ作品の作曲を手掛けている吉俣良コンサートを開催しました。四百七名の皆様に御来場いただき、総勢二十五名の演奏家とともにお届けする珠玉のサウンドトラックと鹿児島弁の楽しいトークに会場は盛り上がりを見せました。また、十一月十二日にも同館ホールにおいて、みやま・さてらいとコンサートを開催しました。みやまコンセル協力演奏家四名による、クラシックの名曲から親しみのあるアニメの曲などを家族で楽しんでいただき、百九十四名の皆様に御来場いただきました。

スポーツ事業では、十一月二十日、三年ぶりに第五十一回西之表市駅伝競走大会が開催されました。伊関小学校をスタートし、田之脇公民館前ゴールの十区間一四・四キロに十四チームがエントリーし、健脚を競いました。榕城上方が優勝、二位下西A、三位榕城下

方、住吉が躍進賞という結果となりました。

次に、地域振興についてであります。

去る十一月三日に、安城・立山・古田校区が取り組むキッチンカー「もよーて」の発表セレモニーが立山小学校にて行われました。この取組は、昨年実施された地域ワークショップにおいて、各校区分共通する課題の同時解決を図るため企画されたものです。今後は地元食材を活用し、高齢者等への食の提供を基本とした地域主体の見守りを進め、住み続けたい地域づくりを目指していくこととしていきます。

また、国上校区におきましても、水産加工品の商品化を目指し、年末実施される年の瀬市で販売を予定しています。各校区が自らのアイデアで地域課題を解決していくことに対し、市としても最大限の支援を実施していくとともに、協働した取組へとつながるよう努力をしてまいります。

次に、農林水産・畜産業の状況についてであります。

本市の基幹作物であるさつまいもにおいては、サツマイモ基腐病が一昨年度から拡大し、安納いもを中心に重大な被害をもたらしておりますが、今年度につきましては、気温や降水量等の気象要因のほか、排水対策など各農家の対策実践の効果により、前年度に比べ発生が少なくなっております。これまで、国・県・関係機関が一体となって生産者への支援策を行っていますが、引き続き次期作に向けた対策に取り組んでまいります。

なお、でん粉原料用さつまいもにつきましては、十月末現在で見込平均反収が五十四俵、昨年実績比プラス一・八%、安納いも等の青果用さつまいもについては、見込平均反収一千二百キログラム、昨年実績比プラス八〇・九%となっています。

十月二十四日には、安納いもブランド推進本部主催の種子島安納いも等品評会が中種子町で開催され、株部門において、特選種子島安納いも生産部会の川畑次博さんが金賞を受賞されました。種子島安納いもが農林水産省の地理的表示（GI）保護制度に今年三月に登録されて以降、初めての品評会となりましたが、地元生産者の入賞を機に、さらなるブランド力の向上につなげてほしいと思います。

一方、さとうきびにつきましては、春先の平均気温が高く、春植、株出の初期育成は順調でしたが、九月十八日から十九日にかけて台風十四号が接近し、葉先裂傷・倒伏等の被害がありました。その後は回復しつつあるところであり、見込平均反収六千四百三十五キログラム、昨年実績比マイナス五・一%となっています。

なお、製糖工場の原料受入を十二月六日から開始し、年末年始休暇や増産推進日等を挟んで、来年の四月十三日に受入終了予定となるようです。高齢化による担い手不足という課題もありますが、さつまいもからの転作や夏植え・秋植えの積極的な推進により増反が進んできており、受託組織のさらなる強化を図るなど、将来を見据えた取組を進めたいと考えています。

畜産につきましては、飼料代等の高騰等から市場価格も依然とし

て厳しい状況にあり、直近の十一月の種子島家畜市場における本市産子牛平均価格は五十三万四千三百七十五円で、前回十月の競りと比較すると二千三百三十五円の減となりました。

十月六日から十日にかけて、霧島市において第十二回全国和牛能力共進会が開催され、初日の開会式に参加しました。北は北海道から南は沖縄県まで全国の四十一道府県から四百三十八頭の出品があり、過去最大規模の実施となりました。結果は、鹿児島県が全九部門のうち六部門で優等賞一席を獲得するなど、名実ともに和牛日本一の称号を手に入れることができました。これを追い風に、子牛の価格回復など畜産振興につながるよう期待したいと思っています。有害鳥獣のシカ対策については、捕獲と防護の両面からの対策を進めており、捕獲頭数については十月末現在で千三百七十六頭となっておりです。

林業につきましては、市有林における間伐を実施しており、本年度は、およそ五・九ヘクタールの施業となっております。

水産業の状況ですが、一昨年度から記録的な不漁が続いていたキナゴ刺し網漁については、本年度少しずつ水揚げされるようになっていきます。十一月一日からは、冬の訪れを告げるアサヒガニ漁が解禁され、鮮やかな朱色のカニが水揚げされています。漁業においても高齢化が進み、全体として水揚げが減少傾向にあります。

次に、商工業についてであります。

十月二十一日から二十三日にかけて、島外に住む方たちを対象に

地元事業者との雇用の充足を図るためのマッチングツアーを実施しました。実際に事業所を訪問し、関係者から話を聞いたり生活に必要な情報や観光地を把握したりするために島内を巡り、島での就業や生活を想像していただくための活動をしていただきました。失業者やコロナ禍での就業対策としては、在宅ワークスキルアップセミナーを十月十五日から六回コースで開催し、二十名の方が参加しております。

十月二十二日からは、歳末に向けた地域経済活性化のためのプレミアム付商品券の販売も、商工会が事業主体となり十一月二十四日には好評のうちに完売となりました。

最後に、馬毛島問題についてです。

去る十月十一日、十一月二十一日と二十二日の三日間、防衛省の協力を得て馬毛島における文化財調査を実施しております。石器や骨片等の発見が見られたことから、文化財保護法等にのっとり適切に対応してまいります。

十一月十九日及び二十日には、馬毛島問題に関する住民説明会を開催しました。市民の最大の心配事である騒音問題や期待の声が大きい再編交付金を中心に説明をさせていただいたところです。今後馬毛島をめぐる問題について、理解を深めていただく機会を設けてまいりたいと思います。

十一月二十二日には、第十回となります本市と防衛省との協議の場を開催しました。防衛省から環境影響評価準備書に対する知事意

見の意見への対応の概要について説明を受けました。知事意見に対して真摯に対応しているものと受け止めたいところです。騒音問題については、非日常への不安を訴える高齢者等も見られます。不安の払拭に向け、引き続き取り組んでまいります。

十一月二十五日には、県知事と住民説明会や協議の場などの本市状況等を報告の上、意見交換を行いました。今後、ますます県との連携は重要であると認識しており、引き続きの連携をお願いしてきたいところです。

私自身の政治姿勢につきましても触れさせていただきます。

私は、公約を常に意識して現実の動きに対応してきています。本問題は、客観的に判断できる材料の輪郭が不鮮明な中で議論されてきました。私は、市長就任以来、市民の安心安全を第一に、そして市民の不安の払拭を図るため、防衛省とやり取りを重ね、防衛省の計画や考えの形を明らかにすべく努めながらここに至っています。そして、さらに、市民の安心安全の担保や不安の払拭のために努力を続けていきます。

御承知のとおり、防衛省は新たに補正予算を組むなど、基地整備に向けた準備を進めています。民意が分かれる中、一方の考えのみを主張して、あるいは一方の考えをないがしろにすることは、市長の立場としてはできません。住民に不利益とならぬよう、市民の安心安全と市の発展に責任を有する市長の立場として対応すべき場面もあることをぜひ御理解いただきたいと思います。現実の動きが現

れる都度、最善の選択を行い、この問題に対応してきています。今、最も優先すべき私の使命は、市民の安心安全の確保と不安解消に全力を尽くすこと、かつまた、期待の声に応える最大限の努力を注ぐこととでございます。皆様の御理解と御協力をお願いします。

それでは、本定例会に提出いたしました議案について御説明をいたします。提案いたしました議案は、条例制定議案四件、条例の一部改正議案一件、指定管理者の指定についての議案二件、一般会計補正予算など予算関係議案四件の合計十一件であります。

主な議案について御説明をいたします。

議案第五五号は、公職選挙法施行令の改正に準じて西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正するもの、議案第五六号は、個人情報保護に関する法律が改正され、改正後の法律が直接地方公共団体に適用されることに伴い、必要な事項を定めるための条例を制定するもの、議案第五七号は、地方自治法第二百四十一条第一項の規定に基づく基金を適正に管理・運用することにより、再編交付金の円滑な推進を図るため条例を制定するもの、議案第五八号は、旧榕城分団跡地を中心市街地及び地域経済活性化のための交流拠点施設として活用していくため条例を制定するもの、議案第五九号は、西之表市牧場を廃止し、その跡地の一部を西之表市公共採草地として活用するため条例を制定するものです。議案第六〇号、六一号は公の施設の指定管理者の指定についてです。

議案第六二号は、令和四年度西之表市一般会計補正予算(第七号)についてであります。歳入歳出予算の総額に九億四千三百八十六万円を追加し、予算総額を百二十七億八千八百五十八万円とするものです。

本予算の主なものについて御説明いたします。

歳入では、国庫支出金において、令和四年十月二十一日付で交付額決定された再編交付金や接種対象が拡大(生後六か月から四歳まで)したオミクロン株対応ワクチンの接種に伴う新型コロナウイルスワクチン接種対策費などを主に八億二千四百四十万円、県支出金では、国の二次補正に伴う特定有人国境離島地域社会維持推進交付金などを主に三千九十五万三千円追加しております。

歳出では、議案提案しております西之表市再編交付金事業基金に再編交付金を積み立てる経費などを主に総務費を七億八千二百二十八万五千円、新型コロナウイルスワクチン接種経費などを主に民生費を四千六百三十七万四千円、国の二次補正に伴い、雇用機会拡充事業を実施した事業者で物価高騰等の影響等により、売上高・営業利益等が減少している方に対し、事業資金の一部を補助する特定経営基盤維持事業などを主に商工費を二千六百十八万九千円追加しております。

議案第六三号から第六五号は、それぞれの特別会計に必要な補正を行おうとするものであります。

なお、人事院勧告関係等で後日、議案の追加を予定しております。

議員各位の御審議のほどよろしく願います。

以上で提案理由の説明といたします。

大相撲九州場所では、本市出身の島津海が三勝七敗からの五連勝で見事勝ち越しました。市民の皆さんとともに喜びたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（川村孝則君） 市長の所信表明並びに提案理由説明は終わりました。

#### △議案審議

○議長（川村孝則君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第五五号 西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 日程第五、議案第五五号、西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔選管書記長 松下成悟君〕

○選管書記長（松下成悟君） 御説明いたします。

議案書の一ページをお願いいたします。別添え新旧対照表は一ページをお願いいたします。

議案第五五号は、西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたことにより、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成並びに選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、条文に沿って御説明いたします。

第四条第二項の改正は、選挙運動用自動車の公費の支払に関する改正で、ア、借入契約による事業者に対する一日の限度額一万五千八百円を一万六千円に、同号イ中、当該自動車の契約燃料の代金一日の限度額七千五百六十円を七千七百円に改めようとするものです。

第九条並びに第十条の改正は、選挙運動用ビラの作成の一枚当たりの公費負担額七円五十一銭を七円七十三銭に、第十三条の改正は、選挙運動用ポスター作成の一枚当たりの公費負担額五百二十五円六銭を五百四十一円三十一銭に改めようとするものでございます。

附則第一項は施行期日を、第二項は適用区分について規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、総務文教委員会に付託いたします。

#### △議案第五六号 西之表市個人情報の保護に関する法律施行条

##### 例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第六、議案第五六号、西之表市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 松下成悟君〕

○総務課長（松下成悟君） 御説明いたします。

議案書の二ページをお願いいたします。別添え新旧対照表は四ページをお願いいたします。

議案第五六号は、西之表市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。

本案は、これまで各地方公共団体の条例に委ねられてきた個人情報の取扱いが、令和三年に個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の保護と利活用の両立を図るために、全国一律の規律を定めるものとなり、各地方公共団体で定めている現行の条例が適用で

きなくなることから、現行の西之表市個人情報保護条例を廃止し、新たな個人情報保護法の規定により、条例に定める必要がある事項等について、新たに条例を制定しようとするものであります。

それでは、条文に沿って御説明いたします。

第一条は制定の趣旨を、第二条は用語の定義を述べております。

第三条第一項は、保有個人情報の開示請求に要する手数料について、現行条例と同様無料とすることを、第二項は、写しの作成及び送付に要する費用は開示請求者の負担とすることを、第三項は、経済的困難、その他の特別な理由があると認めるときに減額または免除できる規定を定めています。

第四条第一項は、個人情報保護法の規定では、請求のあった日から三十日以内と規定されている保有個人情報の開示請求に対する開示決定等の期限について、現在の条例と同様、請求のあった日から十五日以内とすることを、第二項は、延長の期間を三十日以内とすることとし、延長する際には書面で通知することを規定しています。

次ページをお願いいたします。

第五条は、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量である場合の開示決定等の期限の特例を定めています。

第六条は、個人情報保護法の規定で、個人情報の適正な取扱いを確保するために、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会等で諮問できるとされていることから、第一項から第三項では、西之表市個人情報保護運営審議会の設

置と諮問事項、運営等を、第四項で委員に対する守秘義務について規定しています。

第七条は、運用状況について年一回は公表することを規定しています。

第八条は、法及びこの条例の施行の運用に関して必要な事項は規則で定めることを規定しています。

第九条は、西之表市個人情報保護運営審議会の委員が秘密を漏らした際の罰則を規定しています。

附則第一条は、本条例の施行期日で、令和五年四月一日から適用することを、四ページをお願いします、第二条では、現行の西之表市個人情報保護条例の廃止を規定しています。

第三条は、現在の市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置として、第一項では、現行の条例に基づく個人情報の保護に係る義務が本条例施行後も継続することを、第二項では、本条例の施行日前に請求された個人情報の開示等については、現行の条例により取り扱われることを、第三項から次の五ページの第七項については、現行の条例に基づく罰則が本条例の施行後も適用される経過措置を規定しています。

第四条は、西之表市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の第一条及び第二条に係る設置及び定義の規定について、根拠法令等を条例から個人情報保護法の規定に改めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一番 長野広美さん」

○一番（長野広美さん） 内容がですね、これまでの西之表市の条例内容と大きく異なるという認識はないんですが、これまでは地方分権の流れの中で、地方自治体が自ら条例を定め、様々に自治権を尊重するという流れがあったかと思えますので、一点だけ、今回この国の法律がそのまま適用されるということで、市独自で、例えば罰則規定ですとか、市の裁量権といった部分については、どのような判断をされてるんでしょうか。

○総務課長（松下成悟君） この法令等、これまでとやっぱり大きく違った点についてというところで説明をさせてもらってもよろしいでしょうか。

これまで各自自治体で委ねられてきた個人情報、今回の法の改正で一本化にされたというところで、そのためこれまでは、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、条例第四十六条により個人情報保護制度の運用に関する重要な事項については、例えば、本人の同意がなく法令に決まりがない場合の個人情報の取扱いについては、学識経験者等から成る審議会への意見を伺いながら進めてきてまいりましたが、今回、疑義がある場合に意見を伺う場合は、また個人情報保護委員会になります。

また、さらに変更点として、法施行による千人以上を超える個人情報を取り扱う個人情報ファイルについて、目的や取扱い項目を記

した帳簿を作成をして、公表することが義務づけられたことになりましたというのがちよつと変わった点でございますが、それ以外の運用につきましては、これまでの条例とは大きく変更することはないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、総務文教委員会に付託いたします。

#### △議案第五七号 西之表市再編交付金事業基金条例の制定につ

いて

○議長（川村孝則君） 次は、日程第七、議案第五七号、西之表市再編交付金事業基金条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 下川法男君〕

○財産監理課長（下川法男君） 御説明をいたします。

議案第五七号は、西之表市再編交付金事業基金条例の制定についてであります。

議案書七ページの提案理由をお開きください。

令和四年十月二十一日に交付額が決定となった令和四年度西之表市再編交付金について、年度内の執行が困難であり、翌年度以降に

執行するため、地方自治法第二百四十一条第一項の規定に基づく基金を設置し、当該交付金を適正に管理運用することにより、再編交付金の円滑な推進を図るため、条例を制定しようとするものでございます。

各条文に即して御説明をいたします。

六ページにお戻りください。

第一条は設置条項です。法令に規定する事業を行うため、西之表市再編交付金事業基金を設置することが規定されております。

第二条は、積立てに関する規定で、積み立てる額は予算で定める額としております。

第三条は、管理に関する規定で、基金に属する現金を確実かつ有利な方法により保管しなければならないことが規定されております。

第四条は、運用益金の処理に関する規定で、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入することと規定されております。

第五条は、処分に関する規定で、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に処分することができる規定されております。

第六条は委任条項でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一番 長野広美さん」

○一番（長野広美さん） 質疑をいたします。

詳細な内容の件、審査については、付託された委員会で行われることとなりますが、まずですね、提案理由の部分で、年度内執行を先延ばしするということが理由で述べられました。条例の内容がですね、国の法律に基づく部分が非常に大きいので、少しその点を教えていただきたいんですが、第一条に設置されている理由は、これは国の手続を踏まえた部分なんですが、処分については第一条に規定する基金の設置目的を達成すると書いてあります。つまり、基金の設置目的っていうのが、この中では、具体的には恐らく、この駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に係る部分ではないかと思いますが、具体的にこの設置目的といった部分の内容をいま一度御説明いただきたいのが一点あります。

あと二点目は、再編交付金の先ほどの円滑な実施に関する特別措置法に基づく内容なんですが、そもそもこれは、設置の理由がですね、要するに軍事施設等の設置にすることによって、地元の住民への影響、生活への影響等を勘案するというのがそもそもこの法律に基づくものです。交付がですね。ですので、市長に改めて、今回、米軍再編交付金を本市としてどう扱うのかということについては、私たち議会への発言はまだ一度もございません。また、市民に対しても議会を通してですね、説明する機会がございませんでしたので、

今回、この基金を設置する目的について、改めて市長の見解を伺いたいと思います。

二点お願いいたします。

○財産監理課長（下川法男君） 一つ目の御質問についてお答えをいたしたいと思います。

第一条の基金の設置の目的でございますが、議員御指摘のとおり、再編交付金の根拠法であります駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の第六条に規定がされてございます。

国は予算の範囲内において政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することとなります。これに基づいた決定が、今回、交付額がなされたわけでございますが、その執行に関して年度内での執行が困難なため基金を造成をして、令和五年度以降にその事業に充てるために、今回、基金の設置を行うものでございます。

○議長（川村孝則君） 長野議員、市長への質疑は一般質問的な質疑だというふうに受け止めますので、それは省略したいと思えます。

○一番（長野広美さん） それでは、ちょっとですね、今のお答えが分かりづらかったんですが、円滑な、はしりますけどね、交付

金、この条例、法令がとても長いのではしよってしまいますが、円滑な実施に関する特別措置法の、この特別措置法の設置目的は、軍事施設が地域、地元への影響があることを前提にそれを勘案して、住民生活に資するものを交付すると、その目的でよろしいんですね。すいません、ちよつとよく分からなかったのです。

○財産監理課長（下川法男君） すいません、そのまま条文をお読みしたので分かりづらかったかもしれませんが「駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し」とありますので、そのような御見解でよろしかったと思います。

○一番（長野広美さん） 分かりました。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ありませんか。  
「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。  
本案は、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第五八号 西之表市まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第八、議案第五八号、西之表市まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「経済観光課長 高石心平君」

○経済観光課長（高石心平君） 議案第五八号、西之表市まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は八ページから一二ページにかけてとなります。

本条例は、旧榕城分団跡地に設置された施設を中心市街地及び地域経済活性化のための交流拠点として活用を図るため、条例を制定しようとするものです。

条例の内容について説明いたします。

第一条は、条例制定の趣旨を規定しております。

第二条は、施設の名称を西之表市まちなか交流拠点施設とし、所在地を定めております。

第三条で、施設の使用時間及び休館日、第四条では、施設利用における禁止行為、九ページ、第五条から一〇ページの第十二条までは、施設の利用や使用に際しての許可及び不許可に関する手続、使用料、原状変更の禁止を規定し、第十三条は、施設を毀損した場合の損害賠償について、第十四条から一一ページの第十七条までは、将来的に当該施設を指定管理者に管理させる場合に備えての規定となります。

第十八条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める旨規定しております。

一二ページ、附則として、この条例の施行期日を令和五年四月一

日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

#### △議案第五九号 西之表市公共採草地の設置及び管理に関する

##### 条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第九、議案第五九号、西之表市公共採草地の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題いたします。

議案説明を求めます。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

議案第五九号は、西之表市公共採草地の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

議案書一五ページをお開きください。

初めに、提案理由を御説明いたします。

本案は、西之表市牧場を廃止し、その跡地の一部を西之表市公共採草地として活用するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、条文に即して御説明をいたします。戻りまして一三ページをお開きください。

第一条は趣旨条項です。

第二条は設置、名称及び位置でございます。第三項では、採草地について、次ページ、一四ページの中段から一五ページの中段にかけて、別表第一に定めております。また、管理棟及び倉庫については、一五ページの中段、別表第二に定めております。

一三ページに戻りまして、第三条は業務に関する条項です。

第四条は、採草地の使用に関すること、第五条は使用の許可に関すること、第六条は使用料に関することを規定しております。

一四ページをお開きください。

続きまして、第七条は指定管理者による管理、第八条は指定管理者が行う管理の基準に関することを規定しております。

第九条は委任条項です。

附則として、第一項は、この条例を令和五年四月一日から施行することとしております。第二項は、従前の西之表市牧場の設置及び管理に関する条例は廃止することを規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六〇号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一〇、議案第六〇号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「福祉事務所長 下川昭代さん」

○福祉事務所長（下川昭代さん） 御説明いたします。

議案書一六ページをお開きください。

議案第六〇号、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、西之表市老人福祉センターの管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設は西之表市老人福祉センターで、指定管理者として指定する団体は社会福祉法人西之表市社会福祉協議会です。

指定する期間は、令和五年四月一日から令和十年三月三十一日までの五年間です。

議案書一七ページには、参考資料といたしまして、指定管理者として指定しようとする社会福祉法人西之表市社会福祉協議会に関する資料を添付いたしておりますので御覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六一号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一一、議案第六一号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） 議案第六一号、公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書一八ページをお開きください。

本案は、西之表市自給飼料供給センターの管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、公益社団法人西之表市農業振興公社を指定管理者として指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まででございます。

なお、指定管理者を行う西之表市農業振興公社についての資料につきましては、一九ページのほうに添付しておりますので御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六二号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第七

号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一二、議案第六二号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第七号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 下川法男君〕

○財産監理課長（下川法男君） 御説明をいたします。

本案は、議案第六二号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第七号）でございます。

別冊、予算書条文を御覧ください。また、参考でお配りしております財政係が作成をした詳細説明書についても御覧をいただければと思います。

第一条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九億四千三百八十六万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百二十七億八千八百五十八万円とするものでございます。

四ページをお開きください。

第二表地方債補正の変更は二件であります。

上から辺地対策事業債は県営中山間総合整備事業、西之表創生地  
区負担金及び浦田シーサイドハウス補修事業の増額並びに老人福祉  
センター改修事業等の事業完了による減額の増減により、限度額を  
一千六十万円増額するものでございます。

次に、過疎対策事業債は現和小学校浄化槽取替事業の増額に伴い  
限度額を一千四十万円増額するものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の歳出について、金額の大きいも  
の、特徴的なものについて御説明をいたします。

一ページをお開きください。

中段になります。二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費  
に一千八十八万六千円増額をしております。こちらは、三節職員  
手当等、説明欄、扶養親族認定による扶養手当六万円、決算見込み  
による時間外勤務手当七百九十四万三千元、四節共済費、説明欄、  
九月の定時決定により、標準報酬月額が改定されたことによる職員  
共済組合負担金三百八十八万三千元をそれぞれ増額計上をしてお  
ります。

その三つ下になります。十目財産管理費に七億七千八百七十三  
千円増額をしております。こちらの主な要因は、二十四節積立金、  
説明欄、西之表市再編交付金事業基金七億七千六百八十七万七千円  
歳入で予算計上しております令和四年度再編交付金の年度内執行が  
困難であり、翌年度以降に執行するため、同額を積み立てるもので

でございます。

一二ページをお開きください。

上段になります。二十三日地域振興費は六百十万一千円減額をしております。こちらの主な要因は、地域おこし協力隊から集落支援員への任用変更に伴い、一節報酬、二節給料、三節職員手当等、四節共済費の person 費と八節旅費、説明欄、費用弁償に係るそれぞれの増減によるものでございます。

一三ページをお開きください。御覧ください、失礼しました。

下段になります。三款民生費、一項社会福祉費、一目社会福祉総務費に三百六十万円増額をしております。こちらの主な要因は、二十七節繰出金、国民健康保険特別会計の財政安定化支援事業算定額の確定及び時間外勤務手当、標準報酬改定等により、財政安定化支援事業と職員給与費をそれぞれ増額計上したことによるものです。

一四ページをお開きください。

下段になります。八目障害者福祉費に一千九百五十三万六千円増額をしております。こちらの主な要因は、一点目に、各種障害福祉サービスの利用者及び提供量の増減により、十九節扶助費を三百九十四万一千円増額したことによるものです。一五ページを御覧ください。二点目に、各種障害福祉サービスの事業の前年度精算による返還金を、二十二節償還金利子及び割引料に一千五百四十八万五千円計上したことによるものでございます。

次に、中段になります。三款民生費、二項児童福祉費、一目児童

福祉総務費に三百二十五万二千円増額しております。こちらの主な要因は、放課後児童支援員等処遇改善事業による十二節委託料に百四十五万二千円増額、各種児童福祉事業の前年度精算による返還金を、二十二節償還金利子及び割引料に百二十九万一千円追加計上したことによるものでございます。

最下段になります。三款民生費、三項生活保護費、一目生活保護総務費に百六十九万七千円増額しております。一六ページをお開きください。上段を御覧ください。こちらの主な要因は、医療扶助のオンライン資格確認ネットワーク導入に係る個人番号、医療券情報、調剤券情報等を医療保険者向け中間サーバー等へ登録するためのシステム環境の整備を行う令和四年度新規事業、医療扶助のオンライン資格確認導入事業に係る経費について、十一節役務費、十二節委託料、十七節備品購入費をそれぞれ追加計上したことによるものでございます。

その下になります。二目扶助費に一千四百四十一万四千円増額しております。こちらは、生活保護事業の前年度精算による返還金を、二十二節償還金利子及び割引料に追加計上したことによるものです。下段になります。四款衛生費、一項保健衛生費、三目予防接種費に四千四十四万円増額しております。こちらは、一点目に、新型コロナウイルスワクチン接種対象の拡大やオミクロン株対応ワクチンの接種開始に係る経費について、十一節役務費、十二節委託料に増額をしたこと、二点目に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確

保事業の前年度精算による返還金を、二十二節償還金利子及び割引料に追加計上したことによるものでございます。

一八ページをお開きください。

中ほどになります。五款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費に八百八万一千円増額しております。こちらの主な要因は、十節負担金補助及び交付金、説明欄、上から三番目の堆肥の購入費を助成し、堆肥施用の実証圃を設置する令和四年度新規事業、さとうきび土づくり展開事業九十万円の追加と、その下になります。六月議会にて補正計上しました農地耕作条件改善事業の事業量の増加により、五百六十一万六千円増額したことによるものでございます。

二〇ページをお開きください。

上段になります。六款商工費、一項商工費、五目産業創出費に二千六百五万円増額しております。こちらの主な要因は、十節負担金補助及び交付金、説明欄、二番目の特定有人国境離島地域において、令和四年度の事業実施者を除き、平成二十九年度から令和三年度までの間に雇用を伴う創業・事業拡大を図るため、雇用機会拡充事業を実施した事業者で、新型コロナウイルス感染症または物価高騰等の影響により、売上高、営業利益等が減少している事業者に対して、経営基盤を維持するために、事業資金の一部を補助する国の二次補正予算に伴う令和四年度新規事業、特定経営基盤維持事業二千六百二十五万円を追加計上したことによるものでございます。

二二ページをお開きください。

中段になります。八款消防費、一項消防費、二目非常備消防費は三百五十四万六千円減額しております。こちらの主な要因は、消防操法大会終了等により、消防操法大会開催事業に係る経費である一節報酬、八節旅費、十一節役務費をそれぞれ減額したことによるものです。

二三ページを御覧ください。

九款教育費、二項小学校費、一目学校管理費に一千百三十五万三千円増額しております。こちらの主な要因は、現和小学校の浄化槽取替に係る委託設計時に、当初計画になかった新たな配管の布設や排水ルートの選定など、施工箇所が増えたこと及び解体費の増額、資材高騰により、十四節工事請負費に一千五十五万円増額したことによるものでございます。

二七ページをお開きください。

最下段になります。十二款予備費、一項予備費、一目予備費に二千百三十万三千円増額しております。こちらは既に執行しました二千百三十万三千円を、今後の災害や新型コロナウイルス感染症対策の財源として同額計上しているものでございます。続きまして、歳入について御説明をいたします。

七ページをお開きください。

中段になります。十四款国庫支出金、一項国庫負担金、二目衛生費国庫負担金に三千二百九十九万八千円増額しております。こちらは、二節予防接種費負担金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン

接種対策費の増額で、歳出で説明をいたしました新型コロナウイルススワクチン接種対象の拡大やオミクロン株対応ワクチンの接種開始に係る経費の増額に伴うものでございます。

その下になります。十四款国庫支出金、二項国庫補助金、一目民生費国庫補助金に八百八十八万円増額しております。こちらの主な要因は、二節児童福祉費補助金、説明欄、一番下の昨年度実施しました子育て世帯等臨時特別給付金事業の追加交付となる子育て世帯等臨時特別支援給付金六百六十万一千円の追加と、三節生活保護費補助金、説明欄、歳出で説明をいたしました令和四年度新規事業、医療扶助のオンライン資格確認導入事業に対応する社会保障・税番号システム整備費等補助金百四十五万七千円の追加によるものでございます。

最下段になります。五目総務費国庫補助金に七億七千六百八十七千円増額しております。こちらは、一節総務費補助金、説明欄、再編交付金で、十月二十一日付の交付額決定によるものでございます。

八ページをお開きください。

中段になります。十五款県支出金、二項県補助金、一目総務費県補助金に二千万円を増額しております。こちらは、一節総務費補助金、説明欄、歳出で説明をいたしました国の二次補正予算に伴う令和四年度新規事業、特定経営基盤維持事業に対応する特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の増額によるものでございます。

その二つ下になります。四目農林水産業費県補助金に七百十三万円増額しております。こちらの主な要因は、二節農業費補助金、説明欄、二番目になります。歳出で説明をいたしました農地耕作条件改善事業に対応する補助金の増額によるものでございます。

九ページを御覧ください。

上段になります。十八款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金に四千三百三十万円増額しております。こちらは、一節基金繰入金、説明欄、十二月補正予算の財源調整による財政調整基金の増額と、その下、対応する事業の事業費の減額等に伴うふるさと応援寄附基金の減額によるものでございます。

その下になります。二十款諸収入、四項雑入、一目雑入に二千五百八十八万一千円増額しております。こちらの主な要因は、前年度精算による各種事業の追加交付金や一部事務組合からの返納金によるものでございます。

下段になります。二十一款市債、一項市債、二目辺地債に一千六十万円増額しております。こちらの主な要因は、一節辺地債、説明欄、一番下になります。浦田シーサイドハウス補修費の資材高騰等に伴う浦田シーサイドハウス補修事業の増額によるものです。

その下になります。三目過疎債に一千四十万円増額しております。こちらは、一節過疎債、説明欄、歳出で説明をいたしました現和小学校の浄化槽取替工事費の増額に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されており、すので、質疑は省略をいたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十一時二十分頃より再開をいたします。

午前十一時二分休憩

午前十一時二十分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第六三号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補

正予算（第三号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一三、議案第六三号、令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 中里千秋君〕

○健康保険課長（中里千秋君） 御説明いたします。

本案は、令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）になります。

予算書の条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二百六十五万二千元を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億二千百七十三万三千元とするものです。

それでは、補正の主なものにつきまして、歳出から御説明をいたします。

予算書六ページになります。

まず初めに一款、一項、一目の一般管理費、こちらについては職員人件費の増に伴うものでございます。

その次の二款、五項、一目の葬祭費につきましては、二万円掛ける八件分ということで、令和四年度再算定をしております。三十七件から四十五件ということになっております。

その次の三款、一項、一目の一般被保険者医療費給付費分、こちらについては、令和四年度の財政安定化支援分を充当したため一般財源を減額しております。補正額の財源内訳を御覧いただければと思います。

次の五款、一項、一目の疾病予防費、こちらについては二段目の十八節の負担金補助及び交付金でございますけれども、PET検診の施設利用ということで十万円計上いたしております。こちらについても令和四年度の見込み増ということで二万五千円掛ける四件分、令和四年度想定分で八件から十二件へ補正をしております。

その次、五款、二項、一目の特定健康診査等事業費、うち、二段目の七節の報償費八万八千元ですが、こちらについては、特定健診

の受診率向上のためということで、職場検診の情報提供等の件数増加に伴い八万八千円の増額をいたしております。

その次、七款、一項の償還金及び還付加算金、こちら五目の保険給付費等交付金償還金、内訳といたしまして普通交付金、特別交付金でございますが、それぞれ、合わせて一千百一十二万円、それと、六目のその他償還金として保険者努力支援交付金六十三万四千円、こちらについては、令和三年度の実績確定による返還金ということで計上しております。

八款、一目、一項の予備費については、今回一千三十八万円減額しておりますけれども、今回の補正調整の財源でございます。

歳入について御説明いたします。

六款、一項の一目の一般会計繰入金です。三節の職員給与費等繰入金、こちらについては人件費等の繰入れ九十三万八千円、それと、五節の財政安定化支援事業繰入金、こちらについては、先ほど歳出のほうでも説明いたしましたけれども、令和四年度の財政安定化支援の確定によるものでございます。

以上です。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第六四号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予

算（第三号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一四、議案第六四号、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 柳田さゆりさん」

○高齢者支援課長（柳田さゆりさん） 御説明いたします。

本案は、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）です。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八百三十六万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億一千四百二十万五千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

予算書、七ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費に百九十四万二千円増額しております。主な要因は、三節職員手当等に、高齢者実態調査等業務量が増加する見込みのため、時間外勤務手当を計上したことによるものです。

七ページから一一ページの二款保険給付費及び三款地域支援事業費は、九月までの給付実績を踏まえた決算見込みにより増額しております。

額の大きなものとしたしましては、八ページ、二款、二項、五目

介護予防サービス計画給付費で百五十一万六千円を増額しておりますが、要支援認定者の増加により、ケアプラン作成件数が当初見込みより増加したことによるものです。

また、九ページ下段、三款、一項、一目第一号訪問・通所・生活支援事業費の四百三十七万円の増額は、デイサービスを利用する要支援認定者、事業対象者の人数、回数が当初見込みより増加したことによるものです。

一一ページ、六款、一項の予備費二百三十九万六千円の減額は、財源調整によるものです。

一二ページ、七款諸支出金、二項繰出金二百四十九万八千円の増額は、種子島地区広域事務組合負担金、地域支援事業費の市負担分等の前年度精算額確定に伴い、一般会計へ返納するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款国庫支出金から六ページにかけての七款繰入金までの補正は、歳出の補正に伴い再算定したものでございます。

六ページ、最下段の九款諸収入、三項雑入二百五十五万五千円の増額は、種子島地区広域事務組合負担金の前年度精算返納金によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託をいたします。

△議案第六五号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第三号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一五、議案第六五号、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 中里千秋君〕

○健康保険課長（中里千秋君） 御説明をいたします。

本案は、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）になります。

予算書の条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百九十三万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億六千四百四十一万七千円とするものです。

それでは、補正の主なものにつきまして、歳出から御説明をいたします。

六ページになります。

一款、一項、一目の一般管理費については職員の人件費増に伴うものでございます。

次の二款、一項、一目の後期高齢者医療広域連合納付金の増額については、令和四年度の保険基盤安定分担金の確定によるものでござ

ございます。

次に歳入についてでございます。

五ページをお開きください。

三款、一項、一目の事務費繰入金については、今ほど歳出で説明いたしました人件費相当における一般会計からの繰入れで十三万二千円、それから、二目の保険基盤安定繰入金については、これも同じく、歳出のほうで、今、説明いたしましたけれども、令和四年度の保険基盤安定分担金の確定によるものでございます。

以上でございます。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

#### △請願・陳情の委員会付託

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一六、請願・陳情の委員会付託を行います。

今定例会において、十一月二十四日午前中までに受理した請願書は、お手元に配付してあります文書表のとおりであります。付託委員会欄のとおり産業厚生委員会に付託いたします。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

#### △日程報告

○議長（川村孝則君） 明日、三十日から十二月二日まで本会議を

開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

#### △散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前十一時三十分散会

本会議第二号（十一月三十日）

本会議第二号（十一月三十日）（水）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん  
二番 鮫島 市憲 君  
三番 橋口 美幸 さん  
四番 渡辺 道大 君  
五番 宇野 裕未 さん  
六番 杉 為昭 君  
七番 川村 孝則 君  
八番 河本 幸男 君  
九番 濱島 明人 君  
一〇番 下川 和博 君  
一一番 遠藤 建次郎 君  
一二番 竹下 秀樹 君  
一三番 田添 辰郎 君  
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	大平 和男 君
教 育 長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	平石 栄夫 君
財産監理課長	下川 法男 君
地域支援課長	松元 明和 君
税務課長	長野 望 君
健康保険課長	中里 千秋 君
高齢者支援課長	柳田 さゆり さん
経済観光課長	高石 心平 君
農林水産課長	岩下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	奥村裕昭君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川昭代さん
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	川畑利昭君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	山崎省一君
社会教育課長	古市善哉君
局長	園田博己君
次長	山田正次君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和四年十一月三十日午前十時開議

△開 議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第 一 一般質問

一 一 遠藤建次郎 議員

一 四 橋口 好文 議員

五 宇野 裕未 議員

四 渡辺 道大 議員

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、遠藤建次郎君の発言を許可いたします。

〔一一番 遠藤建次郎君登壇〕

○一一番（遠藤建次郎君） おはようございます。一一番議員の遠藤建次郎でございます。よろしく願います。

明日から十二月に入り、一年も通り過ぎようとしておりますが、一年を振り返ってみますと、ロシアによるウクライナ侵攻や円安による物価高騰、サツマイモ基腐病、コロナウイルス感染症と、市民生活においては多大な悪影響を及ぼすことばかりでございました。県、国、市による様々な支援策も行われましたが、まだまだ以前のような生活に戻るには時間を要すると感じております。西之表市においては最大の関心事項である馬毛島問題も、着実に前に進んでおります。本日は、これらの問題の中から幾つか質問させていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

一の質問です。現在のワクチン接種の状況について伺いたいと思っております。よろしく願います。

〔健康保険課長 中里千秋君〕

○健康保険課長（中里千秋君） お答えいたします。

ワクチン接種の状況については、従来型のワクチン接種として、十八歳以上の一回目から四回目、それから、十二歳から十七歳の一回目から三回目、五歳から十一歳の一回目及び二回目を既に実施し

ております。

また、オミクロン株対応の接種については、従来型のワクチンを二回以上接種済みで、オミクロン株のワクチンを一回も接種していない十八歳以上の方を対象に、昨日、十一月二十九日から十二月十六日まで市民体育館で実施予定でございます。

本市のワクチン接種率については、十一月七日時点ですけれども、令和四年四月末人口一万四千七十二人、こちら四歳以下を除きますけれども、二回目接種済みが一万三千百七十二人の九三・六％、三回目接種済みが一万一千三百四十二人の八〇・六％、四回目接種済みが七千四百七十八人の五三・一％となっております。

ワクチンの接種回数が増えるほど接種率が低くなっている状況にあることから、市民の皆様には、すこやかだよりや市のホームページなどで、早めのワクチン接種について御検討いただくようお願いしているところでです。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） どうもありがとうございます。

現在の接種率については、よく分かりました。現在の感染者数の把握は、熊毛で何人という発表の方法でございますので、西之表市の患者数が正確に把握できるものではないかもしれませんが、熊毛全体でも十五、六人と増えていますので、西之表市でも同様に増加しているのではないかと推察されます。今後ともワクチン接種の進め方について検討され、接種率が上がるように、よろしくお願いいたします。

す。

次に、二の質問でございます。第八波に向けた取組について伺いたいと思います。

テレビ報道では、オミクロン株の変異株で、新たにBQ・1・1ケルベロスがアメリカ、イギリスなど四十八か国で報告、さらに、XBGリフオンはインドなど二十一か国で確認されており、これから冬にかけて感染拡大が危惧されております。日本でも、コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時にはやるのではないかと予測されております。

そのような中で、先日のテレビ報道では、飲み薬の新薬ゾコバも発表され、症状の回復も期待される場所ではございます。また、五回目のワクチン接種の予約受付も始まっておりますが、これから年末年始に向けて帰省客などで人流が増加いたしますが、改めて市として第八波に向けた取組についての説明を求めます。

○健康保険課長（中里千秋君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、全国的に新規感染者数が徐々に増えていくこと、また、年末年始を迎えるに当たり、人の動きが多くなるのが予想されることなどから、本市にも第八波の波が押し寄せてくるのではないかと心配されるところでです。

現状として、本県の新規感染者数については、十一月二十三日現在、十六日連続で前の週の同じ曜日を上回る状況です。専門家によつては、第八波の入り口に差ししかかかっていると認識を示しているよ

うですが、議員御指摘の本市の第八波に向けた具体的な取組、感染防止策については、第七波の感染拡大以降、七月、八月、十月、十一月の四回にわたり、すこやかだよりを全戸配布し、お示したところであり、新型コロナウイルス並びにインフルエンザのワクチンの早期接種、場面に応じたマスクの着用、屋内の十分な換気、それから外出・移動の際の体調管理などへの御協力をお願いしております。

年末年始を迎えるに当たり、防災無線等でも感染防止について改めて呼びかけていきたいと考えておりますが、市民の皆様には、先般お配りいたしましたすこやかだよりをいま一度御確認いただきまして、御自身だけでなく、周りの方々の命や健康を守るため、引き続き感染防止策の徹底をお願いしたいと思います。

以上です。

〇一番（遠藤建次郎君） ただいま答弁いただいたように、当局側といたしましても、スマホなどのツールを利用しての呼びかけなどもなされているようでございます。今週届いた市の広報紙の中にも、今ほど答弁の中にもございましたように、すこやかだよりによる呼びかけがなされておるようでございます。引き続き注意喚起をよろしく願っています。

次に、二の質問、市内宿泊施設の現状についてでございます。

一の来島者の状況についての質問です。

今月から国の支援事業も始まり、修学旅行生や観光客など多くの方々の来島が見受けられました。先日、私の地元の風本の浜では、

二十人から三十人程度のサーファーの方々が波乗りを楽しんでおられました。支援事業の効果もあると思われませんが、来島者の状況についてはどのように把握されているのか説明を求めます。

〔経済観光課長 高石心平君〕

〇経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

種子屋久観光連絡協議会の入込客数調べによりますと、令和四年九月末現在で、種子島への入込客数は十万六千六百十九人で、前年同期と比較しまして、三七・二%、二万八千九百二十六人増加しております。

交通手段別に見ますと、船舶が八万七千二百七十一人で、前年同期と比較しまして、三〇・四%、二万三千四十三人増加、航空機が一万九千三百四十八人で、前年同期と比較しまして、七九・七%、九千三十一人増加している状況であります。

このように昨年度よりは増加傾向にありますけれども、コロナ前の令和元年度と比較しますと、全体で四万九千人ほど少なく、回復し切っていない状況でございます。

以上です。

〇一番（遠藤建次郎君） ありがとうございます。

コロナ前と比べましたら少ないという状況でございますが、昨年と比べたら大分人数が増えているということが把握できました。

そのような中で、二の質問でございますが、来島者の中の割合において、工事関係者の割合はどうかということでございます。馬毛

島自衛隊基地本体工事に着工は来年からとされておりありますが、工事関連で多くの関係者が宿泊されていると伺っておりますが、宿泊施設などへの工事関係者の割合についての説明を求めます。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

西之表市旅館業組合事務局や主要ホテルには日頃から現状を聞いておりますが、宿泊者の属性等につきましては、外国人であるか、邦人、国内の人であるか以外の個別の状況の把握はできておりません。

宿泊施設関係者の話によりまして、工事関係者及び見込み需要関係者の割合は、大まかに四割程度、宿泊施設によっては七割程度ではないかというふうに伺っております。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） 工事関係者の割合が、四割から多いところで、民宿などが多いと思うんですけど、七割という状況が把握できましたが、一定、観光、修学旅行生が最近は多くなっておりますが、その観光客や修学旅行生の来島者の宿泊も、約五割程度は確保できているということが把握できました。

工事関係者に限らず、修学旅行生や観光など多くの方々ที่มา島され、宿泊施設、飲食店など、ある程度の活気が戻りつつあり、レンタカーも利用度が高くなり、レンタカーが動けば必然的に燃油の消費も上がるなど、市内においては様々な恩恵が生まれています。一方で、事件や事故について不安に思う市民の方々もおられます。

そこで、三の質問でございます。防犯カメラの設置についてどう考えるかということでございます。

以前も一般質問の中で取り上げた質問ですが、前回は、設置台数や商工会の中の組織での設置の経緯などを伺いました。答弁の中では、新設・増設などの前向きな回答はいただけなかったと思っております。さらなる来島者の増加も見込まれることから、今回改めて質問させていただきます。

今回の定例会には、商工会や飲食店振興会、商店街振興協同組合などからの市民の安心・安全な市街地確保への対応についての請願書も出されておりますが、事件・事故の大小にかかわらず、テレビなどで防犯カメラの映像が多く流れます。事件・事故の解明には大きな役割を担っておると思われまます。特に市街地での新設・増設により、事件・事故などを未然に防ぐための大きな抑止力になると私は考えますが、その点についての当局からの説明を求めます。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

前回の答弁内容と重複する部分もありますが、お答えいたします。

市街地に設置しております防犯カメラにつきましては、平成二十六年度に、商店街まちづくり事業、まちづくり補助金を活用して、西之表市商店街振興協同組合が設置し、同組合が維持管理を行っております。防犯カメラの中には、耐用年数を経過し、故障が多く、修理ができない機器もあるようです。西之表市商工会からは、まち

なかの防犯カメラの設置を十分行ってほしい旨の御意見等もいただいております。また、飲食店事業者からの同様の声もいただいておりますので、関係機関と協議を行いながら、引き続き、明るい安心なまちづくりのために、設置に向けて検討してまいります。

以上です。

○ 一 一番（遠藤建次郎君） 市長にも同じ質問をさせていただきたいと思えます。

今回出された請願書も踏まえ、市長は常々市民の安心・安全を述べておられますが、防犯カメラも目に見える形の安心・安全対策だと私は考えますが、市長は防犯カメラの新設・増設についてはどう考えているのかの答弁をお願いいたします。

「市長 八板俊輔君」

○ 市長（八板俊輔君） 防犯カメラに関するお尋ねにお答えをいたします。

先ほど経済観光課長から経過と地元の要望についての答弁をいたしました。一方、カメラの設置につきましては、犯罪の抑止効果により安心感の向上効果があるものと考えられる一方、犯罪自体は止められないことや、また、プライバシー保護の権利にも配慮する必要があります。そうした多様な観点から検討が必要であるということがまずございますけれども、いずれにしても、防犯カメラの効果についてはですね、一定のことがありますので、今後、既にあるものの老朽化とかいうものがあれば、その更新ですとか、ある

いは、新たに設置場所が必要であるという増設とか、そういう要望等を踏まえた上でですね、どういう方法があるか、よりよい方向です。ね、検討をしているところでございます。

○ 一 一番（遠藤建次郎君） ありがとうございます。

前回の一般質問のときにも申し上げましたけど、現在の防犯カメラの設置場所と個数では、死角になる場所も市街地の中で多数あると伺っておりますので、この請願を出された方々と、あと当局側とで、そこら辺のこともしつかり協議していただいて、ぜひカメラの設置ということで前向きな検討をしていただきたいと思います。思っております。

次に、三の質問、農業関連についてでございます。

一のサツマイモ基腐病の発生率についてでございますが、基腐病については、発生が確認されてから二年ほどたちましたが、新薬の開発もなく、持ち込まない、増やさない、残さないの基本的な三つの対策を基に、種芋の消毒やバイオ苗の更新、また新たに追加登録された既存品の薬品などの薬品ローテーション分散など、生産者がやらなければならぬ作業は増加いたしました。が、関係機関や生産者の努力により、前回の一般質問では、基腐病の発生率は抑えられているという報告がなされました。

しかしながら、九月の台風の通過後、基腐病の発生が多数報告されております。九月以降の発生率がどのように推移していったのかの説明を求めます。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

サツマイモ基腐病の発生率につきましては、防除支援員二名体制による毎日の圃場巡回及び市技連会による定期巡回で、地上部の状況を観察し、記録をしております。これを基に市内で基腐病が発生している面積の割合を把握する中で、十月三十日現在、程度は様々ですが、収穫が済んでいない圃場面積の約九五％に発生していると推測しております。

なお、本年度の発生率の推移としましては、六月下旬が一％、七月下旬が三％、八月下旬が六％、九月下旬が三二％と、生育前半から八月までは、昨年度同時期と比較し、病気の発生が少ない状況でしたが、九月の台風十四号接近以降、市内全域に病害の発生拡大が見られます。

一方、被害の程度としましては、十月三十日現在、二割以上の発生が出ている面積の割合が圃場全体の約二五％と、昨年度同時期の約六〇％に比べて低く抑えられている状況であり、生産農家における排水対策や異常株の抜取り作業などの防除効果が出ているものと考えております。

以上です。

○一一番（遠藤建次郎君） 先日のお信表明の中でも市長の言葉の中にもございましたが、もう一度分かっている範囲で結構ですので、昨年と比べての収量が分かれば、答弁をお願いいたします。

○農林水産課長（岩下栄一君） 収量につきましては、まださつま

いもの収穫が全て終わっておりませんので、推計ということ、前回の所信表明の中では、青果芋で反収当たり千二百キロということ、昨年の実績が青果用で反収が六百六十三キロございましたので、昨年度よりは大幅に改善しているものと推測をしております。

以上です。

○一一番（遠藤建次郎君） ありがとうございます。

確かに今年には生産者の方々も、ローテーション散布や新たに消毒剤などを使つての防除の回数が多かつたのではないかと。生産者の努力にもよりますが、また、関係機関の指導の下で生産者の頑張りのおかげで、六百キロから千二百キロ、一トン二百となったということは喜ばしいことではございますが、病気が発生する前の状態から比べたら、それでも半分ぐらいの収量にとどまっているというのが現状でございます。

でん粉用原料甘しよの収穫は終了し、安納いもなどの青果用甘しよも収穫最終盤にかかってきておりますが、安納いもに関しては、昨年よりましと言う生産者もおられます。そのような方の声をお聞きしますと、やっぱり一番の効果があるのは、早植え早掘りが一番ではないかという声が届いております。

しかしながら、早植えの必須条件といたしましては、苗の増殖が大切です。冬場での増殖ですのでハウスが必要でございますが、農業用資材の高騰により、ハウスの設置ができない生産者の方々も多

く見受けられます。

そこで、二の質問、ハウスの助成についての質問でございます。

さきに述べたように、資材費の高騰により、ハウスの設置が困難な生産者の方々が見受けられますが、新規の国、県の事業については何か新しいものがあるのか、また、市としてはどのような対策を考えているのかの説明を求めます。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

ハウス資材の助成につきましては、安納いもの生産について安定出荷、品質と農家所得の向上を目指すため、安納いも育苗施設の購入に対して、平成二十七年より補助を行っております。令和四年度の予算額につきましては百万円、補助率が三分の一以内、補助限度額が上限二十万円となっております。一応、市の補助事業としては以上ですけれども、国、県の情報については、現在のところ、特に情報としてはございません。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） 多分九月の補正で、県としては、価格高騰分に対する三分の一か二分の一かの助成事業があったという記憶はございますが、今ほど答弁の中の市の育苗ハウスの補助額については、確かに三分の一、二十万円上限程度の補助がございましたが、値上がり幅を考慮すると、三、四年ほど前までは六十万円ぐらいだったハウスが、現在は百万円を超える価格となっておりますので、そこら辺を考慮すると増額が必要ではないかと考えますが、検討す

る予定があるのかどうかの説明を求めます。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

資材等高騰の中で、農家の生産者の御苦労は非常に大きいものがあると考えております。議員御要望の、例えば、補助限度額の見直し等とかですね、どのようなことができるのか、そういうことを生産者等の御意見も伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○一番（遠藤建次郎君） 上限が、予算的なものもございしますが、いろいろな交付金等を利用していただいて、上限額を最低どつか五十万円ぐらいまでに引き上げてもらえればという私の要望でございます。よろしくお願いいたします。

次に、三の質問、分解性マルチ助成についてでございます。

今年度は、でん粉用甘しょに続き、青果用甘しょでも分解性マルチの助成事業が実施されました。利用者からは、芋の品質性には何ら影響はなかったと、悪い影響は出なかったという多くの声があります。さらには、ビニールの剥ぎ取り作業やビニールの処分料なども発生せずに、非常に助かったという声が聞かれました。ぜひとも来年度以降も、分解性マルチについても助成制度について継続してほしいとの声がございますが、来年度以降の取組についての説明を求めます。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

生分解性マルチにつきましては、これまで国への陳情の際にも、

費用軽減となる支援について要望を行ってまいりました。こうした中で、でん粉原料用甘しょやさとうきびなどの品目におきまして、国の事業を活用した助成が行われてるところでございます。

さらに、本年度は、サツマイモ基腐病対策の一環といたしまして、収穫後の早期耕うんを推進するため、青果用さつまいも栽培用で購入した費用の二分の一を市単独事業として助成することとしております。

議員がおっしゃいます来年度以降ということでございますけれども、この基腐れの状況が大変厳しい状況でございますので、来年度も継続した支援というところを考えております。

以上でございます。

〇一一番（遠藤建次郎君） 来年度以降も助成制度については継続していくという方向性ということでございますが、そこで一つ問題なのが、早植えということは三月に定植をするわけでございますが、生分解性マルチにおきましては受注生産でございますので、予約から二か月程度の納品までかかるということでございます。助成制度が継続されるのはうれしいことですが、そこら辺の助成制度の決定時期をですね、早いところでしたかかないと、来年の三月植えの場合には、最低でも一月には予約をしないと、三月には資材の納入に合わないという点もございますが、そこら辺についての決定時期と生産者へのお知らせについてはどのようにお考えか答弁を求めます。

〇農林水産課長（岩下栄一君） これにつきましては、令和四年度の予算のまず状況でございますけれども、こちらの状況につきましては、対象が令和四年二月から令和四年七月に購入した、もしくは納品したものとこのところを対象にいたしまして、農家の皆様への事業の周知につきましては、十二月に周知を行うこととしております。申込み期限は一応二月というところで、令和四年度の予算の執行についてはこういったことを予定しております。

来年度につきましては、まず、予算の成立自体がまた三月ということになりますので、それが実際的には確定して以降でないことと正式な募集というのはいけませんけれども、そのやり方について、また今後、予算編成と併せまして検討してまいりたいと思います。

〇一一番（遠藤建次郎君） 予算編成等々の問題もございましょうが、ぜひですね、三月の定植には間に合うような形での進め方をよろしく願います。

次に、三の馬毛島関連についてでございます。今週の市の広報紙の中でも、馬毛島だよりの中で、様々な交付金の制度の問題であったり、使える事業、使えない事業の説明みたいな文も、昨日でしたか、私も目を通させていただきましたが、なかなかこう、私も含めてですが、市民の方々もうまく深いところまで理解できていないところもまだございます。

そのような中で、再編交付金の交付についての報道がなされてから、市民の中では、どのような利活用があるのかと。さきにも、い

ろんな使い方について、当局側でも各種団体でいろいろな意見と要望も聞いているところではございますが、そのような中で、少しだけ、三つほど、市民の関心が高かった点についての利活用について質問させていただきたいと思えます。

一の質問でございます。現在も島外への海上輸送費の全額補助はどうかという質問でございます。

原油価格高騰や資材費高騰により、様々な分野での値上げが続いており、輸送費の値上げも起こっております。島内外からの移出・移入については、海上輸送費は様々な職種において大きな負担の一つとなっております。海上輸送費については、現在も国や市の助成は行われておりますが、生産者や事業主の負担軽減と手取り収入アップのためにも、海上輸送費の全額補助は検討されないのかという質問でございます。説明を求めます。

○市長（八板俊輔君） まず、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員も御存じのとおり、本市への再編交付金は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づきまして対象となるものであります。九月二十八日付けで、再編関連特定施設及び周辺市町村として馬毛島基地（仮称）及び種子島一市二町が指定を受け、十月二十一日付けで、本市に対して七億七千六百万七千円の再編交付金が交付されることが決定されました。これらの決定に伴い、令和四年度の再編交付金に係る事業について検討を重ねた結果、本年

度中の執行が困難であることから、次年度以降の教育関係、具体的には学校給食費の完全無償化のための基金事業を計画し、本議会に関連議案を提案させていただいたところでございます。

海上輸送費の補助の点につきましては、所管課よりお答えをいたします。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

島外への海上輸送費の補助につきましては、現在、国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、農産物や水産物を島外移出する場合の海上輸送費について八割の助成をしております。また、林産品についても、国の離島活性化交付金を活用し、島外へ出荷する際の海上輸送費について同様の支援をしております。現在活用している海上輸送費の事業につきましては、補助率の高い事業でございますので、基地関連の交付金を活用した海上輸送費の全額補助については、慎重に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○一番（遠藤建次郎君） ありがとうございます。

国の補助が入っているということで、交付金とは一緒に使えないということも、先ほどのお知らせとかそういうので理解できたところでございますが、さらなるほかの交付金などの利用も考慮した上で、またこの全額補助については、今後また検討、見直しのほど、よろしくお願いいたします。

次に、二の質問でございます。公園の整備・遊具の新設について

でございます。

前回の一般質問では、わかさ公園内の遊具広場について質問をさせていただきましたが、その際には、指摘した危険箇所について早急な対応をしていただき、ありがとうございます。その際に、古くなった遊具の撤去の説明も受けましたが、新設の予定はないとの説明もございました。利用される市民の方々からは、遊具の新設や人工芝区域などの設置などの声も聞かれますが、その点についてはどう考えるか説明を求めます。

〔建設課長 奥村裕昭君〕

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

主管課といたしましたも、公園施設の老朽化は課題の一つと認識をしております。市民アンケートにおいても、公園の充実を求める声が一定数あることから、公園施設の修繕、遊具の新設につきましても整備を進めてまいりたいと考えているところであります。通常であれば、その財源といたしましては国土交通省の交付金を活用するところでございますので、再編交付金を活用する場合は、事前に同省との協議が必要となっております。いずれにいたしましても、現時点で防衛省との協議が整っている状況にございませぬので、できる、できないというような明確な答弁についてはできない状況にございますので、御理解いただければと思います。

○一番（遠藤建次郎君） ありがとうございます。

ぜひですね、今後も検討していただく中でですね、保育園や幼稚

園、認定こども園など小さなお子様のいる保護者や、利用される住民の方々にアンケートを取っていただき、利用者の声を基にしながら、さらに利用者に喜ばれる公園づくりをよろしくお願いいたします。

次に、三の質問でございます。旧榕城中学校跡地などへの複合施設の建設についてでございます。

去る十一月十一日に、馬毛島対策特別委員会で、宮崎県新富町の新田原基地並びに町役場、町議会の行政視察に参加させていただきましたが、その折に、新富町総合交流センター「きらり」で意見交換会を行いました。非常に有意義な研修を受けることができました。防衛施設周辺民生安定事業補助金などを利用した立派な施設でございましたが、施設の中には、図書館や古墳群から出土した埴輪などの展示、資料スペースや、カフェやクッキングスタジオ、アートスタジオやボランティア室、会議室など、機能性豊かな施設でした。

本市にも市立図書館や歴史資料館があります。図書館や榕城児童クラブ、子育て支援センター「にこにこひろば」などが入っている建物もございませぬが、老朽化が進んでおり、トイレなどの使い勝手の悪さも指摘されていることから、榕城中学校跡地に、図書館や児童クラブ、子育て支援センターなどを兼ね備えた複合施設などの建設で有効活用してはどうかと考えますが、説明をよろしくお願いいたします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

旧榕城中学校跡地への複合施設の建設につきましては、今現在、庁内で検討をさせていただいております。今ほどありましたように、議員の御提案というのも参考にさせていただきたいと考えております。

その上で、再編交付金の活用につきましては、防衛省と今後やはり協議が必要だと考えておりまして、活用ができるかどうか明確にお答えすることは、今の段階ではできないと考えております。活用に当たりましては、市の実情に即しまして、真に市民のためになるよう、長期的な視点に立って検討してまいりたいと考えております。

○一一番（遠藤建次郎君） ありがとうございます。

交付金の利活用につきましては、今年度分の七億七千七百万円ほどの報道があつてから、市民の一部の声を基に質問させていただきました。制度的な部分など、私も含め、市民の皆様方も十分に理解できてない部分も多数ございます。基地再編交付金以外にも、基地関連交付金は、事業の進捗状況により、ほかにも幾つかございますので、要望も取り入れることも当然ではございますが、西之表市の発展のために、より持続的に効果が期待できる事業に取り組むなど、今後とも説明のほどをよろしくお願いいたします。

最後の質問です。

市長の基地に関する考え方についてでございますが、昨日の所信

表明の中でも述べられておりますが、民意が分かれる中、一方の考えのみを主張して、あるいは、一方の考え方をないがしろにすることは、市長の立場としてはできないと。住民に不利益をならぬよう、市民の安心・安全と市の発展に責任を有する市長の立場として対応すべき場面もあることをぜひ理解していただきたいと。最善の選択を行い、この問題に対応していくと。皆様の理解と御協力をお願いいたしますと。

また、十一月二十二日には、防衛省との協議の場などもあり、後の知事との意見交換に対しては、「今後ますます県との連携は重要であると認識しており、引き続き連携をお願いしてきたところでございます」と述べられました。そのような中で、先日始まった県議会の十二月定例会で、塩田知事は馬毛島問題に関して、「我が国周辺を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している状況を踏まえ、総合的に検討した結果、国が馬毛島において自衛隊施設を整備することは、県として理解せざるを得ないと考えに至った」と容認の考えを示されました。

市長もますます県との連携を重要であると認識していることから、西之表市長としましても、自衛隊施設を整備することに理解を示し、容認の考えをはっきりと市民の皆様様に説明をし、市民の理解と御協力をお願いしていかねばならないのではないかと私は考えますが、その点について市長の考えをよろしく説明をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

私の市長としての馬毛島の基地問題についての考え方のお尋ねであります。

昨日、知事が県議会での答弁をされたことを言われましたが、知事は広域自治体の長としての立場で考えを述べられたものと考えております。馬毛島のある西之表市の市長としての私はまた、その基礎自治体より市民に近い立場での、市民に近い自治体の長としての立場で、独立した判断をしなければならぬと考えております。

さきの住民説明会、十一月の、今月の十九日、二十日の説明会におきましても、市民の皆様から騒音問題など様々な疑問や意見が出されました。また、将来的な機能や規模拡大への不安など、市民の不安解消や安全・安心の担保には至っていないと考えております。

また一方で、基地に対する期待の声のあることもございます。具体的には、工事に関して受注機会の拡大や地産地消などの期待の声、宿泊や観光への影響、あるいは、治安への不安の声なども寄せられております。

具体的な基地の運用計画は明らかにされておりません。したがって、今、最も優先すべき私の使命は、市民の安心・安全の確保と不安解消に全力を尽くすこと、かつまた、期待の声に応える最大限の努力を注ぐことだと考えております。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） 市長の答弁は、これまでも最近の答弁

の繰り返しではございますが、市民の安心・安全であったり、不安などころの解消であったりというのは当然のことだと思います。私が申し上げたいのは、選挙に出たときと今では現状も違いますし、市長も、八板俊輔氏個人の考えと、また市長としての考えとは違ふと。またそこはちょっと計り知れないところもござりますが、致し方ないでも何でも、理解できるでもいいんですが、そこら辺をはつきり市民の皆様には説明をしていただいですね、そのほうが真ん中にいる市民の皆様も、基地は受け入れるんだと。今後に向けてどう取り組めばいいのかというふうな形で進んでいくのではないかと。

真ん中にいる市民の方々があやふやな気持ちというか、実際はほとんどもうできるんだという市民の方々のほうが多いんですが、そこら辺の方々の気持ちも酌んでいただいですね、もう少しこう、理解せざるを得ないでも、容認という形をもう少し示していただいで、そこら辺の真ん中にいる市民の方々の迷いを消していただきなから、市政運営に取り組んでいただければと思います。

最後に、十七日、千秋楽を迎えた福岡場所では、現在行われているサッカーのワールドカップ、ドイツ対日本の二対一での劇的な逆転勝利にも引けを取らない、三勝七敗からの五連勝で、八勝七敗と見事に勝ち越した本市出身の島津海関、西之表市、種子島の宝として、ますます御活躍いただきたいと願っております。また、島津海関より、市民、島民の皆様方からの熱い御声援に対し、感謝を申し上げるといふ声も預かっております。

今後とも、また市長には市政運営のためにも頑張っていたいただき、よろしく願っています。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（川村孝則君） 以上で遠藤建次郎君の質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十一時五分頃より再開をいたします。

午前十時四十九分休憩

午前十一時五分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一四番 橋口好文君登壇」

○一四番（橋口好文君） 皆様、こんにち。一般質問を行いたいと思います。

今年、ロシアがウクライナ侵攻があり、世界の経済がかなり痛みを受けてる現状がございます。そして、本市においても、夏場は新型コロナウイルス感染症患者が、数多く発症患者が増えたちょうこともございました。

そういう中でありましたけど、十月六日から十日にかけて、第十二回全国和牛能力共進会が霧島市牧園町で行われました。私も、十

月の七日と八日の二日間、会場に足を運び、チーム鹿児島の一員となつて、鹿児島県の畜産農家が出品した牛をチーム鹿児島の方々と応援をしてみました。そういうことで、成績は、鹿児島県、九部門のうち、昨日も八板市長の所信表明演説にもありましたが、六部門を第一席を受賞する輝かしい成績を収めました。また、次回、五年後は北海道で開催が予定されているそうです。私は体が元気なれば、また北海道の共進会にも行たて、鹿児島県の、またチーム鹿児島の一員として応援をしたいと、そういう考えを持っております。

こういう輝かしい成果が和牛能力共進会で出されましたが、今月行われました種子島畜市場の牛の競り市の結果は、市長の所信表明演説でもありましたが、平均で五十三万四千三百七十五円で、十月の競りからしたら二千百三十五円のマイナスということで、なかなか子牛価格が上昇に結びついていかないと。その原因が、やっぱりこの飼料高。肥育農家が飼料高による買い控えが一因してると言われております。この飼料高も、現下の国際情勢を踏まえれば、なかなか解決できる、値下げになるような、そういう見通しは立てにくいというのが現状だと思います。

そこで、質問に入ります。  
まず、農業振興について。

一番の、農業用生産資材費高騰と農産物の価格転嫁ができない現状を市長はどう捉え、どう考えているかという質問でございます。私も、大字の農家、大字よく回るんですが、やっぱり聞こえてく

るのが、肥料が高騰してると。将来の今後の営農が続けられるかと。これが一番の不安だという声を、もう多くの農家から拝聴しております。

長崎県は、県が、国が値上がりした分、国、七〇%補助をする事になっておりますが、長崎県は、その国の補助に一五%上乗せして農家に補填すると。肥料代の補填をするということでございます。鹿児島県も、この間、熊毛支庁に行たてですね、伺ったら、鹿児島県も、やっぱり一五%補助するということを職員から伺ったところでございますが、まず、とにかく農家が大変な危機的状況にあるということでございます。八板市長の思いをお聞かせください。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

農業についてのお尋ねであります。

議員も御指摘のように、新型コロナウイルスによる影響とか、あるいは国際情勢の変化、例えば、世界的な穀物需要の増加、ロシアによるウクライナの侵略、それから円安、そうしたことによりまして農業用生産資材が高騰する中、市場を通じて取引される農産物は、原則として需要と供給に応じて価格が決まりますため、なかなか価格の転嫁というようなことは難しい課題であると認識しております。そういう中で、農業経営は非常に厳しい状況に置かれていることから、本市といたしましても、さきの九月議会で、国の財源を活用して耕種農家への補助事業予算を計上し、早期支援に取り組んだと

ころであります。

今後、農業経営の持続性を確保するためには、流通業者や消費者も含めまして、生産物の適正な価格に対する理解の醸成も必要だというふうに考えております。農家と共に、行政としてもですね、この難局といえますか、状況を乗り切っていくために努力をしてまいりたいと思います。

○一四番（橋口好文君） えーとですね、今の農業の基本法の検証

に国は着手しております。その中で、人手不足とか食の将来危うきとか、それから、今、市長も言われましたように、価格転嫁が、国民理解の醸成が必要だということも言われております。日本農業法人協会の副会長さんですね、価格転嫁ができない現状を問題視し、若い人がなぜ農業に定着しないかといえば、食えないからだ。農業では食えないからだ、この副会長さんも新聞にこう書かれております。

今、基幹作物はさとうきび、さつまいもですけど、なかなか市長も言われたように、価格が上げられないと、上がらないということ、生産資材は上がって、価格が生産農産物が上がらないということとは、値下がりですよ、実質。農産物の値下がりです。そういう状況で若い人が農業をやるうという人はいないのは、もう当たり前だと、この副会長さんとも言われております。

そこら辺をですね、八板市長、野村農林大臣も鹿児島県選出の国會議員です。それに森山代議士もおります。ぜひですね、この農産

物の価格をですね、まだ上げていただくよう、ぜひ東京に行ったら強く要請していただきたいと。農業では食えないから、若い人農業する人はいないんですよちゅうことをですね、直接言っていたきたいんですが、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

農産物の価格が、資材価格が、資材高騰に伴って上がらないという現状はですね、非常に難しいところだと思います。今おっしゃったように、本県選出の野村参院議員が農林水産大臣を務めておられます。その前からでありますけれども、農業のための支援、農家のための支援についてはですね、これまで以上にですね、また要望等続けていきたいと思えます。

○一四番（橋口好文君） ぜひよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

(二) サツマイモ基腐病についてでございます。

この質問アですけど、被害状況と反収を問うちゅうことで、先ほどの同僚議員も質問しておりましたので、もう、ここはもう質問いたしません。

それですね、基幹作物としての今後のさつまいも栽培、質問イですけど、さつまいも栽培（生産）の将来性について、市はどういう考えを持っておられるか、答弁を求めます。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

本市におけるさつまいも生産は、さとうきび同様、本市農業を支える重要な基幹作物として位置付けられており、また、自然災害に強い防災作物としての一面もあることから、複合経営の柱として生産されております。

しかしながら、近年の高齢化や後継者不足に加え、サツマイモ基腐病の影響が重なり、農家数及び作付面積が大幅に減少し、非常に厳しい状況から、産地存続の危機に直面していると認識しております。一方、青果用さつまいもにつきましては、国内における焼き芋やスイーツでの人気が強くなり、今後も需要が期待されております。また、今年三月には、種子島安納いもが地理的表示（GI）保護制度の登録を受け、他産地との差別化、高付加価値化による有利販売につながれると考えております。

また、でん粉原料用につきましては、価格調整制度の下、販売単価の大幅な増加は見込めませんが、反収向上による収益増を図るために、収量性及び耐病性が高い品種の推進、各種補助事業の活用による経費削減など、様々な支援を行っているところでございます。

このような観点から、さつまいもは、今後も本市農業及び地域経済を支える基幹作物として、重点的に振興を図りたいと考えております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） ありがとうございます。

今、ただいま課長さんのほうから、いろんな支援についても、今

後ともやっていく答弁がございましたが、先ほどの同僚議員の質問の答弁の中でも、青果用は反収が一・二トンと。それから、でん粉原料用甘しよについては、昨日、私、JAの営農販売課に電話いたしました担当職員から伺ったんですけど、速報値として四十七・九俵だと、十アール当たり反収が。今後、それが若干調整がされて、数字は若干変わると思いますが、五十俵ないということ、これ、今のさつまいもの交付金とさつまいも価格からしたら、もう十アール当たり八万円そこそこしかない、売上げがですね。これでは農家残らないと、手元に。ですから、先ほども言いましたように、若い農業する人がいないんだと。農業で食えないから。そういうことにつながると思いますので、ぜひ市としてもですね、農家にぜひ全力で支援をしていただきたいと、そう要望しておきます。

質問のウに入ります。

基腐病の被害に遭った農家への経済支援を求めたいが、いかがかということでございます。

今年も青果用は特に単価が高いもんだから、結構農家さんも頑張ってるその対策をし、排水対策とか、それから薬剤散布も何回もし、また、発症したら株も引き抜いて圃場から持ち出すと、そういう努力はされました。されてきておりました。

しかしですね、このでん粉用甘しよについては、単価安いですが、こういう経費を相当かけてもですね、合わないんですよ。キロ三十円そこそこじゃないですか。ですから、今年も結構ね、被害に

遭われている農家多いです。私ずっと回りましたけどね。でん粉用甘しよでも、こないしにも結構傷んでいてですね、ある安城校区のとこ回ったらですね、道路に持ってきて老夫婦がやってるんです。もう結構やっぱり腐敗してですね、その現場で切って袋に入れてる状態でございます。その農家の主婦の方も言うんですよ。こういうことでは、もう農業では食べていけないと。そういうことを言われます。

ですから、今年もですね、ぜひ行政には経済支援を、直接農家に経済支援をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。八板市長でもいいです。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

基腐病の被害に遭った農家への支援についてのお尋ねであります。この件につきましては大変重要な問題でありますので、令和二年度及び令和三年度においては、重大な、甚大な被害状況を踏まえた緊急的な支援を行ったところとす。本年度におきましては、新たな農薬や土壌殺菌剤等の登録が増え、防除対策も手段も増えてきたことから、こうした資材費等の購入費に対して、国等の財源を活用した助成や市独自の支援を行っております。

今後の経済支援については、前年の半分程度と、前年というか従来ですね、という状況もございますので、出荷実績及び被害状況等も含めて総合的に判断してまいりたいというふうに思っております。

本市独自の支援ということでありますけれども、今後とも引き続き情勢を見ながら、農家が意欲を持って取り組めるようにですね、様々な形で取り組んでまいりたいと思います。

○一四番（橋口好文君） 八板市長、農家にですね、直接、経済支援を求めているんです、私は。そこ、お答えをお願いします。

○市長（八板俊輔君） 今申し上げたようにですね、次期作に取り組む農家の皆さんについてですね、支援については、今後も引き続き、現状を見ながらですね、検討してまいりたいと思います。

○一四番（橋口好文君） 農家経営が本当に疲弊を来しておるといふ状況でございますので、市長、そこら辺を十分に考えてですね、対応していただきたいとお願いしておきます。

次の質問に入ります。

また、三番、四番ですか、肥料高騰対策についてと、それから、畜産農家の堆肥を安価で利用できる施策と、それに伴う予算措置を求めるとかがかという質問でございますが、この肥料高騰対策で、西之表市としては、今後どういう対策をされるのか、まず、この点からお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

肥料高騰対策としましては、本市独自の支援といたしまして、本年九月議会において、価格高騰により農業経営に苦しんでいる耕種農家に対し緊急的に支援するため、先議にて補正予算を議決していただき、経営緊急対策支援事業において、昨年度の肥料費の実績を

基に支援を行っております。

一方、国は、化学肥料低減の取組を条件として、昨年、前年度から増加した肥料費について、その増加分の七割を支援する事業を行うとともに、県におきましても、国と合わせ、増加分の残りの三割のうち、二分の一を支援することとしております。

以上でございます。

○一四番（橋口好文君） どうかよろしくお願いいたしておきます。それからですね、この畜産農家の堆肥を安価で利用できる施策と、それに伴う予算措置の質問でございますが、中種子町もですけど、南種子町もですね、町独自の堆肥センターを平成二十一年に稼働させております。それで、年間にですね、現在、二千トンの堆肥を作って農家に供給しているそうでございます。本年は、南種子町は三千トンの生産を見込んでおるといふ町役場の課長からのお話でございました。

どうでしょうか。こちら辺をですね、西之表市も農業農村整備計画の中に、生産性の高い土づくりを推進しますとうたっております。こういうことも項目挙げてうたっておりますので、ぜひですね、西之表も農家に安価な堆肥を供給していただきたいと考えます。

ちなみに、JAさんですね、鹿児島から堆肥を一部購入しておりますが、JAさんの場合は、南種子町はトン九千円で農家に出しているそうです。散布したら一万円だそうです。JAは一万四千八百円だそうです。

そういうことで、やはり西之表市としても、そういうことをやるべきじゃないかと。予算措置も含めて、答弁をお願いします。

○農林水産課長（岩下栄一君） 答えいたします。

現在、堆肥施用に対する支援としましては、さとうきび農家に対し、国や市の単独事業により負担軽減を行っております。この中で、昨年度から市内大型畜産農家さんの堆肥も一部活用しており、さらなる軽減につなげているところでございます。また、さとうきび以外の作物に対しましては、サツマイモ基腐病対策として、土壌改良資材として堆肥の購入助成や、圃場の土層改良による堆肥施用の支援のほうを行っております。

以上でございます。

○一四番（橋口好文君） 市としてですね、今後、こういう生産性の高い土づくりをどういうふうにして推進するんですか。私はですね、中種子町・南種子町がやってくるように、行政が堆肥センター造って、自らが農家のためにやっていくという、そういう考えが私は必要じゃないかと思うんですけど、八板市長、そこら辺どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 答えいたします。

農業の土づくりの重要性というのは、非常に大きな課題だというふうに認識しております。

堆肥につきましてはですね、先ほどのJAのお話もございましたが、これは本市の畜産農家と、それから本市と、それからJAとの

協議の中で生まれてきたようなことだとも思っております。そしてまた、南種子町の堆肥センターというお話もありますが、同様なこととはですね、いろいろな状況を見ながらですね、可能性について検討しているところでございます。

いずれにしても、堆肥が有効に島内に、島内の原料ですね、回るような仕組みというのは視野に入れて、今いろいろ検討しているところでございます。

○一四番（橋口好文君） 今検討している現状だと言われました。その結果を、検討した結果を早くですね、出していただきたいと。そうお願いしたいと思います。

私がこの質問出したのはですね、私、よく牛の家畜市場に競り見に行くんですが、そこにもう一市三町の熊毛地区ですね、農家さんが来るわけですが、やっぱりその農家さんが、声がですね、化学肥料がこんだけ高騰したら、やっぱり化学肥料を減肥せんといかんと。そのためには、やっぱり堆肥が大事だと。畜産農家さんの余っている堆肥をどうか利用できないものかという声が、何回もそういうことを聞いておりますので、その検討をした結果をですね、早く実施に移していただくよう、重ねてお願いしておきたいと思えます。

次の質問に入ります。

次、ふるさと納税についてでございます。

その中で質問の要旨ですけど、（一）で返礼品についてでございます。

○議長（川村孝則君） 橋口議員、この最後の五番目はいいんですか。

○一四番（橋口好文君） ん。だから。

○議長（川村孝則君） これはいいんですか。

「甘味資源」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） （五）。

○一四番（橋口好文君） ああ、そうだ。すいません、これが抜けてました。

甘味資源、さとうきび、原料用甘しよの十アール当たりの所得率ですね、これを教えてください。

○農林水産課長（岩下栄一君） 十アール当たりの所得率についてお答えさせていただきます。

令和四年三月に、県熊毛支庁により作成された種子島版農業経営管理指導指標によりますと、さとうきび生産に係る所得率は、種子島全体の指標として、春植えでマイナス七・三％、株出しでプラス一九・六％となっております。

ただし、本指標の収入相当に当たる生産量につきましては、春植えで二ヘクタール規模の反収七千八百八十キロ、株出しでは四ヘクタール規模の反収七千七十キロで積算し、種子島全体の平均として示された数字であることを申し添えます。

一方、でん粉原料用につきましては、マイナス四・六％となっております、本指標の収入相当に当たる生産量につきましては、二ヘクタ

ール規模の反収三千五十キロで積算されており、先ほど述べましたさとうきび同様、種子島全体の平均として示された数字であること申し添えます。

加えまして、本指標は、市や県、国の補助が一切含まれていない数字であることから、現在行われている各種助成を考慮すると、所得率は上昇するものと考えられます。

以上でございます。

○一四番（橋口好文君） ありがとうございます。

ただいま報告いただきました。いろんな補助を勘案しなかったら、春植えでマイナス七・三％赤字だということでございます。株出しも一九・六％、二〇％弱ですから、反収掛ければそういう数字が出てくると思います。そういうことで、農家が非常に難儀しているということで、私は質問取り上げました。ありがとうございます。

次の質問でございます。

二、ふるさと納税について。

返礼品についてでございます。

ア、返礼品の種類と量は確保できているかを問いたいと思います。何十種類、何百種類あるか分かりませんが、ベストファイブぐらいを上位から報告いただければと思います。また、その量が確保できているかということも併せてお聞かせください。

去年もおとしも、安納いもが基腐病で被害を受けたもんだから、途中で返礼品から外したという経緯もございましたので、そこら辺

も併せてお願いします。

「経済観光課長 高石心平君」

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

令和四年九月末現在の返礼品の数は三百三十三。昨年の同時期と比較しますと、四十二品目増加しており、毎年、種類の充実と確保を行っているところでございます。

量の確保につきましても、本市のふるさと納税の返礼品として希望の多い安納いも（生芋）、冷凍焼き芋については、植付け前から事業者と協議を重ね、十分な量の確保を行っております。また、安納いも以外で希望の多い返礼品、種子島バター、クルマエビ等につきましても、随時、事業者と連絡、訪問を行い、現在のところ、在庫切れとならないような十分な量の確保に努めておるところでございます。

ただ、既に返礼品となっている商品以外の地場産品の中にも、顧客が欲している商品はあるかと思しますので、さらなる返礼品の追加に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） ありがとうございます。

次の質問です。

イ、牛肉について総務省からの返礼品要件変更に係る通知の説明を求めるとともに、今後の市としての対応を問うという質問でございます。

私、全国和牛能力共進会に行ったとき、鹿児島空港で、志布志市の、言うたら経済観光課、ふるさと返礼品の空港内であれやっていますけど、そこで伺ったら、志布志市は、やっぱり返礼品のナンバーワンがウナギだそうです。それから、いろんなメロンとか園芸品もあります。そして牛肉もあるんです。産地ですから。で、総務省のこの牛肉のあれが聞いたら、今までは島外から取り寄せて送っていたと思いますが、今回、地元で肥育した何か牛の牛肉に限るという通知のようでしたが、そこら辺はどうでしょうか。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、令和元年六月から、ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定する制度に移行しております。指定に際しては、ふるさと納税の趣旨に沿った募集を行うこと、受入額に占める返礼品の調達、送料、広報、決済、事務等にかかる費用が総額五割以下となること、寄附額に対する返礼品の調達価格が税込み三割以下であること、地場産品基準を遵守することなどの指定基準が設けられております。

本市では、この指定基準を踏まえ、令和四年十月一日から令和五年九月三十日までの期間の指定申出書と、指定対象機関に提供する返礼品等の内容を、七月十一日付けで鹿児島県を通じて総務大臣に提出したところでございます。

提出に際しましては、総務省から令和四年六月二十三日付けで、技術的な助言として、ふるさと納税に係る指定制度の運用について

が示されております。その中の地場産品基準三、当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであることが示されております。つまり、西之表市以外で調達したブロック肉を西之表市内で単なる切断、パック詰めした精肉については、地場産品と認められないと考えられる例として示されております。この要件につきましては、以前から示されておりましたところでございますけれども、今回、この指定がより厳格になったと判断しております。

今後、西之表市以外で調達した牛肉等については、ハンバーグやソーセージといった加工品にすることで、地場産品として認められると考えられる例に示されております。他の自治体では人気返礼品となっているものもあり、本市においても、地元の実業者と連携しながら、牛肉等を使用した加工品の開発に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、総務省が示す返礼品等の定義や地場産品基準を遵守するとともに、本市の返礼品や事業者の登録・承認に関する要綱を踏まえ、市内産業及び地域経済の活性化、本市の生産者視点の観点から、市内事業者の承認・登録については、引き続き関係機関と連携し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 要するに、今後、西之表からは牛肉は返

礼品として出せないということでございますか。簡単にいいです。

○経済観光課長（高石心平君） 本市のふるさと納税に関する要綱の中で、市内の販売事業者でなければ販売することできないとなっておりますが、今後につきましては、例えば、今回、議員がおっしゃられている牛肉等につきましては、市内の実業者等に影響を与えないような品種、種類等については、一部限定して認めるという方法もあるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） そうしたらですね、西之表市内に牛肉を取り扱う業者さんは今いないんじゃないですか。どうでしょうか。

○経済観光課長（高石心平君） 先ほど御案内しました総務省の指定基準に沿いまして、ブロック肉の加工販売はあるんですけども、枝肉等を仕入れて加工しているところはございませんので、現状ではないところでございます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） やっぱり本市は畜産農家も多うございます。できましたらですね、本市の牛肉をですね、返礼品として使えるように。JAさんも肥育牛、たしか五十頭ぐらい飼育して、年間に二十五頭ぐらいは出しているようにございます。それから、個人の畜産農家さん何とか肥育をやっているということがございますので、八板市長、こういうこともですね、離島はそういういろんな本土と違ってハンディがあるということですね、東京行ったらですね、

森山代議士とか野村農林大臣にも言ってますね、そして、総務大臣にもそういうことをぜひ理解して分かっていたらいいと思いますので、そこら辺もまた市長からも強く要請していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

返礼品の件ではですね、やはり市内の産業の活性化につながることでございますので、地元選出の国会議員ですとか、そのほかあらゆる機会を捉えてですね、PRに努め、制度の拡充、それから、納税額の向上につながるような要望を今後とも行っていきたいと思えます。

○一四番（橋口好文君） 市長、どうもありがとうございます。ぜひ強く要望してきていただきたいと、そう考えます。

次の質問に入ります。

三番、建設行政についてでございます。

社会資本整備総合交付金事業について。

ア、西町上之原線の用地取得の状況を問うということでございますが、なかなかここ用地買収が難しいところがあると、過去の一般質問でも答弁でもそういうことを述べられておりましたが、その後どうなっているのでしょうか、お願いします。

〔建設課長 奥村裕昭君〕

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

西町上之原線の用地取得状況につきましては、令和三年度末時点

で、全二十八筆中、二十二筆買収済みでございます。令和四年度については、買収図面の変更が必要となったことから、これに係る測量業務を実施することとしております。

なお、用地買収の残る土地所有者の方に対しましては、これまで同様、丁寧な説明を重ね、用地買収の協力がいただけるよう努力してまいりたいと考えております。

○一四番（橋口好文君） ぜひその関係地権者にはですね、早期に了解いただくよう、重ねてお願いしていただきたいと思えます。

次の質問、浅川城線についてでございますが、これ質問する前にですね、私、浅川城線についての質問を行う前に、内容を修正いたします。通告書では、「調査測量を三年かけて行うと報告されていたが」と記載されておりますが、こちら辺、私ちよつと勘違いがございまして、実際は、令和三年からの調査測量が始まることのようにございます。理事者には迷惑をおかけいたしました。

そこで、質問に入ります。

この路線はですね、もう三十数年前に陳情書が上がって、長期振興計画にも載ってる案件だと私伺っております。その間、進捗もほとんど進んでおりません。今、調査測量が昨年からは始まりまして、本年度で二年です。二年目が調査測量終わっておりますが、今後の見通しをまずお聞きしたいと。それから、進捗状況は、今年度ですけど、今後の見通しをお聞かせください。

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

浅川城線につきましては、第六次長期振興計画の実施計画に基づき、交付金事業の申請に必要な事前の用地測量調査を令和三年度より予算化して、一年度当たり三百万円、調査延長三百五十メートルの内容で測量を実施してるところでございます。小牧野公民館より終点の城集落まで延長が約二キロ程度ございますので、この区間を約六年で調査する計画としております。令和三年度は三百七十メートルの調査を行い、令和四年度は約三百八十メートルを調査中でございます。

なお、工事着手の時期につきましてでございますけれども、用地調査終了の令和八年度以降、用地調査の状況を踏まえまして、長期振興計画に社会資本整備総合交付金事業として計画をまいりたいたと、そのように考えてございます。

○一四番（橋口好文君） 今の答弁、ありがとうございます。

この路線はですね、平成二十年、たしか二十年だったと思います、八板市長も現場を視察されております。非常にカーブが多く、道路幅員も狭くですね、側溝も整備されていないという状況でございますので、ぜひですね、早期に着工にこぎ着けていただけるよう、お願いいたします。

次の質問、四番目、都市公園とあっぱらんの管理についてでございます。

わかさ公園、中央墓園、嘉永山公園の管理について。

質問ア、まちづくり公社と交わっている仕様書のとおり管理され

ているか、説明を求めます。

○建設課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

都市公園の管理業務につきましては、まちづくり公社に依頼をしておりますけれども、仕様書に示す基準を基本としつつ、草の生育状況や公園の予約の状況、市民の意見などを踏まえまして、弾力的に取り組んでいるところでございます。担当課としましては、事前にまちづくり公社と協議を行っておりますので、当該年度に依頼した業務につきましては、履行していただいていると考えているところでございます。

しかしながら、一方で、議員が求める水準に至っていないところもあるということは認識してございます。引き続き、これまでの御指摘と御意見を踏まえ、まちづくり公社と協議を重ねながら、管理水準の向上に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○一四番（橋口好文君） 今、仕様書にのっとって履行していると考えておるといふ答弁もございましたが、仕様書のとおり履行しておれば、私こういう質問はしないんです。履行してないから、何回も質問する事態に至っておるわけです。

都市公園には花も植えるようになっておりますが、花も植えられておりません。そこら辺はどう説明しますか。そういうスタッフが足りないとか、予算が足りないとか、そういう理由で植えられてないんでしょうか。

○建設課長（奥村裕昭君） 先ほど御説明しましたとおり、管理業

務については、まちづくり公社に依頼をしているところでございます。すけれども、その内部について私が答弁するというのは差し控えますけれども、おおむね議員が御指摘いただいたような、御意見いただいたような状況もあるということです。

そのような中で、先ほど答弁いたしましたけれども、仕様書につきましては、私どもが持つ仕様書の中に花の管理もございますけれども、現状といたしまして、まちづくり公社に依頼する場合には、先ほど説明しましたが、事前に打合せをやりますので、せめてここまではどうでしょうかというようなやり取りの中で業務を決めてまいりますので、その部分についてはやっていたらいいかと。ただ、私どもが求める、定めている、いわゆる仕様書については、完全にこなせていないところがあるということは認識しているということをお答えさせていただいてるところです。

○一四番（橋口好文君） この間も私申し上げましたが、市長が過去の答弁で、「特に市が主催する行事やその他イベント等、市民の利用が予定される状況を把握して管理に当たるよう、担当課やまちづくり公社へ指示をしているところですよ」とあります。そして市長は、業務報告書で確認をしているということを言われております。市長、業務報告書で、西之表市長、八板市長から副市長、課長、ずっと業務報告書、印鑑押されております。しかしですね、現状は、その業務報告どおりになっていないんですよ、八板市長。机上で確認するのも大事でしょうけど、現場に足を運んで、それ確認する必要もある

んじゃないですか。副市長にしても、まちづくり公社の理事長だと言われますから。職員も週に一回とか巡視してると言われますが、巡視しても一向に改善がかなり遅れてると。そういう実情がござい

ます。ましてや、八板市長、最近も、何ですか、慰霊祭もありました、わかさ公園で。そのときも、市のイベントですから、その周辺は草払いが結構行われておりましたが、その奥は、見たでしょう、八板市長。松林の中、草払い、今日に至っても、現在に至っても行われていないんですよ。現場行って見てくださいよ。どうでしょうか。副市長でもいいよ。

「副市長 大平和男君」

○副市長（大平和男君） 美しいまちづくりを進めたいという議員の思いは、私どもと共有するものでございます。まちづくり公社としても努力をしているところでありますが。公園に花々がきちんと咲いて、そして雑草もないという状況は理想でありますので、私どももそれに向けて努力をしているわけですが、常にそういう状況になっていないということもあろうかと思えます。ただ、そのことが、公社が仕様書どおりの約束を果たしていないということには直接つながらないということも、また御理解をいただきたいというふうにご考えております。

いずれにしても、議員がおっしゃるような美しいまちづくりに向けて、さらに貢献できるように、公社としても努力してまいり

たい。花の問題にしても、現在、建設課と協議中であるというふう  
に考えております。

以上でございます。

実際にその現場に行つて、直接私が確認しているかと問われます  
れば、それはできておりません。

○一四番（橋口好文君） この案件は、もう過去何年も私指摘して  
きましたが、なかなか改善の方向に向かつていかないということ  
です。

最初の指定管理者は、指定管理料は六百万円弱でした。建設課  
長、今、まちづくり公社は、この管理料幾らぐらいあるんですか。

○議長（川村孝則君） 橋口議員、それ通告外です。

○一四番（橋口好文君） そしたらですね、あつぽくらんどの管理  
について、（二）の質問です。

令和四年一月二十六日に、熊毛地区植樹祭があつぽくらんど内  
で行われております。数種類の樹木が植えられておりますが、その後  
のこの管理状況を聞きたいと思っております。また、植樹に要した費用、  
苗代ですけれど、これは幾らかかっているのか、これも質問したいと  
思います。

写真をお願いします。いや、後からでもいい。答弁からお願いしま  
す。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

令和三年度の熊毛地区植樹祭では、イヌマキ、ツバキ、ギョボク

など七種類の苗木、九十本を植栽いたしました。植栽した苗木の管  
理については、植栽時に肥料の投入や植栽した樹木の一部に根巻き  
を実施し、その後は計画的に管理していく予定としております。

しかしながら、本年六月に指定管理者等による周辺の草払い作業  
を行った以降、管理を十分に行っておらず、行き届かなかったこと  
に対し、植樹に関係してくださった皆様も含めまして、この場をお借  
りし、おわび申し上げます。

議員から御指摘をいただいた後、倒れた標柱の復旧や現状把握の  
ための管理作業を行うとともに、枯れた樹木については、植え直す  
ための準備を現在行っております。

今後、植樹した苗木の管理については、あつぽくらんどは建設課  
の行政財産になるため、今後の管理の在り方については、建設課と  
協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、植樹した苗代につきましては、十二万二千五百円となつて  
おります。

以上でございます。

○一四番（橋口好文君） 今、ただいま答弁いただきました写真を  
御覧いただきたいと思っております。これが一月二十六日に植栽した現場  
でございます。私もですね、この植樹祭に携わった市民から電話が  
来ましてですね、どういうことかと。もうあれ見たらもう悲しくな  
ったと。二度と市には協力しないと。そう言われたんです。私は、  
すぐその足で、もう電話いただいてすぐ見に行つたんですが、こん

なしてですね、標柱もですね、名称柱ですか、あるんですが、これ、屋久島森林管理署長、黒木興太郎と書いてあります。それからですね、これは熊毛地区林材協会会長の名称柱です。それからこれ、公益財団法人かごしまみどりの基金理事長、ここにですね、塩田康一って書いてるんですよ。これはつきり分かるでしょう、塩田康一。鹿児島県知事じゃないですか、塩田康一ちゆう方は。こんなしてですね、もう名称柱も倒れば倒れたなり、起こそうともしてない。これね、位置は、ふれあい館の駐車場のすぐ隣のほうに、ずっと十五、六本立っているんですが、倒れてないあれもあるんですよ。どっかあったんですが、まあいいや。ああ、それ。これね。八板俊輔。市長の名称柱です。市長のはしっかり立っております。こんなしてですね、要するに、西之表市の公園管理とかそういうのがね、もう皆さんだと言わざるを得ません。あつぼくらんのこの写真にしてもですね。

それからですね、これは植樹祭の場所でしたけど、これ屋根つきゲートボール場のところです。ツツジや何や植えられておるんですが、斜面になったところも植えられておるんですが、これ指定管理者が管理するようになってるはずですが、そこら辺、所管課は管理者者に対して指導はされてるんでしょうか。

○建設課長（奥村裕昭君） 　ただいま御指摘いただきました屋根つき競技場の部分につきましては、こちらは管理の範囲に入っておりますので、一応草払い程度はやっておりますけれども、その植

樹のされた木の管理というところまではしておりませんので、そのような状況でございます。

○一四番（橋口好文君） 　これ指定管理料はたしか、私、予算書ちょっと目を通していませんけど、毎年二千三百万円ぐらいあったと思います。そういう税金をですね、出してるんですよ。ですから、仕事もしっかりしてもらわんといかんじゃないですか、課長。市長、どうですか。ね。こんなススキがですね、もう穂が出て花が咲いてると。何か月見でもするんですよ、ここで。市長、どうでしょうか。今後どういう指導をするか、お答えください。

○市長（八板俊輔君） 　お答えいたします。

写真も拝見いたしましたして、支柱が倒れたりしておりますけど、台風の影響かなというふうに思っております。そうしたことを含めてですね、年間の管理等、指定管理者を通じてですね、建設課と協議しながら、そういうことが生じないようにしなければならぬと思います。御指摘を受けまして、今後のしっかり管理が行き届くようにですね、協議等しっかりしていきたいというふうに思います。

○議長（川村孝則君） 　ここで議長からお願いをいたします。間もなく正午となりますが、このまま橋口好文君の質問を続行いたします。

○一四番（橋口好文君） 　えーとですね、私に電話いただいた市民からですね、もう西之表市はこういう植栽して管理をしないのなれば植えるなど、植えちゃいかんということを強く言われました。そ

のことを肝に銘じて、今後管理に当たっていただきたいと思えます。  
これで私、質問終わります。

「「まだ」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 学校給食ありますよ。橋口議員、取消しを  
してもらわんと、そのままめめますよ、もう。

○一四番（橋口好文君） いや、はい、すみません。続けます。お  
願います。

○議長（川村孝則君） 質問を続けますと発言してください。

○一四番（橋口好文君） はいはいはいはい。続けます。はい。  
学校給食についてでございます。

質問ですけど、ア、学校給食費の無償化を求めるのがかか。ま  
た、現在、給食費を支払ってる児童数及びその給食費総計は幾らで  
しょうか、お尋ねします。

「教委総務課長 吉田孝一君」

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えいたします。

現在の給食費につきましては、保護者の経済的負担を考慮し、二  
子目以降の児童生徒に対し、無償化を行っているところでございま  
す。

保護者負担の対象児童生徒数は、本年度十一月末現在で、小学生  
が三百四名、中学生が二百五十六名の計五百六十名となっております。  
金額につきましては、小学生が一月四千百円、中学生が四千九  
百円で、十一月末に納入いただいている額につきましては、千九百九

十六万三千九百円となっております。

学校給食の無償化につきましては、先ほどの市長の答弁にもござ  
いましたように、現在実施している第二子目以降の無償化に加え、  
第一子も対象とした完全無償化に向けた準備を進めているところで  
ございます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 私、この質問したのですね、義務教育と  
いうのは、大体もう無償化が基本であると考えております。そうい  
うことで、学校給食においても、食育という観点からですね、この  
無償化をお願いできないかという質問でございました。

先ほど市長さんは、何か基地の交付金を使って、今後、無償化予  
算を計上するとか何とか言われておりましたが、私は、基地交付金  
をこれに使うんじゃないかと、何ですか、財政調整基金、十四億円ぐ  
らいあったと思います。これをですね、ぜひ使っていただきたいと  
思います。どうでしょうか。

○議長（川村孝則君） 通告外です。

○一四番（橋口好文君） 分かりました。

最後の質問に入ります。

地元の食材の利用率を問うということです。

現在、地元の種子島中央青果とか、それから直接農家さんから食  
材を納められていると思いますが、どれぐらいの比率になっておる  
んでしょうか。

○**教委総務課長（吉田孝一君）** 地元産の食材の利用率でお答えをいたします。

本年度十月末までの給食センターにおける野菜を中心とした地元産食材の利用率でございますが、重量ベースで四一・一％となっております。

以上です。

○**一四番（橋口好文君）** ありがとうございます。

それでですね、次の質問、最後になりますが、有機農作物の活用を問うということで、現在はまだ有機は利用してないと思います。今後そういう考えはお持ちじゃないでしょうか。また、日本でもですね、百二十三市町村が学校給食に有機食材を活用しているということでございます。いかがでしょうか、今後の方針として。お聞かせください。

○**教委総務課長（吉田孝一君）** 有機農産物の活用についての御質問でございます。お答えいたします。

有機農産物として認定されるためには、種苗・育苗の段階から農薬や化学肥料を使わないことなど、有機農産物の日本農林規格の基準に従って生産する必要があるというふうに聞いてございます。栽培技術に制約があるほか、多くのコストや手間がかかるとも聞いてございます。学校給食での有機農産物の活用につきましても、安心・安全な学校給食を推進する上で有効な方法の一つであるというふうに考えますが、本市で有機農産物を栽培している農家は少ないと

聞いてございます。食材を十分確保することが難しいと思われると思いますが、引き続き安全性を十分確保し、できる限り地元産食材の活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

○**一四番（橋口好文君）** その有機農産物については、活用は考えていないということでしょうか。

○**教委総務課長（吉田孝一君）** 有機農産物の活用について、今の現状では少し困難かなというふうに考えております。

○**一四番（橋口好文君）** 分かりました。これで質問終わります。

○**議長（川村孝則君）** 以上で橋口好文君の質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十三時頃より再開をいたします。

午後零時三分休憩

午後一時再開

○**議長（川村孝則君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、宇野裕未さんの発言を許可いたします。

「**五番 宇野裕未さん登壇**」

○**五番（宇野裕未さん）** 皆さん、こんにちは。

明日から十二月ということで、いよいよ二〇二二年も終わろうと

しています。西之表市議会を振り返ると、今年も馬毛島問題に翻弄されたと言っても過言ではありません。

一方で、世界情勢を振り返ると、二月二十四日にロシアがウクライナに侵攻してから、もうすぐ十か月がとうとうとしています。開戦当初、ロシア軍は圧倒的な戦力をウクライナへ投入して、東部への地上軍の展開、チェルノブイリ原発の掌握、首都キーウへの空爆とミサイル攻撃、そして、キーウ近郊の空港には空挺部隊が空から侵攻して空港を掌握、首都制圧を目指しました。

当初、ウオロディミル・ゼレンスキー大統領は亡命して首都を明け渡すとロシア側の思惑や、戦闘はロシア側の電撃戦によって短期で終わるとの見方が優勢でしたが、ロシア側の予想に反して、敵軍が首都に迫る中、ゼレンスキー大統領は国民と共に戦う姿勢を示し、ウクライナ国民は一般市民までも銃を取り、抵抗を始めました。

ウクライナ軍には、NATOをはじめとした西側諸国から、戦車やミサイル、精密誘導の砲弾やドローンなどといった最新鋭の兵器が供給されています。それら支援によって、多くの犠牲を払いながら、今もウクライナ軍は抵抗を続け、アメリカ、BBCの報道では、十一月までにウクライナの民間人が約四万人死亡し、ウクライナ軍、ロシア軍、双方の軍と部隊に約十万人の死傷者が発生していると、米軍統合参謀本部の見解を報じています。

一方で、ウクライナへ軍事兵器を供給する西側の兵器メーカーには、自国兵士の犠牲を払うことなく、本当の戦争でしか得られない

兵器の実践データが武器供出国や兵器メーカーへフィードバックされていて、その兵器の戦果がニュース報道で世界に伝わるたびに広告効果が発生していることも指摘しなければなりません。ウクライナでの犠牲の裏では、戦争の経済も同時に動いているのです。

一日も早い戦闘の終結を願うばかりですが、この間の戦闘で壊された自然や破壊された町並みを修復して以前のような暮らしを回復させるには、とてつもない時間がかかるし、不可能かもしれません。さきの記事で米軍参謀は、約一千五百万人から三千万人のウクライナ国民が避難民になっていると見ていて、国連によると、七百八十万人がウクライナ国外に難民として出ていったと報じています。生活の場が戦場となれば、そうするしかほかない状況によって国を去る国民も膨大に発生するのです。

十か月前、敵軍が首都に迫る中、逃げることなく国に残り戦っているゼレンスキー大統領は、西側諸国からは称賛されています。一方、ロシアのプーチン大統領は、東部親口派地域のロシア系住民をウクライナの武装組織から守る、そしてNATOの拡大を防ぐと言って、防衛のための正義を掲げています。国同士の戦争になってしまった場合、戦争に動員された兵士の命と、戦場となった地域の人々の命と暮らしては、国家規模の大きな大義を守るために犠牲となります。

昨日、塩田知事は、馬毛島への米軍機訓練移転と自衛隊施設の整備について、安全保障環境が一段と厳しさを増しているとの考えか

ら、施設整備を理解せざるを得ないと述べました。安全保障環境の懸念から基地整備を認めざるを得ないことは、突き詰めていくと戦争への構えが必要ということですが、この市議会では、我が国の安全保障政策を決定する場ではないので、ここで安全保障戦略については話しませんが、私たち西之表市民は、軍事基地を設置して、そのリスクとともに生活していく意味と理解をこの議場で深められているでしょうか。

八板市長は、昨日の所信表明においても、市民の安心・安全の確保が最優先と発言されました。であるならば、県までもが容認にかじ取りした今、私たちの安全の確保を西之表市が主体となり、より強く国に求めていかなければならないのです。犠牲になるのは戦場となる地域の人々なのです。私たちには自治権があります。国の決めたことと言って、手放して自分たちの運命を他人に委ねてはいけません。私たちの未来は、私たちで決めなければなりません。市長には再三申しておりますが、主体性を持った西之表市政のかじ取りをいま一度お願いして、質問に入らせていただきます。

まず、基地問題に関する所信表明と米軍再編交付金について伺います。

市長は、昨日の所信表明でも、公約は常に頭にあるとしつつも、現実に対応しているとして、三月末日の浚渫工事の許可に始まり、九月議会での馬毛島小中学校跡地売却や市道の廃止、官舎用地の売却など、単なる行政手続として許可をし、いよいよ基地建設に向け

ての円滑な協力を前提としている再編交付金の受入準備まで進めてきています。賛否を表明せずとも、着々と基地建設の工事が進んでいます。この現状の認識はあるのでしょうか。

以下の質問は質問者席から行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

馬毛島に係る行政手続につきましては、関連法にのっとり慎重に対応してまいっております。

工事の進捗等の現状の認識につきましては、国は国の立場で本問題に対処しており、また、本市は市の立場で、それぞれの市の立場で状況に応じて本問題に向き合っており、対応していると、そうように考えております。

○五番（宇野裕未さん） それぞれの立場で今対応しているということでしたが、今、私の質問は、それぞれの立場で進めている結果、市長が賛否を表明していないにもかかわらず、基地建設が着々と進んでいるというところの認識はありますかという質問です。もう一度お願いします。

○市長（八板俊輔君） 今も申し上げましたけども、工事の進捗の認識につきましては、地元の市の行政区、馬毛島がある、馬毛島を行政区として持つ本市の、を持つ首長の立場で対応をしているということがあります。「着々と」とかいうことにつきましては、いろいろな表現があると思いますが、そういうことでございま

す。

○五番（宇野裕未さん） 結構苦しい回答だと認識するんですけども、あるのかないのかでお答えいただけますか。

○市長（八板俊輔君） 例えばですね、防衛省は、令和二年度以降、工事を発注して、令和三年度、令和四年度、発注しております。例えば、令和二年度の事業については、管理用道路とか、それに必要な仮設建物というのを令和二年度と令和三年度にわたって工期を定めてやっております。これは防衛省に尋ねてはいるんですが、正確なところはデータを持っておりません。ただ、まだ半分、現段階で二年間のうち一年半以上たつて、半分に達していないのではないかなと思います。それから、令和三年度、令和四年度の工事につきましては進んでいないと、そういうふうに思っております。

○五番（宇野裕未さん） ちょっと私の問いたい趣旨と市長が答えられる範囲というところがずれているのかなというふうに感じますが、恐らくですね、市長も、この今の答弁を聞く限り、認識がある。それなりに基地建設の工事が、やはり進んでいるというふうに認識されているというふうに私理解いたしますが、そもそもですね、昨日の所信表明の中で、一方の意見をないがしろにすることはできないとしております。失うものが大きく同意できないとした市長の公約に対して投票した市民をないがしろにしているとは思わないのでしょうか。ましてやですね、昨日の知事意見の後押しをしている形になっておりました。そういうった、もともと政治家八板俊輔の信

念と公約を信じて支持した人たちをないがしろにしないためにも、八板市長を支持した市民が理解できる説明をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（川村孝則君） 宇野議員、今の少し通告外です。

○五番（宇野裕未さん） 関連でいけないですか。

ではですね、市長は、相反するどちらの期待にも応えることなど到底無理な話です。私はそう考えます。だからこそ、基地を拒否した場合と受け入れた場合、それぞれのそのような事態が起こるかを想定しながら議論してきていると思います。その上で、やはりここ西之表市市民にとつての豊かな島暮らしとは何かを示し、共にこの道を進もうとリーダーシップを発揮することは、市長の言う一方の意見をないがしろにすることとは違うことだと私は感じております。

短期的な期待と長期的な不安、これらは視座が違うためにですね、同じ土俵には上げられません。その声と同時に応えようと苦しむのではなく、これ以上市民間での混乱を招かないためにも、公約に沿った言動と行動を強く求めて、次の質問、今後ですね、同意できないとした場合、これまでの行政手続についての扱いはどうなるのか説明をお願いします。

○市長（八板俊輔君） 行政手続についてのお尋ねでございます。

その前の御質問についてでありますけれども、答えになるかどうか分かりませんが、私は選挙に出たときに、出て以降も、訴えたことについて、馬毛島の問題についてでもそうですが、公約を実現す

るために、公約を守るためにどう対処するか、日々変わって突きつけられるといえますか、起きてくる問題についてどう対応するかということを考えたときに、常に選挙時に掲げたことについては意識をしております。それは、その考えに賛同する、賛同しないということとは別にですね。だから、片っ方の馬毛島のことで私の考えに同調する人、あるいはしていない人、どちらもないがしろにするつもりはありません。その辺を御理解いただきたいと思えます。

それで、行政手続についてでありますけれども、馬毛島に係る行政手続については、同意、不同意にかかわらず、法にのっとり対応していく必要があります。行政手続をしたものについては、一度決定したものについては有効であると、そのように考えております。

○五番（宇野裕未さん） 一度決定したものは有効であるということころを考えるとですね、やはりどう考えても、市長が今、その賛否を表明しないのに現実的に行政手続を進めてしまったことということころは、取り返しがつかなくなってしまうと思うんですね。ですの、公約に沿ったとおりに、行政手続も含めて政治的判断をしていただきたいというのが私の要望でございます。

続きまして、交付金の使い方についてですね、今回、二番目の質問で、このときは「模索」というふうに通告書のところでは記載いたしました。先ほど、給食費のね、無償化へという検討まで文言として出てきております。

昨日の塩田知事のように、理解せざるを得ないとは述べずにです

ね、市長は不同意の余地を市長立場として残しているんですね。ここに、失うものが大きく同意できないとした市長の言葉を信じて投票した市民の多くはですね、かすかな期待を持っていると思えますが、基金の積立てまでしていくことで、交付金の交付に期待している市民に対して、交付金が停止された際の代替政策など、納得できる説明材料などは準備されているのでしょうか。

二番。

○議長（川村孝則君） 市長、（二）番ですよ。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

本市の行政は、長期振興計画、実施計画を含めて、計画に基づいて事業を実施しているところでございます。それには、各種の財源を検討しながら、歳入に見合った歳出構造の最適化に取り組んでいくこととしております。それは今後も同様であります。

○五番（宇野裕未さん） では、実際ですね、この交付金がなくても、それぞれの歳出に見合った歳入を市長は検討していくんだということを申して、今答弁をいただきました。そのことをですね、しっかりと、この交付金に期待している人たちの声に応えるという言い方ではなくて、本来あるべき形の財源の説明、そして、今後の長期振興計画というところをしっかりと皆さんに理解していただく努力というものを求めます。

その上でですね、この交付金の存在が、基地問題を分かりづらく、そして、市民間でも語りづらくしています。これまでも議場で述べ

させてもらっていたことの繰り返しになりますが、あくまでも基地問題は国の安全保障に関する問題です。その国家規模で得る利益の負担面を一身にかぶる地域住民、自治体の自治権との問題なんです。それをこの交付金の問題にすり替えないように、そこは市長自身の説明のときにも気をつけていただきたい、意識していただきたいと思っております。

先日視察させてもらった新田原基地を抱える新富町では、この交付金について、あと五年ぐらいで終わるのではないかと発言された議員もいらっしゃいました。その上で、だからこそ、ほかの交付金に変えてでも何かしら取りに行かなければならないんだと、そういうふうにおっしゃる方もおられました。

ここで、新田原基地を抱える新富町役場から提供していただいた資料を紹介いたします。

これ、基地関係国庫支出金の状況ということで、見えづらいかもしれませんが、それぞれですね、この三条、八条、九条、四条という形で、横のほうには、それぞれの交付金の名称がついております。縦はですね、平成二十五年以降令和三年まで、幾らずつ交付されたのかというところが紹介されております。そして、様々な資料の中で、交付金がですね、この町の様々な取組に使われてますよという、こういった資料をいただいております。

で、特に私、今紹介したいなと思っておりますのが、実はですね、この再編交付金以外でも、一般財源から独自の騒音調査や騒音地域

に対する施策を実施しております。それがこちらですね。町独自の騒音調査、目視調査ということで、右側のこれ、人が実際目視によって騒音の調査をしているんですが、会計任用職員を雇って、会計年度任用職員ですね、市が単独で、独自で実際調査までしていると。

で、前回の九月議会でも申し上げたように、最初はですね、戦略的にあえてする依存、自律的依存であったにもかかわらず、それ以降ですね、それなしではやっていけない他律的な依存という関係に変化してしまう性質の財源であり、かつ、それ以外での負担が、実際こちら、この新富町の例でも、自分たちのこれは財源、自主財源市の単独でこういった目視調査は実施している。なぜかというところ。これ、その裏面なんですけれども、見えますか。黄色の部分が国の調査の回数なんです。飛行回数ですね。で、上の赤い部分が町単独の調査結果。これほど開きがある。この実態があるからこそ、町が単独でこういった調査をやらなければならなくなつた。しかも、この騒音測定はこの機械ですね、こちら一台六百万円ぐらいする。これは再編交付金で購入した。だけれども、それ以外の実際の目視の調査関係に関しては財源を出していると。そういった、交付金をもらいながらも、自分たちもまた別の形で負担をしている。そういったところが、この新田原の視察でも見ることができました。

ありがとうございます。

では、その上でですね、交付金を受け取らない場合の今後十年の本市の財政状況について、三番の質問として、どのように分析して

いるのかお答えください。

「財産監理課長 下川法男君」

○財産監理課長（下川法男君） 財政を所管する観点から、今後の本市の財政状況についてお答えをいたします。

本市は、毎年度、財政運営の指針として策定される地方財政計画等を参考に、予算編成を行っております。本市の財政は、歳入に占める依存財源の比率が高い状況にあるため、地方自治体として将来の財政見直しを行う場合は、その前提として不確定な要素が多いということについて、まずお断りを申し上げ、御理解をいただきたいと思えます。

一方で、歳出については、鴨女町団地建替事業やインフラを含めた既存公共施設の長寿命化などによる普通建設事業、少子高齢化に伴う社会保障関係費に加え、昨今の国際的な原料価格の上昇や、円安を背景とした原油価格、物価高騰による経費の増加が今後も避けられない状況でありまして、さらに見直しを困難にしております。

今後の財政運営につきましては、これらのことも踏まえつつ、国の動向や社会経済状況を注視するとともに、皆様からの御意見も十分に伺いながら、長期振興計画との連動を図りつつ、事務事業の優先度により予算を執行してまいりたいというふうに考えております。

市民の皆様の御理解、御協力の下、財政的な危機的状況は脱したと判断できますが、いまだに楽観視できる状況ではございませんので、国県補助等、補助金等の歳入の確保に努めながら、歳入に見合

う歳出規模の適正化に努め、基金の造成や地方債残高の抑制を図りつつ、今後も安定的な財政運営に油断をすることなく取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○五番（宇野裕未さん） 今、当局からの説明にもあったように、決して楽観視できない状況なのは、ここ西之表市だけではありません。そもそも我が国自体が、経済指標的に言っても、一九九〇年代を境に低迷を続けております。ここ二十五年で先進国で唯一賃金が上がらず、実質賃金では下がり続けているのが日本です。二〇一八年には、一人当たりGDPで韓国とイタリヤに抜かれ、二〇二一年には、ついに平均賃金で韓国に抜かれました。アメリカのロサンゼルスでは、今年から最低賃金が十六ドルへ引き上げられていますから、現在のレートでは時給二千二百円です。

産業界では、一九九〇年代以降に、アメリカは製造業からインターネット産業へシフトし、いわゆるGAFAM、Google、Amazon、Facebook、Apple、Microsoftといった巨大IT産業を生み出しました。これは同時期に労働力の安さを背景に世界市場に進出した中国の製造業界に対する対抗ですが、日本は同時期から積極的な円安政策を取ることで、対ドルに対して日本人の労働賃金を下げる。そして、国内製造業の国際競争力を保ったのです。つまり、産業構造改革を政策的に選ばなかったのですが、それが先ほど申し上げた実質賃金の低下や、構造改革がでないゆえの経済の低迷につながっております。

新型コロナウイルス対策ではどうでしょうか。日本は七十七兆円の予算を投じましたが、人口当たりの死亡数が東アジアで最も悪く、経済の低迷もほかの先進国より突出して悪いです。

ウクライナ危機などの影響で原材料価格が上がっている世界経済ですが、日本はそれに加えて円安です。元大蔵官僚で一橋名誉大学教授の野口悠紀雄さんは、近著『円安と補助金で自壊する日本』で、原材料価格高騰の半分は円安の影響と説明し、今は円安で被害を被る国民のほうが多いと指摘。金利抑制をやめてでも円高へシフトしないと、日本の資産が海外へ流出して取り返しがつかなくなると警告しております。政府、日銀は円高へかじ取りをできていません。

悲観的な我が国の経済状況に加えて、気候変動によって多発している自然災害に対する対応や、予想されている南海トラフ地震などへの防災政策など、予算や国の労働力を投入しないとならない課題は山積しています。

そのような状況下で、国も西之表市も、多額の予算と少子高齢社会で不足する我が国の労働力を投入して、貴重な生物多様性の宝庫である馬毛島を維持管理経費や様々な補償のための予算が恒久的に必要な施設にすると、費用対効果から見ても愚かな選択としか言いようがありません。そもそも再編交付金を受け取ることが、米軍基地の移転に伴う住民への負担に対して支払われるのであり、負担に対する補償であります。私たちの生活が現時点から向上するのではなく、生活の質が後退することへの補填です。しかも、その

補填を十分に、また継続的に受け続けることは困難であり、将来世代へは単なる負の遺産になりかねないわけです。

その上で、恒久的な訓練基地と設定されておりますが、交付期間は十年間となっていることについて、防衛省からどのような説明を受けているのか教えてください。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

再編交付金につきましては、再編の進捗状況に応じて交付されるものとなっているとの説明を受けております。

なお、現行の再編特別措置法の規定に基づく再編交付金の交付につきましては、最大で平成四十四年三月三十一日、条文のままです。令和十四年になりますけれども、までとされているところでございます。

○五番（宇野裕未さん） 今課長からも答弁があったとおりですね、そういった枠組みの中での交付金であるわけです。そして、全国の自衛隊基地を抱える自治体が、そろってその仕組み、他律的依存に組み込まれ、新しい負担を受け入れる。その進捗の状況によってというのは、そういうことですよ。新しい負担を受け入れることで、予算の増額なりを得ることはできない。そういったことも含めてしっかりと周知をし、この交付金というところが単なるメリットとして今語られている。それはメリットではないですということ。ろをですね、しっかりと私は市長からも説明をしていただきたいと。

そのことを要望して、次の二の質問に移ります。

騒音の環境影響評価について。

最初に、防衛省が騒音の環境予測を示した地図がございましたが、防音補償の対象になる地域とならない地域の境界線が具体的にどこになるのか、説明をお願いします。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

航空機の運航に伴い発生します航空機騒音につきましては、防衛省による予測の結果、西之表市のいずれの地点においても、環境基準値に相当する値を下回っているとのことですので、このため、住宅防音工事の対象となる地域はないと説明を受けております。

しかしながら、特に航空機騒音につきましては、西之表市上空の飛行への対応や、非日常への不安を訴える高齢者等への配慮が必要であり、騒音に対する不安の払拭に向け、米軍に申し入れるなど適切に対応してもらえよう、防衛省には継続的に求めていく考えでございます。

○五番（宇野裕未さん） 先ほどもですね、少し紹介いたしました。が、実際、今、新田原基地を抱える新富町では、町が独自で騒音調査を実施しております。交付金を受け取るに当たって、調査の数字に開きがあるということで、表を見させていただきました。そして、このようなですね、実態がある中で、ほか地域への調査というところをこれまで求めておりましたが、その進捗のほうはどうなっているのか教えてください。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

これまでの調査の実績で申しますと、山口県岩国市を調査してございます。

○五番（宇野裕未さん） 岩国市での実績といったところに関しまして、その具体的な騒音問題に対する市民間での何か取組ですとか、そういったところまで踏み込んで調査されているという理解でよろしいでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

先ほどの新田原の例の関係で申しますと、岩国市におきましては、騒音の測定器につきましては、国が十一か所、県が四か所、市が単独で独自で五か所、測定値を設置しているというお話をお伺いしております。また、情報提供協力員、先ほど会計年度任用職員のお話がありましたけれども、これも二名配置をしているというお話のほうを伺っております。基本的には、騒音が発生したときの対応の状況とか、そういったことについても調査をしてきたところでございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

今ですね、岩国の詳細説明をいただきましたが、実際、先行地域の実態を見ていると、そういった独自の調査を、やはり皆さん行っているというところが見受けられます。

で、このイの質問になります。仮にですね、今現在では、先ほど防衛省からの説明によると、西之表市はその補償の対象に入っ

いるエリアがないということでしたが、今後、その独自調査などによって、ある程度線引きをされる可能性が出てくるかと思えます。そういった、もし線引きをされた場合にですね、線の外に位置付けられる市民と、そして補償の対象になる場所、そういったエリアがですね、結構細かく混在しがちというところが、この岩国のちよつと地図を出したいんですけれども、いいですか。

これはですね、ごめんなさい、岩国ではなくて、先ほどの新富町なんですけれども、このそれぞれの色分け、防衛省からの色分けですね、で騒音のエリアというのが分かれております。一方で、この星印のところが激甚地区という形で、やはり飛行経路に沿って、特にその騒音の被害が大きいところで、そういった指定がされているんですね。それと、先ほどの地図というところが合わないところがやはり出てきている。それは恐らく地形ですとか、そういった様々な要素が考えられると思いますが、その場合にですね、この市民の幸福を守るという観点から、そういった不平等な感が発生しないような対応策、そういったところについては何か練られているのか教えてください。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

先ほど申しましたとおり、現状では、住宅防音工事の対象となる地域はないと説明を受けてるところでございます。しかしながら、市民間に不安の声が大きいことから、上空を飛ばないこととか、不安の払拭に向けて米軍に申し入れるなど対応していただくよう求め

ておりますし、今後も求めてまいります。

さらに、継続的に騒音測定を実施してもらおうことで、なおかつ、その結果を公表してもらおうことで、適切な対策というのを講じていただく、あるいは本市側で講じていく、そういったことになろうかと考えております。

○五番（宇野裕未さん） では、そういった、本市にはですね、独自調査など、そういったことをする場合の財源というのは考えてますか。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

騒音に限らずですね、市民の安心と安全のために必要なことについては、財源を問わず取り組む必要があるかと考えております。

○五番（宇野裕未さん） では、今後公告される評価書に本市や市民の意見が反映されていなかった場合、本市として対策できることがあるのか教えてください。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

アセスメントの手続につきましては、もう既に終了してございます。しかしながら、住民の様々な心配事につきましては、引き続き協議の場などを通じ、防衛省のほうに伝えていきたいと考えております。

○五番（宇野裕未さん） 協議の場を通しての要望というところが、今現在ですね、その回答のところを見ていくと、ほとんど「検討していく」や「配慮する」といったような漠然とした回答しか得られ

ていないと思います。協議の場での市側からの要望に真摯に対応するには、防衛省内部での検討や配慮ではなく、実際の法整備へ向けての準備が必要だと感じていますが、そういった具体性を求めるためのロードマップとして、しっかりと国会での審議にもつなげてもらうなど、具体的に対策してほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

今現在、住民の不安解消、それをいかに担保していくのか、そういったことについて協議を深めていきましようというところで考えておりますので、そのとおり御理解いただければと思います。

○五番（宇野裕未さん） 市長からですね、ぜひ、住民の安心・安全というところが、今の最前線で取り組むべきことと申しておりますので、この協議の場を通して、ぜひ具体的な法整備に向けてのロードマップを強く求めていただきたいと思えます。

そして、続きまして三番目、馬毛島の市史編さん関連調査についてお尋ねです。

こちらは、先日、十一月二十一日に企画課のほうから説明をいただきました。その後、報道などでも内容が伝えられておりますが、改めて確認させていただきます。十月に実施された調査は、いつ許可されたのでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

タストン・エアポート社から十月六日付け、防衛省から十月七日

付けで立入許可を得ています。

○五番（宇野裕未さん） その際には、今後予定されている全体のスケジュールを含めて許可されたのか、それとも、その一回限りの許可だったのか教えてください。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

基本的には一回限りの調査でございます。

○五番（宇野裕未さん） これまでもですね、ずっと昨年から入島の許可、市史編さんに係る協力申請していたと思いますが、なぜ先月になって急に許可が下りたのでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） えーとですね、ずっと求めてきております。調整を重ねてきております。その結果としがちよつと言いやがないというところがございます。相手方がいらっしゃることですので、調整の結果、そういう形になったということでございます。

○五番（宇野裕未さん） 調査内容については、数点の石器などの発見という報告がございましたが、どのような成果が得られたのか改めて説明を求めます。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

地質・地層等調査、それからトーチカ、爆弾投下の調査、漁撈小屋群跡調査、埋蔵文化財分布調査を実施したところがございます。主な成果としましては、埋蔵文化財分布調査におきまして、中央部にて数点の石器を発見・採集し、南西部の砂丘で骨片のようなものを発見してございます。

○五番（宇野裕未さん） 先日の説明の際に、今後、県へ報告するという案内がありました。それは文化財保護法の規定に沿った取扱いになりますか。

○企画課長（森 真樹君） そうですね。鹿児島県教育委員会へ報告するような形で整理がされてるものと理解しております。

○五番（宇野裕未さん） その際に、文化財保護条例として、例えば、その工事を行っている場所である場合に、その工事を一旦止めて、またその可能性調査等をしなければならぬという規定が第九十六条等であると思いますが、そういった調整というか、お話というのは具体的にされているのでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

基本的には、県に報告した後の県等が判断していくことだと認識をさせていただきます。

○五番（宇野裕未さん） では、今後の調査の予定と時期については協議されているか教えてください。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

文化財関連の調査は一通り終えたと考えております。今後、市史編さんに伴う自然調査について相談をしていくことを予定してございます。

○五番（宇野裕未さん） 自然の調査は、工事が始まってしまったら、もともとの馬毛島の姿形と大分変わってくると思いますが、そういう配慮について防衛省には要望されているのか教えてください。

い。

○企画課長（森 真樹君） おっしゃるとおりでございます。要望してございます。

○五番（宇野裕未さん） 防衛省からはこういった回答を得てののでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） これも調整だと思っております。市史編さんの自然調査も含めて、文化財も含めて、優先的にまず文化財に取り組んだということございまして、次については、市史編さんについて調整をしていく。そういう流れとなっております。

○五番（宇野裕未さん） もともとですね、八板市長の市政の中心的事業として、この市史編さん事業には予算を費やしてきていると思います。防衛省は、これまでも住民の理解を得るということ述べているにもかかわらず、実態としては、そのような理解を得ないまま、基地建設を進めている状況であります。そもそもその基地建設計画に反対の立場である私としては、せめて本市が進めている事業実施において成果が得られてきている状況を踏まえると、このことをないがしろにせずに、一度工事を中断することを求め、しっかりと調査・発掘作業に協力し、本市が先祖代々受け継いできた土地を後世へ引き継ぎたいとする方針を尊重するよう、強く要望していただく。そのことを求めて、次の質問に移ります。

その工事関連についてです。

現在、関連施設の建設に伴う工事が増え、飲食店振興会や商工会

から対策についての請願書が提出されておりますが、市民生活への安全配慮などの要請など、具体的な取組はあるのか教えてください。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

かねてより防衛省においても、市民の生活に影響を来さないよう、工事関係者への周知徹底に努めているとお話は何っておりますけれども、さきの協議の場におきまして、改めて治安等について不安に思う住民がいる旨、お伝えをしたところでございます。

防衛省からは、「工事に当たっては、地元の皆様とよい関係を築いていくことが重要です。受注業者を通じて、地元の方々への生活環境に対する配慮について、工事関係者に対し周知徹底してまいります」との回答を得たところでございます。

○五番（宇野裕未さん） 周知徹底ではですね、今、既にトラブルが発生しているという報告も聞いております。そういった何かが起こってからでは、やはり遅いということは皆さんも認識されているかと思しますので、もっと一歩踏み込んでですね、もし何かそういったトラブルが起こった場合の体制ですとか補償、もしくは、一度そういった周知をしていたにもかかわらず、違反があった場合の会社への罰則規定、何かしらそういった具体的なこちらからも提案というのはいかがでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） 現在のところ、検討はしてございませうが、住民の安心・安全というのは非常に重要なことだと思っておりますので、また防衛省のほうには、引き続き、対応できる部分について

はしっかりとお願いをしていきたいと考えております。

○五番（宇野裕未さん） 今後、状況によってはですね、ますます増えていくことと予想されますが、その規模や建設される施設の内容、雇用者数の予定などの説明は受けていますか。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

防衛省から工事に係る詳しい説明は受けておりませんが、工事関係者の入島の推移等について教えてほしいと伝えてございます。防衛省から工事の進捗に応じて、可能な範囲で御説明いただく予定でございます。

○五番（宇野裕未さん） ぜひですね、明確なスケジュール表、国は国として進めてきていると市長も認識されておりますので、その国がどういったスケジュールで実際考えているのかというところはぜひですね、こちらもその情報は取ってきてほしい、取りに行つてほしいと思っております。要望しておきます。

そして、前回も質問させてもらいましたが、来年度は鉄砲伝来四百八十周年という節目を迎えるということで、種子島一市二町においても、大変大きな盛り上がりを見せるのではないかと考えております。また、隣の屋久島においても、世界自然遺産認定三十周年ということで、種子島・屋久島共に、コロナ後の観光産業回復への起爆剤として期待されております。このような絶好の機会に、本市においては宿泊施設などの受入環境が飽和状態ということは、観光産業にとっては大きな機会損失であります。今後の長期的な観光産業

の振興を妨げないためにも、防衛省には、工事での人の動きを把握するなど、本来の地元経済への配慮を要望すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

市民の皆様からも御相談のほうが寄せられているところですが、十二日の協議の場におきまして、防衛省に対しまして、観光の推進ができない懸念がある旨、伝えております。防衛省からは、環境影響評価書の公告後の馬毛島内の工事の開始に合わせ、馬毛島内に宿泊用プレハブを整備することにより、多くの工事関係者の宿泊先を確保することとしているとの回答を得たところでございます。

○五番（宇野裕未さん） その人数や規模については伺ってますか。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

そこまでの詳細は伺っておりません。

○五番（宇野裕未さん） ぜひですね、今現在の私の立場から申し上げますと、この工事を進めることというところは、もう本当に認めたくない。なぜ市長さえも容認していないのに、実際の既成事実がこうやって進んでいるのかと疑問でしかありませんが、それでも、こういった今状況であるわけですから、ぜひですね、当局としましても、そういった状況に対して積極的に情報を取りに行く、そういったところを繰り返しお願いして、五番目の質問へ移ります。

物価高による子供の教育環境への影響について伺います。

次年度の教育関連の準備に対してですが、様々な暮らしに関わる

商品の高騰が問題視されている中で、子育て世代にとっては、新年度を迎えることは、子供の成長を実感して喜ばしいことである反面、様々な経済的負担も伴うという現状に直面させられます。こういった状況について、各小中学校の現場から情報収集というのは実施されているのか、そして、もし実施されている場合は、併せてその場合の内容についても説明をお願いします。

「学校教育課長（山崎省一君）」

○学校教育課長（山崎省一君） 入学時及び新しい学年の移行期には、保護者にとりましては、かなりの経済的負担が伴います。実際の調査は実施しておりませんが、入学説明会時に学校が示している入学のしおりなどから、制服や体育服、ランドセル、そのほか学用品の購入等に多額の費用がかかることは理解しておりますので、学校に対しては、教材等の選定に当たっては、可能な限り保護者の負担を抑えるよう指導しているところです。

○五番（宇野裕未さん） 今ですね、課長からも可能な限り保護者の負担を抑えるようにという指導をしているとございましたが、具体的にですね、例えば、学校内なるべく教材のレンタルができる、例えば、上の学年卒業したお子様から次の児童へ、自分の兄弟ではないけれども、次の児童に使ってくださといった、そういった取組を後押しするなど、そういった何か具体的な提案等はされているのでしょうか。

○学校教育課長（山崎省一君） まず、教材につきましては、全小

中学校で教材選定委員会なるものが設けられています。その中で、保護者の経済的負担について考慮し、教材を選定するとなっております。これがまず一点です。

また、小学校入学時における算数セットであったりとかいうところにつきまわしては、学校によっては、もう先輩というか、卒業生のものをそのまま後輩に引き継いでいくというような取組をやっているところもあります。

○五番（宇野裕未さん） これまでにですね、新型コロナ対策事業の一環として、ひとり親世帯や非課税世帯へのサポートというのは実施されております。西之表市は、三人以上の子供を育てている多子家庭が多いと認識しております。実際、先ほどの入学準備なども、中学校、高校、そして大学、そういった進学タイミングが重なること、よりこの多子家庭の負担というところは大きくなっていると、もう様々なところから声をいただいております。そういった面で、先ほど道具をですね、次の児童に引き継いでいる取組などしているということでしたが、それ以外ですね、多子家庭の独自の支援というところが検討されないか、(二)としてお答えください。

「教委総務課長 吉田孝一君」

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えいたします。

物価高騰における生活への影響は大きく、特に子育てをされている御家庭においては深刻であろうと察しているところでございます。多子家庭に対する教育委員会としての支援は、現時点において検

討してございませんが、どのような支援ができるか、他市の状況も含め、研究をする必要があるのかなというふうに考えております。以上です。

○五番（宇野裕未さん） 内閣府でもですね、三人以上の子供を育てられる環境づくりということで、多子家庭へのサポートというところを強調しております。ぜひですね、やはり今、少子高齢化社会というところが社会問題にもなっております。その中で、三人目を産み育てていく。そういう気持ちに、それぞれの若い世代、そして子育てをしている世代が、三人以上の子供を育てたいなと思える、そんな西之表市をつくっていかれたらと思っておりますので、ぜひですね、金銭的な負担だけではなく、次の三番につながるんですけれども、制服、そして学用品の購入、こういった金銭的な負担だけではなく、心理的な負担、そこも少なくなるような仕組みというところを検討していただきたいのですが、これについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（山崎省一君） お答えします。

学校によっては、主に留学生への配慮として、PTAと協力して、不要になった制服、体育服、学用品などを卒業生の保護者等から学校に提供していただき、使用したい家庭に無償又は安価な価格で譲るなどの取組を行っております。今後、そのような取組を留学生の家庭以外の経済的に困り感のある家庭全般にも対象に広げられないか、校長会で話題にして、入学時や学年移行時における保護者の経

済的負担の軽減について検討してみたいと考えております。

○五番（宇野裕未さん） ぜひですね、その取組を次年度から早速何かしら取り入れられるようにですね、プレッシャーをかけて申し訳ないんですけれども、お願いしたいなと思います。

子育てを取り巻く環境については、保護者の負担、教育現場、保育現場の負担を軽くしていく工夫、そういったところは、予算が伴うものだけでなくですね、これまでシャドーワーク的に当たり前とされてきた負担作業を見直していただくことで、改善されることも多いと思います。

例えば、私のですね、今、娘、小学校二年生、榕城小学校に通っておりますが、名前をですね、制服に縫いつけるという一つ作業があるんですね。それは制服だけではなく、中に着ているシャツですとかポロシャツですとか、そういったもの全てにおいてなんですけれども、一枚ずつではないです。洗濯するので、二枚、三枚、皆さん縫いつけます。やはりそれが、例えば、うちの娘は去年と同じものをまた今年も着てくれたので、こっそりですね、ペンで私は上からちよつと書き換えるみたいな、もうそういった工夫をしているんですけれども、やはりそうできない、もうサイズアウトしてしまつた子供たちは、縫い変えなきゃいけないし、やはり上からですね、ペンでなぞるのは恥ずかしいよと子供に言われたら、やはりお母さんは縫い直すわけです。つけ直すわけですね。やはりそういった作業が一人だけではなく二人、三人というふうになつてしまうと、

もう本当にですね、ここにいらつしやる皆さんが思っている以上に、それは家庭にとつての負担。そして、私、聞くところによりますと、それが自分でできない親御さんは、もうやはり外注したりですとか、島外にいる親戚にお願いしたりですとか、そういったケースまで聞こえてきております。そういったですね、ちよつとした見直しができること、そういう部分もぜひ検討していただきたいですし、特にこの名札については、今、個人情報保護という観点から、やはりこの名前をつけたまま登下校していることがいいのかというところも皆さん話題にされておりますので、その検討と併せて、ぜひ見直し作業というところをお願いしたいと思っております。

そして、現在ですね、もともと今までのできていたことというところは、大家族ですとか二世帯家族、そして地域ぐるみでの子育てを前提としていた時代から、今、核家族化が進行したばかりか、子育て世代が介護も抱えているケース、ヤングケアラー問題など、家族を取り巻く環境が大きく変化しております。また、ここ種子島においてはですね、鹿児島本土とも違った環境もありますので、これまで以上に保護者や現場で働く先生たちの声に寄り添って、お互いの力が相乗効果となつて子育て環境をよくしていけるような、そのような関係性を築くための役割をぜひお願いしたいと思います。そして、私、最後になります、やはりですね、馬毛島問題のことを申し上げたいと思っております。

市長からですね、馬毛島問題、今、大変佳境を迎えているとい

う認識を以前お話ししました。今回の交付金がですね、教育関連への基金積立てと説明があったことに対して、私、大変憤りを感じております。このことで、馬毛島自衛隊基地、この整備に市長が同意する口実、そうならないか。教育資金に充てるのだから、この交付金、市には財源がないから、この交付金を使って教育環境をよくしましょう。そのことを口実にはいけないと市長に重ねてお願いいたします。この教育基金を受け取る子供たちは、新しい屋内型のプール、そういったものを望んですね、基地を求めているわけはありません。もともとの種子島は、伸び伸び泳げる海があります。泳げない小さな子供たちでも、磯へ行けば、生き物と触れ合える潮だまりがあります。

防犯カメラの設置についての請願も出されておりますが、もともとの種子島は、知った顔の人が挨拶を交わし、子供たちには声をかけて見守ってくれる温かい地域だったはずです。防犯カメラが至るところで見張っているまちが、子供たちが安心して暮らせるまちなのでしょうか。カメラを何台設置すれば、子供を安心して通わせられる通学路になるでしょうか。

冷暖房完備の教室は、昨今の夏の暑さには、安全のために必要でしょう。しかし、心地いい風が吹き抜ける春や秋、風があるのに、軍用機の騒音がひどく、窓を開けられなかったらどうでしょうか。

どれだけ教育関連費に基金を積み立てていけば、子供たちがもともとの島の魅力を享受できる、そのような環境を守ることができる

のでしょうか。仮に潤沢な予算が確保できたとして、防犯カメラが死角なくまちを見張ることができて、カラフルな遊具が並ぶ豪華な公園が整備できて、外の音を完全に遮る騒音対策が施され、冷暖房も完璧に機能する教室を造れたら、私たちの求める子育て環境が整うのでしょうか。

私自身、なぜ種子島に帰ってきたかといえば、私が育ったこの種子島の環境と地域社会が、私のしたいと思っている子育て環境にとって理想だったからであります。この静かで穏やかな日常に加えて、季節ごとに様々な農作物が収穫できて、海に行けば魚が捕れる、山に入れば山菜やタケノコが取れるというぜいたくな環境は、世界中を見渡してみても、なかなかほかに探せません。

サーファーにとっては、常に島のどこかでサーフィンに適した波が立っているというこの上ない環境です。夜になれば、星座を見分けるのに苦労するほどの満天の星空が広がっていますから、お金を払ってプラネタリウムに行かなくてもいいのです。お金には代えられないこの島の魅力を手放して、お金によって失った環境を取り戻そうと、お金の心配をする。そんな議論や大人の背中ではなく、最後まで諦めずに、種子島、西之表市の豊かさを守る議論を重ね、その姿を子供たちに見せていく。それを積み上げていくことが将来世代の財産につながるのだということを強調して、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川村孝則君） 以上で宇野裕未さんの質問は終了いたします

した。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十四時二十分頃より再開をいたします。

午後二時六分休憩

午後二時二十分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

〔四番 渡辺道大君登壇〕

○四番（渡辺道大君） 本日最後の質問者になります。よろしくお願いたします。

それでは、通告書に従いまして一般質問を行います。

全国で登下校中の児童生徒が交通事故で死傷する事故が相次いで発生していることから、本市では、各小学校の通学路において、関係機関と連携した緊急合同点検を実施し、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成二十六年、西之表市通学路交通安全プログラムを策定し、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に実施するとしております。

また、令和元年には、未就学児が日常的に集団で移動する経路に關し、関係者が連携して緊急合同点検を実施し、各主体が必要な対策を実施し、二つの取組に基づき、交通安全対策の効率を高め、効

率よく実施していくために、西之表市通学路交通安全プログラムを踏襲し、未就学児の移動経路に係る緊急合同点検が必要となった対策箇所を加えた、西之表市子供の移動経路／通学路等の交通安全プログラムを策定しています。

さらには、第六次西之表市長期振興計画の基本計画、暮らし分野において、道路整備の充実の中で、交通量の変化や市街地形成の変化などを踏まえて、道路・橋梁の老朽化対策、通学路などの安全対策、災害時の避難道路確保などを推進し、安全性と利便性のさらなる確保に取り組む必要があるとしております。

ただいま、本市における道路の安全確保などの取組について述べてきましたが、そのようなことを踏まえ、以下、市道の側溝整備・歩道設置・拡幅工事を求める請願書について質問をいたします。

まず初めに、側溝が整備されていない市道についてどのような認識を持っているか、お答えをいただきたいと思えます。

以下は質問者席より行います。

〔建設課長 奥村裕昭君〕

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

側溝が整備されていない市道につきましては、設置の古い住宅街の道路や、農道として整備され、その後市道認定された道路などが、側溝が整備されていない箇所が多いと認識をしております。建設課としましては、側溝が整備されていない箇所につきましては、道路の冠水など事故防止対策と生活環境の改善の両面から、要望箇所につい

て整備を進めていきたいと考えているところでございます。

しかしながら、これらの道路については、拡幅などの改良工事を行わない限り補助事業の対象とならないことから、一般財源で現在対応している状況でございます。

現在、予算を確保しながら年次的に対応しておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○四番（渡辺道大君） 私が市内各地を見ても、そういった側溝が整備されていない道路というのは多々見受けられますし、今ちよつと一般財源のほうで行うということでは、非常に財政的な面でも大変なのかなという感じなんですけれども、令和三年第二回市議会定例会で、中西地域の代表者の方、そして、そのほかの地域の方十二名から、中西地域の道路における側溝設置についての請願書が提出されております。

その内容についても、市道宮原美浜線における側溝設置について、中西公民館から美浜の郵便局に向かう西側の道路において、一部側溝のない道路があり、約五世帯が生活するに当たって、その排水に困っているとしております。また、その排水ですね、手段が、地盤の砂地に浸透させて、衛生面での影響も懸念されているという地域の声になっております。

審査に当たっても、産業厚生委員会では、現地を行って、勾配も急な道路の構造上、雨水の排水等についても側溝設置の必要性を確認したというふうにして報告をされております。

中西地域のこの道路の側溝整備は、現在どのような計画になっているか、お答えをいただきたいと思えます。

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

中西地域の側溝整備につきましては、現在の計画では、令和六年度に整備実施の計画をしておりますのでございます。今年度予定をしておりますけれども、来年度、この中西地区においても別の箇所を整備の予定でありますので、付け加えさせていただきます。

しかしながら、他路線においても同様の要望が出されている状況と、大型車両の通行増加などによる破損など、緊急的に整備が必要な箇所が発生した場合には、整備がずれ込む可能性もあるということを御理解いただきたいと思います。

○四番（渡辺道大君） 課長の答弁は確かに認識をいたしました。

次の通学路の歩道についてなんですけれども、各小学校周辺の道路、通学路を見ると、歩道がないという道路がやっぱり見受けられます。榕城小学校においては、月窓亭前の道路とかですね、松島のほうに抜ける道路、下西小学校の周辺道路も、合同庁舎側に抜けて本線のほうに向かつて行く道路ですね、あそことか、また鞍勇のほうに向かう道路、途中までちよつと整備されていないという通学路になっております。

この通学路なんですけれども、歩道が設置されていないという市道は、やはり子供たちの安全確保が困難だというふうにして思いますが、現在どのような対策を講じているか、お答えをいただ

きたいと思えます。

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

通学路に歩道が設置されていない市道の安全確保につきましては、西之表市子供の移動経路／通学路等の交通安全プログラムにより、教育委員会をはじめとして、各道路管理者や警察署などの関係者が集まり、道路の点検を実施して、危険箇所の把握、安全対策の実施に努めているところでございます。

御質問の歩道整備が必要な箇所につきましては、用地買収など早急な対策が取れない箇所が多ことから、警察署などと連携をしまして、必要な箇所にポールコーンの設置やスピード落とせの路面標示など、即効性のある対策を取っているところでございます。また、学校や地域など関係機関と連携し、交通安全教室を実施していただくなどしていただいて、これらと併せて通学路の安全対策を現在図っているところでございます。

○四番（渡辺道大君） 私も冒頭述べたその交通安全プログラムですかね、それを見たときに、写真つきで現地を確認していたりしているというところでは、やはり今後ですね、関係機関と連携を強めていって、安全確保を努めてほしいなと思えます。

その中においても、令和四年、今度は第一回西之表市議会定例会において、松島の子供会代表者、そのほか地域の方九十三名から、通学路の歩道設置を求めて請願書が提出されております。

その内容についても、古園団地、梨園地域の小中学生が、通学路

として市道古園桜が丘線を通っており、この線は交通量が多く、道幅も狭いため、地域の方々から、子供たちが通学するのに危険であるとしております。また、この市道古園桜が丘線の歩道設置、あるいは車道と歩道の区別がつくような安全確保をした改修工事を求めています。

審査に当たった、やはり産業厚生委員会では、現地調査を行い、本線においての歩道の必要性を確認して、通行車両に対する速度規制を知らせる看板や標識の設置等も検討すべきではないかというふうな意見が出ています。

現在、この市道古園桜が丘線の歩道設置を求める請願書ありますけれども、どういった計画になっているか、お答えをいただきたいと思えます。

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

市道古園桜が丘線の歩道設置につきましては、用地買収などが必要なため、社会資本整備総合交付金等を活用して歩道設置を計画しておりますが、整備の時期について現時点で決まっておられません。平成十八年に歩道設置の請願書が出された後、社会資本整備総合交付金の活用について検討を行いましたけれども、当時整備を行っていた地区や整備予定箇所もあったことから、歩道設置として事業化ができなかった現状がございます。

平成二十四年に交通安全対策工事として、見通しの悪い梨園のカーブの続く三十七メートル区間について歩道設置を行っております。

その後、警察とも協議をして、歩道空間確保のためにポールコーンを設置をしたというところでございます。

御質問の道路につきましては、通学する児童も多く、整備の必要な箇所がありますので、引き続き、社会資本整備総合交付金などの活用や、長期振興計画の財政計画との整合性を図りながらではあります。全線での歩道空間確保の整備に努めてまいりたいと考えております。

○四番（渡辺道大君） 今課長ありましたように、ポールコーンで対応をして、一定の、何ですかね、通行車両に対する啓発というか、そういうのも促しているかと思えますし、昔、十六年前ですかね、この地域の歩道設置については要望があったということも聞き及んでいますし、長期振興計画にはこれは載っていないということも私も確認しておりますので、ぜひですね、早期に実現できるように求めていきたいと思えます。

次にですね、道幅の狭い道路の拡幅工事についてですけれども、これも市内各所に同じような道路は見受けられます。野首地域の公民館周辺道路や洲之崎地域の中線ですかね、そういったまた小牧地域など、そういったところにもあるかと思えます。

そういった道幅の狭い道路は、大変離合が困難という点と、緊急車両などが、やはり通行が困難になるというふうにして思いますが、そういった点についても、どのような対策を取っているかをお答えいただきたいと思えます。

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

御質問の幅の狭い道路につきましては、特に住宅が密集している場所が問題となっており、対応に苦慮しているところでございます。住宅の密集地では、拡幅工事のため用地買収を行うとしますと、現地に建替えができない場合は、移転が必要となってまいります。補償費等が膨らむことや、移転により集落住民が減ってしまうことなどが想定をされているため、拡幅工事については見合わせている状況でございます。

建設課としましては、道路拡幅などの要望については、事故防止の観点から危険箇所を優先して、路面の修繕や側溝整備を併せて実施することで、安全走行できる幅員の確保を行う対策として対応してるところでございます。要望に対応できてない箇所につきましては、引き続き早期解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

○四番（渡辺道大君） 先ほどの通学路のときもですし、今回の件もなんですけれども、用地買収の困難性ということもあるということも確認をいたします。

そういった中でも、令和四年の第一回市議会定例会において、地域の方ほか二十五名から、松島本城地域の道路拡幅工事の請願書が出されております。

その内容についても、本城一号线が本城地域の方々の生活に欠かせない道路になっていること、しかし、その道幅が狭くて、歩いて

通ることも、また、一般車両や緊急車両の通行が困難な道路になっているとして、通行の安全確保を求めています。

また、審査しました産業厚生委員会でも、現地調査を行って、土地の境界など拡幅に関して困難な箇所があり、現実的には厳しい部分もあるが、地域住民の要望の必要性を理解して、できるところから取り組んでいただきたいというふうなことも添えられております。

現在、この本城一号線の拡幅工事、地域が求めていますけれども、どのような計画になっているか、お答えをいただきたいと思えます。

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

本城一号線につきましては、先ほど議員の御案内にもございましたけれども、道路に民家が多く隣接していること、それから、土手や道路そのものの傾斜が急であること、補償費や工法の難易度などによりまして経費が膨らむことが想定をされております。

建設課としましては、市単独で路面のみ整備を行うか、社会資本総合交付金など活用して改良事業を実施するしかないと考えておりますけれども、これらを判断するためには事前に現地の調査が必要であり、他の道路改良と同様に、市の単独で調査を行わなければなりません。

現時点で、長期振興計画並びに実施計画にこの調査は計上されておりませんので、まずは、財政計画との整合性を図りながら用地調査を実施して、その結果を見て、対応について最終的な判断が必要

かと考えております。

なお、用地調査の実施の時期についてでございますけれども、予算計上のルールにより、浅川城線の用地調査完了後になるのではないかと考えてるところでございます。

○四番（渡辺道大君） ここまで挙げてきました市道の側溝整備と歩道設置、歩道、特に通学路の歩道設置とかですね、道路拡幅工事を求めるこの請願書ですけれども、全て本議会では全会一致で採択をされております。

同じような状況、条件の箇所というのはたくさんあるということ、私自身も承知をしているところでありますけれども、やはり用地の調査、買収とかですね、財源の面というのがやはり大きいかと思えますけれども、改めて市長ですね、この件について、まとめてもよいですけれども、どのように考えているか、お答えをいただきたいと思えます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

市道の改善について、通学路、それから道幅の狭いところ、あるいは歩道の確保、いろんな観点から改善のすべきところは多々あると思えます。その中で、地元の御要望、それから用地調査等も重ねてですね、できるところからやっていきたいと思えます。地元の要望の強いところは、その中では、やはり優先順位を高める要素になると思えますので、検討していきたいと思えます。

○四番（渡辺道大君） ぜひですね、各地域で出された請願書でするので、できるだけ早急に実現できるように取り組んでいただきたい。そのことを求めて次の質問に入ります。

令和三年第四回市議会定例会において、人口減少や高齢化が進む中で、基幹産業である一次産業の停滞など、離島をめぐる状況は依然として厳しく、一層強力に離島振興政策を推進していく必要があるとして、国においては、現行の離島振興法が令和四年度末をもって失効することから、抜本改正の上、恒久法化を視野に入れて延長するよう強く要望すると、西之表市議会から国に意見書を提出しております。

昭和二十八年にこの離島振興法制定されて以来、令和二年度までの六十八年間で、鹿児島県の離島振興事業費は、総額、事業費ベースで一兆五千九十二億円。そのうち、種子島が五千九百億円、屋久島が三千百八十八億円の合計九千八十八億円となっています。

先日、十年ごとの延長ということから、離島振興法の一部を改正する法律案の概要が示されましたけれども、説明もされましたけれども、医療、介護、福祉、交通、通信、産業振興、就業促進、生活環境整備、教育、エネルギー、防災など、離島に対する配慮規定の充実が挙げられています。中でも、交通、通信の高速安定航行が可能な船舶、航空機に対する設備投資、交通の確保・充実等については、特別な配慮としており、新造船就航などについては、この離島振興法の改正によって、今後期待ができるのではないかとというふう

して考えております。

ただ、この間ですね、二〇二一年七月には、新型コロナウイルスの影響に伴う利用者の減少を受けて、高速船料金を二割上げというふうにしてなりましたけれども、このときはですね、国の交付金を活用して、値上げ分を県や地元一市三町が負担をして、島民の割引運賃が維持をされました。

しかし、二〇二一年の十二月から、燃油価格高騰による料金値上げが行われました。さらに、二〇二二年四月からも、JR九州の指定席特急料金の値上げに伴い、高速船の有人離島割引運賃の引上げで値上がりしております。さらに、今回、十月からの料金値上げについてですけれども、このことについてどのような説明が本市にあったか、お答えをいただきたいと思っております。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

高速船料金につきましては、八月二十五日に種子屋久高速船のほうから説明を受けてございます。内容につきましては、バンカーサーチャージを片道五百円値上げし、片道千円から千五百円に変更したいというものでございました。その理由につきましては、長引くコロナ禍による利用者数の減、それと燃油高騰によるものであるとのことでした。

○四番（渡辺道大君） 報道でもですね、今回の値上げについては、原油価格が高止まりして、今後も原油価格が下がる見込みが立たな

いことや、コロナ禍で乗客数が減少していることが理由だと、あくまで一時的な措置であり、原油価格の変動に応じて運賃は見直していくとしております。

この理由については、今後の状況においては、高速船料金の値上げをしていくというふうにして捉えることもできますし、その逆もあり得ますけれども、なかなかこのことについては、現状難しいのかなというふうな認識をします。また、この間ですね、新型コロナウイルスの影響で激減した利用者、その経営維持を図るためですかね、熊毛一市三町で補助金を出したということもあります。

この料金値上げの対応とかですね、ダイヤの改正、また処遇などについても、要望を本市としても繰り返し返して行っていると思いますけれども、そのことについて会社側からどのような回答があるか、また、それをどのように受け止めているか、お答えをいただきたいと思っております。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

コロナ禍において、運航業者に対する要望活動のほうは、今現在休止している状況でございますけれども、新型コロナウイルス感染症に大きな影響を受け、従前の利用がない中、世界的な燃油高騰が運航業者の経営状況に大きな打撃を与えていると捉えてございます。

そのような状況の中、島民の貴重な交通手段である高速船運航に對しまして、運航業者の皆様には、感染症対策を講じ、水際対策にも御協力いただくとともに、高速船の安定運航に尽力してくださっ

ていることに對し、感謝をすることでございます。

今後、利用状況等の情勢を見ながら、島民の利便性向上に資するよう、運賃やダイヤ改正などを要望してまいりたいと考えております。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。

今年の三月議会においてもですね、離島住民の航路運賃低廉化に関する意見書が航路改善港湾整備特別委員会から提出をされて、これも全会一致で採択をされております。内容についても、離島を取り巻く自然的、社会的条件は依然として厳しく、今般のコロナ禍に加え、燃油価格の高騰や生活物資の値上げ等が離島住民の生活全般に影響を及ぼしている状況であり、これらの運賃値上げによって、さらなる影響が懸念されるとし、ジェットフォイルの割引住民航路運賃の値上げに對して、これまでどおりの運賃で運用されるよう、特段の措置を講じることを求めるとしております。

同趣旨で、鹿児島県議会でもこの意見書を提出されておりますけれども、料金値上げやですね、ダイヤ改正について、本市としては今後どのような対応を考えているか、お答えをいただきたいと思っております。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

高速船につきましては、市民の日常生活において欠かせない重要な交通手段であるというふうに認識しております。しかしながら、コロナ禍の中で乗客数が減少し、また、燃油高騰など厳しい状況

が続いております。そういう中で、安定運航のために料金値上げと  
いった対応がなされたというふうに認識しているところで。

であります。運賃の、料金の低廉化につきましては、有人国境  
離島法により国、県、市の支援がなされております。引き続き、種  
子島屋久島振興協議会、私が、西之表市長が会長を務めております  
けれども、この熊毛の一市三町しかりと連携して、国に対して島  
民の負担軽減につながる制度構築について要請活動を続けてまいり  
ます。

制度と申しますのは、例えば、JRの特急料金と連動したような  
ところで、利用者の負担が重くなったようなこともあります。そう  
いう制度改革も含めてですね、低廉化に向けて要望活動をしつかり  
続けていきたいと思います。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。

今、市長から運賃の低廉化についてなんですけれども、ダイヤ改  
正については、種子島を七時発がですね、土曜日、月曜日のみ曜日  
運航で、その他が八時発の九時三十五分の鹿児島着となっております。  
鹿児島からの最終便も、金曜日、日曜日のみ午後三時四十五分とい  
うのがありますけれども、そのほかは二時四十五分が最終便で、そ  
して、その便には屋久島の利用者もいます。九時三十五分鹿児島着  
で二時四十五分の日帰りとなると、約五時間ほどの滞在となつて、  
病院通いの方には余裕がなくてですね、日帰りができなくなるとい  
う方もいらっしゃると思います。

また、宿泊ですね、ここ最近もネット予約で平日安く泊まれてい  
たというふうにして認識してますけれども、宿泊料金が上がってい  
るよう感じます。これが通常の料金なのもかもしれませんけれども、  
現在行っている全国旅行支援などでホテルの空きが少なくなつて、  
宿泊料金が上がっているのではないかと、影響しているのではない  
かというような声も聞かれます。

こういった状況からですね、ますます病院通いの方がですね、必  
要ではないかなというふうにして思うんですけれども、市長、この  
ダイヤ改正についてどういった要望をしていくか、お答えをいただ  
きたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 日帰りができないというようなことで、私  
も出張で大変不自由をしている面がございます。この件につきまし  
ては、やはり基本は生活の足でありますので、安定運航というところ  
が基本にありますけれども、先ほどの答弁にもございましたように、  
経済状況の好転に伴って乗船者数が伸びてくればですね、ダイ  
ヤの復活というか、いうこともあろうかと思えます。

そういう中で、私、先ほどの種子島屋久島振興協議会とは別に  
ですね、西之表港のある西之表市長としてもですね、運航業者にダイ  
ヤ回復の要望等はですね、常々機会を見つけてしているところであ  
りますので、その要望については、今後もしっかりと続けてですね、  
住民の生活の利便性が向上するように頑張りたいと思います。

す。

○四番（渡辺道大君） ぜひですね、第六次長期振興計画の航路・航空路の利便性向上の取組の方針にですね、市民の生活の足、移動手段としてですね、利便性の向上や負担軽減に努めるとともに、島外からの利用者の拡大に取り組みますと。そして、その具体的な手段や活動についても、熊毛地域一体となって、航路・航空路の路線維持・改善及び港湾・空港機能の整備・充実に係る要請活動に取り組むと。有人国境離島特別措置法による交付金を活用して、離島航路・航空路の運賃低廉化を推進すると。先ほども市長言われましたように、ダイヤ回復のためにもですね、国への要請とか県との協議というものをこれからも進めていただきたいというふうにして、そのことを求めて、次の質問に入りたいと思います。

最後の質問になります。  
馬毛島問題です。

昨日、地元の意向をと。これまで県知事の態度が、馬毛島での自衛隊基地建設計画は、安全・環境対策は十分に確保されてるとし、総合的に検討した結果、理解せざるを得ないと、塩田県知事が基地容認の表明を行いました。私はですね、大変これはゆゆしきことだと思っております。市長もですね、やはりこの事態に何らかの対応をすべきだと、この問題の前に、最初に述べたいと思います。

それで、項目の一の質問ですけども、九月議会の最終日、総務文教委員会が開かれて、継続審査だった議案の審査が行われました。

その際に市長は、馬毛島小中学校跡地は売っていないと回答したところがあつたかと思えます。私もそう聞いていたところでしたけれども、八月二十日の住民説明会で、馬毛島の小中学校跡地について、国は買いたいと言っているが、市が絶対売らないという考えなのかと、国との協議を重ねた上で何か検討するのかという市民の質問に対して、活用計画の中で、学校跡地については重要な拠点として使う考えを持っており、防衛省は取得したいと言っており、考えが異なっているので売ることとは考えていないと市長は答えています。これは、市長、やはり馬毛島小中学校は売らないというふうにしていいですよ。

また、その市道についても、廃止する段階にないというふうにして言ってきましたけれども、その考えを市長が変えたのはなぜか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

旧馬毛島小中学校跡地につきましては、防衛省から払下げ申請がなされ、行政手続として処理したものでありますが、協議の場等が出てきた話として、変更区域外に学校用地が存在し、基本的に現状を維持し、将来的な基地拡大に供することは考えていない旨を確認できたことがまずあります。

これに対して、市としては、出郷者の愛着が極めて深い土地であり、現存する遺構・遺物については、可能な限り葉山漁港周辺に予定される交流の場等への移転が可能であること、さらに、葉山漁港

周辺の交流の場を拠点とした体験活動の延長として、旧学校跡地の活用が可能であるという事が示されました。また、仮に基地整備が進まなかった場合、本市の利用に関する意向が聴取されるということを確認できたところであります。

以上のことから、旧馬毛島小中学校跡地については、売却する考えに至ったところです。

また、市道につきましても、調査や管理がままならず、実態といましては、タストン社の造成により市道の正確な位置測定ができていないというような、そういう実態の把握が困難な状況にあること、また、馬毛島の土地の大部分は既に国が所有していること、タストン社の許可を経て、その所有地を通過した上で市道に入る必要がある場合がございます。

昭和五十五年に馬毛島が無人島になって以来、本路線は一般の交通利用が激減し、その後、島の九〇%以上が国及び民間企業の所有となったことにより、現在、市道としての機能を有していないこと、こうした状況に加えまして、将来においても一般の交通の用に供せられる見込みがなく、さらに、道路認定を行ってはいくもの、道路法第十六条に規定される管理が行えていない、さらに、今後も管理を行う見通し、見込みも立たないということを判断したところであります。

また、土地所有者から自由に通行ができるよう求められておりましたが、市道沿線の土地の所有者ですが、防衛省側から通行の確保

について協力が得られるということを確認いたしまして、廃止の判断に至ったところです。

以上です。

○四番（渡辺道大君） これまでの防衛省との協議によって考えを変えていったのかなというふうにして、今、私の中で捉えていますけれども、学校の校舎についてですね、八月の住民説明会の市民から、お金をかけて整備、修繕するのかとの質問に対しても、危険で古い建物だけでも使えるところもあると。校庭で体験学習で昼食を取ったこともある。防衛省の協力が得られれば、整備についても視野に入れて検討したいと答えていますよね、市長は。市有地である学校跡地というのが、やはり基地建設計画に反対する市民の中でも歯止めをかける最後のとりでになるのではないかとこのようにして言われていることは、市長も聞いていますかと思えます。

そこで、市長が提唱している馬毛島小中学校跡地を活用した事業計画、二〇一八年七月二十三日に、青少年の自立心、協調性、探究心、自然・文化愛護心などを養うことを目的に、小学五、六年生を対象にした馬毛島体験活動を実施していますけれども、この事業計画構想というのは、小中学校跡地を売却した後、どういうふうになるのか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

これまでの協議の場でも、馬毛島小中学校跡地のことは議論がなされております。

まず、学校跡地は、環境アセスメントで非改変区域とされており  
ます。さらに、シカ等の生息への配慮についても、できる限りの対  
応をするとの説明を受けております。また、防衛省からのアイデア  
として、学校跡地の国への売却と併せて、葉山漁港周辺における種  
子島の住民と基地の交流の場を、自然や歴史、文化の保存、情報発  
信等の場として整備していく考えがあるとの説明を受けております。  
ということから、実施の可否を含めて、今後、検討していくことにな  
るうかと思えます。

本市が立案しました活用計画については、今も生きておりますの  
で、それと照らし合わせて考えていくということになるうかと思  
います。

○四番（渡辺道大君） 市長答弁ありました葉山漁港周辺というの  
は、本当にできることというのは限られてくるのではないかなとい  
うふうにして思いますので、やはり広くですね、そういった体験活  
動をしていくという上では、やはりこの学校跡地を売却したとい  
うことは、非常にですね、大きなことじゃないかなというふうにして  
思います。構想がなかなかできづらくなってくるんじゃないかなと  
いうふうにして私は思います。

それで、次なんですけれども、馬毛島基地（仮称）の建設事業に  
係る環境影響評価準備書に対する環境保全の見地から、鹿児島県知  
事が出された総括事項や個別事項など三十九目の意見を防衛省に提  
出してあります。また、準備書への知事の意見の主なものとしても、

準備書に記載した事後調査、環境監視調査を確実に実施する。また、  
事業計画、環境調査、工事内容などの情報は積極的に公開すると。  
FCLPの夜間飛行回数、単発騒音の継続時間などを明示。最も種  
子島寄りを飛行した場合の夜間の最大騒音レベルなどの予測を実施  
すると。夜間における訓練は避けるよう国から米軍に要請する。西  
之表市上空の飛行に関する対策や評価を検討すると。岳之腰の景観  
や島の埋蔵文化財などの調査、評価を検討するなどが挙げられてお  
ります。

この時点ではですね、夜間訓練などの問題点というものを具体的  
に指摘して踏み込んでいるところもありましたけれども、本当に問  
題点が知事としてあるのであれば、最後の意見を述べる機会として  
は、やはり容認できないのではないかなというような指摘するよう  
な意見もありました。その後、防衛省に対して、おおむね真摯とし  
て、昨日のような容認表明につながっています。やはり市長もです  
ね、夜間訓練行えば、地元住民の安心・安全な生活は守れないと、  
きっぱり基地は要らないと、基地建設計画は認められないというふ  
うにして表明すべきだと思います。

また、馬毛島の土地取得状況についても、防衛省が公表した二〇  
二一年版防衛白書では、二〇一九年十二月以降の馬毛島土地取得状  
況は、二〇二〇年版の過半を超えるから、九割に変わったとされて  
おります。

そこで、この環境影響評価の手续が済んだら、防衛省は本体工事

を進めると説明しておりますけれども、現在、馬毛島の土地取得を、やはりですね、確認すべきではないかなというふうにして考えますけれども、土地取得の状況というのは、今現在どのようになっているか、お答えをいただきたいと思えます。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

馬毛島の土地取得状況につきましては、必要に応じ確認をしてございます。防衛省からは、現在、所有者を防衛省とした登記が完了した土地と、所有権移転請求権の仮登記を完了した土地、すなわち、今後、防衛省が確実に取得する土地を合わせると、馬毛島全体の公簿上の土地面積の九九％に達しており、基地建设に必要な土地は既に取得していると聞いてございます。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。

市長はですね、九月議会の基地整備計画の所信で、優先すべきは市民の安心・安全の確保と不安解消に全力を尽くすことと。また、かつ、期待の声に応える最大限の努力を注ぐこととして、これまで不安や期待に関する確認事項への防衛省の真摯な回答をもってしても、残念ながら安心・安全に関する諸課題はなお解決されていないと。進行中の環境アセスメントも、環境保全措置が十分になされるかどうか今後の注視が必要として、まだ市民の不安解消には至っておらず、現時点では同意・不同意が言える状況にないというふうにして述べております。

このようなことから、市長は基地建設計画に対して、今は賛成

も反対も言える状況にないとしておりましたけれども、今議会で、提案理由、再編交付金を適正に管理・運用することにより、再編交付金の円滑な推進を図るとして、西之表市再編交付金事業基金条例と、歳入の総務国庫補助金の七億七千六百万七千円の再編交付金が提案をされております。これは九月議会冒頭の基地整備計画への所信で述べたことと矛盾しているのではないかなというふうにして思いますけれども、それでも再編交付金を受け入れる根拠となっているのは何かをお答えいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 再編交付金についてのお尋ねにお答えいたします。

再編交付金は法に基づいて交付されるものであり、去る十月二十一日に、令和四年度分の内定通知を受けたところでありました。したがって、その趣旨を考慮の上、事務手続を進めているところでございます。

○四番（渡辺道大君） 次の質問に入ります。

えーとですね、すいません、間違えました。ごめんなさい。もう一回。

改めてですね、再編交付金の交付条件については、防衛大臣が、再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときとされております。具体的には、市町村長が再編に一定の理解を表明し、市町村の対応において当該姿勢を保持している場合としております。つまりは、再編計画を容認するか、少なくとも黙認すれば、

大きなお金を支給すると、極めて露骨な仕組みになっているのではないかなというふうにして私は思います。

そしてですね、再編交付金は、再編によって生じる負担そのものの防止、軽減、緩和を目的とするものではないと防衛省も認めており、基地を、国会答弁ですかね、防衛省も認めており、基地を抱える自治体へのこれまでの補助金とは全く異質なものだと言えるのではないかと考えます。

また、報道ではですね、二〇二二年二月五日、防衛省が、昨年末、馬毛島への米軍空母艦載機陸上離着陸訓練と自衛隊基地整備計画を進める種子島一市二町への米軍再編交付金について、二〇二二年度から十年間で二百九十億円を超えるとする案を地元関係者に非公式に伝えていたというふうにしてされております。それですね、今年度ですか、西之表市に七億七千七百万円、中種子町に一億九千四百万円、南種子町に九千百万円の合わせて十億六千二百万円というふうにしてなっております。

こういった説明がですね、やはり防衛省からあったとすれば、基地整備の計画も詳細な説明があつてしかるべきではないかなというふうにして思いますが、基地整備の計画についてどのようなふうになっているか、お答えをいただきたいと思っております。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

基地の整備計画につきましては、協議の場等におきまして都度説明を受けておりますけれども、環境アセスメントの準備書に示され

ている内容以上のことは、本市へ示されていないと認識してございます。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。

それでは、最後になります。

九月議会で市長に対して、八板市長は、二〇一七年及び二〇二一年の二度の市長選において、馬毛島への軍事施設に反対することを公約に掲げて当選し、市民の負託を受けていると。しかし、二〇二二年一月以降、新たな局面を迎えたとし、基地計画に対する賛否について明言を避け、基地計画に反対の立場の市民はもちろんのこと、賛成又は容認の立場の市民にまでも混乱を招き、市長がかねてから懸念していた市民の分断をより加速させた。

二〇二一年の三月二日開会の令和三年第一回市議会定例会の施政方針においては、「選択の岐路に立つ市民の道しるべとなるべく、責任の重さを改めてかみしめたところであります」と述べていた決意とは大きく異なってる事態や、以下のような八板市長の対応に対して多くの市民が不安を覚えているとして、以下示されております。

二〇二二年一月に行われた市民の意見聴取の在り方で、議会においては、その後も再三、幅広い市民から意見聴取を求めたにもかかわらず、そのような機会は開かれなかった。

二〇二二年八月十六日から二十二日までの市民への説明会参加者から判断しても、市民全体が幅広く参加できたとは言えない。二十日の説明会においては、市長は馬毛島市有地売却の考えはないと明

言していたにもかかわらず、九月九日には追加議案として売却案を議会に提案し、市民を深く混乱させた。

また、馬毛島葉山漁港浚渫工事については、議会で議論がされていないにもかかわらず、議会に対して明確な説明もなく、防衛省との経過説明もいまま、令和四年第一回市議会定例会閉会日である二〇二二年三月二十九日に同意した。このことは、二元代表制の一翼を担う議会を著しく軽視したものだと言わざるを得ない。

また続いて、九月五日の防衛省との協議を経て、九月九日には馬毛島の市有地売却を含めた三つの議案が追加提案された。この行為は、これまでの市長方針とは全く異なっており、加えて、防衛省との交渉内容の説明や議事録、庁舎会議等の記録など、十分な情報提供がなされておらず、議案提案の在り方が拙速であり、議会軽視は看過できない。

以上のような対応、市民への十分な説明や対話不足、二元代表制の一翼を担う議会を著しく軽視した行動は、基地計画賛成・反対にかかわらず、市民の期待や不安の解消に応えるものとはなっていないというふうにして指摘をされております。

この問責決議案ですけれども、九月議会出されましたけれども、その趣旨について、市長がどのように問責決議について、その内容をどのように受け止めたか、そのことをお答えいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

問責決議案の文面によりますと、議会軽視と説明不足という御指摘でございました。このことは市長として重く受け止めているところであります。今後とも各種の難しい課題にしっかりと向き合い、市民の皆様の期待に応えられるように、職責を果たしてまいりたいと考えております。

議会の皆様には、今後の市政発展のために、お力添えを引き続き賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○四番（渡辺道大君） 今回発行されました市長の後援会ニュースを拝見させていただきましたけれども、やはり私の思うところもありますし、もちろん市長の思うところもあるかと思えます。いずれにしてもですね、やはり一連の市長の行動というのは、基地建設につながる動きだというふうにして言わざるを得ません。自治体の長としてですね、はっきりと基地建設を認めないと、その立場を取ることを求めて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（川村孝則君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。ただいまの渡辺道大君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

#### △日程報告

○議長（川村孝則君） 明日は午前十時から本会議を開きます。日程は、市政に対する一般質問であります。

△散 会

---

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。お疲れさ  
までした。

午後三時十六分散会

本会議第三号（十二月一日）

# 本会議第三号（十二月一日）（木）

## ◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん  
二番 鮫島 市憲 君  
三番 橋口 美幸 さん  
四番 渡辺 道大 君  
五番 宇野 裕未 さん  
六番 杉 為昭 君  
七番 川村 孝則 君  
八番 河本 幸男 君  
九番 濱島 明人 君  
一〇番 下川 和博 君  
一一番 遠藤 建次郎 君  
一二番 竹下 秀樹 君  
一三番 田添 辰郎 君  
一四番 橋口 好文 君

## ◎欠席議員（〇名）

## ◎地方自治法第百二十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	大平 和男 君
教 育 長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	平石 栄夫 君
財産監理課長	下川 法男 君
地域支援課長	松元 明和 君
税務課長	長野 望 君
健康保険課長	中里 千秋 君
高齢者支援課長	柳田 さゆり さん
経済観光課長	高石 心平 君
農林水産課長	岩下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	奥村裕昭君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川昭代さん
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	川畑利昭君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	山崎省一君
社会教育課長	古市善哉君
局長	園田博己君
次長	山田正次君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和四年十二月一日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第一 一般質問

三番 橋口 美幸 議員

一番 長野 広美 議員

九番 濱島 明人 議員

一三番 田添 辰郎 議員

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「三番 橋口美幸さん登壇」

○三番（橋口美幸さん） 皆さん、おはようございます。日本共産党の橋口美幸でございます。よろしくお願いいたします。

さて、早いもので、今日から十二月です。今年も残すところ一月となり、慌ただしく過ぎそうです。

今年も、何といっても、二月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻が深刻な事態を引き起こしていることです。この深刻な状況は今も続き、世界が軍事と平和について考えています。私たちは、軍事対軍事ではロシアとウクライナの戦いは終結できない、平和はつくれない、このことが明らかとなっているのではないかと思っています。早く平和の枠組みの中での交渉が行われ、戦争を終わらせ、世界が平和になる努力が各国に求められていると思っております。

日本国憲法前文では、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて」「他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」とうたわれています。今こそこの平和憲法を全世界に広げるときだと思っております。

しかし、この平和憲法を持つ我が国で、大規模な軍事訓練が日本

国内至るところで行われ、九州では、日米共同統合演習キーン・ソード23が行われました。九州では、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島全県で行われ、その詳細は示されず、そしてこの種子島でも行われました。この訓練は、住民への説明も十分でない中、行われています。このようなことが常態化してはなりません。行政には丁寧な説明が求められます。軍事対軍事の行き着く先は戦争です。抑止力のための軍事だと言いつてもいい訳をいたしますが、抑止力は脅威でしかありません。相手国にとつては敵とみなされます。力と力ではなく、包摂的な外交力を日本政府にはぜひとも求めたいと思っています。

では、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

まず、馬毛島問題についてです。

政府は、二〇一五年、旧安倍政権の下、強行成立した安全保障法制を基に、安保三文書、いわゆるこれは敵基地攻撃の具体化で、一つは国家安全保障戦略、二つ目に防衛計画の大綱、三つ目に中期防衛力整備計画、これを年内に改定する方針で今動いております。政府の有識者会議第三回文書には、防衛力強化について世論の理解を得る必要が重要として、新たな危機の時代に、国民が我が事と受け止め考えるよう、などと記されています。防衛力強化の目的を正面から伝えるメッセージが必要だ、こういうことも述べています。

今、報道でも盛んに敵基地攻撃、いわゆる反撃能力のために、軍事費の二倍化を国民に押しつけようと、新聞紙上そしてテレビの二

ユースでもこの問題をにぎやかしています。敵基地攻撃能力とは、ミサイルで攻撃される前に、相手国の指揮統制機能、国家中枢まで攻撃対象に含むということが国会で今議論されております。そうなれば全面戦争につながり、種子島を含む南西諸島が危険にさらされます。馬毛島での訓練が予定されているF35Bステルス戦闘機の取得もこの中で盛り込まれているのです。

このような中、改めて市長に伺います。市長は、馬毛島問題について、市民一人一人が我が事と考えて、この言葉をよく発言しております。この真意を伺いたいと思います。

あとの質問は質問者席より伺います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 馬毛島に関するお尋ねにお答えをいたします。

市民の皆様それぞれでこの問題に対する視点や考え方が異なっております。そうしたこともしつかりとお互いに認識し合って、将来のことを考えていく必要があると考えております。国が本體工事に入っていない現段階で、市民の皆さん一人一人が、周りの大きな声に惑わされずに、一度、自分の立場で自分の考えを整理していただくことが重要であると考え、このことを繰り返し述べているところでございます。

○三番（橋口美幸さん） 今市長の答弁の中で、大きな声に惑わされずという答弁がありました。この、具体的にどうということなのか、

大きな声とはどういうことなのかというお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） その人によっていろいろ違うと思いますけれども、自分より強い者とか、あるいは、まあ、そういった意味合いで、その方に影響力を持って働きかけられる言葉、そういうようなイメージで、まあ、人によっていろいろあると思います。

○三番（橋口美幸さん） 人によって本当にいろいろあると思います。私たちは、この馬毛島基地建設、本当に今住民の中では、平和に暮らしたい、これが圧倒的な願いだと思います。そういう意味では、本当に戦争につながっていくこの馬毛島基地建設、これに、基地経済に頼るのではなく、子どもや孫たちがより安心・安全に暮らせる地域を残したい、このことが住民の大きな声だと思います。そういう大きな声に耳を傾け、基地経済に頼らない、こういう政策をぜひとも打ち立てていただきたいと市長には切に思うところではあります。

（二）番に行きます。

市長は、二〇二一年十二月閣議決定、そして二〇二二年一月七日のツー・プラス・ツーの内容をもって新しい局面に入った。これは候補地から整備地に国が方針を一步進めたというふうに市長は感じたのかと思いますが、新しい局面に入った。こういう新しい局面に、市長自身がこの一月七日のツー・プラス・ツーを受けてどう思ったのか、その真意を聞きたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

一言で言えば、現実の動きにしっかり対応していくことということであろうかと思えます。

防衛省からは、かねてから、あくまでも馬毛島が候補地であること、さらには施設整備において地元の理解が必要である旨、説明を受けておりました。それが、令和四年度馬毛島関連予算の閣議決定、そして日米安全保障協議委員会の共同発表を踏まえて、政府として馬毛島への施設整備の決定と考えるとの説明があり、この問題が新たな局面を迎えたと捉えたところです。

市民の皆さんから意見を聞く中で、市民の不安や期待はより現実味を帯びていることを実感し、現実の動きに対応していく必要性を感じたところでございます。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 現実的な動きに対応していくということは、もう整備地になったということは、防衛省は造りたいわけですから、その防衛省の現実的な整備地へと位置付けが変化した、そして閣議決定がされた、このことをもって市長は同意できないという自分の立場を変えたという理解でよろしいでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 現実の動きに対して、市長として対応するというところでございます。

○三番（橋口美幸さん） 現実の動きに対応するということは、普通に考えて、圧力に、権力に負けたというふうに私は判断せざるを

得ないのではないかと申し上げます。

続きまして、(三)番に入りますけれども、当時の防衛大臣に要望した特段の配慮、この真意をまず問いたいと思います。

○市長(八板俊輔君) この点については、二月以降、もう繰り返して述べているところでありますが、馬毛島の行政区は西之表市であり、本市住民の不安の声あるいは期待の声にしっかりと耳を傾けてほしいという意味合いでございます。

以上です。

○三番(橋口美幸さん) 特段の配慮っていうことは、要するに、不安を述べる住民もいます。期待の声というのはどういうことでしょうか。

○市長(八板俊輔君) 今年の初めに、市民、多くの団体に声をかけして、その応じていただいたところから意見を伺ったわけでありますが、その中で、例えば騒音とか、騒音を代表とする負の影響の部分の声と同時にですね、防衛省が示している、例えば交付金ですとか、そういうものに対する期待の声というものが多うございました。例えば再編交付金というものがあつたと思います。

○三番(橋口美幸さん) 今、期待の声は交付金だというふうにおっしゃいました。

今回、十二月議会に、基金条例、そして予算の中にも交付金を受け入れますということが出されております。もう市長が受入れに前向きな姿勢だということは、多くの人がこういうふうに関心を向ける

得ないという現実があるのではないかと申し上げます。

市長が、このような特段の配慮、これを当時の防衛大臣に、二月三日、わざわざ防衛省まで出かけていき、そして森山代議士の下に防衛大臣に会いました。行ったこの行動については、中種子町、南種子町が受入れに前向きな姿勢を示した、こういうことが大きな要因としてあるのでしょうか。こういう動きを意識してのことだったのでしょうか。お答え願いたいと思います。

○市長(八板俊輔君) 中種子町、南種子町のことは関係なく、先ほども申し上げましたように、馬毛島は西之表市の行政区でありますので、西之表市長として参りました。

○三番(橋口美幸さん) 先ほども申しましたけれども、今議会に基金条例の提案、七億七千七百万円歳入の予算を、ついに市長は交付金を受け取る、こういう姿勢を示しました。これは明らかに公約違反であるということは明白だと私は思っています。全面的に基地受入れに転じたことと断じざるを得ない、そういう理解を示したということですか。

交付金七億七千七百万円は全額の七三%にもなりません。こういう甚大な被害を被ることになる迷惑料としての七億七千七百万円、七三%ということになります。この住民の安心・安全と引換えに、いつときのこのような、本当、たかが知れてると思えます。この地域が、今後、五十年、百年、未来永劫、どのような地域をつくっていくかということと、考えた場合に、本当に一握りの、いつときの

この七億七千七百万円、今後十年しか支払われない交付金に手をつけてしまったら、未来永劫、基地の被害が続くこととなります。このことについて市長は今どのようなお考えでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

再編交付金についてのお尋ねであります。この交付金につきましては、国が法令に基づき判断したものと捉えております。令和四年度の交付金についての通知等がございましたので、法令に基づいて対応しているところでございます。

○三番（橋口美幸さん） 国が判断したから、市長自身の判断ではないという捉え方でよろしいでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 法令に基づいて市長として判断したということでございます。

○三番（橋口美幸さん） では、その法令に基づいてという、その法令の中で、再編交付金は、基金条例の中にもありましたけれども、意義としては迷惑料ですよね。被害を被る、だからこういう再編交付金を出しますよということになるんですけれども、その認識はいかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 解釈はいろいろあるかと思いますが、先ほどから申し上げているように、法令に基づいて対応しているというところでございます。

○三番（橋口美幸さん） 分かりました。

では、また、今後もまたお聞きをしていきたいと思えます。

それでは、（四）に行きたいと思えます。十一月十九・二十日に開催した住民説明会についてお伺いしたいと思います。

まず、アから行きます。その住民説明会の目的はどういうふうにご考えて当局はこの二日間を開催したのかをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

この問題についての賛成、反対の議論とは別に、市民の理解を深めていただく機会となることを目的に、市民の最大の不安や心配事である騒音問題や、期待の声が大きい再編交付金を中心に説明会を開催したところでございます。

○三番（橋口美幸さん） 私も二日間とも参加をいたしました。今市長が目的を伝えていただきましたけれども、この中身は、私は、あたかもこの説明文書を皆さんに配ってですね、防衛省のこの飛行コースそして騒音状況、これを説明をしただけではないかと思えます。この防衛省の説明に対して、行政は、当局は、市長自身はどのような思っているのか、そういうことが、私たち市民は市長の姿勢、行政の姿勢が聞けるのではないかと期待をして参加したと思えます。そういう意味では、市民の期待に応えたとお思いでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

説明会につきましては、防衛省の資料や説明内容を用いておりますが、防衛省の代弁をするために実施したというわけではございません。

騒音に関する私の認識ですけれども、これまでの本議会定例会で

も申し上げていますように、防衛施設とは無縁であった地域に基地が整備される初のケースであることに加え、島の静穏度の高さから、住民の不安は他の地域とは比較にならないほど著しいと考えております。特に、高齢者や障害のある方、それを支える方々から、睡眠への影響等、体調の変化を危惧する声上がり、非日常への不安などが極めて深刻であると捉えております。

本市においては、騒音に係る市民の不安を少しでも解消すべく、これまでも防衛省に対し詳細な説明や対応などを求めてきており、引き続き求めてまいる所存でございます。

○三番（橋口美幸さん） では、今そのようなことを、市民会館の説明会の中でですね、防衛省に何を求めているかということをぜひ伝えていただきたかったですと思います。

FCLP訓練は、米国では、住民をはじめ国内の動物や希少な植物に悪影響を及ぼすとの理由から、米国内では訓練できなくなった。その後、厚木基地でも爆音訴訟が起こって、今、硫黄島で、暫定的な訓練場として行われています。

そのような爆音訴訟が起きているFCLP訓練を馬毛島ですと、いう、このことについて、深夜から朝七時まで行われると明記しています。このような朝七時まで訓練があるとすれば、今市長が言われましたように、非日常への不安、本当に現実のものになると誰でも想像できるのではないのでしょうか。住民の上に降りかかったその騒音被害の責任、市長が今申しただきましたけれども、そうい

う住民の不安解消のためには、やっぱり基地建設絶対駄目だと、そして断じて受け入れられない、こういう姿勢を今こそ示すべきだというふうに思います。

市長の騒音被害に対する現状の認識はそういうことだと思いましたが、その認識の上に立って、やっぱり失うものが大きい、このことを防衛省に対してもですね、伝えていくべきではないかと思いますが、その認識をお伺いしたいと思います。

○議長（川村孝則君） 市長、これ、イですよ、多分。（四）のイですよ、橋口議員。

○三番（橋口美幸さん） はい、イです。

○議長（川村孝則君） もう一度。

○市長（八板俊輔君） 騒音については先ほど申し上げましたけれども、この種子島の静穏度の高さというものは他に例のないものだと思います。そうした上で、先ほど申し上げましたけれども、住民の中にはですね、深刻に受け止めている方々がたくさんいらっしゃいます。そういうところから、防衛省についても、防衛省に対しては、そうしたことに十分配慮してもらおうように引き続き求めてまいることにしております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 今市長の答弁の中で、防衛省に十分配慮してもらおうという表現がありました。やっぱりこれは選挙の公約と大幅に百八十度転換だと思えます。防衛省に対しては、やはり失う

ものが大きいから基地建設は駄目だと、きっぱり今言うべきだというふうに思います。

全国的な日米共同訓練、十月から十一月にかけて実施されました。北海道では、小学校のグラウンド上空を約四十五メートルで低空飛行訓練が目撃されたと、日本共産党の参議院の今回の国会で政府に対して抗議をしております。そのときも、米軍に安全面に配慮するように伝えるということにとどまっております。

また、与論空港でも、米軍普天間飛行場所属のオスプレイMV22が、メンテナンスだと言って何日も離陸しない。こういう米軍が我が物顔で日本の空も自由に飛び回っております。そういう状況がどうして起こるのか。これは市長もよく御存じだと思いますけれども、日米地位協定における米軍の低空飛行訓練やオスプレイの住民の暮らし無視の低空飛行訓練がこのところ本当に至るところで起きております。

私も九州防衛局に、十一月の初め、交渉に行きました。しかし、防衛局の職員は、米軍のことは把握していない。どのような質問をしても答えられません。

十年ほど前に、私も馬毛島の特別委員会でも厚木基地にも行きました。厚木基地の周辺に住む住民は、防衛省に言っても何も変わらないう、防衛省の職員、自衛隊は何と言うかという、米兵には物が言えないんだよねというふうに答えが返ってまいりました。

本当に今、日米地位協定における、この種子島の空を自由勝手に

飛び回る、そういうことになる馬毛島基地建設、許してはいけないうと思えます。

ウの質問をいたします。日米地位協定における米軍の低空飛行訓練やオスプレイの飛行について、市長は全国の状況も御存じだと思いますが、どのような認識でしょうか。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

日米地位協定における米軍機の飛行については、全国知事会あるいは全国市長会での決議をし提言もしております。それは、それに対する認識ということでお答えいたします。

国民の居住地で米軍機の低空飛行などが起きている状況などから、米軍に航空法など国内法の適用を求めるよう全国知事会が政府に要望していることが繰り返されております。

安全保障環境については厳しさを増しているということ、我が国周辺における米軍の活動を全て否定するものではないこと、我が国周辺において、米軍の活動に当たっては、地元自治体の理解が必要であり、地域に与える影響も最小限にとどめることが求められると考えております。

御指摘のとおり、日米地位協定に関しては様々な課題があると認識しております。全国知事会においても決議等をして、あるいは提言等をしているところでもあります。こうした状況も踏まえて、国においては一層積極的に取り組んでいってほしいというふうに考えているところでございます。

○三番（橋口美幸さん） 今、米軍の全てを否定するものではないというふうにおっしゃいました。米軍一人一人の人間としては、本当に、十把一からげにして米軍というふうに私たちは言っているわけではありません。なぜなのかというと、日米地位協定という法律で守られているからです。だから、一人一人が本当に善良な国民、人間であっても、地位協定に縛られていると、いろんなことをやってもいいわけです。

だから、全国知事会も求めているように、ぜひ地位協定を改善してほしい。こういうことが二〇一七年から翁長元沖縄県知事が全国知事会で発案をして、そして全国知事会が全会一致で決めました。それでもいまだにこういう状況が続いているばかりか、だんだんひどくなっているということが今日本の状況です。

沖縄では、二〇一七年十二月、小学校に米軍ヘリの窓枠が落下しました。いまだに学校上空の飛行も止まらず、七か月間で七百六回、子供たちは運動場で体育をしているときは避難し、そういう授業風景が本当に自分たちのこの子供たちの上空で行われていく、これを防ぐには市長の姿勢一つです。ぜひとも市長には、こういう危険な種子島の上空許さない、こういうことを最後まで貫き通していただきたいというふうに思います。

エに移りたいと思います。飛行回数二万八千八百十七回について、これは住民説明会の中のこの資料にもありました。この二万八千八百十七回、自衛隊の訓練そしてFCLPの訓練合わせて行われます。

そのうちFCLP訓練、五百六十三回行われる。年に二回だから我慢できるんじゃないか、そういうことをおっしゃる方もいらっしゃると思いますが、これは本当に日米地位協定の下でそれが守られるのかどうか、これも大きな不安の要素です。この中であります五百六十三回に対する市長の思い、そして夜間とは何時から何時までの認識なのかを教えてください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

飛行回数につきましては、過去の訓練実績等を踏まえて算出されたものと認識しております。環境影響評価準備書に示された自衛隊馬毛島基地（仮称）での自衛隊機と米軍機を合わせた飛行回数であります。

防衛施設とは無縁であった地域に基地が整備される初のケースであることに加えて、島の静穏度の高さから、住民の不安は他の地域とは比較にならないほど著しいと考えております。

あと、夜間についての、ですが、環境影響評価の手続における夜間とは、午後十時から翌日午前七時までの時間帯を指しているものと認識しております。

○三番（橋口美幸さん） 日米地位協定の下で、深夜から次の朝七時まで訓練が行われる、こういうことを市長も認識しておられます。このことは絶対許せない、こういう姿勢を強く堅持していただきたいというふうに思います。

（五）番に行きたいと思えます。日米地位協定は先ほども話に出

ましたけれども、日米安全保障条約第六条とはどういう内容なのかをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

日米安全保障条約は、戦後、日本が独立を回復する際に日米両国で結ばれた条約であり、第六条は、我が国及び極東の平和と安全の維持を目的として、米軍に施設、区域を提供することを規定しているものと認識しております。

○三番（橋口美幸さん） 第六条、条文を読み上げたいと思います。

「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」というふうにあります。この第六条というのは、日本に対してアメリカ（米国）が馬毛島を差し出せと言えば、はい、どうぞと差し出さざるを得ない、こういう第六条です。

地位協定はこの第六条に基づくもので、全二十八条からなります。すみません、書面をお願いします。

これですね、日米地位協定、二十八条あるんですけども、これは米軍に定められた特権です。第二条は、日本全土で基地の使用が認められる。自衛隊基地の使用も認められます。ですから、馬毛島に基地ができれば、当然、米軍が自由勝手に使えます。そしてまた、第九条では、旅券なしで出入国できます。ですから、空から米軍は自由にやってきて、種子島で自由に闊歩できます。空から自由に出

入国でき、パスポートも必要ありません。そして、日本の免許証も必要ありません。旅券なしで出入国できる、運転免許証なしで運転できます。関税、税関検査も免除されます。物品税、通行税、揮発油税、電気ガス税を免除します。日本が基地従業員の調達を肩代わりします。これこそまさに思いやり予算でよく言われているように、基地内で働くホステスさんの爪のお化粧やちょうネクタイ、バーテンドーのちょうネクタイまで私たちの税金で調達できる。こういうことが、二十八条から成っている中で、二条、二十五条、こういう米軍の特権があります。皆さん、ぜひこの日米地位協定、どのような特権が米軍に許されているのか、日本がどういう属国なのかということも改めて皆さん勉強していただきたいと、読んでいただきましたというふうに思います。書面カメラ、ありがとうございます。

全国知事会はですね、提言をしております。簡単に要旨ですが、一、米軍機の低空飛行訓練などで、国の責任で騒音測定などを実施して、訓練ルートや訓練の時期について事前情報提供を行う。二番目に、日米地位協定の抜本的な見直し、航空法や環境法令など国内の法令を適用して、事件、事故などの自治体職員の立入りの保障を明記しています。米軍人などによる事件、事故に対する具体的な防衛策を提示してください。継続的な取組を進めます。四番、施設ごとに必要性や使用状況などを点検、基地の整理縮小を促進する。このようなことを全国知事会がやると全会一致で二〇一八年七月二十七日に決まっております。こういうことがなかなか改善されない中

で、馬毛島に米軍基地建設、とんでもないと思います。

まず、六番に入りたいと思いますが、憲法九条を生かした平和外交こそ、市民の安心・安全につながる最善の道だと私たちは思います。これについて市長の認識を聞きたいと思います。すみません。

五番の全国知事会のことについて市長の思い、そして六番の市長の安心・安全につながる最善の道ではないか、このことを含めてお願いいたします。

○議長（川村孝則君） 市長、よろしいですか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

全国知事会及び市長会の提言は、地域住民に近い立場から、国民の生命、財産や領土、領海を守るためにまとめた内容であると思います。今、馬毛島に新たな基地が造られようとしている状況において、その自治体の首長として共感を覚えているところでございます。

○議長（川村孝則君） 市長、（六）も続けて答弁をお願いします。

○市長（八板俊輔君） はい、すみません。平和外交が理想であるというふうに思います。安全保障にしましては国の専管事項と言われます。一方、我が国周辺の安全保障環境の悪化が言われる中、私としては、市民の安心・安全、幸福と利益を追求しなければなりません。特に馬毛島の施設整備計画に関しては、市民の不安解消や期待に応えていけるよう尽力していかなければならないと考えており、引き続き努力をしております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 答弁ありがとうございます。

知事会については市長として共感を覚えるというふうにおっしゃいましたけれども、共感を覚えるだけではなくて、やはり国に対して物を申していく。首長だからできるということがたくさんあると思います。ですので、共感を覚えているだけじゃなくて行動に移していただきたい、こういうふうに思います。

それから、平和の問題ではですね、住民の不安解消のために力を尽くすとおっしゃいましたけれども、基地ができれば、不安がいっぱいです。基地を造らない、このことが住民の不安解消につながるんだ、市長にこのことを肝に銘じて今後の行政運営やっていたきたいというふうに思います。

では、七番の馬毛島文化財現地調査について、経過などをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

「社会教育課長 古市善哉君」

○社会教育課長（古市善哉君） お答えいたします。

現地調査は、十月十一日、十一月二十一・二十二日の三日間に行ったり、市史編さんに係る調査と兼ねて馬毛島文化財の現状を確認するために実施いたしました。

調査人員につきましては、十月十一日は市職員八名と外部講師八名の計十六名で、十一月二十一日は市職員七名と外部講師五名の計十二名、十一月二十二日は市職員五名と外部講師三名の八名で行ったところです。外部講師は、地質や埋蔵文化財、建造物を専門とさ

れる方々にお願いたしました。

具体的な調査内容は、埋蔵文化財の状況、地質地層調査、トーチカや漁労小屋群跡などのドローンによる撮影、3Dモデル作成のための写真撮影です。

特筆すべきものとして、島の中央部付近で石器と思われるものを数点発見しました。発見した周辺の火山灰の状況から、三万三千年から三万年前の旧石器時代のものではないかと推測されますが、現時点においては、発見後間もないことから、詳細な評価はできていないところでございます。今後は、専門家の御意見を伺いながら、調査内容の整理を行いたいと考えております。

教育委員会といたしましては、石器と思われるものを発見した場所が地中に文化財を内部に含んでいる土地またはその範囲である埋蔵文化財包蔵地の可能性があることから、県教育委員会へ報告をしたところでございます。

また、南西部の砂丘で骨片のようなものを発見し、種子島警察署へ報告いたしました。その後、警察が回収し、現在捜査中であると聞いております。

以上でございます。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

今後はどのような調査活動になるのかをお伺いしたいと思います。

○社会教育課長（古市善哉君） 先ほど申しましたとおり、石器と思われるものを発見した場所が埋蔵文化財包蔵地の可能性があるこ

とから、昨日、県教育委員会に報告をいたしたところです。県教育委員会がその内容について確認の上、遺跡と決定したら、埋蔵文化財包蔵地として県教育委員会と市教育委員会が周知することになります。その後につきましては、文化財保護法に基づき、文化財の適切な保存、保護が図られることになるといふふうになります。

以上でございます。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

その後は県教育委員会に依頼するということで、三万三千年から三万年前の旧石器時代と見られるような、三万年を超える出土例は多くないと、希少だと考えているというふうにして市の教育委員会が新聞紙上でも発表しておりました。

今後の工事について、発掘調査を優先するべきだと思います。そのことについてはどのような見解なのかをもう一点お伺いしたいと思います。

○社会教育課長（古市善哉君） お答えいたします。

国が埋蔵文化財包蔵地で土木工事を行う場合、文化財保護法第九十四条において、あらかじめ県教育委員会にその旨を通知することとされております。この通知を受けて、県教育委員会は埋蔵文化財に影響があれば発掘調査を、影響がなければ慎重工事等の指示や勧告をすることになります。

以上でございます。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

包蔵地というふうに認定されるということが大きな鍵だと思えます。まず、このことについて、三万三千年、旧石器時代という、こういう大変なことが出土した、そういうことについてまず市長の感想と、そしてまた県に対しては、この三万三千年前の先祖が暮らしていたという、とてつもないこの発見は日本の歴史にとつても希少なものではないかと思えます。県教育委員会に対して市長として申入れなどの対応をお願いしたいですけれども、市長としてはいかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

今の答弁にありましたように、県教育委員会の調査というものが行われるのかどうか、その県教育委員会の動向を注視しなければならぬと思えます。遺跡の価値の可能性については今後もしっかりと注目していきたいと思えます。

○三番（橋口美幸さん） よろしくお願いいたします。

この貴重な旧石器時代の発掘については、ぜひ私たち鹿児島県です、地域の歴史的な文化として大事に今後保存ができるような形をぜひ求めたいというふうに思います。

では、次に、種子島の森林を活用したエネルギー問題についてお伺いしたいと思います。

本市の取組においては、エネルギー問題の取組については、電気自動車、産官学、森林組合など、今、三つの管轄に分かれております。どうしてそういうふうになっているのかをお伺いしたいと思います。

ます。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

議員御質問の件につきましては、電気自動車の取組につきましては、地域公共交通での実証としまして、地域公共交通を所管する企画課で取り組んでおります。また、産官学、森林組合に係る木材チップを活用した取組につきましては、COI・NEXTを所管する経済観光課で取り組んでおります。大きな枠組みでは一つでございます。まして、実際の具体の取組はそれぞれの所管で取り組んでいるところでございます。

○三番（橋口美幸さん） やはり今、本当に国がですね、カーボンニュートラル、今、二〇三〇年までに地球温暖化を何とか対策をしないと、未来の子供たちの暮らし、地球環境が本当に最悪の状態になる、今でさえ山火事が続いたり大洪水、そして日本でも異常な大雨が降ったり災害に見舞われております。そういうことでは、今、すごく一分一秒を争うというような勢いでですね、このエネルギー対策、必要だと思えます。

そういう意味では、種子島一市二町と東京大学未来ビジョン研究センターとの連携に関する協定書がありますが、この協定書では、一市二町が協力をしてやっていくというふうに記載されております。このことについて、脱炭素についての認識をお伺いしたいと思います。

「経済観光課長 高石心平君」

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

種子島一市二町と東京大学未来ビジョン研究センターとの連携に関する協定につきましては、令和二年十一月十八日に、相互の人的・知的及び物的資源の活用を図り、協力して創造しながら事業を展開することにより、地域課題の解決と将来ビジョン策定、シナリオ計画を推し進め、地域循環の活性化を図ることを目的としまして、連携協定を締結したところでございます。

この協定を踏まえ、前述した東京大学未来ビジョン研究センターを中心として現在進められている取組は、研究全体の名称がビヨンド・ゼロカーボンを目指すC・JUNKANプラットフォーム研究拠点となっております。

ビヨンド・ゼロカーボンとは、温室効果ガス排出をゼロにするだけではなく、その先の展開を見据えた取組のことで、C・JUNKANとは、共に循環させていくという意味の造語であります。つまり、現在行っている取組全てが国が進める脱炭素社会実現に向けたものとなっております。

具体的な取組としては、これまで行ってきたEV（電気自動車）の公共交通への活用や、新光糖業で発生した熱を蓄熱し猿蟹川での事業に再利用する技術の研究、使用済み食用油を活用したバイオディーゼル研究など行われてきております。

また、製糖時に発生するバガスや木材資源の燃料化、発電への展

開も今後進められていく計画となっております。

本市としましても、脱炭素の取組は重要な課題だと認識しており、引き続き連携を取りながら、課題解決に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

せっかく今、各課がですね、取組を進めております。それを形にする取組がいま一歩進めていただきたいというふうなことで、この課題を取り上げております。

令和二年十一月十八日に、西之表市の八板市長、そして中種子町の田淵川町長、南種子町の小園町長、そして東京大学未来ビジョン研究センターセンター長、藤原さんという方の連名でこういう協定書ができておりますので、その協定書に沿った形でぜひ実践に移していただきたいと思っております。

今、国もカーボンニュートラルの時代へということで、今、こういう表を出しております。書面カメラをお願いします。

国がですね、このように、国が二〇三〇年、二〇五〇年を目標にそれぞれ出しております。火力発電は二〇五〇年にはゼロ、二〇三〇年には再生可能エネルギーが四四%、そして二〇五〇年には一〇%という、国が目標を今示しております。

この目標に沿った形で、EVの取組ですとか、各地域で地産地消の取組が進んでおります。そういうことが今全国で公表をされてお

りますので、ぜひこういうことも参考にですね、行政は取り組んでいただきたいというふうに思います。書画カメラ、ありがとうございます。

ということですね、ぜひともこの市政を取り組んでいただきたい。そして、それには、やはりふだんの業務が大変なので、やっぱり専門家を配置していただきたいというふうに思いますが、市長のこの専門家配置、カーボンニュートラルへの取組の姿勢はいかがかをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

種子島においても、島内の再生可能エネルギー資源を十分に活用して、島内でエネルギーを循環させることが重要であると承知しております。

再生可能エネルギーの専門家につきましては、東京大学を中心とした産官学連携により、専門家集団の中で再生可能エネルギーの諸課題への取組を進めてきております。

今後引き続き御指導いただきながら、課題解決に取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） やはり私ももう十年ぐらいこの問題、企画課が取り組んできたり、今、経済観光課に移ったりしております。そういう意味では、本当に本気になって取り組む、今までと同じスピードではなく、スピード感を増した形でぜひ取り組んでいただき

たいというふうに思います。

そしてまた、改正離島振興法ではですね、このエネルギーに対する補助制度も生まれています。そういう補助制度活用をぜひともしていただきたいと思えます。この改正離島振興法、（八）エネルギーのところにあるんですけども、全国的な脱炭素化の動きが高まる中で、再生可能エネルギーの利用促進の充実、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの活用というのが法として出てまいりました。それをすぐに活用するという機動力を持つて取り組んでいただきたいというふうに要望をいたします。

改正離島振興法についての取組についてお伺いしたいと思います。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

今御紹介がありましたとおり、改正離島振興法におきまして、エネルギー分野では、再生可能エネルギーの利用促進施策の充実、併せて地域の実態に応じた再生可能エネルギーの活用におきまして配慮規定に明記をされたところでございます。

今後、本市の離島振興計画のほうにも方針として盛り込んでいこうかと考えているところでございます。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ぜひともこの改正離島振興法、米軍再編基地交付金に頼るのではなく、やっぱりこういうあらゆる国の政策を活用していく能力といますか、そこを職員の皆さんの能力をここで発揮していただきたいというふうに思います。ぜひ進めてくだ

さい。

続きまして、会計年度任用職員制度についてお伺いしたいと思います。

現在各課で任用しているフルタイム会計年度任用職員、パートタイム、それぞれの人数、男女比についてお伺いしたいと思います。

〔総務課長 松下成悟君〕

○総務課長（松下成悟君） お答えいたします。

令和四年十一月一日現在の人数でお答えをいたします。フルタイム会計年度任用職員については、全体で七十四名、男女比は、男性三五・一％、女性六四・九％となっております。パートタイム会計年度任用職員については、全体で百十六名、男女比は、男性一九・〇％、女性八一・〇％となっております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

今男女比を出していただきましたけれども、圧倒的に女性が多いんですね。

女性が、中には自分の収入が世帯の柱となっている、そういう統計も、今度、全労連のアンケート実施をした中で出てまいりました。そしてまた、会計年度任用職員の皆さんが、賃金が本当に上げてほしい、アンケートの一番に、賃金を上げてほしいという要求がありました。しかし、賃金は低いけれども、働きがい、誇りと意欲を持っている、そういうアンケートの結果も出てきております。

住民サービスに直接関わっております。そういう意味では、時給千五百円、これを求めたいと思いますが、正規の職員との給与の格差、不安定な雇用の中で働いている会計年度任用職員制度、この現状をどう認識しておられるかお伺いしたいと思います。

○総務課長（松下成悟君） これは二番のほう。

○三番（橋口美幸さん） あ、ごめんなさい。三番。

○総務課長（松下成悟君） もう二番は飛んで、よろしいですか。

○三番（橋口美幸さん） 二番もすみません。

○総務課長（松下成悟君） なら、二番から。

○三番（橋口美幸さん） じゃあ、二番も併せてお願いします。

○総務課長（松下成悟君） 分かりました、はい。お答えいたします。

この会計年度任用職員制度は令和二年度から開始され、期末手当や退職手当の支給開始、夏季休暇など休暇制度の拡充もなされた。

制度化に当たり、本市でも多くの自治体と同様に、総務省から示された会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル等に基づき、条例等の関係例規及び制度運用等の整備を行いました。会計年度任用職員は、制度上、一会計年度（四月一日から翌年三月三十一日まで）を超えて任用することは認められておりません。継続して次の年度に任用する場合である再度の任用の際に、他自治体では、毎年選考試験を導入している自治体もあるようですが、本

市では、先ほど申し上げた事務処理マニュアル等を基に、人事評価結果等を基にして、二回までは選考試験を行わずに再度の任用を行っております。三年度までは、本人の継続の意向があり、それまでの勤務状況等に基づく評価に問題がなければ継続ができませんが、それ以降については選考試験を行うということが原則となっております。

続きまして、三番の質問についてでございますが、御指摘のように、本市では、多様な職種の会計年度任用職員の方に多くの部署で御活躍をいただいていると認識しております。会計年度任用職員制度発足以来、以前の臨時的職員として働いていたときよりも、当時よりも、休暇や手当の拡充などの諸条件については、国の制度を原則としておりますので、改善が進んでいると考えております。また、給与面では、本市の場合、正規職員と同じ給料表を用いて、職種ごとに格付をして運用しているところです。

いずれにしましても、正規職員同様に、会計年度任用職員についても国の制度等を参考にしながら、今後も適正な制度の在り方の検討及び運用に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 会計年度任用職員の皆さんは、例えば一年限りのそれで、雇用で生活が終わるわけでもなく、また三年で終わるわけでもありません。当然です。本当に不安定雇用の中で、しかし働きがいを持っている、やる気がある、そういう職員の皆さん

が、日々、正職員の皆さんと同じ仕事をし、あるいは現場に出ていて住民と直接触れ合う、そういう重要な住民サービスの役割を一手に担って引き受けている、そういう職場が多いと思います。

このアンケートの中で、あなたが一番改善してほしいことは何ですか。三つまでの選択の中では、賃金を上げてほしい、一時金が欲しい、増やしてほしい、こういうことです。

年間二百万円に満たないワーキングプア。そして、官製ワーキングプアですね、の中で、公的な職場にしながら二百万円にも満たない。そういう賃金では本当に将来不安が募っていく。この会計年度任用職員制度、改善してほしいと思います。

それから、会計年度任用職員の三年目の壁というふうにあります。それが電話交換士、道路維持作業員、用務員、調理員は一級しか上がりませんよと、等級が上がらないというふうになっておりますが、これをぜひ改善してほしい、このことを求めたいと思うんですけれども、(四) 番に関連して答弁をお願いします。

○総務課長（松下成悟君） お答えいたします。

会計年度任用職員の再度の任用については、総務省の示した事務処理マニュアルにも、原則二回までと記述されております。一方で、同事務処理マニュアルにおいて、再度の任用については、各地方公共団体において、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情等に応じつつ、任期ごとに客観的な能力実証を行うよう適切に対処されたいとも示されていることから、三年を超える運用を検討

している自治体も一部はあるようです。

本市では、会計年度任用職員の任用に当たっては、地方公共団体の常勤職員については競争試験による採用が原則でとされていることや、できるだけ多くの方に均等な機会を与えることの観点から、再度の任用を二回行った会計年度任用職員については、当面の間は原則として試験による任用を継続してまいります。他市の状況等も注視して考えていきたいと思っております。

それと、会計年度任用職員が、任期内に、一会計年度に限られる職でありますので、常時勤務を要する正規職員とは職務の内容や責任の限度が異なるものであるとの基本的な考え方がありますので、本市の一般行政職の三級の職は役付の職員としての位置付けもありますので、会計年度任用職員につきましては一級である、一級と二級の運用を行っているところでございます。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 会計年度任用職員は、本当に、例えば給食センターの調理員そして用務員、全く正規の職員と同じ仕事をしております。

そういう意味では、総務省に対しても、この会計年度任用職員制度の制度変更が多く労働者の中から今声が出ております。このこともさらに求めていきたいと思っております。

次に、まちづくり公社についてお伺いしたいと思います。

今、公社から職員派遣を依頼する、依頼されて、職員派遣をして

おります。その根拠についてお伺いします。それから、まちづくり公社の設立の意義について、一番と二番と、すみませんが、併せて答弁を副市長からお願いたします。

○総務課長（松下成悟君） まちづくり公社について、私のほうから説明させていただきます。

公社からの職員派遣等を依頼する根拠についてということですが、お尋ねの職員派遣については、西之表市まちづくり公社からの派遣依頼があり、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び公益的法人等への西之表市職員の派遣等に関する条例などの規定に基づき、職員を派遣しているものです。

まちづくり公社が派遣を依頼している理由としては、設立当初、各種法令等に基づく管理業務等を行う人材の確保が困難であったことや、まちづくり公社の業務が、現在のところ、市から依頼を受けている業務のみであり、当該業務を的確かつ効率的に行うためには、市のパイプ役として市役所職員が果たす役割が大きいと判断しているためであるところであります。

次に、続けていいですか。

○三番（橋口美幸さん） はい、ごめんなさい。

○総務課長（松下成悟君） それでは、まちづくり公社の設立の意義についてということでございます。

まちづくり公社につきましては、平成二十七年四月一日に一般社団法人として設立され、今年度で八年目に入っております。

設立の義務については、定款にもある、行政事務の支援及び地域振興のための事業を行うことにより、活力と魅力にあふれる西之表市のまちづくりに寄与することを目的に設立をしています。各課で行っていた定型的な単純業務及び施設の環境整備等の類似業務等の集約・集中化を図り、さらには市の重点課題である雇用の創出、地域の再生にも寄与する取組としての期待と可能性を求めて公社の設立に至っております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

まちづくり公社については、平成二十七年から開所しているのにまだに出向をしなきゃいけない。前回九月議会でもお伺いしましたので、その根拠がですね、もうちよつと議論しなければいけないだったので、時間が足りなくなりました。

次回、(三)番、(四)番については次回にまた取り上げたいと思います。誠に申し訳ございません。

以上をもちまして、私の一般質問、今日は終わりたいと思います。

○議長（川村孝則君） 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十一時二十五分頃より再開をいたします。

午前十一時十一分休憩

午前十一時二十五分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、長野広美さんの発言を許可いたします。

「一番 長野広美さん登壇」

○一番（長野広美さん） それでは、私の一般質問を通告書に従っていきます。

今年もいよいよ師走を迎えております。世界情勢は、一年前には想像もできなかったほど、一気に軍事衝突などの情勢不安がますます広がっております。また、コロナ感染症の影響に対しても警戒を緩めることができない不安定な社会情勢の中で、私たちの暮らしは、年末年始に向けて、物価高騰など様々なしわ寄せをひたひたと感じられる、そんな師走を迎えております。

こんなときだからこそ、町なかで挨拶が聞こえ、お互いさまで助け合う地域コミュニティづくりが大変大切なんだと実感させられております。

そこで、私の一般質問は、先日、完売と報じられましたプレミアム付商品券発行事業について、そこから始めたいと思います。

この完売と報じられました事業の結果、成果等について、できる限りの詳しい報告をお願いいたします。

以下は質問者席にて行います。

「経済観光課長 高石心平君」

○経済観光課長（高石心平君） プレミアム付商品券事業についてお答えいたします。

地域経済活性化を目的として本年度行われておりますプレミアム付商品券につきましては、十月二十二日から販売を開始し、十一月二十三日から第二弾の販売を行ったところですが、

販売状況につきましては、十一月二十四日時点で二万五千セットを完売しております。十月二十二日から十一月二十二日までの約一か月間は、購入上限を一人二セット、額面一万四千円分、購入額一万円分です、として販売し、販売数量は九千七百九十セット、購入者数は四千九百三人でした。第二弾販売は十一月二十三日、二十四日の二日間で、上限を一人八セット、額面で五万六千円分、購入額は四万円で、販売数量は一万五千二百十セット、購入者数は千九百九十七人でした。合計二万五千セットを六千九百人に販売しております。

以上です。

○一番（長野広美さん） 今回のプレミアム付商品券の発行目的といた部分について、いま一度確認させてください。

○経済観光課長（高石心平君） コロナの交付金を活用しております、長引く新型コロナウイルスの影響を受けている地域経済、地域商店街等の活性化を目的としております。

○一番（長野広美さん） それでは、地域の商店街の活性化事業を目的とする事業で、今回、四〇%のプレミアムをつけておられまし

た。まず、その意味と、それからそもそも制度設計では一人二セットまでという上限が購入期限として議会では説明をされました。この点について、実際にそうではなかったのではないかとといった部分で、この実績とそれから当初の計画との、比較したときの今の分析といえますか評価はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○経済観光課長（高石心平君） 今回発行しましたプレミアム付商品券、今議員から御案内ありましたように、四〇%のプレミアム率がついております。当初の予算では、三〇%のプレミアム率としていたんですけれども、県の追加の支援、県の事業がございまして、これによりプレミアム率を四〇%と、県の支援事業に合わせて引き上げております。セット数も、当初一万六千セットだったところを二万五千セット、引き上げて、追加した形で、九月補正によりこのような事業形態としております。

一人二セットまでということ、一万二千五百人分を当初想定しておりました。第一弾につきましては、広く行き渡りますように、一人二セットを上限として商工会のほうにお願いをして販売をしていただいたところがございます。最初の、当初の打合せから、商工会のほうとは売上状況等確認しながら第二弾、第三弾と販売をしていきたいという話をしておりましたので、そういった形で、ぜひ何回かに分けて販売をしてくださいというお願いをしております。

で、先ほど御報告させていただきましたように、約一か月の販売状況で残りの数量がかなりあったということから、商工会のほうで



携を取りながら改善に努めてまいりたいと考えております。

また、今議員のほうから御提案がありましたような内容につきましても、これまでは商工会のほうに販売、事務的な委託をしているところでございますけれども、そこにつきましても市で一部は販売するであるとか大字を回るとか、そういったことも提案させてもらいながら、より多くの機会、多くの場所で販売ができるような形を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○一番（長野広美さん）　そこで、もう一点、これは私からの提案をさせていただいたんですが、他市の状況を鑑みましても、それから国の補助事業を活用したわけですけども、今回の事業については、確かにコロナ禍の商工会支援とか事業者への支援といった部分が大きく掲げられてはいますが、しかし四〇%というプレミアムはですね、むしろ物価高騰といった部分の生活支援の部分も実は含まれているのではないかと考えますし、実際に、他市ではですね、生活支援のための給付事業といったものと分けて取り組んでおられます。今回の四〇%という大きなプレミアムは、実はその部分もかなり加算されていたのではないかと。

そういう意味では、しっかりと、実は経済観光課単独の主体事業という位置付けではなく、本来ですね、この生活困難な状況の中で、今回のプレミアム付商品券の発行事業はどうあるべきかと抜本的な検討をしっかりと重ねて、不公平がない、より多くの市民がこの困難

な時期に共に助け合うような、そういった環境を整えていただきたいと思います。この点は要望として申し上げたいと思います。

次に行きます。情報管理の業務についてお伺いします。

台風十四号がですね、非常に大きな影響を本市の生活に様々に爪痕を残してまいりました。その中でも、最近特に気になっているのがですね、通信網が故障してしまったといった部分で通信関係の問合せ等が増えている、実際、私も相談を幾つか受けております。

そういった部分で、今回の台風十四号後には、実際、問合せや苦情件数など、市が対応した実績結果というのはどのような状況だったのか、まずその御説明をお願いいたします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君）　お答えいたします。

台風十四号後の故障につきましては、市へ三十八件の問合せがございます。内容としましては、ケーブル切断について二十二件、インターネットの通信不能について六件、倒木や枝のかぶさりや三件、電話の通信不能が一件、ケーブルのたるみについてが三件、故障窓口の対応、これは修理に來ないとか窓口の電話につながらない等についてですけども、これが三件となっております。

そのほか通信事業者への故障の連絡が百七件となっております。

以上です。

○一番（長野広美さん）　今回のこのような状況というのは、通常業務の中では、台風というのは、通年、毎年ですね、あるわけでは

けれども、特別多かったのか少なかったのか、そのような状況はどのように考えておられますか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

ちよつと過去の実績で申しますと、昨年度、令和三年度は台風による災害等の復旧等はありませんでした。で、令和二年度が七十八件発生してございます。で、令和元年度が二十四件発生してる、そういった状況でございます。

○一番（長野広美さん） 今回のこのような市民からの問合せ等については、先ほど課長の答弁の中にも、インターネット等の関係もあるということですが、一つには、本市がですね、光網の整備事業を事業としてですね、担っているという部分があるかと思うんですが、そういうふうな認識でよろしいのかどうか、いかがでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） 本市のほうで、いわゆる光ブロードバンドのほうを設置している事業者として対応してございます。

○一番（長野広美さん） そこでお伺いなんです、この光網の関係はですね、平成二十一年度から事業として本市が取り組んでまいった事業であり、大体、およそ加入世帯が三千件弱でしょうか。今回もですね、市民からの問合せの一つがですね、どこに問合せをしたいのか分からないという内容でした。それでも百件以上ですね、実際には様々なやり取りが行われたわけですね。

そこで、かなり業務的にもですね、今後とも台風だけではなく様々な老朽化の問題も含めて、このような市民が直接情報政策係に関わ

る部分というのは今後も継続していくものだろうと思うんですが、この情報政策係の業務そしてその体制といった部分については、現状、どのように認識していらっしゃるでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

情報政策係は企画課内にございますけれども、今現在、二名体制でございます。

主な業務といえますか、業務につきましては、大きなところで電子計算組織に係る業務システム、いわゆる基幹業務システムの運用を行ってございます。あと、自治体情報のセキュリティー対策というのも行っております。で、今ほど話題になっております光ブロード関係を行っております。あわせて、最近では、国のDX等の動き、デジタル庁が発足しまして、自治体システムの標準化に向けた、全国統一の標準化に向けた作業であったりとか、西之表市独自のDXの計画策定のほうに取り組んでいるところでございます。二人体制というところでちよつと厳しいところはございますけれども、まあ、頑張っているところでございます。

○一番（長野広美さん） お答えありがとうございます。

今課長の答弁いただいたようにですね、業務の内容というのは、主に、組織としての、市役所の組織、自治体としての情報管理業務、セキュリティー等ですね、ますます今後増えていくかと思われま

す。また、一方で、光網の整備事業というのはですね、市民サービス

の一環であって、ふだんからいかに市民への告知、広報活動、また今後の苦情処理も含めて、例えば利活用を増やすといった部分で、若干業務の内容が異なるかと思えます。しかし、また一方で、本市の地域の経済発展のためには、これ、なくてはならない業務でもあるかと思えます。

また、一方で、この情報関係の専門職、スタッフというのはですね、ただでさえ人手不足の中で、今後増えるであろう業務といった部分では、できるだけ早くからその人材確保といった部分はしっかりと位置付ける必要があるかと思えますが、いかがでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

今御指摘がありましたとおり、専門的知識を有する職員というのが実際に少ない状況でございます。後継者といえますか、これから若い人たちを育てていくことは非常に大事なことで、専門的な知識を持った人を採用するというのも非常に大事なことでと捉えてございます。

○一番（長野広美さん） ぜひですね、私はそもそもがですね、光網のブロードバンドの整備といった部分をですね、もう少し分かりやすく市民にも、苦情の対応ですとか、それから理解していただくために、いま一度、積極的に取り組んでいただきたいというお願いがございます。残念ながら、この光網の整備に関しては、市のホームページの中でも、ほとんどですね、埋もれてしましまして、企画課の中の情報政策係まで行かないとですね、その対応についてはな

かなかアクセスできません。

そういったことも踏まえてですね、ここの部署の体制強化といった部分は正直待ったなしだと思いますので、ぜひそこは検討していただきたいと思います。

次の質問に入ります。市営住宅の管理の在り方について伺います。今年の八月には、皆さん御存じのとおり、手すりが増えて児童が転倒する事件も発生しました。その後ですね、この古園団地の手すりなどを含めた改善状況、修繕状況、また安全点検の実施状況等について説明をお願いいたします。

〔建設課長 奥村裕昭君〕

○建設課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

市営古園団地一号楼から七号楼の通路及びベランダ手すりにつきましては、本年七月に一号楼三階西側一か所で生じた破損、倒壊を受けまして、破損、倒壊のあった箇所については即時対応を行っておりますけれども、そのほかにつきましては次のような対処を行っております。

一つ目には、一号楼から七号楼の全手すりの緊急点検でございます。倒壊のあった翌業務日に、建設課職員が七棟全ての手すりの状態、強度について確認をし、補修の必要性の判定や危険表示などを行ったところでございます。

二つ目は、一号楼及び二号楼手すりの補強対応でございます。この二つの棟につきましては、古園団地の中でも最も古い平成十一年

に竣工された建物ですが、他の棟とは手すりの構造が異なるため、手すりの上部の両側を建物の柱あるいは壁面のコンクリートと接合するという工法で補強するものとし、点検結果に基づき、二階、三階相当部の合計八十八か所の修繕予算を今回の議会へ補正計上させていただきます。

なお、古園団地以外で、美浜団地、桜が丘団地、若宮団地の三階、四階の手すりにつきましても、恒常的な確認に加えて、今回の事象発生後、直ちに職員が巡回して状況を把握しているところでございます。

また、今後の対策といたしましては、公営住宅等長寿命化計画における年度ごとの改修予定内容や各設備の状況から補修必要性などを都度判断した上で、適切な施設管理を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○一番（長野広美さん） 御説明ありがとうございます。

まず、全地域ですね、特に今回はですね、古園、桜が丘、若宮等ですね、非常に大規模な集約的な住宅になっておりますので、そういった部分でも、重点的に点検をとっている部分は大変ありがたいと思います。

ただですね、点検した結果の、危険がこれで完全に回避できる状態というふうな位置付けで見られるのか、応急的な今回の修繕という部分なのか、その点だけ確認させていただきます。

○建設課長（奥村裕昭君） ただいま御指摘の手すりの部分につきましては、抜本的な改修というふうには今回は対応できないところでございます。それぞれ抜本的な改修をやるうとすれば、それなりの大きな工事となることは御承知いただきたいと思っております。今回につきましては、現在ある施設について補強をするという形で、まずは安全確保を行うところでございます。

○一番（長野広美さん） それでは、手すり一点だけで確認させていただきたいんですが、今予算に計上されている予算額ですね、これで、それでは手すり本来の安全面は完全に払拭されるという補修工事ですか。

○建設課長（奥村裕昭君） お答えします。

今回の修繕方法につきましては、業者さんにも相談をしながら、これで安全が確保できるかどうかというところを御判断いただいた上で、補正予算のほうを計上させていただいております。

○一番（長野広美さん） 改めて伺いますが、古園団地一棟を見ても、手すりはアルミ製だったと思います。それで、先ほど課長が答弁されたように、一棟、二棟をはじめとしてですね、もう築二十年は超えるんだろうと思うんですが、このアルミ製の手すりの耐用年数はその程度になるんですか、それとも今後まだ二十年、三十年使えるようなものですか。

○建設課長（奥村裕昭君） お答えします。

耐用年数で申し上げれば、おおむね十年と、アルミが言われてお

ります。ということから、耐用年数自体は少々厳しいかというふうには考えておりますけれども、こちらを同じようにアルミで改修しようとした場合、補足でございませうけれども、一棟当たり大体六百万円ほどかかります。

そこら辺を踏まえて、今後はですね、予防的な観点から、やはり材質の変更なども考えていかなければならないというふうに考えてございます。

○一番（長野広美さん） それでは、ちょっと今現状を皆さんにもちょっと見ていただきたいと思えます。書画カメラをお願いします。まずですね、こちら、古園団地の今の手すりの状況です。これは抜本的にですね、これ、根から崩れておりますので、相当、修繕といった部分は、一か所修繕すればよろしいというものではなく、全体的な構造上ですね、弱くなってしまっているという状況はこれで見取れるかと思えます。

あと、それ以外のところで、こちらが天井です。このようにですね、通常、天井というのは上に上っておりますので、本来はドライでなきゃいけないはずなんです。それにもかかわらず、これだけノリメンがついているといった部分は、非常に危険もしくは原因が何かほかにあるというふうに容易に想像されます。

また、こちらは、えっと、これですね、郵便受けです。非常に古くてですね、中には開かないような状況のものも見取れます。

こちらはドアです。これは比較的まだ、形状的にはまだいいほう

だと思いました。本当にさびてしまってますね、ギーギー音が鳴るとか、大変見苦しい状態のドアがあちこち、これは特に若宮団地ですね、非常に厳しい状況です。

また、こちらはですね、遊具施設です。遊具施設で危険ですというふうな貼り紙がしてありますが、これ、もう相当しばらくこのままの状態でありまして、施設が、ここに危険なものが置いてあること自体もいかなものかと思えます。

こちらがですね、問題があったところの部分ですけども、全体的に、はい、ありがとうございます。もう築が二十年、十年を超えるところといった部分では、一定程度のですね、建物ですので、メンテナンスが必要だというふうな状況にあるかと思えます。

そこで、質問に挙げましたけれども、これまでの維持修繕の在り方というのは大丈夫だろうかといった部分で、簡単に結構ですので、実績、またそれが適切な水準と言えるかどうかという部分についての御意見を伺いたいと思えます。

○建設課長（奥村裕昭君） 御説明させていただきます。

各団地を含む全ての市営住宅、これは全四百三十八戸、現在ございますけれども、維持管理費は、住宅使用料、これ、家賃となりまして、額八千五百八万六千円となっております。このうち一九％を通常の維持管理を目的とした公営住宅管理事業に充当しているところでございます。

この公営住宅管理事業は、令和三年度決算額が千八百三十五万六千三百六十七円となつていますけれども、その内訳としましては、修繕料が六八・九二%と最も高い割合を占めており、内容としましては、住宅の水回り器具や窓枠などに係る小規模なものから、入退去時に伴う床板の張替えや団地の給水ポンプの更新のような中規模なものもほとんどで、なるべく短期間での対応を心がけて取り組むものとしてございます。

一方、小規模から中規模以外の修繕、具体的には外壁や屋根の改修など、工事を伴う大規模なものにつきましても、市営住宅改修事業として別建てして、国土交通省の交付金活用などで財源確保を図りながら、長期振興計画実施計画やそれから公営住宅等長寿命化計画の中で事業検討を行う必要があります。

議員御質問でございます維持管理費の適切な水準という点につきましては、通年で小・中規模的対処は随時図られていると捉えておりますけれども、塩害や二十年から三十年単位の経年劣化といった外的要因による大規模改修には、財政需要等で十分な対処ができていないことも認識しているところでございます。

今後は、事故等の未然防止を念頭に、予防的視野も取り入れた計画的な予算への取組を進めて事業を実施していきたいというふうにご考えてございます。

○一番（長野広美さん） お答えありがとうございます。  
通常ですね、建物は、一般的に、年次が新築からどんどん増え

ていけばですね、修繕費はかさみます。当然、今答弁いただいたようにですね、小さい、通常の修繕費の約一千二百万円程度というのはですね、今後、微量ながらも増えていくのは当然のことだと思います。

また、一方で、建築物は、当然、できるだけ早くに対応することによって、実は長寿命化を図れるという側面が非常に大きいわけです。本市の立地条件を考えますと、また一方で、塩害対策というのがですね、非常に大きな要因を占めるのは、これ、認めざるを得ないんだろうと思います。

そこで、家賃収入は約年間八千万円程度ということでした。今現状としては、一千二百万円程度はこちらのほうに使われているわけですが、しかしですね、また返済等ですね、事業費に振り分けられるわけですが、しかしですね、今、先ほど見ていただいたように、ドアですとか手すりですとか階段ですとか天井ですとか、これ、家賃を頂いて住宅を提供する以上は、最低改善しなければ、取り組まなければならぬ、これは必ずやらなければいけないことですね。

そこで、私、執行部当局に伺いたいと思います。皆さん経営会議をやって、優先順位も当然、年度のそれぞれの予算も配分されていると思いますが、この古園団地の夏の事件を境に、皆さんはこの現状をどのように受け止められていらっしゃいますか。これ、もう待ったなしの修繕が必要なんではないでしょうか。耐用年数が十年ほどと言われているものを二十年かかってですね、いまだに一つも取

り替えていなかった実態があるわけです。改めてその部分について、ドア、手すり、郵便受け、様々な部分がですね、これ、いわゆる大規模ではなくて中規模の、中間的な、計画的に取り組まなければならない事業なんではないんでしょうか。

そこで、市長もしくは副市長、執行部として、この点について今までどのように議論され、今後、優先順位としっかり受け止めていらっしゃるんでしょうか。最後にこの点について伺いいたします。

○議長（川村孝則君）　ここで、議長からお願いをいたします。

間もなく正午となりますが、このまま長野広美さんの質問を続行いたします。

「市長　八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君）　お答えをいたします。

住宅の安全については非常に重要な問題でございますので、今御指摘いただいた点等を踏まえてですね、庁内議論をして、対応する方法についてですね、十分検討してまいりたいと思います。

○一番（長野広美さん）　ぜひですね、現場を見ていただいて、大変厳しい予算状況というのは十分理解いたしますが、優先的にやらなければならないこと、これをしっかり認識していただきたいと思いい、今回、一般質問させていただきましました。

以上でこの点については終わります。

○議長（川村孝則君）　次、四番。四番も。

○一番（長野広美さん）　四番、いいですか。それでは、すみませ

ん。次の質問までお願いいたします。すみません。

これもですね、インターネット関係の質問を掲げてあります。市のホームページですね。これまでも実はこの市のホームページに関しては何度か質問をさせていただいているんですが、実際にどのようになっているかについて議論されたのか、そしてまた議論された中で何か改善された点などがありましたら、簡単に御紹介ください。

「総務課長　松下成悟君」

○総務課長（松下成悟君）　お答えいたします。

市からの情報発信に関しては、ホームページへの掲載や「市政の窓」お知らせ版の発行、オンラインなどのSNSを活用した配信、防災ラジオによる音声放送など、様々な方法を活用しながら市民への周知に努めています。

本市のホームページは、平成二十八年度に現在のシステムにリニューアルされ、分野別や目的別の分類、各担当課別の分類など、様々な視点から必要な情報にたどり着けるように設定をされています。

各ページの編集作業は各所管課において行うこととしており、総務課において、定期的にホームページの点検実施を求めたり、年間のホームページの活用状況について情報提供したりするなど、その対応が適切に行われるように努めているところです。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、ホームページ全体の中では、必要な情報を探しづらい部分や古い情報が残っている箇所も見

られます。新たな分野、分類等を設定する場合にはシステムの改修費用が必要な場合もございますが、今後も、職員全体で問題意識を共有し、速やかな更新に取り組むなど、利用する皆様が見やすいホームページづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○一番（長野広美さん） ありがとうございます。

確かにですね、見やすくてかですね、それから更新手続というのは実は大変手間がかかる、非常に負担感が強いお仕事のひとつだろうというふうに私も認識しております。

そこで、一つだけですね、ぜひ私皆さんに検討していただきたいのは、いわゆる分かりやすさ、イベントのですね。例えば防災、広報にしのおもてで案内された部分について、いま一度内容を確認したいと思ってもですね、なかなかたどり着けません。そういった部分では、まずは市の紙媒体であるお知らせ版がですね、実はホームページの中に埋もれておまして、まず一点は、そもそもお知らせ版というのは何ですかといった分かりやすいものがあって、トップページの中にあります、例えばお知らせ、着信、イベント等のことがですね、非常に分かりづらいです。あのお知らせ版の一枚分がそのまんま一気にその内容で入れれば、少なくともいつどこで何が行われているのかといった部分が分かりやすくなります。

そういった部分で、いま一度、このお知らせ版をもっと活用する方向で、このホームページのトップの画面ですね、こういった部分

を検討していただきたいというのが一点あります。

もう一点は、防災ラジオの配信がですね、掲載されております。これはありがたいとは思いますが、防災ラジオの配信ということで日付が入っておりますので、その日何が言われたのか検索が非常ににくいんですね。であるのであれば、せっかく掲載していただくのであれば、いわゆる防災内容と広報内容に分けて、そこはですね。防災ラジオは、基本、デジタル文字で入力されますので、作業的には新たに入力作業は必要でないはずですので、そういった部分の仕方ですね、分かりやすく検討していただきたいと思えます。

で、この、今回のこの質問は、改めてですね、皆さんに運用の在り方検討委員会といったものがですね、最低でも年に一回、全庁の担当者が入ってくるような形で、ぜひそこは定期的に行っていたきたいと思えます。いかがでしょうか。

○総務課長（松下成悟君） 様々な御意見をいただきました。実際に私も見たんですけど、新着状況とイベントを見ると、やはり同じような中身とか、やはり昔の記録が残っている部分もありますし、先ほどの防災ラジオの部分についても、今、防災の部分と広報の部分ということで、今、朝と夜の放送については、広報にしのおもてですとかっていうふうな話をしてますので、やはりそういう部分で分けてですね、いろいろと。

こちらのほうも広報委員会という組織もありますし、それをまたちよっと広げて全庁的なのということで、いろいろな形での情報共有

をしながら努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○一番（長野広美さん） よろしくお願いいたします。

○議長（川村孝則君） ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十三時頃より再開をいたします。

午後零時四分休憩

午後一時再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長野広美さんの一般質問を続行いたします。

○一番（長野広美さん） それでは、よろしくお願いいたします。

最後の質問事項は馬毛島問題についてです。

こちらから通告してありました質問の前に、先ほど市長が同僚議員の質問の中で、実は自衛隊馬毛島基地（仮称）というふうに述べられておりました。この点だけ、これはもう当然基本的なことですので、企画担当のほうに確認をさせていただきたいんですが、今現在、防衛省さんでは、馬毛島基地（仮称）と名称が変わっているかと思うんですが、その点確認させていただきます。

○企画課長（森 真樹君） 直近のアクセスの準備書等とかの表現を見てみますと、馬毛島基地（仮称）建設事業ということになっております。

○一番（長野広美さん） それでは、自衛隊馬毛島基地（仮称）で

はなく、馬毛島基地（仮称）という形で進めさせていただきます。

最初はですね、馬毛島の、本市は活用計画というものを市長は就任時から掲げられた政策、重要政策として認識しております。

そこで、九月の時点では、馬毛島の市の所有地が売却されるということになりましたけれども、本来であれば、この馬毛島の売却決定の前に、市長自らが活用計画そのものの内容の変更もしくは今後の方針等についてしかるべき説明をして、その上で土地の売却というのが正しいのではないかというふうに思います。九月議会では説明不足であったと残念に思っております。

そこで、改めまして、活用計画の内容もしくは今後の計画等についての説明を求めます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。馬毛島の小中学校跡地のことを中心にお答えしたいと思います。

小中学校跡地のことは、本市と防衛省との協議の場で議論がこれまでもなされております。学校跡地は、環境アセスメントで非改変区域とされており、シカなどの生息への配慮についても、できる限りの対応をするとの説明を受けております。

また、防衛省の提案、アイデアとして、学校跡地の国への売却と併せて、葉山漁港周辺における種子島の住民と基地の交流の場を、自然や歴史、文化の保存、情報発信等の場として整備していく考えがあるとの説明を受けております。

本市の活用計画と併せて、実施の可否を含めて、今後検討して

いくことになるかと考えております。

○一番（長野広美さん） 今の御説明ですと、防衛省側からの提案に基づいて売却の過程は進んだという御説明でした。

そもそも西之表市としては、体験活動の実施に当たり、拠点として小中学校の跡地及び校舎を活用するという計画でした。先ほど申し上げたとおり、馬毛島の本市の利活用計画では三本、宇宙関連事業、馬毛島自然保護区及び自然・文化総合学術調査施設の設置、そして体験活動の拠点実施と。

もう一度伺います。土地はもう既に売却するというのが決定されてるんです。本来であれば、本市の事業計画、利活用計画そのものも、少なくとも同時並行で議論を進めるべきではありませんか。いま一度、今後どのような方針があるのか、正確に。

そしてまた、もう一点、今の市長の回答の中で確認させていただきたいんですが、防衛省から自然、歴史、文化等の拠点の施設と。それは文章で交わされた、明示された内容なんでしょうか。しっかりとした確認事項として、それは共通の理解とされているのでしょうか。しっかりと御説明をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

馬毛島の利活用計画、本市の計画とそれから防衛省の施設整備に伴う計画、両方、防衛省からの提案がございます。それを今協議の場等を通じて協議しているところであります。その内容については、議事録等も記録して、その上で市民の皆様にも資料等は提供して

るといふところであります。

○一番（長野広美さん） おかしくありませんか。本市独自の事業を方針として持っていらつしやるんです。その内容についても防衛省さん側と交渉するのであれば、本市の方針はしっかり市民に先に説明をし、もしくは議会に対しても提案があつて、それに基づいて防衛省と交渉するというのが筋ではないでしょうか。まず、その点を一点です。

あと、それからもう一点大事なポイントとしては、葉山周辺という具体的な土地の場所とかですね、説明がございませんでした。これは何一つ、その防衛省が今後考えられているという、市長が説明されている交流拠点等についてですね、私たちは内容を知ることがありません。説明もございませんでした。これ、具体的にいつどのように進められるのでしょうか。それとまた、葉山の周辺、特定する場所はどこになるのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

葉山漁港周辺の利活用といたしましては、先ほど申し上げたとおりですが、防衛省は具体的なイメージとして、葉山漁港に交流の拠点となる施設を整備した上で、その施設の主な機能として、鉄砲館と連携した自然や歴史、文化の保存、情報発信、そして種子島の小中学校や高校と連携した児童生徒の体験学習や自衛隊との交流などを例示しております。そういう説明を受けております。

場所につきましては、防衛省が取得した土地に整備されるものと

認識しております。

○一番（長野広美さん） えっとですね、速やかに、今後、市としての方針をまず柱としてさっとつくっていただいて議会に説明いただかなければ、市長が掲げられているこの馬毛島の活用計画ですね、特に宇宙関連事業の展開ですとか学術調査施設等の設置とかですね、これ、大変大事なことですし、防衛省の馬毛島の活用計画の中にいかに組み込まれるのかといったことも当然検討の余地はあるかと思いますが、そういった部分ですね、あまりにも後手後手であると、今のお話、説明では受け止めました。まずはですね、本市の活用計画の方針を今後速やかに提示していただきたいと思えます。

続きまして、えっとですね、環境アセスの問題点についてです。環境アセスメントは、現時点では、鹿児島県知事の意見書等を踏まえた上で、環境大臣に防衛省から評価書と言われている形で手続きが進んでいるというふうに認識しております。

しかしですね、環境アセス最終段階にあってもですね、市長が常日頃申されているように、地元の首長として市民の安全・安心、自然環境、豊かな生活を守るためには、環境アセスの手続きは非常に重要です。これこそがまさに行政手続です。徹底してこの行政手続の企画内容をしっかり検討していただきたいと思っております。

まず、現行、三年間の事後調査という期間が設定されております。私自身は大変短いと考えております。自然生態系に関する影響につ

いてですね、特に事後調査期間三年間としております。その点についてはどのように受け止めていらっしゃるのか御説明いただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

防衛省においては、環境アセスの準備書において、事後調査を供用後三年程度行うとし、県知事の意見書では、航空機騒音とシカについては三年間の事後調査以降も対応するよう求めていたところですが、さきの協議の場におきましても、評価書においては、県知事の意見も踏まえ、騒音については複数地点で常時監視を行うこと、マゲシカについても、専門家等の意見を聴取しつつ、生息状況が安定したことを確認するまで事後調査を実施する旨の説明を受けたところです。県の意向に沿った対応がなされたものと認識しております。

○一番（長野広美さん） 御回答ありがとうございます。

ここに、県知事の意見への対応の概要という資料を頂きました。それに基づけば、少なくとも三年間という部分はあまり大きく変わっておりません。特にですね、これ、自然環境に関してもそうなんです。県知事の意見書の中でこのような部分があります。水の処理、汚水処理等についてもですね、一定期間の降水量を基に算定しているけれども、今後どのような環境の変化が起こるか予測できないと。もつと長期のスパンで見える必要があるのではないかとという指摘もありました。つまり、三年間を一つの目途とする事後調査の期

間も大変短いのではないかと危惧するところです。

あともう一点、問題がございます。皆さん御存じのとおり、馬毛島の馬毛島基地（仮称）ですね、の夜間訓練。防衛省さんはやらないとおっしゃっています。しかし、夕方と言われているとんでもない時間ですね、七時から十時ですか、この期間に一番多く訓練を予定されているのは何だと御存じですか。当然ですよ、F 35 Bです。一番爆音が高い、大きいだろうと予測されています。

その中でですね、実は先日、私も議会として新田原を視察させていただきましたが、その基地の方の説明では、F 35 Bの配置については、一機が相当高額だから、一気に予定されている機数が配備されるわけではなく、徐々に増やしていくのではないかとこういうふうな説明を受けました。

何を申し上げたいかというと、事後調査三年間といった部分の枠がですね、一体どのような運用環境にあるのかということをお私たちがこの環境影響評価の中では知ることができません。そういう意味でもですね、事後調査。

あともう一点、騒音問題についてです。騒音問題について、環境省さんでは事後調査とは言いません。騒音の問題について、これは、えっとですね、言葉が、事後調査とは言わずにですね、今ちょっと言葉出てこないんですけど、やはりそれ、環境監視調査、つまり騒音等も調査してですね、特に自主的に環境監視調査をしますよとおっしゃっています。しかし、これも三年間程度というふうにしてい

ます。

ですので、この三年間の規定でされている今回の環境評価の内容についてはですね、甚だ疑問が残るということを指摘させていただきたいと思います。

次にですね、現行、三時までの訓練時間、特に米軍FC LPについてです。鹿児島県知事の意見書の中には、具体的に時間短縮、訓練時間を短縮しているということをお求めしております。その点については市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

県は、準備書の意見書において、国から米軍に対し、FC LPの実施の都度、可能な限り早い時間に終了するなど、夜間における訓練は避けるよう要請するよう求めています。

本市においては、本市の意見書に、早朝及び夜間、土曜日、日曜日及び祝日並びに盆及び年末年始における訓練のための飛行は避け、学校及び地域の諸行事、市民の生活に支障を生じさせないよう配慮することを求めています。

県と市は同様の考えではないかと感じているところです。

その上で、さきの協議の場におきまして、防衛省から、夜間などの飛行による影響のさらなる低減のため、飛行経路を遵守するとともに、地域への影響を最小限にとどめるよう、その都度米側に申し入れていくという説明がございました。

また、航空機騒音については、一つ目、FC LPの時間帯補正等

価騒音レベル（Lden、エルデン）について、運用開始後の実測値を公表すること、②環境監視調査では複数地点で常時監視、これは連続測定のことでありますが、を実施すること、③その後の騒音状況の把握は、調査結果や関係自治体の意向を踏まえ検討していくとの説明があったところです。こうした点は県知事の意向に沿って対応しているものと捉えております。

○一番（長野広美さん） 西之表市長としての見解をお伺いしたんですが、市長の御回答ですと、いわゆる夜間ですとか終日ですとか土日ですとかってということをおっしゃいましたが、あくまでもこれ、配慮していただきたいという要望を伝えるにすぎませんね。

そこで、次の質問を私掲げましたけれども、米軍の訓練に係る騒音規制については実態としてどのようなになっているのか、今分かる範囲で説明を求めたいと思います。どのように御理解していらっしゃるんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

米軍訓練に係る騒音規制についてであります。航空機騒音につきましては、全ての予測地点で基準値を下回ると予測されておりま。米軍の運用に当たっては、安全の確保が大前提であり、周辺環境に与える影響を最小限にとどめることが何よりも重要です。西之表市上空を飛ばない対策、市民の生活に支障を生じさせないよう配慮すること、高齢者などへの影響を考慮すべきことなどを累次の機会を通じて防衛省に伝達しております。

○一番（長野広美さん） えっとですね、私が聞いたのは、米軍に係る日本国内における騒音規制について伺いたったんです。市長がお答えいただいたのは、今市長がどのように防衛省と交渉しているのかという経過説明をいただきました。

改めて御説明いたしますけれども、米軍の訓練に係る騒音規制は日本国内にはありません。少なくとも鹿児島県知事が真夜中三時までの時間短縮を求めておられますが、FCLPは米軍の規定に沿った訓練で、真夜中三時までが当然空域時間だろうと、これは私理解しております。なぜならば、厚木基地でも現在の硫黄島でも、夜中三時までが訓練の時間として運用されているからです。

もう一点申し上げます。米軍の様々な問題、課題につきましては、日米地位協定の問題で市長も御存じかと思えます。最近私も教えていただいたんですが、あまりにも在日米軍の環境問題が著しい、不平等であるといった様々な国内外の批判から、実は防衛省は米軍と、えっとですね、日本環境管理基準といったものを設けて、一定程度、在日米軍に環境基準を守ってねという基準を設けて合意されております。これもこれまでの長い経過の中で、少しずつですが改善を見てきた制度だろうと理解しております。

例えばどのような基準があるかというところ、そこには項目としてですね、大気排出物、排水、有害物質、有害廃棄物等の項目が十九項目掲げられて、具体的に基準値が示されています。

しかしですね、あえて強調させていただきたいんですが、この基

準の中に騒音を規定するものはありません。もちろん米軍は、日米地位協定によって、訓練についてはほぼ自由です。

何を申し上げたいかというですね、市長は、市民の安全・安心のために防衛省さんと交渉し、最小限にしてくださいねと。その最小限にしてくださいねというのは、一体、私たちの市民生活にどのような影響を及ぼすのでしょうか。

先ほど申し上げたとおり、米軍のFCLPに限らず、馬毛島の基地計画については、随時配備するとか、供用開始を含めて具体的な事業計画そのものを私たちは知りません。

そういった部分ですね、今、これまで、よほど防衛省を含め、鹿児島県も含め、これ、行政手続として、市民の安全・安心を守るために積極的に情報発信をし、交渉をしなければ、獲得できません。その上で、改めて、市長が種子島の上空を飛ばないようにという要請について、具体的に回答を得ていらっしゃるんですか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

米軍機の騒音規制の問題ですが、この点については、国内法の適用を米軍についても適用を受けるようにというところが日米地位協定に関する要望等で、知事会の要望等が入っていると思います。その点については、私もそのように考えてるように希望しているところがあります。

えっと、あ、すみません、前置きが。主たる質問、ごめんなさい。  
○一番（長野広美さん） いえいえ、例の種子島上空を飛ばないっ

ていう約束について。

○市長（八板俊輔君） 上空を飛ばない対策については、協議の場の中でですね、も防衛省に求めているところでありませうけれども、まだ具体的な対策というものは示されていないのではないかと思います。うふうに捉えております。

○一番（長野広美さん） 次の質問にも関係するんですが、少なくとも基地をしっかりと受け入れると、容認するという前にですね、私たちは明らかにしなければならない点がたくさんあると考えております。一度、自衛隊法に係る部分、日米地位協定に係る空域ですね、受け入れたとしたら、その後の交渉というのは大変難しくなります。

ですので、今回、種子島上空を飛ばないといった部分については実に困難な課題だというふうに認識しておりますし、次の質問に関係してまいります。これは、これまで市長のですね、市民への説明の在り方、説明責任について、これは実はアとイももう一緒にさせてください。

土地の売却等について十分に市民に理解されているのかという、これは特に馬毛島の部分ですね。先ほど申し上げたとおり、本来、市長がこれまで市民に説明していた馬毛島の利活用計画、それについて触れることなく、土地の売却がですね、先に決められたことについては甚だ遺憾だと思っております。そういった部分でも、市民説明というのはなかなか理解しがたいところがあるんだろうと。

また、次のですね、米軍再編交付金の受け取りの部分についてです。これ、さきの十一月に、二日間にわたりました市民説明会の中でも、米軍再編交付金については行政手続、これは先ほどの議会でも、市長は法的な手続であると説明されました。米軍再編交付金の円滑な実施に関する特別措置法は、住民の生活の安定に及ぼす影響の増加を配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域であると。市長、なぜこのことをですね、市民説明会で一言も触れないんですか。その点についてまずお答えいただきたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

まず、市有地売却についての市民の説明はなされて、理解されているかというお尋ねでありますけれども、私としましては、まだ同意、不同意が言える状況にはありません。その判断をするために、国との協議の場で様々な課題について協議を行いながら、判断材料をそろえてきております。

一方で、我が国周辺の安全保障環境の状況等から、市民の関心も高まっていると受け止めております。国の求めに対して行政としての役割を果たすことも求められ、市に求められる行政手続等があれば適切に対応していくとの考えで、市有地の売却に応じたものであります。市民の理解が得られるように、引き続き努力をしてまいります。

また、再編交付金につきましては、法に基づき交付されるものであり、さらに十月二十一日に令和四年度分の内定通知を受けたとこ

ろであります。その趣旨を考慮の上、事務手続を進めているものがございます。

以上です。

○一番（長野広美さん） 市長、市長は私の質問に答えてないんです。米軍再編交付金は基地負担を地元で強いるということをやなせ説明されてないんですか。

○市長（八板俊輔君） 今申し上げましたとおり、再編交付金につきましては、法に基づき交付されるものであり、その趣旨を考慮の上、事務手続を進めているところであります。

○一番（長野広美さん） 誠に残念であります。市長は、市民一人一人に考えてもらいたい、市民一人一人が大事なんだと。しかし、法の手続云々とかつていう、行政手続ですって説明されたらですね、市民は何も賛否を発言することができませんよ。市民にとって、市長は公の場で、防衛省さんと協議の場に出られています。私たち議会に対しても、その協議の場の中には参加できていません。市長がどのように考え、どのように受け止めたのかつていうことを一つの方法として市民に提供することが、市民が正確な判断ができる、まず第一歩です。

また、あわせてですね、もう一点だけ最後に申し上げます。これまでの幾つかの議論の展開の中で、確かに防衛省が、昨年に入りまして、防衛大臣が、今でも忘れません、整備地に決定したと一方的に入りました。

それ以降の手續に関してですね、市長は行政手續です、行政手續です。この先も行政手續ですって言って市民に説明するんですか。もう基地の整備計画が始まるうとしているときに、これ、行政手續ですっていう、そのような姿勢、市長の説明責任については、私は大変問題があると考えております。

大変申し訳ありません、もう言いつ放しになってしまつて恐縮ですけれども、一意見としてしっかり受け止めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で長野広美さんの質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十三時四十分頃より再開をいたします。

午後一時三十分休憩

午後一時四十分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、濱島明人君の発言を許可いたします。

〔九番 濱島明人君登壇〕

○九番（濱島明人君） 皆さん、こんにちは。濱島明人です。

先日、ちょっと動画を見てましたら、十一月二十四日は西之表市

の日ということ、市長が動画に出ました。うん。あれ見て、市長も元気になったなど、ちょっと私、安心しました。なぜかという、八月の住民説明会のとき、何かちっちゃく見えたんですよ。十一月十九日、二十日、また説明会あったんですけど、今回ちょっと大きな声で何かはつきりしゃべって、うん、元気になってよかったなど、ちょっと思った次第です。

それで、今日十二月一日、御存じのとおり、まあ御存じじゃないですか、今日、古田小の持久走大会がありまして、本当は行きかけたんですけども、先ほど電話で確認したところ、十一名と西之表市で一番少ない小学校ですけれども、みんな元気に走り終えたという話を聞きました。

ちょっと昨日、近くの公民館に用事があって行ったときに、小学校の先生たちが、校庭に雨が降ってたんで砂をまいたりとかいろいろして、ラインを引いたりというのを見ってきました。まあ何しろ今日みんな無事に走り終えたということで、ちょっと安心しました。走ることでつながりなんですけれども、十一月二十日、第五一回市の駅伝競走大会、私も走らせていただきました。久しぶりということ、本当、スタッフ、各校区の推進員、社会教育課の皆さん、あと市役所の皆さんも各区間区間でいろんな役をしていただきました。もちろん校区の区長さんをはじめ役員の方も携わっていただいて、何とか十区間棄権もなく、十四チーム、最多と聞いてますけど、走り終えてよかったなと思います。

ちなみに私の区間順位なんですけど、市長と同じで八番でした。十四人中八番ということで、ちょっと納得いかない部分もあったんですけど、来年また頑張ろうと思っております。

そのときにもあったんですけど、こうやって体調管理チェックシートということで、大会前、大会後二週間にかけて、スタッフ、選手、いろんな人がみんな体調管理しました。そのおかげということもあると思うんですけど、コロナの感染者も出てないということでは先ほど課長に確認しまして、よかったなと思っております。

それでは早速、質問に移りたいと思います。

まず一番、ちよつと名称がちよつと違うかもしれないんですけど、旧榕城分団跡地のワーケーション交流施設についてです。

私もちよつと勉強不足で本当申し訳なかったんですけど、これ令和二年度の予算で計上されたということをちよつと確認しております。

多くの市民から、何の施設なのか、あれで完成なのか、一等地なものにもつたいないという声を多数いただきました。私も早く確認して答えられればよかったんですけども、一応今回条例が出てまして、名称が、西之表市まちなか交流拠点施設という名称になってるということですけども、稼働状況はということで、まだ稼働してないということなんでしょうけど、一応質問です。お願いいたします。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） まず、答弁の前に言葉の定義について御説明させていただきますと、ワーケーションとは、ワーク、仕事と、バケーション、休暇を組み合わせた造語であり、例えば自宅以外の観光地や帰省などの休暇先において、情報通信技術を活用し、会社や本来勤務する場所などから離れた地において働くことを意味します。

旧榕城消防分団跡地のワーケーション交流施設につきましては、昨年度施設の設置を行いまして、今年度、情報通信機器や水道設備等の周辺整備を行っており、来年度からの施設開放を予定してるところです。本定例会におきまして、まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を提案させていただいておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

施設の稼働状況につきましては、まだ一般開放をしておりますが、試行的に大学関係者が来訪した際の打合せや業務の会議室として利用している状況です。

以上です。

○九番（濱島明人君） 一応稼働というか、利用はもうしてるところでよろしいですか。すいません。

○経済観光課長（高石心平君） 一般的な開放はしてないんですけども、大学関係者等が来たときに中の設備等も見ただきながら会議をしたりとか、そういった打合せ等では使っております。

○九番（濱島明人君） この条例のところに料金が書いてあるんで

すけれども、交流拠点施設、一時間三百円、交流拠点施設広場二百円と。今回その使用しての方に関しては、このお金は取ってるんですかね。

それと、これは税抜き、税込み、どっちで計算するんですかね。

○**経済観光課長（高石心平君）** 今回の、まだこの条例が設置されていない状況ですので、これについては使用料等はまだ発生しておりません。徴収もしておりません。

税については、これに加算されることになります。

○**九番（濱島明人君）** 先ほど言ったように、その名前なんですけど、西之表市まちなか交流拠点施設、まあ交流拠点。これ名前というの、もうこれで決定ですかね。それとも、例えばまた公募して、例えば、「あつぽくらんど」とか何か、キッチンカーの「もよーて」みたいな方言を使った、例えば、施設でもいいんですけど括弧何とか館とかというのは、公募とかしたりはしないですかね。

○**経済観光課長（高石心平君）** そこについても、やはり市民の皆さんにより知ってもらうために、使ってもらうような親しみやすい愛称等は、これはつけていきたいというふうに思っております。

公募等を含めてするかどうかについては、また今後、市民の入った港町再生検討委員会等、そういった会議の中で、また御意見を聞きながら進めていきたいと思えます。

○**九番（濱島明人君）** ありがとうございます。なるべく公募して、ちよっと親しみやすいような、できればやっぱ方言を入れたほうが

いいかなと私は思いますので、よろしく願います。

次の質問はちよっと、まあ本当おかしな質問になってしまったんですけど、ワーケーション交流施設以外の活用方法は考えているのかということをお願いします。

○**経済観光課長（高石心平君）** 施設のワーケーションや交流以外の活用につきましては、市民等の憩いの場として、また、市民の自主的な活動を実施する場としての活用などもできると考えているところです。

例えば、商店街や通り会、周辺自治会のイベントや、大字地域と商店街の共同イベント、安城・古田・立山校区が運営しているキッチンカーでの販売、また、チャレンジショップ的な活用もできるのではないかと考えております。ほかに、鉄砲まつりなどのイベント時に、観客席や休憩所として、また、郷土芸能などを披露する場としての活用も考えられるのかと思っております。

今後も、いただいた御意見などを参考にさせていただきながら、効果的な活用方法を検討してまいります。

○**九番（濱島明人君）** まあ、いろんなところで活動、提供したいということなんですけれども、向こう見て分かるように、何ていうかな、アスファルトとかコンクリートが打ってなくて、砂利になっていると。多分、観光客からすると、ワーケーションで使いたいなど思っても、例えば雨でぬかるんできると、やっぱ靴が汚れるのはやっぱり嫌がるかなと思います。

向こうできれば、アスファルト、またコンクリート、もしくは芝生かなんかをして、ちよつと整備してほしいという点があります。芝生にすると、また芝刈りが大変だという方もいるかもしれないんですけど、ちよつと、二週間、三週間前に新田原基地に行ったときに、ルンバの芝刈機というのを見まして、行った議員は分かると思うんですけど、そういう無人で芝刈る機械もありますんで。とても何かかわいらしくて、動いてて、ちよつと賛成、反対関係なくなぐんだのが、私印象的にあります。そういうのもありますので、芝生を植えてもいいのかなと思ったりするんですけど、どうでしょうか。

○経済観光課長（高石心平君） 御提案としてそういったお声もありますので、検討をさせていただきたいと思えますけれども、今後の活用、どういった部分で活用できるのかというところを考えてですね、最適な周辺環境を整えていきたいと思っております。

以上です。

○九番（濱島明人君） すいません。そのオープンまでの間にはもう、ちよつとあのままということでもよろしいですかね。

○経済観光課長（高石心平君） 今後、敷地内の用地につきましては、これまで鹿児島大学の建築学科の先生、学生の方と一緒に協議してきた経緯もございます。

今後ワークシヨップ等を通じて、向こうにはクローバーを撒きたいという御意見もありましたので、そういった活動もしながら、

クローバーをずっと敷きつ放しになるのか、それとも、車等も入れるのであれば砂利でなくコンクリートのほうがいいのかとか、そういったことも考えながら検討してまいりたいと思います。

○九番（濱島明人君） もし予算がないのであれば、再編交付金等利用していただければと思っております。

次に、またちよつとおかしな質問になるかと思うんですけども、三の公衆トイレ、喫煙所の施設や飲食店の案内所としての活用。

これ、飲食店振興会が最近立ち上がりまして、そのときの会で、そういう例えば公衆トイレがやっぱり、港のところの公衆トイレ、公園のところにあたりですとか、あと現和物産館の前とかのも公衆トイレですかね。あんまり、この東町、西町のところにあんまりないようなイメージがあります、できればそこに飲食店の人たちも、向こう中心ですから、トイレがあればなということと、あと喫煙、まあ、たばこのことちよつと嫌がる方もいると思うんですけど、喫煙所があったほうが、たばこ吸う人はマナー守りますので、そこに行つて吸つて、ポイ捨てを減らせるんじゃないかなということも考えております。

あと、この飲食店の案内所ということなんですけれども、例えば、一次会はいいんでしょうけど、二次会に行くときに、どこの店が開いてるかとか、今結構皆不便をしてるとい話を聞きまして、もしそこに行けば、どこの店が開いてるよとかというのが分かるようなシステムがあればいいなという要望もありましたので、こういう活

用に関してはいかがでしょうか。

○経済観光課長（高石心平君） 個別の使用方法、活用方法につきまして、先ほども申し上げさせていただきましたとおり、今後、港町再生推進検討委員会の中でも検討していきたいと思えます。

公衆トイレにつきましては、議員からも御案内ありましたように、飲食店関係者の皆さん、また、港町再生推進検討委員会の中でも、そういう御意見はいただいておりますので。ただ、敷地が全体的に狭い状況もありますので、トイレの規模、その後の使用、全体的な活用方法等考えたときに、トイレを設置したほうがいいのかどうか、そこも含めまして、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。トイレがないとちよつと不便だなと思えますし、多分向こう使う方は、一番近いのが市民会館になるのかなという思いもありますので、何とかトイレだけでも設置していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてです。交付金が交付されて三年たちます。プレミアム付商品券や各校区の防災倉庫、ワクチン接種時に大活躍してるあの市民体育館の大型ファン、冷風機等、市民から見て分かるものもあると思えますけど、どれが交付金でされてるか、されてないか、分からないのもあった

りします。今さっき言った校区の防災倉庫に関しても、カメラ、ちよつといいですか。すいません。こういう防災倉庫書いてるんですけど、この下に令和三年度地方創生臨時交付金と書いてます。

交付金を使ったものに関しては、ほぼこういう形で何かなってるということなんですけれども、まずは今まで交付された累積の金額は幾らかということをお願いします。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、令和二年度から交付されておりまして、令和四年十一月末時点で、累計で十億二千六百四十一万六千円交付されております。

○九番（濱島明人君） 令和二年から四年の十一月末までということですよ。はい。まあ、それで今十億円ということですよ。

今回、再編交付金七億七千七百万円という金額は示されたんですけど、それを考えるとやっぱこの再編交付金の金額というのは、かなり大きいのかなというのが実感です。

それでは、次の質問に移ります。

交付金使用目的ですけれども、地方創生のホームページを見ますと、交付金に四つ大きな目的があつて、それにどれが当てはまるかということを書いてます。本市の場合、四目的の配分がどうなるかというのを確認したいと思えます。

アの医療提供体制の整備。これに関しては、例えば、そこに書いて

てるのが、発熱外来の設置など医療提供、検査体制を確保したい。医師、看護師、医学生の活動環境を支えたい。離島や遠隔地の診療、デジタル技術を活用したい。まあ、医療関係に関わることなんですから。

次のイ、感染拡大。これは言葉のとおり、公共空間での感染機会を削除したいとか、あと空調システム、あとマスクや必需品の必要な提供ということであります。

ウの地域経済の維持。これも分かりやすいんですけど、プレミアム付商品券とか、あとは、そうですね、在宅勤務など多様な働き方を支援したいということで、在宅スキルアップの研修会の費用等、あと雇用、事業の維持や支援策の活用を支援したいと。

次のエは、住民生活の維持ということなんですけれども、これは令和二年のときに全市民へ五千円の商品券を配付しました。多分これはこっちに入ると思います。プレミアム付商品券は地域の経済をよくしようということでの位置づけで多分、この全市民への五千円というのは多分、自分の判断ですけど、こっちに入れたんですけども、令和二年に全市民に五千円の商品券を配付してありました。あとは、また、学習機会を確保したいということで、小中学校のタブレット配付、こういうのも入ってるのかなというふうに思います。以上の四つの目的で本市の配分がどのようになってるかというのをお願いたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

令和二年度から令和四年十一月末現在の実施事業につきまして、事業費の割合でお答えいたします。令和二年度、三年度は実績額、四年度につきましては見込額となっております。

まず、アの医療提供体制の整備につきましては、占める割合が三％、四千九十五万八千円。イの感染拡大の防止につきましては、三八％、四億九百六十三万六千円。ウの地域経済の維持につきましては、五〇％、五億二千九百七十六万一千円。エの住民生活の維持支援につきましては、九％、一億七百二十六万七千円となっております。

○九番（濱島明人君） そうですね。自分も一応計算してみたんですけども、極端にこの医療提供の整備というのが本市は少ないんですよ。南種子町の例をいうと、令和三年度、医療介護従事者へ五万円の慰労金、また、新型コロナウイルス感染症病床を有する従事者への慰労金の支給ということと、あと、中種子町に関しては、コロナ対応病床を新たに八床確保するというところで、これに関しても二百九十一万円ついてるんですけど、本市が極端に少ないということなんですけど、このアの医療提供体制の整備、これ、どういう理由でこんなに少ないんですかね。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

交付金につきましては、基本的に目的別の配分による決定というのは行ってございません。その時々的情勢に応じまして、実施事業を構築した上、庁内会議において精査をして決定している。そういう

った状況にはございます。

○九番（濱島明人君） 九月議会前に、医療センターの方たちとちよつと話をすることがあったんですけども、南種子町、中種子町、公立病院ということで町が運営してるといふこともあるかもしれないんですけど、ほとんどのコロナ感染者、救急車で運ばれていくのは西之表なんだということを書いてました。我々は最前線で頑張ってるのに何でこいついてないんだということもありましたので、それはやっぱり今自分も言ったんですけど、公立病院と民間の違いもあるんですかね。それにつけやすい、つけにくいというのはあつたりするんですかね。

○企画課長（森 真樹君） 基本的にそういったところは関係ないと考えております。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

本当が一番いいのは、コロナ感染が収束して、こういう交付金がないくてもやっていける体制ができればいいかなと思っております。

次に、三のアからエの目的で主に使用した事業について、説明をお願いします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

まず、アの医療提供体制の整備につきましては、宿泊施設等での療養者への支援等を実施した感染症予防対策事業、それから、今ありました医療機関や介護保険施設、医療従事者等への慰労金の給付事業。

イの感染拡大の防止につきましては、市内事業者に消毒費用、マスク費用等の補助を行う感染防止対策費補助事業、学校施設や市民体育館等の換気対策空調整備事業。

ウの地域経済の維持につきましては、プレミアム付商品券発行事業、商工業・農業・林業・漁業等における原油物価等高騰に係る燃油等の支援事業。

エの住民生活の維持、支援につきましては、一人当たり五千円の商品券を配付する市民生活支援商品券配付事業。高騰する食材費の増額分を支援する学校給食食材費支援事業等を実施してございます。

○九番（濱島明人君） ちよつと確認なんですけど、十月の補正で医療介護従事者へ九百三十四万円、慰労金が出されたんですけど、これは、このコロナ関連で出されたものですか。それとも別ですかね。

○企画課長（森 真樹君） コロナ関連でございます。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

じゃあ、それでは、次の質問に移ります。

交付金の目的別配分決定はどのように決めてるのかということですね。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

先ほどちよつと触れさせていただきましたけれども、交付金の目的別配分による決定というのは今のところ行ってございません。その時々的情勢に応じて、実施事業というのを構築し、さらにそ

れを庁内会議において精査し決定をしていく、そういうやり方をとってございます。

○九番（濱島明人君）　　ということは、庁内会議にかける前に、ある程度、今の状況を踏まえて、こういうのに使ったほうがいいんじゃないかというのは、ある程度できた段階で皆さんに、各課の課長を集めて会議をするということでもよろしいですかね。

○企画課長（森 真樹君）　お答えします。

恐らく考え、議員がおっしゃってるのと逆だと思えます。各課から、各課それぞれの関係するところの御意見だったりとか、情勢とこののを踏まえて、各課が構築した事業というのが吸い上がってきて、みんなで議論して、この規模の交付金に対してこの事業をやっていくという、そういう決め方をやっております。

○九番（濱島明人君）　　ありがとうございます。

それでしたら、ちよつとさっきの質問に戻るわけじゃないんですけども、ちよつと最初のアのところ、ちよつとかなり三%と少ない部分もありましたので。うん。これ、もうちよつと市民の人たちの意見も聴きつつ、医療従事者の意見も聴けば、こんなに少なくとも済んだかなという気もします。

今となつてはあれですけど、今後もうちよつと、もちろん市役所内ばかりじゃなくて、市民の声をよく聞いて、そういう配分を。

ここに、地方創生のホームページ見ると、百九個の何か実例みたいなのが、活用例があったんですけど、あれを基に一応この予算組

みとか事業は決定してるんですかね。それとも独自でやっぱり考えたりする部分はありますか。

○企画課長（森 真樹君）　お答えします。

参考にはしてございますけれども、基本的には独自で考えてございます。

○九番（濱島明人君）　　分かりました。ありがとうございます。

次に行きます。

交付金の効果検証についてです。

これ、ホームページ等で調べてみたんですけど、ほかの自治体とか結構ホームページに何に幾ら使ったとか、どういう効果があったっていうのが出てるんです。ちよつといいですかね。

これ、南種子町のホームページから引つ張り出したやつなんですけど、こういう形で、こういうものに何に使って、そして、ここに効果、こういうことがありましたと。ほかの自治体も全部見るんですけど、もちろん、あまりマイナス的なことは書いてないです。ほとんどこういうことになった、よかつたという形でしか書いてないんですけれども、やっぱりさっき最初に言ったように、市民も何に使ったんだろうということを知るためには、やっぱこういうのがホームページで出てれば分かりやすいですし、また、もしかしたら意見も言いやすいんじゃないかなと思います。

これ、地方創生のホームページで引つ張り出すと出てきますけど、これ全自治体のやつがずらつと出てきますんで、なかなかこれを見

るといふのも少ない、見る方も少ないと思いますので、できればこういう形で出してもらいたいですけど、西之表市の検証、効果検証というのはどういふふうになってるんですかね。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

令和二年度分、三年度分につきまして、本年度中に公表する予定でございます。

二年度分につきまして、繰越しの事業があったため、ちょっと効果検証が今になってるところでございます。国から公表するような要請も来てございますので、それに基づいて対応しているところでございます。

○九番（濱島明人君） ということは、これ必ず一応効果検証というの出さないとけないという義務みたいなものがあるんですかね。

○企画課長（森 真樹君） 義務ではございません。要請という、お願いという形で来ております。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

じゃあ、それでは、次の質問です。

来年度以降の、まあ来年度以降はあまりあってもよくないかなと思うんですけども、もしあった場合、もう今からある程度考えておかないといけないかなと思うんですけども、来年度以降の活用案というのがあれば、ちょっとお示しいただければと思うんですけど。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

来年度以降の臨時交付金の予定というのは、現在のところ未定でございます。仮に交付があった場合につきましては、これまで同様、市民の負担軽減、それから、地域経済の活性化につながる事業構築等、その時々々の情勢を踏まえて考えてまいりたいと思います。

○九番（濱島明人君） 分かりました。何度も言うようですが、市民の声も聞きつつ、もし来年度の予算が来るといふことが分かれば、活用していただければと思っております。

次の質問に移ります。

次、三ですね、すみません。

市民団体と八板市長の政策協定破棄についてです。

市長もしつこいなと思うかもしれませんが、もうこれが今回でもう最後になります。政策協定破棄されてますので。

まず、なぜこの質問したかといいますと、市長と政策協定された方と私、昨年結構何回も会ったりして話しましたし、議論も交わしました。そのときやっぱり「市長どうですか」って、「頑張ってるんですか、皆さんから見ると言ったら、よくその人たちが「市長さん、私たちの期待に応えて頑張ってる」と、頑張ってるんだというのをよく言っていましたので、この破棄されたときの気持ちとか、どう思ったかっていうのがあまり出てきてなかった気がします。もちろん、もしかしたらその人たちに伝えたかもしれないんですけど、どういう気持ちだったか、どういう思いだったか、お願いいたします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

お尋ねの件は、相手方のお考えによることとご承知いただき、この場で言及するものではないというふうにご承知しております。

○九番（濱島明人君） そうですね。分かりました。

じゃ、次に移ります。

協定書には、防衛省によりFCLP移転に伴う馬毛島基地整備計画には失うものが大きく、同意できない。今後も条件によつてはこの決意を変えることはないとする。また、以前、この決意を礎に市民の皆様の再度の信任を得たと答弁ありました。

協定破棄となった今もこの決意は変わらないのかどうか、お願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

私は公約を常に意識して、現実の動きに対応してきています。本問題は、客観的に判断できる材料の輪郭が不鮮明な中で議論されてきました。私は市長就任以来、市民の安心・安全を第一に、そして市民の不安の払拭を図るため、防衛省とやり取りを重ね、防衛省の計画や考えを明らかにしながら、ここに至っております。そしてさらに、市民の安心・安全の担保や不安の払拭のため、防衛省の計画や考えをさらに明らかにしていく努力を続けていきます。

御承知のとおり、防衛省は新たに補正予算を組むなど、基地整備に向けた準備を進めています。民意が分かれる中、一方の考えのみ

を主張して、あるいは一方の考えをないがしろにすることは、市長の立場としてはできません。住民に不利益とならぬよう、市民の安心・安全と市の発展に責任を有する市長の立場として対応すべき場面もあることを、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

現実の動きが現れる都度、最善の選択を行い、この問題に対応してきています。今、最も優先すべき私の使命は、市民の安心・安全の確保と不安解消に全力を尽くすこと、かつ、また、期待の声に応える最大限の努力を注ぐこととございます。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○九番（濱島明人君） ちよつと最初のほう、ちよつとあんまり私聞き取れなかったんですけど。まあ、常に公約は意識してることですので、多分この決意は今も、気持ち、考え的には変わらないということでしょうか。

○市長（八板俊輔君） そういうこととございます。

○九番（濱島明人君） 分かりました。まあ決意は変わらないというところでしたら、それは表にあまり出さずに胸に秘めた上で、国の進め方に現実対応をしっかりとさせていただきたいと思っております。次に、再編交付金の金額が示されたとか交付されるといふことで、今でもFCLP移転に関して同意できないかどうか、お願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

現時点では簡単に同意、不同意を言える状況にはありません。今、

最も優先すべき私の使命は、市民の安心・安全の確保のほか、期待の声に応える最大限の努力をする、注ぐこととでございます。

本市としましては、法令に基づいて対応しているところであり、現実の動きを踏まえ、最善の対応を行ってまいります。

以上です。

○九番（濱島明人君） はい、分かりました。

まあ、多分これも先ほどと同じで、同意できないという気持ちはあるということでしょうけれども、それは言わずに、国の進め方に関して粛々と対応していくことでもよろしいんですね。

あまりこのことに関して言葉を発してもらおうと、再編交付金の減額、停止等あり得る場合もあるかなと思いますので、これはもう言わずに、粛々と進めていってもらえればと思っております。

次の質問に移りたいと思います。

十一月十日の市長発言と公約、再編交付金についてです。

公約については常に意識している、国の現実の動きに対応しているとの発言は公約違反に当たらないということか。今、市長もそのようなことをおっしゃったと思うんですけども、お願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

現時点では簡単に同意、不同意を言える状況にはないと。これまでも繰り返し申し述べたとおりであります。今、最も優先すべき私の使命は、市民の安心・安全の確保のほか、期待の声に応える最大限の努力を注ぐこととでございます。各種の難しい課題にしっかりと

向き合い、市民の皆様の期待に応えられるよう、職責を果たしてまいります。交付金を含めた、期待の声に応えるための措置を積極的に講じるよう、今後も防衛省に求めながら、現実の動きに対応するように、今後も努めてまいります。

○九番（濱島明人君） まあ、公約は常に頭の中に意識してるということです。

私もこの発言を聞いたときに、そうだなと思って、私も切り抜きを、自分のこの選挙官報ですか、これにある中の自分のところをちよつと切り取って常に意識するように、市長を見習って頑張っております。

市長に公約のことばかり言ったので、自分の何を感じたかということも、ここでもちよつと紹介させていただきます。

農林水産・商工業の振興、大字地域の活性化、学生スポーツ・生涯スポーツの支援と推進、子育て支援・教育の充実、小さな福祉のまちづくりということで、その下に、西之表市の資源を有効活用して、国や県に働きかけ支援・協力をいただくとして、それで、今言った五つのことを何とか達成できるように頑張っていきたいということとあります。

市長のやつ、ごめんなさい、市長のやつと言った、すいません。

市長の公約を改めて見たんですけども、地域力の向上、住環境の整備に取り組み、安全で安心な暮らしを実現します。一次産業の振興、商工業、観光の発展に取り組み、安定した仕事、新しい職場を

開拓します。子育て、教育、医療、社会福祉の充実に取り組み、子供たちに、お年寄りに優しい社会を実現します。文化の振興、文化財の保存活用に取り組み、歴史のあるふるさとの誇りを守ります。馬毛島は豊かな自然を生かし、基地経済に頼らない持続可能な社会を目指します。故郷を第二の沖縄にしません。将来にわたって平穏な地域を子孫に残しましょうと書いてあります。

結構、市長と自分、何か似てるんですよ。違うところはですね、自分は、スポーツのところを推進と書いてるんですけど、市長は文化と書いてるんですよ。うん、まあ、だからといって何だっということなんですけれども。

一つ気になったのが、この故郷を第二の沖縄にしませんということなんですけど、どういう意味か。まあ、西之表市は鹿児島県なので、第二の沖縄にはならないという、私は思ってたんですけど、ちょっとどういう意味か、もし答えられるようであればお願いいたします。

○議長（川村孝則君） これは、濱島議員、ちよつと通告外。

○九番（濱島明人君） 公約だからいいんじゃないですか。どういう意味かを紹介するだけなんです。

「市長の公約についてですよ」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） うん。八板市長。そしたら、答え、あれですか。

○市長（八板俊輔君） えっと。

○九番（濱島明人君） いや。

○議長（川村孝則君） （一）です。

○九番（濱島明人君） 一です。まだ、一のほうですよ。

その「第二の沖縄」にしませんという、第二の沖縄ってどういう意味かなということなんですけど。

○市長（八板俊輔君） 公約の中で、公約といいますか、選挙のときに私が申し上げた中で、「第二の沖縄にしない」という文言は使いました。それは、私も沖縄に勤務した、住んだ経験がございますけれども、沖縄では基地問題が非常に大きな課題でございました。そのことをめぐって住民が二つに分かれて、常に対立したりするよ

うなことがございました。そういう状況は、この私の生まれ育った種子島には生じさせないようにしていきたい。そういう意味で、いろんなことを、第二の沖縄にしないというのはいろいろあるかと思いますが、私はそういう意味合いで使わせていただきました。

○九番（濱島明人君） はい、ありがとうございます。

いや、市長が常に頭にあると、公約にあると言ってたんで、ちよつと質問したんですけど。

私としては、第二の沖縄というと、やっぱり米軍基地があるので、馬毛島には米軍基地は要らないということを書いたのか、自衛隊基地ならいいよということを書いたのか、私はそう捉えたんですけど、それも一応含まれてます。

○市長（八板俊輔君） 私が使ったのは、先ほど申し上げたとおり

であります。

○九番（濱島明人君） 分かりました。ありがとうございます。

じゃ、それでは、次の質問に行きます。

市長は公約で、馬毛島の豊かな自然を生かし、基地経済に頼らない持続可能な社会を目指しますとありますが、豊かな自然を生かすとは、また、基地経済に頼らないとは、具体的にどのようなことでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 基地経済ということについてのお尋ねにお答えをいたします。

一般的に補助金に頼らない行政運営が基本であり、理想であると考えております。本市の豊かな自然との共生・共存を図り、種子島らしい景観を大切に守りながら、地域の特性を生かした産業の振興を図り、誰もが安心して生活できるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○九番（濱島明人君） この馬毛島の豊かな自然を守りと。いや、自然を生かし、生かし、生かし、基地経済に頼らないということなんですけど、私としては、この豊かな自然を生かし、多分ここに本当ですと、小中高生の体験学習をするという文言が本当は入るんじゃないかと。今までよく市長、それをやりましたから。ただ、これが抜けてるのかなというのと、基地経済に頼らないというのは、基地ができた後の基地経済に頼らないという認識でよろしいですか。

○市長（八板俊輔君） 行政の、市政の運営の基本として、先ほど申し上げたように、一般的に補助金等に頼らないことが基本でありますので、それを理想として掲げ、それを追求していくと、そういうことでございます。

○九番（濱島明人君） ちょっと自分の質問とちよつかみ合っていないところがあるかなと思います。思います。何か思いますね。うん。

まあ、けど、体験学習に関しては、防衛省のほうも、葉山漁港周辺に代替地をするということで、以前ホームページ見たら、葉山漁港で小学生が、中学生が泳いでる姿も見ましたので、そこで小中学生の体験学習はできるのかなということは、あるかなと私は思っております。

ここで、基地経済に頼らないということで、基地経済、まあ多分市長は基地ができた後の基地経済ということを言ってたと思うんですけど、基地経済というのは、基地が始まる前からあります。今現在の状況を、ちよつと自分の知ってる限り、まあ知らない方も多いと思いますので、一応伝えておいたほうがいいかなと思って伝えます。

現在、基地経済、ところどころで見受けられるんですけど、大手ゼネコンの事務所や作業員の宿舍建設が始まっております。馬毛島関連の仕事従事者、会社員、作業員等の弁当、飲料の注文、また、来年一月、二月には、大手ゼネコンの会社員と作業員約三百名が来

島するという話も聞いております。今後二〇二五年までの間に最大三千人ほどの作業員が島内または馬毛島に入るといった情報もあります。

それに向けた、大手建設会社の説明会が、何の説明会というのと、そういう食品とか飲料とか日用品、あと、お弁当を提供してほしいという、できるかどうかという説明会がありました。何とか地元優先、商工会からの要望もあつたしということで、地元を最優先したということ、何とかお願いしますということで話がありました。今後、このような大手の会社が約七十八社ぐらい、また後に来ると思いますよという話もありました。

野菜や肉の食材の提供ということで。これはもう見せちゃ駄目かなと思うんですけど、ちよつと一応一例でちよつと読んでいきます。食材、野菜関係というと、キャベツ、タマネギ、大根、モヤシ、ニンジン、ネギ、キュウリ、ピーマン、トウモロコシ、豆に苗、トウモロコシというんですかね。アスパラガス、シメジ、ミズナ、シュンギク、ニラ、ミョウガ、ジャガイモ、ショウガ、白菜、赤パプリカなどなど、かなりの食材を要望してきました。

これ見るとですね、もちろん種子島、西之表で栽培されているものもあれば、ないものも多数あります。昨日、同僚議員が、再編交付金でハウスの助成をしていたきたいという話がありましたけれども、ぜひ再編交付金でハウスの助成をして、種子島で作れないこういう野菜を島内で賄えるようなシステムを構築してもらえれば、地

産地消、また新たな特産品になっていくんじゃないかなと思います。種子島はもちろん離島ですから、時化で船が来なくて物流が止まるということも、例えばこういうハウスで栽培すれば提供できるかなと思いますし、農家の方も喜ぶと思いますので、ぜひ、昨日同僚議員が言ったハウスの助成と、農業関係に関して助成していただければなと思っております。

あと、作業員が来月から二月にかけて三百人ほど、それ以降、多いときで三千人ということで、馬毛島基地建設に関する作業員がいるから観光客はホテルに泊まれないとかという話も聞いたりしますが、基本的にこの人たちは、ただ仕事で来てるわけですから、それとこれはちよつと別にして話してもらわないと。あとは、その泊まるどころ、観光客用の泊まる場所は、あとは行政がもうちよつといるところ動いてもらうしかないかなと思いますので、そういう作業員のとか、その基地に関わる人たちのちよつと悪い風潮を言うのはちよつと、今後やっぱやめていただきたいなと思っております。

じゃ、次の質問です。

防衛省によりFCLP移転に伴う馬毛島基地整備計画に失うものが大きく、同意できないと述べていた市長が、西之表市への再編交付金の受取りを明言し、教育関連に使うことを検討していると述べました。まあ、給食費の無償化ということで昨日話があったんですけども。交付金受取りや使用は発言と矛盾してないかということ

ですけれど、お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

再編交付金は法令に基づき交付されるものです。同意、不同意とは切り離して行政手続を進めています。令和四年度分の再編交付金を活用した学校給食費の無償化は、子供を産み育てやすいまちづくりを推進し、将来的には市が活性化され、補助金に頼らないまちづくりにつながる事業だと考えております。

○九番（濱島明人君） ということは、同意できないと述べていたんですけれど、その気持ちは変わらないですけど、もう国の現実的な動きに対応していくということでもよろしいですよ。ですよ。もう、はいでいいですけど。要は、今の同意できないという。

○市長（八板俊輔君） 今申し上げたとおりです。

○九番（濱島明人君） そうですね。この再編交付金の発言で、給食費無償化、さっき私も子育て支援ということ、やっとなんか公約が一つかなうかなと、市長もかなうかなと思つて、ありがたいと思つております。

一つ紹介ということじゃないんですけれども、数年前から基地推進にずっと携わってきた人たち、私も知ってます。その人たちが再編交付金が十月何日かに七億七千七百万円提示されたというときに、やっとなんか来たということ、本当喜んでおられました。そのとき自分は、まあこれからじゃないですか。やっばりそこをどうやって使って、西之表市をよくしていくか、そこからじゃないですか

と言ったんですけど、いろいろ活動してきた方からすれば、やっばり本当苦労があったと思います。

中には、今まで同意できないと言つた市長が受け取つて、それを活用するというのはちよつとしゃくに障るという声も市民の中にはあるということ、理解した上で、市長、今後、再編交付金をうまく具合で活用していただければと思います。

じゃ、次の質問です。

なぜ教育関連なのか。具体的な内容というのは給食費の無償化ということでしょうけど、お願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

令和四年度の再編交付金を活用した学校給食費の無償化は、子供を産み育てやすいまちづくりを推進し、将来的には市が活性化され、補助金に頼らないまちづくりにつながる事業だと考えております。

本市の学校給食については、これまで学校給食法等に基づき、各小中学校に給食を提供してきており、保護者の経済的負担を考慮し、平成三十三年度から市の補助による第二子以降の給食費の無償化を行つてきたところです。今回の再編交付金の事業により、第二子以降に加えて、第一子も対象とするものでございます。

子供を産み育てやすいまちづくりを推進するために、給食センターを安定的に運用するとともに、学校給食に要する経費を補助することで、学校給食のより一層の充実を図りながら、児童及び生徒の心身の健全な発達に寄与するために基金造成を行うものでございま

す。

○九番（濱島明人君） 再編交付金の使い方ということで、その申請の仕方とか、ちよつと自分詳しく分かんないんですけども、昨日、同僚議員が通学路の歩道確保とか側溝の蓋をしてほしいということがあったんですけども、これ教育関連ということで、この交付金を使って、そういう道路の、道路というか通学路ですよ、通学路の歩道の確保とか、そういうことには使うことはできないんですかね。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

今回の令和四年度分の再編交付金につきましては、もう目的が給食費の無償化というところで整理をしております。そのほかの部分が含まれるということはありません。別途検討が必要となります。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

給食費無償化ということで、小学校の場合、小学生の場合、四百円と。今、市長もおっしゃったように第二子以降は無料だということとで四千四百円、八月、夏休みは給食費払わなくて済みますので、大体、大体じゃなくて四万五千四百円の家計の負担が減るということで、その分、教材費とか制服等にも使えるかなということも思っておりますので、本当こういう給食費無償化に対して、最初に付けていただいたのはありがたかったなと思っております。

再編交付金に拒否反応を示す方もいるのは事実ですけども、せ

つかく再編交付金、もう市長が受け取ると。今後使っていくということですから、もうここはもう全市民、反対、賛成関係なく快く、その交付金の恩恵をみんな分分かち合せて、少しでも早く、島にまだ残ってる分断解消につなげていければと私は思っております。

じゃ、次の質問に変わります。

交付金の事業について、西之表市と馬毛島の未来創造推進協議会が開催した未来創造サミットで要望された交付金使途の提言書の内容を参考にしたかということです。お願いします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

これまでの本議会における御意見、それから、一月に開催いたしました各種団体との意見交換での御意見、併せまして、今ありました西之表市未来創造サミットにおいてまとめられました航空自衛隊馬毛島基地（仮称）整備に係る各種交付金に係る提言書などの市民団体からの御意見等も参考にさせていただいております。

○九番（濱島明人君） これですね。この提言書を市長に提出して、各課の人も見たということとで。提言書を見れば分かると思うんですけど、やっぱり離島のハンデということで、輸送費、物流のコストの補助、あとは担い手不足、人手不足など、結構いろんな産業、いろんな分野、仕事の分野、共通して言えるのが、輸送費、人手不足の解消ということでありました。

これもちよつと参考にしたということですけど、多分分かってると思うんですけど、この提言書の中に一つ抜けてるのが、大きい

ところが医療福祉が抜けてるんですよ。これ、なぜ抜けてるかというところ、医療福祉の団体がちよつと見つからなかったとか、なかった感じがあったので、今後、医療福祉の団体等にも声をかけて、早急にこういう形でまたサミットみたいな形で意見聴取して、提言書を市長のほうに出したいと思しますので、その際は市長、何とか提言書の内容を再編交付金に盛り込むように。課長でもいいですけど、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

市民からの要望に対してはしっかり伺った上で対応を考えてまいります。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

じゃ、四番の最後の質問です。

いつから交付金の事業化計画は立てたのかということです。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

九月二十八日に防衛省から駐留軍等の再編に係る再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村の追加指定を受けた後、事務的に進めてまいったところでございます。

○九番（濱島明人君） 分かりました。ありがとうございます。

この交付金なんですけれども、先ほどから何回も言ってるように、市民の声を何度も聞いてほしいなということと同時に、交付金と別として、先ほど言った、多いときに三千人の作業員なり会社員が来るといふことで、もちろんこの三千人というのは固定された人間で

はなくて、多分入れ替わるといいます、仕事の状況等によつて。これはやっぱり、それだけの人が西之表、馬毛島に来るといふことですから、これは逆に言うと、いろんな西之表市の特産品なりイベントなり、西之表を売るための絶好のチャンスかなと思つてますので、この方たちに、より西之表市のいいところを知つてほしいという策を、もう今のうちから、経済観光課中心になる、企画課中心になると思ひますけれども、そこは考えて、少しでも無駄にしないようにしていただければと思いますけど、その考えはどうでしょうか。

市長、どうですか。

○市長（八板俊輔君） 先ほどから三千人とかいふお話がございませぬけれども、私のほうにはそういう話は聞いておりませぬ。

これまで別の御質問でもあつたかと思ひますが、今後島に入つてくる人がどれぐらいになるのかとかな、そういうお尋ねをしておりますけれども、まだ具体的な説明は受けていないところです。

○九番（濱島明人君） 市長、申し訳ないですけど、できれば、これはもう、そういう情報は早く取つてほしいんですよ。そうしないと、来たときに臨機応変に対応というのは、それはやめてほしいんですよ。情報を早めに取りつておいて、前段階から準備しておかないと、これ後々、せつかくの、さつき言つたようにチャンスも逃してしまいますので、そこは情報を取つてほしいですし、今、私が伝えましたので、事あるごとに市長に、もし市長がよろしければ私、助言といふか、生意気ですけど、そういう情報は提供していきたいと

思いますので、よろしくお願ひします。

じゃ、それでは、最後の質問です。

就農支援と人手不足解消についてです。

これはですね、十月中旬から末にかけて、私、古田の茶農家の茶運びをちよつと手伝ってくれということで、手伝いに行きました。

これはもう本当深刻な茶農家の高齢化と人手不足で、ちよつと運ぶ人がいないんだと、何とかしてくれないかということで、以前、運んでたので、手伝いいいですよということで受けたんですけど。やっぱそういうときに、人手不足解消に何とかないかという話もありましたので、この質問になるんですけど。

その前に今回、茶業経営緊急対策支援事業ということで、二百四十万円の補助金をつけてくださってありがとうございます。市長、課長さんにはよろしく言っといてくれということ、その農家さん言ってきたので伝えときます。

じゃ、それでは、一です。

市長は令和四年度施政方針で、新規就農者に農業次世代人材投資資金や新規就農定着促進事業で支援すると述べましたが、十一月末の状況はどうなってるのか、お答えください。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

農業次世代人材投資資金につきましては、昨年度までに認定新規就農者となった七名が継続交付の対象となっております。

なお、今年度一名が認定新規就農者となりましたが、農業次世代人材投資資金の交付は行わず、経営発展支援事業にて、就農直後に必要な施設等の整備へ支援を行う予定としております。

また、新規就農定着促進事業につきましても、前述した一名が活用する予定となっております。

以上でございます。

○九番（濱島明人君） 予算をちよつと見たときに、令和三年度は農業次世代人材投資資金一千二百万円ついて、今回九百万円となつてたと思うんですけど、これ三百万円、なぜ減らしたんですかね。

○農林水産課長（岩下栄一君） これにつきましては、対象者が毎年変わつてまいりますので、制度自体も令和二年度までは、就農後の五年間交付ということになりましたけれども、これが令和四年度からは二年間という形で短縮されたというのがございます。そういった制度的なこと、また、令和三年度からは一応五年間なんですけれども、三年間が年百五十万円なんです、四年目、五年目になりますと年間百二十万円という形で、制度的に令和二年以前と三年、四年という形で、制度の本身が変わってきましたので、そういった関係は出てくるかと思ひます。

以上でございます。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

じゃ、次の質問に行きます。

市の農業における人手不足解消の具体的な取組はということですが、

お願いします。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

新たな担い手の確保につきましては、農業次世代人材投資資金等を活用し、新規就農者の確保、育成に継続的に取り組んでいるところでございます。また、援農隊による労働力の提供を行い、高齢農家の労働力補完に対する支援も行ってまいります。

労働力不足により、農作業の委託をする農家も年々増加していることから、今後も市農業振興公社の受託体制を整理するため支援を行い、農家の皆様が安心して農業を営むことができるような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○九番（濱島明人君） 去年もちよつと同じような質問をして、そのときに何かサポートチームによる巡回指導、経営指導を、さらなる充実を図りということを言っていたんですけど、この辺は図られていますかね。

○農林水産課長（岩下栄一君） これにつきましては、農業次世代人材投資事業を活用される方に対しまして、JAや熊毛支庁等関係機関で構成されておるサポートチームによりまして、巡回指導、経営指導を年四回ほどですけれども定期的に行いまして、経営等の支援、そういったところ、あとは就農後の適正な営農を行っているかの評価等も行っているとございます。

以上です。

○九番（濱島明人君） それでは、次の質問です。

西之表援農隊の活動状況や仕事内容、人材は足りているか、お願いします。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

今年度も昨年度に引き続き、男性三名、女性二名の計五名で活動しております。

十月末時点での活動状況は、依頼件数が八十三件、これは昨年度同時期が百七件でしたので、二二%ほど減少となっております。

主な仕事内容といたしましては、草払いやバレイショの収穫、落花生の選別、茶工場での業務となっております。

農家からの依頼が重複した際に、一時的に対応が難しいことがあります。農家からの依頼による作業の割合は四九・五%となっております。それ以外は、市農業振興公社内での業務に従事している現状がありますので、援農隊の人員が不足しているとは考えておりません。しかしながら、高齢農家をしっかりと支援するためにも、さらなる運用改善に向けて、市農業振興公社と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

先ほど、茶の、私、運びましたということですけど、茶の受付等も援農隊の人が常について本当助かると、茶工場の方も言っていました。ありがとうございます。

じや、次の質問です。

市による農業のロボット化やスマート農業への取組についてお願いします。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

本市のスマート農業の取組につきましては、農業振興公社や耕種農家における農業用ドローンの導入、畜産農家における繁殖台帳ウエブシステム、分娩監視カメラや発情発見装置、搾乳ロボットなどの導入が進められております。

今後、本市の実情に応じた取組が進められるよう関係機関と連携し、積極的な情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○九番（濱島明人君） そうですね。自分もちよつと調べてみたんですけども、今、課長が話したような、ドローンを使った防除作業とか、まあそうですね、金額がいろいろあるんですけど、今ここではちよつと言いませんけど、これが、その防除作業をしてる、ドローンを使ったことをしてる会社の人に聞いたら、農家の人からすると、このドローンを使った防除作業とかの費用をちよつとでも市が持つてもらえれば助かるなということをお話されたということですので、それは伝えときますし、今言った、そのカメラやセンサー、スマホを駆使した畜産農家、今多分一軒しかないんじゃないかなとその人は言ってたんですけど、それもお産や発情など、以前はずつと一晩中、付添いでいないといけなかったみたいですけど、その

スマホに来るんだということで、時々誤センサーもあつたりするみたいですけど、それはカメラで見て、あつ、線が抜けているんだなということ、そういう二重三重のチェック体制があるということ、作業効率もよくなったし、自分の時間もつくれるようになったということですので、あとは費用の問題じゃないかなということをおっしゃってましたので、市長、やっぱここは再編交付金を使って、こういう取組を今後やっていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

もう残り三分で、質問というか、今年最後の質問ということだったので、今年をちよつと振り返りたいと思います。

去年の十二月、豊受神社周辺の整備事業ということで質問したら、地域支援課長、松元課長がチャレンジ交付金を使ってはどうかというところで、カメラいいですか、ごめんなさい。これ、去年も多分見せたんですけど、こういう土地ですね、ここに何か整備したらどうかということで、そしたら、チャレンジ交付金を使った。分かります。駐車場が整備できました。ありがとうございます、本当。こういう形で砂利も敷き詰めて、いつでも使えます。ここに、農業委員会の皆さん、本当ありがとうございます。こうやって農業転地のこともしていただきました。これです。あとはここに、ここにちよつとトイレがあるんですけど、これがここにできればいいかなということがあります。

あと、令和四年三月議会で地域維持活性化交付金、ホームページ

で掲載してくださいということで、松元課長にお願いしたら、ホームページでこうやって、こういう活用方法がありますよということ載せていただきました。本当ありがとうございます。ちよつとばつと、時間がないので。

次に、前回の質問で不法投棄のことを言ったら、市民生活課の平石課長、ありがとうございます。こうやって、これは十一月が不法投棄月間ということであったということでしょうけど、こうやって載せていただいて。できればこれ、写真をちよつと大きくしたほうがいいかと思います。文言もそうですけど、写真のインパクトがあったほうが不法投棄しないんじゃないかなという、私は思っております。

次にですね、あと、そうだ、前回の不法投棄、これです。このタイヤとかあったやつ。言ったように、この奥にあったやつですね。自分が思ったのは、ここは軽トラックが通れるから、ここから入って、ごみをこうやって捨てたんじゃないかということで、したら、確認したら、こうやってもう軽トラックは入れない、トラックは入れないような形にしてください、ごみもきれいに片づけてくださいました。奥村建設課長、本当、質問した二日後に対応していたということ、本当、誠にありがとうございます。

最初の質問、一番最初、自分が質問したときに、旧古田中学校の跡地のことでお願いしてたんですけど、つい先日、古田中学校の活用の話合いをしていただいたということで、古田校区長が喜んでま

した。財産監理課長、本当ありがとうございます。

まあ、いろいろ大変かと思えますけど、こういう要望したことに對して応えていただいたことに本当感謝申し上げます。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（川村孝則君） 以上で濱島明人君の質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十五時五分頃より再開いたします。

午後二時五十分休憩

午後三時五分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

「一三番 田添辰郎君登壇」

○一三番（田添辰郎君） では、一般質問をさせていただきます。

まず、昨日の新聞であります。大見出しのほうには、馬毛島基地、知事認容とございました。そして、理解せざるを得ない、そういうふうを書いてあったわけですが、昨日の新聞で一番驚きを覚えたのは、ほかの記事でございました。中国、三十五年に核千五百発、そういった記事でございます。

皆様も御存じのとおり、我々が住むこの日本列島のほうは、ロシアをはじめ北朝鮮、そして中国、核を持つ三か国に囲まれております。今、南西諸島のほうも様々なこと、台湾問題に関連して報じられておりますが、それ以前から、ウクライナなどのほうと同じく、我々は平和平和と信じてまいりましたが、常に危機を身近に感じざるを得ない地域でもございました。

そういった中で、昨日の県議会におけます県知事の判断のほう、私のほうは本当に苦渋の決断ではあったかと思いますが、もう遅いのかもしませんが、それでも、この日本を守るため、鹿児島県西之表市民を守るために、有益な決断をしていただいたと思っております。

新聞報道には詳しくございませんでしたが、県知事のほうの発言のほうを少し述べさせていただきますと思います。

防衛安全保障政策は国の専管事項であります。県としては、これまで地元の動向を注視しながら、住民の安心・安全をどう確保するか観点から考え方を整理してまいりました。少し飛ばしますが、国において、住民の安心・安全を確保するために必要な対策や環境を保全するための措置を講じられることを確認しました。また、地元種子町長、南種子町長や、種子島一市二町の議会においては、整備を着実に進めてほしいとしています。西之表市長は、御自身のお考えをまだ表明しておりませんが、今月二十五日の西之表市長との意見交換の際、防衛省からの説明のあった環境影響評価準備書に

対する知事意見への対応の概要について、知事意見に沿ったものとなっており、真摯に対応していただいたと評価した上で、市政を預かる者として、判断の時間が近づいていると。そういった発言がありました。略させていただきますが、西之表市におきましても、市議会提案などの手続が進められております。以上のような状況や、我が国周辺を取り巻く安全保障環境が一段と厳しさを増している状況にあることを踏まえ、総合的に検討した結果、国が馬毛島において自衛隊施設を整備すること等については、県として理解せざるを得ないとの考えに至ったところです。

そして、新聞記事によりますと、なぜ県知事のほう、この時期にこういった一定の判断を示したかといえ、議会との議論の場を設けなければならぬ。議会のほう、十二月議会が終われば、次は三月議会となつてまいります。それでは遅いのではないかと判断があったように見えます。議会との議論の場、そして、県民、市民の皆様の理解を得る、周知をする、そういった意味でもぎりぎりのラインが今回の十二月議会冒頭だったかと思うわけであります。

知事のほうは、防衛安全保障政策は国の専管事項でありますと述べておりました。国の専管事項だからといって、地方自治体は何も言えない云々ではないわけであり、地方分権の時代と言われてもう二十年以上がたつわけであり、やはり地方分権も地方の自治も大事であります。その地方自治という制度自体、我が国の制度自体、そして在り方、国民を守っている、そういったベースと

なるものが、この国の安全であります。この国の安全を確保しなければ、我々の日常の生活も、子どもたちの教育も、お年寄りの健やかな日々の生活もあり得ません。

今年の令和四年度版の防衛白書の刊行に寄せて、防衛大臣、前防衛大臣になりましたが、岸信夫さんのほうは国の立場をこのように述べております。

国際社会は今、戦後最大の試練のときを迎えています。二十一世紀における新たな危機の時代に入ったと言っても過言ではありません。ロシアによるウクライナ侵略は世界を震撼させ、罪のない多くの民間人の命を奪い、怒りと悲しみに打ち震わせていました。このような力による一方的な現状変更は、国際社会の平和と繁栄を支えてきた普遍的な価値に基づく国際秩序の根幹を揺るがすものであり、断じて許容することができません。ちよつと飛ばしますが、特に、中国は東シナ海や南シナ海において、力による一方的な現状変更や、その試みを続けております。このようなことは、香港を見ても、そして古くは、いつも申し上げることでありますが、戦後すぐのチベットに対する侵略、モンゴルのほう、ウイグル地域に対してもそうでありました。今もそのチベット、ウイグル、モンゴルでは人権侵害が続いていることは皆様御存じかと思えます。

また、その文章には、普遍的価値に基づく国際秩序を不変のものとして守っていくためには、我が国に持てる英知と技術を結集し、総力を挙げて、我が国自身の防衛力の強化を急がねばなりません。

今、世界の平和と安全は灰色の厚い雲に覆われ、先行き不透明であるように見えます。しかしながら、一つだけ確かなことは、明日の国際秩序を形づくるのは、今日の私たちの選択と行動であるということです。平和国家として不動の方針を貫く我が国は、力によっての秩序を変えようとするものに断固として反対し続けてまいります。自由や民主主義の強さを、人権や法の重大さを、揺るぎない信念とたゆまぬ努力をもって、世界に表明し続けていく決意です。

このように防衛白書に、前岸信夫大臣のほうはおっしゃっております。

本日に戦争になれば、罪のない人たちが命を奪われていく。どういう理由で戦争があったのか分かりませんが、先ほど申し上げましたように、チベット、モンゴル、ウイグル、話合いで無抵抗で何もしなければ、ただ侵略に身を任すだけ。母国の自らの文化も母語も失っていく。そして、古くは満州人と同じようにもう同化されて、どこに満州人がいたかも分からないような時代になっていく。やはり防衛白書にもありますように、決意をし、選択をし、自らの国は自らで守る、そういう決意のもとで進んでいかなければならないかと思えます。

今回の県知事の発言、そういった時代状況、国際状況も踏まえての英断であったわけでありますが、市長に對しましては、これまで様々な御苦勞、そして苦渋の判断が続いたかと思えます。しかし、今、時間的に間に合うのかどうか分かりませんが、馬毛島の自衛隊

基地や米軍によるFCLP訓練が、厳しい環境下の南西諸島防衛に  
対して大いに力になってくる。そのことは疑いのようなない事実であ  
ります。

今回の議会でも、馬毛島の自衛隊基地FCLP訓練に関して、国  
防の話が出てまいりませんでした。私は、国があつて、国民があつ  
て、それぞれの人権が守られるというふうに信じているものであり  
ます。行政的な手続も今着々と進んでおる状況でございます。この  
国を守ることに貢献しながら、そして、このふるさと西之表市、十  
年後、二十年後にも豊かな西之表市で、そして豊かな西之表市が続  
くためにも、昨日と同じような、県知事と同様な決断のほうを市長  
に求め、お願いするものでございます。

具体的な質問につきましては、質問者席より行わせていただきま  
す。市長、よろしくお願いいたします。

はい、すみません、市長にお願いばかりいたしました。

では、具体的な質問に入らせていただきます。

西之表市公共施設等総合管理計画についてであります。

これはですね、平成二十九年三月、二〇一七年、五年前ですか、  
財産監理課のほうがつくつていただいたものであります。この本を、  
冊子を読みながら、西之表市どうあるべきなのか。これを読む以前  
から、西之表市の財源不足は急に始まったものではございません。  
二十五年前も三十年前も、財源は不足していたわけでありませぬ。

○議長（川村孝則君） 田添議員。田添議員。

○一三番（田添辰郎君） はい。ああ、これ、すみません、何か外  
したら見えんような気がするから。

本当、二十年、三十年間、財政不足の状況があります。今回、再  
編交付金が入る、馬毛島に関連して入るといふようなことがありま  
して、少し状況がよくなるのではないか。そういうふうにも思うわ  
けであります。この再編交付金を活かしていくのも、そして、ほ  
かの様々な補助金を活かしていくのも、我々市民の力であり、そし  
て議会、市長の判断であります。

今回の馬毛島の事例によりましても分かるように、十四人の議員  
が全体が、十四人が集まったとしても、市長お一人の権限、権力に  
はかなわれないのが現実ではありますが、やはり、私も市長もいな  
いかもしれない二十年后、三十年後まで見据えて、今回の再編交付金  
事業、そして、各種補助金等を活用していかなければならない、そ  
ういふふう思うわけでありませぬ。

そのような意味で、この以前いただいた西之表市公共施設等総合  
管理計画について、これにのつとつて質問をさせていただきたいと  
思います。

カメラをお願いします。ちよつと見えにくいと思うんですが、私  
のほうも見えないんで、しゃがませてもらいます。

西之表市の人口将来展望として、二〇六〇年、一万二千人の人口  
維持を目指すと書いております。真ん中の赤枠のところですね。そ  
して、合計特殊出生率を二・一三を維持するとありますが、現状で

もその目標を維持堅持しているのか教えてください。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

今、御紹介のありました西之表市公共施設等総合管理計画の記載につきまして、平成二十七年に策定いたしました西之表市人口ビジョンに掲げている目標となっております。

西之表市人口ビジョンの対象期間につきましては、国の長期ビジョンと同様に二〇六〇年までとしているところがございます。国等から提供されるビッグデータの活用等を行い、分析整理しながら考察を続けていくこととなりますけれども、現状と大幅な乖離が生じた場合には見直しをしていく必要があるかと考えております。

ちなみに、直近で申しますと、令和二年度の国勢調査での本市人口が一万四千七百八人、その際の国立社会保障・人口問題研究所の予測では一万四千六百七十五人。本市推計では一万四千八百九十人となっております。本市人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計よりは三十三人多く推移してございます。一方で、本市の推計よりは百八十二人少なく推移をしている状況でございます。

あわせまして、合計特殊出生率につきましては、令和二年度で一・八七というところで、目標を維持できていない、そういった状況になってるところでございます。

○一三番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。

こちらのほうが、今、課長のほうが説明いただいた人口ビジョン

の推計と社人研の推計ですね。まあ、年を追うごとに乖離をしていくというふうに考えております。簡単に言えば、ここ十年は、毎年人口が百五十名から二百名減っていく、そういう考え方でいいのかなど思っておるわけでありませう。

また、先ほどの紙にありました出生率二・一三で維持する。こちらのほうも現状ではそうであるわけですが、今の子どもものの比率のほうを考えていくと、東京都とかいう都会とか、大阪とかいう都会と比べますと、周辺部、鹿児島県とか沖縄県とかそういった部分のほうは、特殊出生率のほうは高いわけですが、この傾向は東京都と比較すればそうなんだろうが、やはり確実な人口減少の中で、子どもさんを産み育てられる女性の方の数も減っていくのは当たり前のことであります。この目標のほうをですね、ぜひとも随時現実的なものに見直していく、そういった努力も必要なのではないかと思えます。

私のほうは、社人研の推計、何もしなければこういうふうになる。何か努力をしていけば、西之表市の人口ビジョン計画のように、少々甘い計画とは思いますが、これに近いものになっていく。そういうふうにも思いますので、この辺、数字をきちっと捉えながら、また、子育て政策、お年寄り対策も重要ではありますが、人口減少をなだらかにするためには、どうしても働く場所、働く機会、また、その職業があったとしても、ある程度子どもを養える、そういった所得がなければ、この島に、ふるさとに住むことができないわけ

ありますから、そのような発想もぜひ考えていただければと思っております。

今の人口予測ビジョン、これは、確認しましたところ、この計画自体のほうも、今年度のほう見直しが行われるということでもございました。そういった意味で、それについてもお答えいただき、また、こちらの冊子のほうの一四ページにございます、類似規模自治体との保有量の比較を表したグラフがあるんですが、西之表市のほうは面積的にも広いわけでありますが、全国平均に比べますと、真ん中の線が全国平均であります。西之表市はかなり多い状況でもあります。人口の割には、公共施設や道路、水道といったものが多過ぎるんではないかというふうにも見えるわけですが、このような状況を市長はどのように捉えるのか教えていただければと思います。

先ほどの人口ビジョンと社人研の推計のほうの件は課長のほうに、また、今申し上げました保有量の状況については市長のほうに御答弁をお願いいたします。

○議長（川村孝則君） （二）のほうから。

○一三番（田添辰郎君） はい。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

議員御指摘のとおりでございます。人口の流入促進と流出の抑制、交流人口の増加など、やはり様々な人口減少対策に取り組むことで、目標値にやっばり近づける努力というのはやっていきたい。

その際に、先ほども申しましたけれども、現実と大幅なちよつと乖離が生じる場合に当たりましては、人口ビジョンのほうも適正に見直しつつ、市民の皆様の御協力を得ながら、各種施策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○一三番（田添辰郎君） 市長、お願いします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

公共施設の保有量について、類似規模団体との比較の点でのお尋ねでございます。

全国平均、あるいは類似団体と比べまして、本市は上回っております。要因としましては、人口密度が低いこと、あるいは離島の特異性等があると思います。公共施設の配置が人口変化とは別の観点から保有されているようなこともあるかと思えます。これに対して、地域の人口減少、あるいは偏在化、既存施設の必要性や利用状況、また地元の意向なども考慮しながら、廃止、集約、統合、複合化など施設の保有量や再配置について、検討していく必要があると認識しております。

○一三番（田添辰郎君） コンパクトシティとか、なかなか言われますが、なかなかそういった英断はできないところでもあります。やはり、その生まれた地域に住みたいという市民の気持ちは、きちりと酌んでいかなければならない。ですから、無駄を捨てて効率性を求めるだけではなかなか市政運営できないのを承知しております。

すが、なるべくならば、本当、三十年、四十年後、子ども、孫の時代まで持続可能なものを考えていただければと思っております。

では、こちらの冊子の一七ページにあります、将来更新費用でございます。

こちらのほうグラフを見ていただいても分かりますように、赤線のほうが平均十三・三億円と書いております。年平均であります。この部分がどうしても必要になってくるということ、そして、大きな山があったり、下がっていったり、そういった時期もあります、これはきつちりとならしていきながら、計画をつくっていかなければならぬかと思っております。

道路、学校関連の公共施設、庁舎もそうであります、いずれは老朽化し更新をしなければなりません。また、道路のほうは、こちらの一九ページに書いてありますのは、道路のほう耐用年数十五年間として、四十年間整備額は二百三十五億円、橋梁、橋などは十六億円、水道施設は四十年間ありますが、二百七十億円、全体更新費用は五百二十二億円となっております。

今回、再編交付金ということでこの西之表市、国に、国民に貢献することによって、初めて財源的な余裕を持たせていただけるのかなと思つたわけですが、今まで精いっぱい財政運営をしておりました。そのような中で、将来更新費用についてどのようにやっていくのかどうか、このままで運営できるのか、その辺の御検討のほうを教えてくださいたいと思っております。

〔財産監理課長 下川法男君〕

○財産監理課長（下川法男君） 公共施設の将来更新費用についてお答えをいたします。

今、議員から御案内があったとおり、計画によりますと、今ある既存の施設をそのまま保有もしくは更新していった場合に、総務省の公共施設等更新費用試算ソフトによる推計によると、二〇五六年までの四十年間で五百三十二・六億円、年平均十三・三億円の大規模改修や建替えの費用が必要であるというふうに分析をされております。このうち五六％強が建替費用となっております。

そのような事態に陥らないためにも、計画的に予算を投入して、既存の施設を長寿命化し活用を図ることで、建替費用を抑制していくことが求められております。施設の所管課におきましては、施設の状態に合わせた取組を進めているところ、

具体的には、公共施設等総合管理計画の二九ページ以降で、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定め、施設の在り方の見直しやライフサイクルコストの縮減及び整備保全に関する財政負担の軽減化や平準化を図っているとございます。

引き続き、関係課と連携をしながら取り組んでまいりたいというふうにご検討しております。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） 財産監理課の説明のとおりであります、先ほど見ていただきました、説明いたしました水道管、橋梁、また

道路のほう、数字が出てはいるわけですが、ウクライナの状況、また原油高の関係もありまして、原料が高騰しております。そういった場合に、ここで、表で言われている金額がおおむねどれぐらいの金額増えているのかどうか。大まかで結構であります。まあ、二十年すればこの状況も変わりますから、十年後にやるとすれば、金額のほうは安くなったり、また、今以上に高くなってる。そういうことがありますので。このウクライナ情勢の影響等を受けて、原料高の影響で、この書かれております水道でしたら二百七十億円、まあ、四十年です。二十年前には四、五十億円、水道管の更新作業やろうと思えば、かかると言われてたわけでありまして。水道課のほうには、この更新作業、二十数年前は四十億円、五十億円と言われてましたが、今考えればどれくらいなのか。また、この四十年間に二百七十億円、先が長いんで、これは構わないんですが、どれくらい、一・何倍くらいになるんじゃないかというのが分かればですね、水道課のほう、まず教えていただいて、その後、申し訳ないんですが、建設課のほうにも資料のほう確認させていただきたいと思っております。

では、お願いします。

「水道課長 高橋英樹君」

○水道課長（高橋英樹君） 答えいたします。

法定耐用年数は更新時期の一つの目安になりますが、これまで同様、定期点検整備により可能な限り延命化を図りながら、統廃合や

ダウンサイジング、また、管路については、埋設環境や監視などの状況を分析した上での更新など、無駄な投資を省きながら更新する必要があります。

こうした上で、水道施設の将来更新費用は、令和二年度に策定しました西之表市新水道ビジョン経営戦略においても触れておりまして、法定耐用年数による概算更新事業費を百六億六千二百二十一万円と試算しております。

施設の延命化を図りながら、極力投資を抑えた更新事業を行っていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○一三番（田添辰郎君） では、すいません。課長、お願いします。建設課長、お願いします。

「建設課長 奥村裕昭君」

○建設課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

公共施設等総合管理計画における費用の推計につきましては、先ほど御案内のとおり、総務省試算ソフトにより計算をされておりまして、延長や幅員などによる平均的、平面的な試算となっております。ございますので、実際には、路面のほか擁壁などの付随工事もあることから、経費が膨らむものと考えてございます。

なお、議員がただいま御質問いただきましたような金額につきましては、今述べましたように、道路の形状全てを把握しなければ、計算し積み上げなければ金額が出ないということで、申し訳ござい

ません、間に合いませんで、手持ちの金額についての資料は持ち合わせておりません。申し訳ありません。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

なかなか市道のほうも、また農道も含めれば、かなりの面積になってまいりますので、やむを得ない場合とは思いますが。

年々に本当に変わっていく数字でもございますが、水道課のほうでは百六億円という金額のほうもいただきました。二十年前とは二倍ぐらいかかるのではないかとございまして。

そのような状況の中で、この基本的な考え方、五年前の資料のほうを見ますと、基本的な考え方というものが三点ございまして。見えますかね。

まず一点目にですね、基本原則、施設保有量の最適化、単純な施設更新を抑制し、廃止、集約、統合、複合化等々、再編を進め、保有量の最適化に努めます。

二つ目に、真ん中のほうなんです、長寿命化の推進と安心・安全の確保、予防保全を取り入れた維持管理と長寿命化の推進を図るとともに、重要性、緊急性を考慮した耐震化を進め、利用者の安心・安心を確保いたします。今日も、本当にこれまでも、市営住宅の老朽化とかプールの関係とか、様々なことをしております。年次的に計画を立てて、予防保全をしていけば長寿命化が図れるんですが、やはりこれまでの厳しい財源の中で、各所管課のほうはやらなければならぬと分かかっていてもできなかったのが現状かと思

ます。

三つ目の基本的原則が施設の効率的、効果的な運営であります。民間活力や地域住民による地域力を有効に活用した事業等を検討し、管理運営コストの縮減やサービスの質の向上に努めます。

こういった三つの三原則があるわけですが、こういった原則、三つ目の原則のほうですね、民間活力や地域住民による地域力を有効に。民間活力ということは、言葉は、中曽根総理の時代から言われ出した話であります、これはイギリスのほうを手本にした言葉であります。しかしながら、これも、PFIもそうなんです、民間活力の導入といいますが、政府の施策、それによりまして地方の衰退によりまして、中央においては民間活力が、そういったものがあるのかでさえ疑念を持たれるような状況にあります。やはり、我々の公共施設等の管理は、施設保有量の最適化、長寿命化等の推進と安心・安全の確保しかないと思っております。

基本的な考え方は、これからも変わっていくのかどうか、財産監理課のほう、この冊子のほう新しいものをお作りだと思っておりますので教えていただければと思います。

○財産監理課長（下川法男君） 公共施設等の基本的な考え方と基本原則について、お答えをいたします。

議員からも御案内がありましたとおり、人口構成の変化や税収の減少、社会保障費の増大など、財政の見通しは厳しい状況にございます。一方で、多様化する市民ニーズの公共施設を基盤とする持続

的な市民サービスを提供していく必要があると認識しております。

本市において、全ての公共施設等の改修更新に係る費用を確保することは困難でございます。保有量と需要量のバランスを考慮した施設の大幅な縮小が求められていくかと思えます。

また、先ほどありましたとおり、必要な施設を大切に長く使うために、自己保全から予防保全への維持管理の転換と長寿命化によるライフサイクルコストの縮減、優先順位を設定した費用の平準化が求められてまいります。また、議員からありましたとおり、民間活力の利用の手法の導入や、市民サービスの質の向上の経費の削減が求められているところでございます。

このようなことから、先ほど挙げていただきました三つの基本原則については維持をしながら、公共施設等の管理に関し、今後も検討してまいりたいというふうに考えてるところです。

○一三番（田添辰郎君） 先ほどの三つの基本方針を、そのままです、生かしていくというところであります。

次に出しましたのが、二五ページですね、管理に関する基本方針なんです、こちらのほうも青いバックで二つ、大きく二つ、六項目ほど書いておりますが、これもこのとおりにやっていくということとよろしいですかね。

○財産監理課長（下川法男君） 管理に関する基本方針についてお答えをいたします。

先ほど御紹介いただいた三つの基本原則に沿った管理に関する基

本方針と、その取組を整理して掲げているページでございます。

①の施設保有量の最適化では、単純な更新を行わないことや、再配置と保有総量の削減、インフラ系施設の計画的な整備を行うこと。②の長寿命化の推進と安心・安全の確保では、予防保全型維持管理への転換や施設の長寿命化の推進、施設の安全性の確保などを行うこと。三つ目の施設の効率的、効果的な運営では、地域コミュニティの活発化や民間活力の導入検討、公共施設等の更新費用の確保、利用料金の適正化、環境に配慮した省エネルギーへの改修の実施などが定められており、これも今後この方針にのっとり検討していくことと考えております。

○一三番（田添辰郎君） 今回新しくできたものも同じような投資をしていくということでございますね。

こちらが、映し出しております資料が、二七ページですね。ちょっと見づらいますが、年に三・四億円足りないというふうな数字なんです、ほかの議員の方も、また、お手元の資料のほうを御覧、御自宅でお読みいただければありますが、今後四十年間なんです。長いスパンなんです、財源的に見て、こういった公共施設保有量のほうは二五・六%の縮減しなければならぬ。そういった結論が、財源的に見たら、そうなるだろうということと出ております。

そして、先ほど私のほうが甘いというふうに申しました人口統計を使った場合も、人口のほうが一万二千人に四十年後も維持できた

としたならばどうなのかという、人口的なものを考えたケースなんです。こちらのほうは今後四十年間で二四・六％の縮減が必要となっておりません。

ケース一、二の場合、どちらにおいても二五％ぐらい、計画期間四十年間で現状の二五％以上の縮減を、今後十年間では、六、七％の縮減を目指しますと書いております。

残念ながら、基礎的なインフラは重視し、そして、それを保全していかなければならないと思うわけでありますが、人口減少の中、また、財源のほう、不足の状況が、二十年、三十年後、四十年後、今より多いとは想定できませんので、やはり今回、五年前のものでありますが、そういった四十年後を考えたら、四分の一に減らしていく。そういった考え方は、基本的に正しいかと思うんですが、こちらのほうは同じ認識と捉えてよろしいでしょうか。

○財産監理課長（下川法男君） 公共施設の保有量の目標についてお答えをいたします。

基本方針に沿って計画的に公共施設の再編を行い、確実に保有量の削減を行うため、先ほど御紹介があったとおり、将来の財政状況や人口動向を踏まえ、長期的な視点で検討する必要があるため、公共施設に係る普通建設事業費を前提とした場合と、将来人口の見通しを前提とした場合で、それぞれ試算を行い、双方を勘案して、計画期間四十年間で現状の二五％以上の削減を目標として定めているところ です。

計画策定から十年間で六％から七％の削減を目指すこととしております。平成二十八年度と令和三年度実績比で比較した公共施設の延べ床面積は、千三百五十四平方メートル減少をしている状況です。今後、市営住宅の建替えなどが予定されており、集約、更新が図られると考えております。引き続き、各課とも連携を図りながら、目標達成に努めてまいりたいと思っております。

○一三番（田添辰郎君） 人口が減っていく、この流れはいかんともしいがたい。そういうことは市民の皆様もよく存じているわけでありませぬ。財政的に厳しいのもよく存じているわけでありませぬ。やはりどれくらい大変なのかというのが分かりにくいところがございます。まして、せっかく財産監理課でもほかの課でも分かりやすい資料を作っていただいております。そういったものの広報を、もう少しアピールを上手にやっていたら、市民の皆様に、西之表市の現状がどうなのか、それをお示しいただければありがたいと思っております。

では、次の質問のほうに移らせていただきます。

馬毛島の交付金の活用方法についての質問であります。

これは、前回もほとんど同じ質問をさせていただきました。今回、同様の質問をさせていただくというのは、様々な再編交付金、補助金等に関しまして、何らかの準備検討作業をなされなければ、いざ再編交付金が支給されるというときに、間に合うのか、間に合わないのか、そういった心配があったからでもあります。

そういうこともありまして、なかなか今も、現状では想像では進んでいないのが現実だと思いますが、旧榕城中学校跡地の利活用について、議員から様々な施設を造ったらいいのではないか、私自身のほうも、二十三年前以来の夢は、あの場所に。これは、宮崎県の町を視察に行つて思ったことなんです、綾城というものを建築しておりました。有機農業で有名な綾町ですが、綾城。西之表市もあの土地に赤尾木城でも造つたらいいんじゃないか。そこに武道館も、そして子供たちの施設も。先ほど、先日ですね、昨日、同僚議員が言っていたようなものを、複合的にまとめた施設を造つたらいいのではないかと思つておるわけですが、これも市民の皆様の話や、そして、市役所、議会内部でも検討が必要かと思つております。

様々な夢は描くわけでありますが、具体的に担当課のほうでは検討のほうに前を進んでいるのかどうか、教えていただきたいと思つます。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

榕城中跡地につきましては、その利活用につきまして、市民の皆様からも多くの御意見が寄せられてございます。その中でも現在、教育あるいは子育て関連の複合施設について検討を進めているところでございます。

○一三番（田添辰郎君） 教育、子育て関連、様々なこともあるかと思つます。また、お年寄りも忘れてはならない。

まあ違う話になりますが、お年寄りの御自宅のほうに、ワンちゃんや猫を飼つているところもたくさんあるわけでありまして。動物と触れ合うのもそうなのですが、やはり自分の孫、子供と触れ合うのも本当お年寄りにとっては喜びであります。そういった意味でも、こういった複合施設のほうに、お年寄りの関係、子供たちの関係、そういったものを集中的にできないものか。特に、町である中種子町、南種子町には武道館というものがあるわけではありますが、西之表市はございませんでした。そういった意味でも、今回がなければ永遠にできないのかなと、そういうふうにも思つております。

これに付け加えて言えば、まあ同じような答弁を、付け加えて、私の独り言と思つて聞いてほしいわけでありまして、温泉プールとかそういう話も、本当に二十五年前から聞いているわけでありまして、今造つているクリーンセンターのところ、その前の時代から、お湯を沸かしてプールができないか、そういった話も聞いております。そして、霧島のほうや、いろいろなところで調べましても、温泉や温泉といったところで、お年寄りのリハビリをやるのと本当にもすごい効果があるんだという話も、以前一般質問でしたこともございました。そういうことも、榕中跡地に全部複合的にとは難しいんじゃないか。そういうことも考えて、そして、できる、できないは、それぞれが皆さんが判断していただければいいのかなと思つております。

そして、二番目の医療関係者への人件費補助についてであります。

こちらのほうは私のほうも調べましたら、なかなか困難なところがございます。どのように考えているのか教えていただければと思います。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

医療従事者の不足は大変深刻な状況であり、現在その対策について検討を行っております。

医療関係者への人件費の補助についてのお尋ねですけれども、どうしてもほかの産業との公平性、あるいは人件費の公的補助等が妥当かなど、実際できるかどうか含めて、関係機関等の御意見も伺いながら、ちよつと検討しなければいけないと考えてるところでございます。

○一三番（田添辰郎君） 看護学校に通う子供たちの補助とか様々なこと、また、よそから種子島に来て働きたい、これはまあ、看護、医療、介護、関係なしであります。ほかの建設業にしても農業にしても、そういう方たちが安く入居できる施設を造るといのは、現状の考え方でも、枠組みの中でもできるのかと思います。幅広く考えていただいて。直接人件費を補助というのは、民間病院でもありますし、なかなか難しいと御理解しておりますので、その辺のほう配慮をお願いしたいと思います。

そして、三つ目であります。医療看護系の学校について。

こちらのほう、以前から話がありました。いまだにこれを心配していらつしやる方もあります。十年前にやっていたらよかったです。

はないかと、私もお叱りを受けることがよくあるわけですが、十年前も反対いたしましたし、今現在その話があったとしても反対いたします。

まあ、私が反対する前に、今回の再編交付金等、そして様々な補助金等では、なかなか看護学校、小学校、中学校のそういった機関では支出が認められますが、看護学校となると難しいのではないかと。そういうふうに思っているわけですが、所管課の判断はどうでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

これにつきまして、熊毛地区医師会から要望のほうを受けてございます。設置あるいは誘致につきまして検討を深めておりまして、引き続き医師会等とも連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○一三番（田添辰郎君） 医師会のほうも市民の命を守るということに関して、そういうことをおっしゃってるかと思えます。

様々な考え方がございますが、看護、介護人材は本来に不足をしております。しかしながら、四十年後に不足しているかというところではありません。三十年後どうかということも考えても、そうではありません。十年ほど前に示していただきました、沖縄のほうの公立看護学校のほうも、あの時代に造ったからこそ、それも私立の学校の敷地があり、校舎があり、そして人材があったからこそできたものであります。

医師会のほうからの要望もあるかと思いますが、その後、運営、維持管理をしていくのは、行政になっていくのか、どうなっていくのか。単なる誘致であるのなら、誘致は精いっぱいやっていただいで結構だと思うんですが、西之表市、行政がどこまで責任を持てるのか、そのことをきっちり把握した上で、検討をお願いしたいと思います。

そして、交付金、補助金の活用方法の決定システムについて、今どのように検討しているのか教えてください。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

各課等におきまして、関係機関、団体等からまちづくりに関しての意見、要望を聴取をしているところでございます。その内容を基に計画の策定や見直しをしていくことになろうかと考えております。

○一三番（田添辰郎君） ただいま決定システムというふうに私、確認させていただいているわけですが、今のお話ですと、様々な御意見をいただいておりますので、行政が決めていって、最終的には議会のほうにもお話があるんでしょうが、主体として行政が決めていくという手順と、システムとして考えてよろしいんですか。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

現在のところ具体的に、例えば外部を入れてとか、そういったところの具体的なシステムについての構築ができていない、そういった状況にございます。

○一三番（田添辰郎君） 時間的な問題もありますんで、これから外部を入れて検討委員会、長振のような市民を入れてというのは難しいのかもしれませんが。時間的に追われているという状況が現実なところだと思うんですが、それでもやはり、市道や水道、学校関係、教育関係、市民の方も、「ああ、これをやればよかった」。農業関係でも、昨日もありました。ハウス関係の援助、また飼料に対する援助、そういった、「ああ、どうしてもやつてもらわなきゃ」という合意ができるものは多いわけですが、やはり人によつて、意見が様々に分かれる場合もあります。でき得れば、そういったシステムのほう、外部を入れた検討委員会のほう、つくっていただきたいと思いますが、今ほどの答弁で、検討委員会の設置要綱についても、それすらまだなかなか難しいということでした。

では、六番目のほうに移らせていただきます。

そういう設置した場合、議員の参加、また、七番になりますが、有識者、コンサル、市民の参加等を希望していたわけです。以前からそうでありますが、これはまだまだ準備段階、まだとば口にも入っていないというふうに捉えてよろしいわけですかね。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

御指摘のとおり、これから貴議会の御意見等も踏まえながら、検討が必要だと考えているところでございます。

○一三番（田添辰郎君） 議会の意見も聴きながらと。次の議会は三月議会でありますから、それまでに事は進んでいるかと思えます。

行政的な手続のほうは果断に進めなければならぬわけであり、それから、それにとやかくは言いません。しかしながら、本当はまだまだ早くやるべきであったんではある。所管課の課長さん、担当職員に対して、文句を、クレームをつけるわけはありませんが、やはり有権者、市民の皆様の意見を聴く機会をですね、なるべくなら設けるような形で、今後検討していく。行政が、市役所が勝手に決めた。市長が決めた。そういうふうには言わないように、きつちりと、先ほど使ったデータを見せながら、今後の西之表市の未来像も描きながら、きつちりといった、決定して構築していただきたいと思えます。これからの話ではありますが、よろしく願いたいと思います。

では、八番目であります。

各所管課レベルで現在どのように対応しているかのほうであります。建設課、農林水産課、水道課、財産監理課、これまでやりたくともできなかった事業がたくさんあります。その中で、再編交付金が入ったから、これもやりたい、あれもやりたいというふうに市民のほうは申すわけがありますが、主管の企画課としてはなかなか前に進められないという事情もあります、しかしながら、各担当課では準備を進めているかどうかぐらいは御返答ができるのではないかと思います。

簡単でございます。内部的に結構でありますから、これまでの市民からの声とか、そうした聴取とか、長振の進捗状況とか把握を

しながら、現状でどれが必要か、どれぐらいの事業量になるのか、そういった把握の作業を行っているのかを、ぜひとも、各課の担当課長、一言で結構ですので、よろしく願いたいと思います。

建設課長のほう、農林水産課長、水道課長、財産監理課長のほう、申し訳ありません、一言で結構ですので、よろしく願います。

○議長（川村孝則君） ここで議長からお願いをいたします。

間もなく午後四時となりますが、このまま田添辰郎君の質問を続行いたします。

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

議員も御承知と思えますけれども、あくまで所管課レベルで現在検討していることということで答弁をさせていただきましたけれども、建設課内では、これまで対応できていなかった道路に関する要望箇所、あるいは、今後予想される道路や都市公園など、多岐にわたる施設の修繕や更新費用、これらに交付金を活用できないか、検討を内部的に行っているところでございます。

○一三番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。

じゃ、農林水産課長、お願いします。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） 農林水産課におきましては、農業や畜産、水産業、林業など、また、土地改良や畑かんなど多分野にわたることから、これまで様々な機会を通じて意見をいただいているところでございます。

各分野とも高齢化や担い手不足など多くの課題を抱える中、産業維持、または振興につなげるための中長期的な視点で、有効性をしっかりと見極めながら検討してるところでございます。

以上でございます。

○水道課長（高橋英樹君） お答えいたします。

水道施設の改修などが交付金で対応可能かどうか、あと、道路事業がある場合は、それに伴って、同時に水道管の布設とか、そういったことを考えていけば、結構経費の節減につながるかと思うので、そういったことも含めて協議していきたいと考えております。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） じゃ、財産監理課。

○財産監理課長（下川法男君） 予算編成の面から対応状況についてお答えをいたします。

本市の予算編成は、長期振興計画に連動する形で編成を行っております。これまでの予算編成と同様、庁内各課と連携をしながら、歳入に見合う歳出規模の適正化に努めつつ、予算の平準化を図りながら、事務事業の優先度により予算の執行に努めてまいりたいと考えてるところです。

○一三番（田添辰郎君） 各所管の課長様、ありがとうございます。

まあ、きちつとやるとなつたらすぐに手続が進められるように、各所管課のほうでも準備をお願いしたいと思います。なるべくなら当年度、一年目ですね、初めてもらう時期は期間的に短いというの

がありますので、翌年度、二年後、三年後、四年後、そういったときには、きつちりと市民の意見も聞いた形で、どういうふうに生かせるのか。また、再編交付金につきましては、また様々な補助金につきましても、市民の皆様いきちつとした理解ができていない部分もあるかと思えます。その辺の説明も十分に行いながら、なるべくなら、なるべく当然でもありますが市民の方に参加していただく。それを念頭の上に、仕事のほうを進めていただければと思っております。

では、三番目の再生エネルギーについてであります。

これは前回にも質問いたしました。施設の維持管理について、市にはどのように対応しているか、大ざっぱにお聞きしたわけですが、市といたしましては、今の現状の国のつくった法律、条例の下では様々なことは制限されておりまして、できないことも承知しておりますが、その中でも対応策を考えていらっしゃるかと思えます。何かあれば教えていただければと思えます。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

基本的には、民間事業者の再生可能エネルギー施設の管理につきましては、やはり民間設置事業者の責任において適切に管理運用されるものと承知をしております。しかしながら、市内設置の施設に不具合が生じ、市民生活に影響を与えるなど対応すべき事態になった際には、適切な対応が必要だと考えてるところでございます。

○一三番（田添辰郎君） 自身は、この再編、再エネ賦課金、今、

電気料金のところに千円とか幾らとか、一割ほどが乗っかってるやつ、これはもう初めから制度的に失敗だと思っております。反対しております。

以前申し上げたとおり、ドイツで失敗したものを、この日本に持ち込んできたわけであります。また、ドイツの場合は御存じのとおり、フランスの原発エネルギーもありまして、今問題になっておりますが、ロシアのほうのLNG、天然ガスのほうもございまして。そういうものによって、また、向こうのほうは風力のほうもいいんですかね。そういうものもあるんですが、日本の場合は、やはり太陽光、風力発電といえますと、本当、資源大国、資源大国って、危機大国、震災大国でもあるこの日本においてふさわしいのかどうか。

それは太陽光パネルにつきましても、太陽光パネルを敷くとなると山肌を削ってということが大規模な場合は多いわけでありまして、その場合、森林、森が持つCO<sub>2</sub>の吸収能力をどう計算しているのか。森林がCO<sub>2</sub>を吸収し、自然に対して優しいものをくべてくれるわけでありまして、それをぶっ壊して、太陽光にしてしまう。また、使える田畑を真つさらにして、それも太陽光パネルにしてしまう。それが本当にいいのかどうかという倫理的問題もありますし、ここ種子島の場合、台風常襲地帯、そして南海トラフ地震が今後三十年以内に起こる、七、八割から九割起こると言われている。もう十年以上前から言われておりますから、確率的には三割ではなく、

もう少し高くなってるのかもしれませんが、そういう状況の中で、こういった再生エネルギーがいいのかどうか。

そして、本市の場合は離島でございます。国の政府のほうは、きちっと地元のことが分かっているからいいのよか。企業誘致を西之表市のほうもこれから考えていくわけでありまして。従来にも考えてまいりましたが。その場合、企業を誘致しようといった場合に、インフラ産業が重要であります。光といった、そういった通信関係のインフラもそうでありまして、やはり土地と水であります。西之表市の場合には決定的に水が不足してあるわけなんです、そういった水を守る、今でも、今でさえ不足してあるわけなんです、パネルを敷き詰めたからといって、どうなるんだらう。緑の保水機能というのは全部失われてしまうわけでありまして、台風のとくに災害を引き起こす可能性も大きくなるわけでありまして。特に離島においては、この風力、そして、太陽光パネルのほうもすべきではないと私は思っているわけでありまして、今の国の法律によつては、課長がおっしゃるように、民間の努力のほうに任せられているところでありまして。

前回議論しましたように、積立金の制度もできましたが、これが効力があるのかどうか分かりません。はっきり申し上げまして、何かをやっているかと言えば、国のほうは、今のところ無為無策にすぎません。今ほど申し上げました太陽光パネルの危険性、まあ、昼、日が照つてるときしか、風が吹いている時しか、使えない。そのた

めの代替電源となる火力発電等が必ず必要になってくる。こういう当たり前のこと、そういったことも分かりながら、そして、太陽光パネル、風車につきましては、ほとんどが人權弾圧が言われているウイグル地域で行われているのではないかと言われている現状をきっちり把握すれば、本来、離島のほうでも、東京都の辺りでもなおさらなんです。東京都のほうは、余計なことを言いますと、荒川をはじめ水害をしたら水没する地域もたくさんあるわけで、あの辺で水害が起きた場合にどうするのか、そういうことも考えずにやっているわけでありませぬ。

そして、最も重要なことは、それが壊れた場合、そして、二十年の耐用期間が過ぎたときどうなるのか。合同会社という形でこの再エネは行われる場合があるわけですが、国籍も何も分かりません。そして、面倒も見るかどうか分からないわけです。ちよつと一つ写真を見てほしいわけです。すいません、カメラをお願いします。ちよつとごめんなさい。見えにくいんですけど、これ太陽光パネルですね、昨年できたものであります。同じものがこちらのほうです。まあ、台風のとくに風がものすごい強いもんで、こういったふうに変形をするわけです。それで、取り外したものがこういうふうになっております。拡大してみると、こういうふうには、やはりパネル自体が損傷をするということも出てくるわけです。

このパネルは御存じのとおり、重金属のほうも含まれております

から、どうやってリサイクルするのか、処理をするのかというのが、まだ確定したものではありません。東京都などは、これを分かりながらも見切り発車でやっているわけですが、私は自分のふるさと、この種子島の土地、西之表市の土地を守るためには何らかの規制をかけるべきではないかと思っておりますが、担当課のほう、どうお考えでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

いろんな御心配等々が再エネに関してはあろうかと考えております。ただ一方で、今回、改正離島振興法に盛り込まれましたとおり、離島が持つ自然、ポテンシャル、そういったものを生かす視点、あるいは、電力の安定供給というのが必須ではございますけれども、リスクを分散するという観点からも、そういった再エネというのを考えていく必要性というのは考えておりますので、規制面と併せまして、推進と併せまして、両立を図っていく必要があるかと考えております。

○一三番（田添辰郎君） 再生エネのほう、離島振興法にも載っているんですね。離島の振興につながるのかと思うわけです。安定した電力の供給が企業誘致につながると思います。我々の日々の生活にもつながってまいります。電気が要らないという人もいるかもしれませんが、ほとんどの人は、エアコンも使いたい、パソコンも使いたい。また、医療機関にとっては、いろいろな電気機器を使わなければならないわけですが、その辺は責任を持って

るように。再エネ用に特化する、まあ、特化するわけではありませんが、再エネを推進し過ぎるのは、私ははっきり申し上げまして無責任だと思っております。

では、再エネルギーについてはこれぐらいにしまして、次の介護の在り方についてであります。

前回は質問させていただきました現状について、考え方を簡単に教えてください。どう対応するのか。三回ぐらい連続なんですけど、介護の問題は非常に重要な問題であります。担当課長のほうから一言説明をいただいで、時間がありませんので、すいませんが、そして、市長のほうからも簡単に答弁のほうお願いします。

○議長（川村孝則君） これ、一、二、一括ですか。

○一三番（田添辰郎君） はい。いいですよ。

〔高齢者支援課長 柳田さゆりさん〕

○高齢者支援課長（柳田さゆりさん） お答えいたします。

本市の高齢者人口は、二〇二〇年をピークに減少しておりますが、二〇〇〇年、二五・六%であった高齢化率は、二〇二二年十一月末現在で三九・二%まで上昇しております。今後も高齢化率は年々進行し、ピークは二〇五〇年の四八%となる見込みです。

また、高齢者を社会全体で支える仕組みとして、二〇〇〇年に介護保険制度がスタートして二十年以上が経過し、サービス利用者は制度創設時の三倍を超え、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきておりますが、今後、介護サービス需要がさらに

増加、多様化することが想定されております。医療費や介護費などの社会保障費の増大、医療、介護に係る人材不足が課題と捉えております。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

ただいま申し上げた課題解決のために、医療、介護の基盤整備に併せて、介護予防や重度化防止、健康増進施策との連携した取組などによりまして、持続可能な社会づくりに努めてまいります。

同時に、サービスを提供する側の専門職の確保はもとより、高齢者の生きがい創出、社会参加の促進とともに、元気な高齢者、地域における支援者など多様な人材確保、育成などに努めてまいりたいと考えております。

○一三番（田添辰郎君） 時間のほうを調整ができませんで、申し訳ございませんでした。

二十歳の集いがございます、二十歳になればですね。六十の集いのほう、ふるさと納税の問題もあります。また、活性化にもつながると思いますので、ぜひとも、そういった還暦の集い、六十歳、十二年に一回であるわけありますから、成人の集いと同じようにやっていただければ助かる。本当にありがたいと思っております。

そして、最後でございますが、市長のほうには冒頭に申し上げます。県知事のほうも、やむを得ざるということでございます。市長のほうもぜひとも、賛成、反対は言う必要はないかと思っております。心情的に反対なのは、皆様が理解していただける。市民の皆様も理

解していただけると思いますが、やはりやむを得ざる決断、決断も要らないかもしれません。やむを得ないという認識もあってもいいのではないかと思えます。市長ぜひとも、一日も早いほうがよろしいかと思えますので、その認識をお示しいただければありがたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（川村孝則君） これ、田添議員、五番目はもうよろしいんですか。

○一三番（田添辰郎君） 時間がオーバーしたから駄目かなと思つて。

○議長（川村孝則君） いや、まだ、まだです。

○一三番（田添辰郎君） 特にまだ。五分過ぎて質疑しとっちゃ、大丈夫。

○議長（川村孝則君） 三分。

○一三番（田添辰郎君） 三分。ああ、勘違いしとった。ごめん。

〔地域支援課長 松元明和君〕

○地域支援課長（松元明和君） よろしいですか。お答えします。

現在の出郷者とのネットワーク形成の受皿でもある種子島ふるさと応援隊の予算において、還暦などの節目で実施されている同窓会時に飲物の一部支援を実施し、その取組を広報紙などで紹介をさせていただいているところです。また、出郷者会でのふるさと納税の

紹介、島内で実施するゴルフ大会にお招きをしまして、出郷者との交流を図ってまいりました。

コロナ禍で、各種催し、同窓会等が開催されにくい状況でありますが、一部物品の引き続きの支援と、過去実績も踏まえ、還暦を迎えられる方に対する情報収集、情報提供など、御提案に対してさらに推進を図られるよう検討してまいります。

○一三番（田添辰郎君） 本当、先ほどお願いしましたが、還暦のお祝いのほう、市のほうで何もかもやってくださいというわけはございません。十月十日前後でも構いませんし、台風が来ない時期とか観光客が集中しない時期に、六十歳の還暦を迎えた仲間が集う場所をつくっていただいて、その広報だけでもやっていただければ助かるんです。

その中で、市長にも御発言いただいたり、松元課長のほうにも発言いただいて、ふるさとに対する思いを今まで以上に深くしていただいて、これがふるさと納税につながれば幸いですが、それが狙いではないわけでありますが、市自身が、二十歳と同じように還暦を祝う、こういったことがあってもいいかなと思えます。市長ぜひともそういうのもやりたいなということがあれば教えてください。

要望で。やりたいと、いや、検討しますでいいので。

○市長（八板俊輔君） 先ほど課長からも答弁いたしましたけれども、還暦の集いと、島外からお帰りになつての方々のそういう集ま

りについてはですね、現在も対応しておりますので、そういう情報をまた市のほうにお伝えいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

までした。

午後四時十五分散会

○一三番（田添辰郎君） 本日に還暦の祝い、成人の集いと同じように毎年定例のものとして考えていただければ幸いです。中学校、高校単位でそれぞれの仲間が考えていくでしょうから、日にち、大まかな日付、これぐらいでというものを決めていただいて、広報活動のほう積極的に取り組んでくれればありがたいと思っておりますので、ぜひとも御協力のほう、よろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問のほう終わらせていただきます。ありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（川村孝則君） 以上で田添辰郎君の質問は終了いたしました。

ただいまの田添辰郎君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

#### △日程報告

○議長（川村孝則君） 明日は午前十時から本会議を開きます。

日程は、市政に対する一般質問であります。

#### △散会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。お疲れさ

本会議第四号（十二月二日）

本会議第四号（十二月二日）（金）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん  
二番 鮫島 市憲 君  
三番 橋口 美幸 さん  
四番 渡辺 道大 君  
五番 宇野 裕未 さん  
六番 杉 為昭 君  
七番 川村 孝則 君  
八番 河本 幸男 君  
九番 濱島 明人 君  
一〇番 下川 和博 君  
一一番 遠藤 建次郎 君  
一二番 竹下 秀樹 君  
一三番 田添 辰郎 君  
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	大平 和男 君
教 育 長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松 下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	平 石 栄夫 君
財産監理課長	下 川 法男 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	長 野 望 君
健康保険課長	中 里 千秋 君
高齢者支援課長	柳 田 さゆり さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議事事務局職員出席者

建設課長	奥村裕昭君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川昭代さん
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	川畑利昭君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	山崎省一君
学校教育課長	古市善哉君
社会教育課長	
局長	園田博己君
次長	山田正次君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和四年十二月二日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第一 一般質問

六番 杉 為昭 議員

日程第二 議案第六六号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一部を改正する条例の制定について

日程第三 議案第六七号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一部を改正する条例の制定について

日程第四 議案第六八号 西之表市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一部を改正する条例の制定について

日程第五 報告第一五号 令和三年度種子島中央青果株式会社経営状況報告について

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

それでは初めに、杉為昭君の発言を許可いたします。

〔六番 杉 為昭君登壇〕

○六番（杉 為昭君） 皆さん、おはようございます。

令和四年第四回、一般質問最後ということで、気合を入れて頑張っております。どうか最後までお付き合いのほどよろしくお願いをいたします。

申し遅れました、自民党の杉為昭でございます。議長の許可を得ましたので、通告書に従い一般質問を行ってまいりたいと思っております。さて初めに、皆さん、寝不足ではないですか、大丈夫ですか。多分、朝四時、私は一般質問の準備がありましたんで四時には起きて、サッカーを見ながら一般質問の校正をしていこうということ、四時に起きて、サッカーを、テレビをつけたところでございました。大変盛り上がって、十一分あたりでしたか、一点取られて、ああ、これ駄目だなというふうに諦めておりましたけれども、そのうちに何と日本やってくれました。最初に、堂安選手、劇的な同点ゴール、それから、後半戦、田中選手の逆転ゴールということで、非常に感

動をいただきました。皆さんもそうだと思います。日本代表として F I F A ワールドカップ大会に、予選リーグを勝ち抜いて決勝リーグに進むということで、二大会連続、大変うれしいことだと思います。この喜びを皆と一緒に分かち合いながら、今後の残された十二月、西之表市の行政、それから議会活動におきましても、議員活動におきましても、一生懸命頑張ってまいりたいというふうに思っております。

同僚の皆さんが世界情勢、また国内情勢につきましてはお話を冒頭でされましたので、私は、西之表の情勢というか、今年一年振り返っての出来事をお話をさせていただきたいと思っております。

一年を振り返りますと、たくさんの皆様がお話をされましたけれども、やはり新型コロナウイルス、これに翻弄された一年だったというふうに思います。市民の皆様には本当に大変心苦しく思います。一月第六波から、七月、八月の第七波、大変な思いをしてまいりました。その中でも何とか西之表市、一生懸命頑張ろうということで、五月でしたかね、生涯学習のゲートボールと、ゲートボールじゃないな、ソフトボールと、ゲートボールでよかったのかな。

「「グランドゴルフ」と呼ぶ者あり」

○六番（杉 為昭君） グランドゴルフ、グランドゴルフを各関係の皆さんが、感染予防対策をしつかり取りながら行って、あれがきっかけで、西之表市が第一歩を踏み出したふうに思います。

それから、各種行事もろもろありました。一月、成人式、去年は

行われてなかったんですけども、一月、成人式を何とか行えて、やっております。百九十一名の新成人を迎えたということで、二月はどんがタクシー、今、まちなかを四台のEVのどんがタクシーが走っておりますけれども、これを導入をしたということで走っております。三月、四月とかいろいろありましたけれども、大きなところでいきますと、しおさい留学、四月ですかね。昨年度、二十四名の修了式を終えて、新たに三十四名の留学生を迎えたということ、各小中学校も活気づいてきております。

いろいろありましたけれども、伊佐市との交流、それも一つの行事ということで、やはり集団疎開、この縁で昭和三十七年、これから始まった姉妹都市盟約ということで長いお付き合いをしております。その中で、いろいろ農業関係に関しますと、さつまいもの基腐れ、かれこれいろいろございました。大変な農業を取り巻く環境も一段と厳しさを増しております。資材費の高騰、肥料費の高騰などなど抱える問題はたくさんありますけれども、一つ一つ、市長をはじめ行政の皆さん、私たち議員も手を携えて、一生懸命頑張っているというふうに思っておりますので、どうか議員の皆様も、市民の皆様も一丸となって、チーム西之表ということで取り組んでいただけたらなというふうに思っております。

さて、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず、第一番目の質問。高速船の運賃についてということで質問をさせていただきます。

鹿児島島の医療機関へ通われる市民の方が多いようでございます。多く通われる人で月に四、五回鹿児島に通っておられるということ、そんな中、高速船の運賃が非常に負担になってるとい声をつくさん伺います。若い方からお年寄りの方まで、たくさんの方々から伺っております。そのような現状をどのように認識しているのか、また、支援をする考えはないのかということが一番目の質問として、後の質問は席に着いてから質問をさせていただきます。今日はよろしくお願いたします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

現在、有人国境離島法による運賃低廉化事業のほうで、高速船運賃に対しましては、国、県、市による補助がされているところがございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響による値上げが、本年四月一日にございました。また、燃油高騰により、直近では十月一日からバンカーサーチャージの上乗せがなされたところでございます。

病院受診などで鹿児島島への移動を余儀なくされている市民の皆様には経済的負担が大変大きいと認識してございます。現段階では、有人国境離島法での運賃低廉化における運賃基準の再検討など、引き続き国へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○六番（杉 為昭君） はい、分かりました。

まあ現状ということで質問事項大きく今書いてありますけれども、島外へ通院される方、入院される方、この数についてはちよつと厳しいかというふうに思ってますけれども、そこら辺のどのぐらいの方が鹿児島島のほうへ通院、入院されておられるか。パーセントで構わないんですけども、分かっておられればお願いします。

「健康保険課長 中里千秋君」

○健康保険課長（中里千秋君） お答えいたします。

西之表市内の社会保険の加入のまず割合についてですけども、国民健康保険のほうが三割程度、それから、七十五歳以上の後期高齢の保険が二割、あと残りの五割がそれぞれの会社での社保加入ということになっております。

そのうちの国保については、十月のレセプト点検の枚数といえますか、件数で確認したところ、四千七百件程度のうち、当該レセプトの枚数が五百八十件程度ということになっております。ということでもありますので、割合としては一二%ほどが島外での受診ということに、国保世帯になっております。

あと、後期高齢のほうですけども、こちらについては、入院ですね、入院とそれから外来、そちらについて年間分のレセプト枚数、そちらが三万件程度ということになっております。そのうちの種子島島外が三千件程度ということになってますので、一割程度ということになっております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

私、課長のほうに前質問して、この数字をお伺いしたいんですけども、皆さん、皆さん、ちよっと分かりにくいと思うんですけど、レセプトという文言、このことについては、私は認識しましたけれども、皆さん多分、レセプトって何だというふうに思っていると思うんで、そのレセプトの枚数の説明をちよっとお願いします。

○健康保険課長（中里千秋君） 御説明をいたします。

レセプトですね、こちらは診療報酬明細書ということでございます。ですので、皆さん、病院に通われた、行ったときに明細書をいただくと思いますけども、あの部分になります。それを点数化したものが診療報酬明細書、その部分で自己負担以外の七割分ですかね、通常、そちらのほうの請求が医療機関のほうに行くということになっております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。よく分かりました。

このレセプトのパーセンテージを見るとやはり、国保の方で二、三％、プラス社保の方、それから後期高齢、七十五歳の方、まあかの方が鹿児島県のほうの病院に通院もしくは入院されているということ、やはり昔はですね、まあ昔はどうか、今もそうなのかもしれませんけども、やはり子どもたちが、自分の子どもがやはり鹿児島に嫁いでいたりとか、鹿児島に働いてたりして、お父さん、お母さん、もう鹿児島の病院においてよと、私、僕の家も近いから

ということ、やはり鹿児島のほうに行かれる方もかなり多かった。そしてまた、噂というわけじゃないんですけども、整形だったらどこがいいよとか、目だったらどこがいいよ、歯だったらどこがいいよという、市民の中でそういう、お年寄りは何なんですけども、噂話で病院を指定されたということもあります。また、今の医療センターの医師の先生方も、もう常時、常時というかね、通年、もう長い年間ここにおられるということじゃなくて、やはり鹿児島大学等々から通われて、研修で来られたりとかいうことで、やはりその主治医を頼って鹿児島に行かれるという方々がかなり多いというふうに向つとります。

一応企画課長のほうから支援ということで、離島国境法のこと、支援策についてはそこを何とかということでお話を伺ったんですけども、まちとして、単独としてですよ、この現状を見据えて、市長、この支援策、何か市長として何かお考えはないですか。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

医療で鹿児島に行かれる方が多くて、その交通費が相当な負担になってるといっては重々感じているところでもあります。先ほど高速船の運賃の話がございましたけれども、これもとにかく引き下げられるように、関係のところには機会を捉えてですね、やっているところがございます。

その個人負担については、例えばですね、要望として制度の見直

しというようなことの検討等もお願いしているわけですけど、バンカーサーチャージとかですね、まあ、その辺のところでは何かいい方向になりそうな気配もですね、ちよつと感じております。そういう要望を続けながらですね、引き続き努力してまいりたいと思えます。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひします。

かなりですね、やっぱり抗がん剤治療で、やはりもう本土の病院に通わなければならぬという方はかなり多いみたいで、月に、初期だったら、やはり三回、四回、抗がん剤治療に通わないといけないうという現状もありますので、ぜひ市民の命を守るという観点からも、ぜひそこら辺は重く受け止めて、前向きに御検討いただければというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

続きまして、二番目、冬時間での高速船では日帰りも困難となっております、宿泊を伴わなければならないが、その費用が大きな負担となつていている現状をどのように認識しているか。また、支援をする考えはないかということで、前日、前々日でしたかね、同僚議員も同じような質問をしましたが、これについてのお答えをお願ひします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、冬ダイヤの最終便の時間は十四時四十五分で、金曜日、日曜日の曜日運行で、十五時四十五分となっております、これまでに比べ、日帰りしにくい状況でございます。頻繁に高速船

を利用される方につきましては、宿泊の経済的負担が増えていることは承知しているところでございます。

運賃低廉化につきましては、さらなる支援を引き続き要望してまいりますとともに、島民の利便性が高まるダイヤ改正などについても、高速船会社のほうに要望のほうをしてまいりたいと考えております。

○六番（杉 為昭君） そこはそこで、ぜひよろしくお願ひします。

とにかく僕が言いたいのは、その宿泊費、非常に鹿児島としてもありがたいことなんでしょうけれども、全国旅行支援ですか、で、なかなか宿が空いてないんですよ、最近、今はですね。出張で行かれる方もそう思われると思いますけれども、なかなか宿が取れなくて、ちよつと離れたところじゃなければ泊まれないと。やつと取れたと思つてもものすごく高いです。それは前回も同僚議員が言いましたけれども、高い。まあ普通で考えると六千円、朝食つきで六千円、七千円弱ぐらいで泊まるところが、一万八千円とかですね。なかなか取れない。仕方なく空いてて、もうそこを提示されると、そこに泊まるしかないわけですよ。そこら辺もございまして、ぜひその支援というのかな、その現状も把握していただいて何とか。

高速船のそのダイヤ改正というののもものすごく分かります。ところが、やはり利便性を考えたときに、高速船会社としてもやはり、なかなか人数がそろわなければ運航ができないということ、それからダイヤ改正にはやはり国交省による許可ということも時間を要するということもございまして、ぜひこの宿泊、できればですね、

医療関係で通われる方全てといたら、ちょっと大変なことになりますので、ぜひ医療関係で通われて、どうしても泊まらないといけないという方に関しては極力何らかの支援ができるようお願いをしたいと思えますけども、この考えもどうせさっきの答弁と一緒にだと思えますけども、どうでしょう、市長、ここは。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

医療関係のところというのは大きな割合を占めていると思いますが、それを含めて、この離島の交通費の問題というのは非常に大きなことがありますので。例えば、先ほどの運賃低廉化の試みのところで、例えば鹿児島市とか、あるいは県も含めて、そういうこの離島の交通費の格差というものを縮めるような仕組みというのをですね、何かないかということ、協議といえますか、相談は始めていくところですか。そういうことも含めてですね、島民の負担が少しでも小さくなるように、さらに努力をしたいと思えます。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ぜひよろしく願います。

やはりここはですね、種子島、離島、そうなんですけども、離島のハンデなんですよね。今先ほど答弁の中で市長が離島の、島の格差という発言をされましたけども、これが医療の格差につながらないように、ぜひ平等な医療体制を受けて市民の命を守るという観点から、ぜひ努力していただければというふうに思っていますので、今後も引き続きよろしく願いをしたいと思います。

続きまして、二番目の質問、あかおぎ牛導入支援事業についてということで質問をさせていただきます。

あかおぎ牛導入支援事業、事業開始から現在までの導入実績を問うというふうに書かれております。議員の方は大体このあかおぎ牛導入支援事業ということは、まあ御存じだとは思いますが、改めてこのあかおぎ牛導入支援事業という概要から説明をしていただいて、それから、現在までの導入実績をお願いします。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

このあかおぎ牛事業といえますのは、西之表市の畜産振興を図るために、地元で優良の母牛、現在、西之表市の場合は子牛を出荷する、繁殖の畜産業というところで行われておりますが、こういった中において優良母牛を残していこうということで、市のほうで雌の子牛を貸し付けて、それを五年以内に雌の子牛で返していただいて、それをまた次の希望者に貸し付けるということで、これは令和三年度までやってきたんですけれども、家畜増殖法という正規のちよつと管理の関係の法律が改正された関係で、これと併せてこのあかおぎ牛の見直しをさせていただいたところなんです。令和四年度からは、雌の子牛を返していただくのではなくて、生まれた雄の子牛を返していただいて、それを競りで売っていただいたお金でまた新たな牛を、新たな雌の子牛を競りの市場で導入して、それを貸し付けるといような制度の内容となっております。

そういった中で、この制度についての内容はそういったことですけれども、現在までの導入実績というところでございますけれども、西之表市肉用牛基金運営協議会においてこの事業をやっておりますけれども、この中で肉用牛繁殖雌牛貸付け事業を通称あかおぎ牛の貸付け事業として、平成六年度から実施しております。これまでの導入実績につきましては、令和四年十一月競り終了時点で貸付け頭数が五百九十七頭となっております。

以上でございます。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。五百九十七頭、すごいですね。これによって畜産振興が図られているというふうに感じております。

二番目の直近三年の各年度の実績についてもお願いします。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

直近三年の各年度の導入実績については、令和元年度が十三頭、令和二年度が十四頭、令和三年度が七頭となっております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

この質問を踏まえて、次の質問に行きます。

導入が、あかおぎ牛の抽せん、順番待ちをされてる方がかなり多いんですけども、この導入が順調に行われていないという方が非常に多い。もうずっと待ってるんだけどなかなか導入されないんだというふうに聞かれます。実際、今数字を述べてもらいましたけれど

も、元年が十三頭、二年が十四頭、三年度においては七頭ということとで、前年度比五〇％ということとで、導入がなかなかうまく進んでいないということを踏まえて、この要因について、まず要因、対策は後で四番目で聞きますので、要因についてお伺いをします。

○農林水産課長（岩下栄一君） 導入が順調に行われていないということについてお答えをさせていただきます。

あかおぎ牛の貸付けにつきましては、事業の実施主体である西之表市肉用牛基金運営協議会が、毎年畜産農家から申込みを受け、抽せんによる順番で、対象者全てに雌の子牛の貸付けが行われているところとです。

令和三年度までは、基本的に五年以内に貸し付けたあかおぎ牛から生まれた雌子牛一頭を返納していただき、次の希望者に貸付けを行ってまいりましたが、新たな貸付け牛を希望頭数まで確保するのに長い日数を要していたところでございます。

このため、令和四年度からは、あかおぎ牛から生まれた雄の子牛を競りに出荷した上で、基準に応じた金額を返納していただくとともに、新たな貸付け牛については、協議会でその都度、競り市場において導入し、次の対象者へ貸し付ける新しい制度の見直しを行つたところです。

しかしながら、早めに貸付けがなされるよう努力してるところでございますけれども、新しい制度の規定では、競りで導入される対象を原則西之表市内産の雌子牛に限定しており、さらに優良な血統

で発育も良い牛を導入しようとした場合、選択肢がかなり限定されてまいります。その限られた候補牛を他の購買者と競り合うため、希望する牛を競り落とすことができない場合もあり、計画的な貸付けにつながっていないことが主要因となっております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） よく分かりました。

制度の規定ということで、この制度が始まったのは、ごめんなさい、いつでしたっけ。

○農林水産課長（岩下栄一君） 現行の規定の見直しをした新しい制度は、令和四年度、本年度からになっております。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

なかなかですね、その制度の中身を見たときにですね、西之表市、やはり市の税金を使っていますから、この制度、当初の制度の発端の中で、西之表市内の生産農家が出荷した素牛を導入して、それを繁殖用に育てていこうということと計画がなされ、予定されて導入を進めてきたというふうになっております。

その制度の改正、そこで議論、まあ今年度もやったということなんですけれども、議論されていると思いますけれども、なかなか、御存じのとおり現状、西之表市の畜産農家の現状を見ますと、やはり高齢化になって離農、畜産を諦める方が多くなっております。畜産農家の数がものすごく減ってる。でも、頭数的には大規模畜産農家が増えて頭数の維持にはつながってるといふような現状。そこで、

やはり大規模農家は、やはり自分のいい牛は自分で残すと、自家保留ということで進んでまいりますので、西之表市の小規模の畜産農家から出されるしか、素牛として出されるしかないわけです。その中でやはりいい牛ですよ、いい牛についてはやはり島外からの購買者も来られて競りですから、競りで購買をします。やはり限度額もありますので、そこでやはり競り負けてしまうと。もう百万円も百五十万円、百二十万円もという金額にはいけないということで、なかなか導入体制が厳しいというのが現状。

ここを何とかもうちょっと間口を広げて、せめて島内、中種子町、南種子町の生産農家から出された子牛についても導入ができて、行く行くは、その素牛によって、ほぼ牛の一生、今も十産というふうにおおむね決まってるというか、十産以内の子牛、経過年数の多い牛についてはちよつと淘汰しようよということと展開もしてるところでございますので、十産、順調にいつてですね、十産は出荷できると、そこがまた西之表の貢献につながるんじゃないかなというふうに思っていますけれども、その制度改正についての議論はなされて、そのの方向性についてはどういふふうに進んでいこうというふうに考えておられるのか、お願いします。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

議論についてはこれからというところもございますけれども、現在考えているところを述べさせていただきます。

あかおぎ牛の貸付けにつきましては、昨年度協議会の総会におき

まして、原則として市内産の雌子牛を競りにおいて導入し新たな貸付けを行うことに決定したところですが、市内産の牛を優先しつつも、種子島家畜市場で上場する全ての雌子牛を対象にすることができれば、優良血統で発育の良い候補牛の選択肢がさらに広がり、導入できる可能性が高まると考えております。

今後は協議会においても実態を踏まえ、改善策を協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ぜひよろしく願います。

やはり導入をしないとこの事業も回らないという結果に流れていきますので。また、このあかおぎ牛を求めている畜産農家の方も非常に多いということで期待をしていると。こんなに、もう十か月も十か月もかかるんだったら、もう頑張って自分の牛を残せばよかったという農家も出てきますので、やっぱり増頭の計画においてはやはり、あかおぎという牛も計画の中に入ってますので、ぜひスムーズな導入ができて、この支援事業がスムーズに回転するように、また制度設計の見直しも含めて、ぜひよろしく願いたいと思います。

四番目の対策については、多分、課長の今答弁された内容と重複すると思いますけども、何か別に対策として考えていることがありますか。なければいいですよ。

○農林水産課長（岩下栄一君） ないです。

○六番（杉 為昭君） はい。先ほど答弁していただいた対策の考えだというふうに思っております。

あかおぎ牛導入支援事業の最後の質問。雌雄牛の精液ストローの在庫状況を問うということで、お伺いをします。

これも専門の方しか多分分からないと思うんですけども、ちよつと幅広く、皆さんが分かるように説明もしていただきながら、この優良種雄牛の精液ストロー、これ、あかおぎ牛にですね、優良な種雄牛の、以前はですね、種雄牛の交配をさせようということで、この支援事業の中でこの種の導入というのもあったわけですよ。それが、ちよつといろんな規制があつて、それから、導入、その在庫を抱えられないと。抱えてはいけないというふうになって、じゃあ、今まで入ってきたその精液ストロー、優良牛の、この在庫はどのぐらいあつて、これをどういうふうに扱っていくかというふうに考えているのか、お伺いします。お願いします。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

先ほどのあかおぎ牛の導入につきましては優良母牛を残しておこうという話ですけれども、この種雄牛の精液の話につきましても、その優良な母牛に優良な精液を受精させることによって、いい子牛の生産ということをさらに高めていくということでございます。

そういった中において、この優良精液の部分の事業につきましても、平成二十二年度から実施されておりました。しかしながら、令和二年十月から家畜改良増殖法の一部というのが改正されて、

この精液の管理というのが厳格化されたことから、協議会での管理というのが困難となり、令和三年度からは新たな確保は行っていないところでございます。

しかしながら、これまで購入した在庫がございますので、その在庫につきましても、昨年ですけれども令和三年六月三十日時点で五百四十六本となっております。

以上でございます。

○六番（杉 為昭君） かなりの数で、五百四十六本。順調に種つけができたとして、五百四十六頭の子牛が生産できる本数だというふうに思っております。ここを有効に活用していただいて。この取扱いについては非常に慎重にならなければ、デリケートな部分もございまして、これ以上の質問はさせていただきますけれども、この五百四十六頭、五百四十六本のこの精液ストローを有効活用していただいて、西之表市の畜産振興のために役立てていただきたいというふうに思っております。ぜひよろしく願います。

続きまして、西之表市畜産センターについてということで、つなぎ場がございますけれども、皆さん行かれた方も多いと思っております。つなぎ場の老朽化に伴う対策、予定についてということですが、ここはもう課長とお話をさせていただいて、私がもう答えも申し上げますけれども、つなぎ場の傷んだところは修繕修繕という形で補修を行っていると。きれいに補修を行っていると状況でございますので、また、ございましたので、この質問についてはちよつと省か

せていただきますけれども、やはりこの畜産センター、お願いいたします、カメラを、かなりですね、やはり老朽化が進んでいて。これが本体の建物になります。やはり台風の風の影響を受けて、やはり傷みが激しいということ、これがトイレですけども老朽化で、高齢者に優しく、便座をつけて対処してもらってるんですけども、いわゆるドアとかドアノブとかがですね、もう傷んで、どうしようもない状況になってるということで、これはもう現状的になかなか厳しいところがあるというふうに認識をしております。この老朽化については、最後の質問にもつながりますので、ここは省いていきますけれども、道路のことについてお話をさせていただきます。

本線からの進入に伴い、出入口の急な勾配により運搬者の方々から危険であるとの指摘があるが、どのように考えるかをお伺いします。

その勾配について、ちよつと皆さんに見ていただきたいんですが、これがセンターの入り口になります。この勾配がきついということで、これ、私の広報車なんですけども、やはり進入して、これだけの段差がある。まだ先はもつと高くなりますから、もつと勾配がついてるといふ形、このような形ですね。高低差、多分一・五メートルから、まあ二メートルまではないんですけども、それだけの高低差、長さにおいては五メートル。五メートルで一・五メートルの勾配ということはやはり、極端な話すれば、ここからここまでの勾配がついて非常に危険だと。

運搬車は牛を積んで、やっぱ登録に使用しますから、登録牛ということは妊娠をしている牛です。初産の妊娠をしている牛を運ぶということで、非常に危険を伴うと。この段差で、牛が振動により倒れたりですね、けがをする確率があるということ。

それからもう一つ、出口が二か所ありまして、これが出口と入り口、両方使ってるんですけども、これが片方の出入口、ここもなかなかの勾配があつて、おまけに見通しが悪いと。これが下つてきて道路に突き当たるところなんですけど、右側が全く見えないと。写真を撮ろうと歩いて前に出たら、急に、こんなにして車が出てきて、ここで気づくということ非常に。牛を積んでますから急ブレーキが踏めないんですよ。ということ、なかなかちょっと危険が伴うんじゃないかなということ考えております。

また、苦情のほう、まあ苦情というかな、相談のほうも来ております。ここを何とかならないか。あわせて、牛の下ろし場がまた昔ながらの造りで、段差が今の現状のトラックの高さと合っていないということでお話を伺っております。ここについてどのように考えておられるか質問をします。お願いします。

○農林水産課長（岩下栄一君） 出入口の急な勾配によるところの御指摘でございます。お答えいたします。

議員御指摘の箇所につきましては、二か所ある出入口のうち南側の県道に近い本線からの進入路であります。急勾配のため畜産農家や運搬事業者の方々には大変御不便をおかけしております。特に

大型車両については高低差により車両が地面に接する場合もあるということ、現状としては、勾配が緩やかな北側の出入口を利用していたいただいとるところでございます。

今回、議員からの御指摘があり、改めて現場の確認を行い、今後安全性を確保するための対策を行う必要があるという認識であります。そのため、まずは測量を実施し、どのような方法で急な勾配が改善できるかを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。現場まで見ていただいたということ非常にありがたい。お願いします。

一番最後の質問に書いてありますけれども、今後の方向性ということで質問を移つてまいりますけれども、やはりもうこれだけ老朽化が進んでいる。それから使用頻度、このことについてもちよつと考えなければならぬんじゃないか。この畜産センターの取扱い、今後の方向性についても、ちよつと考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思っておりますけれども。

ほぼここを使うのは登録検査です。登録検査、年に四回の登録検査を行います。それから、去年はやれなかったのが今年は今共と絡めまして、何とか新型コロナウイルス感染予防対策を取りながら、共進会をやつて、西之表市の方の牛が県まで行ったという、そこを育てた畜産センターになっております。

年に四回登録があるんですけども、この登録の頭数について、

もしお分かりであれば各年度の登録の頭数を、使用率についてちょっとお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（岩下栄一君） 申し訳ございません。ちよつと登録の頭数については手元に数値を持っておりませんのでお答えができません。

○六番（杉 為昭君） はい、ごめんなさい。通告書に書いてないから、調べてないんだと思いますけども。

年四回の登録検査、昨年が、登録の頭数ですね、全体の登録頭数三百四十九頭。この中には、高齢者の方は自宅でやります、五頭以上の登録牛をお持ちの方は自宅でやりますということで、ここにおおむね六〇%、六割の牛が集まるということで、やっぱり百八十頭から二百頭が集まる。それで今年が三百十二頭ということで、やはり百八十頭ぐらいが四回に分けて運ばれてくるということで、この年四回、百八十頭としまして、一回に四十四、五頭の牛が集まるわけです。

この方向性について、まあ見通しというかな、このままでいいのかなって思うもあります。ものすごい広大な敷地ですから。この畜産センターの在り方については、今後もこの場所で維持していくべきなのか、それとも、利用率、畜産農家に関しては本来ならば自分の家でやってくれば一番助かることなんですけど、一回ここに集めてというのも非常に難儀なことなんですけど、この方向性についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

現在の畜産センターの施設につきましては、昭和五十一年度に設置されており老朽化のほうが進んでおります。一方、年間の使用回数は、今年度、市の共進会が一回、登録審査会が四回の計五回となっております。

今後の方向性につきましては、関係団体等の意見も伺いながら、畜産振興に資するための全体的な施設の在り方を議論する中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ぜひよろしく願います。

まあ、せっかくですからね、やっぱり何年前でしょうかね、あつぱららんどで畜産共進会は、併せて畜産フェスタみたいなこともやったことがございます。そういう子供たちにも、この畜産に関してちよつと興味を持っていただきたい。また、農業に関しても幅広く関心を持っていただくために、もし可能であれば、もつと有効活用、まあ仮、仮称ですよ、農業支援センターみたいな形での農業の体験もできたりとか、そういう幅広い交流の場という活用を持っていくれば非常に有効利用ができるんじゃないかなというふうに思ってますので、ぜひそこらも前向きに検討していただければというふうに思っております。

なぜ私がこの写真をですね、このままずっと照らし続けているかというのですね、本当にまあ広大な敷地ですよ、広大な敷地です。こ

のように広大な敷地なんですけれども、非常に管理がきれいにされてた。芝生がですね。今週の月曜日に登録があったから、その前にということもあったんでしょうけれども、雨が降った後だったんだけども、芝生もきれいに刈り込まれてて、ものすごくきれいな環境だった。

僕はですね、まちづくり公社の方々が多分行われたというふうに思っております。これを見に行ったその日の夜にですね、まちづくり公社の若者二人にたまたま会って、見に行ったらすごいきれいになって、ありがとねと言ったら、もう涙ぐんで、ありがとございますというふうにおっしゃってた。大変な仕事ですよ、このまちづくり公社の方々も。昨日同僚議員のお話にもあって、ああ、そんなのかという事案があったのでちよつと、ちよつと照らしてみますけども、この自治体と保有量の比較、公共物ですよ。公園とかそういうのも含むんですけれども、市民一人当たりの公共施設延床面積八・二平米となつて、全国の三・八の倍以上の公共施設、一人当たり、人口、があるということで、それを考えると、今、働き方改革とか後継者不足とか担い手不足というふうに言われてますけれども、本当まちづくり公社の方々ですね、人手足りないと思えますよ。あれだけの人間で、全国平均の二倍の公共施設、公園も含めて、草払い、草刈りも含めてですよ、やられてるといふことで、もう非常に感心する、僕は。もう会うたびに褒めてあげたいというふうに思っております。

ここを指摘される方もおりますけれども、雨降りの日にですよ、毎日、土日があるから三百六十五日とは言わないだろうけども、常に草払い機を持って草刈りしてる。あの姿を見ればですね、僕なんかできません。僕なんかも農業やつてるけど、朝から晩まで草払い機を持って、あの広い敷地を草払いをしろって、できませんよ。だから、そこはもう本当感謝申し上げます。副市長、本当感謝申し上げます。一生懸命頑張ってる。ほんで、若い方でした二人とも。これを辞めずに頑張ってくれよと、君たちがいるから西之表市の公共施設、公園も含めてきれいになってるんだよというふうに励ましたところですよ。ぜひそこも認めてあげて、頑張ってる姿を褒めてあげるといふことも大事じゃないかなというふうに思います。畜産センターの話は、質問は終わらせていただきます。

続きまして、馬毛島問題に移ってまいります。

まず、十一月十九日、二十日に開催した市民説明会において、市長は評価書が公告されたときに賛否を表明するタイミングであると発言されたが、考えを問うということで、まず市長の答弁をお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島問題についてのお尋ねであります。当事者である地元自治体の長といたしましては、今なお住民間で様々な意見がある中で、さらには住民の不安が解消されない中で、まだまだ国に対して地元の見解を伝え、地元へ寄り添った国の対応を求める努力を続ける必

要があると考えております。

市民の皆さんにも、賛成、反対ばかりではなく、判断に迷っている方も少なからずいらっしゃいます。市民一人一人が御自身の考えを整理できるよう、材料をそろえることも必要だと考えているところ です。

将来にわたる非常に重要な問題でございます。あのときにこういう取組や議論を経てこのような結果になったのだとしっかり伝えていけるように、慎重に取り組んでいるつもりであります。必ずしも評価書の公告のタイミングにこだわっているというわけではございません。

以上です。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。

市長におかれましては本当、私も昨年の一月、市民の皆さんの審判を受けまして市議会議員となっているわけでございますけれども、本音を言いますと、私、農業が大好きなんです。農業の各振興会の役員をしながら、馬毛島についても推進をしてきたわけです。現状を僕は知ってるから、農業の現状、様々な環境、取り巻く環境を知ってて推進してきたわけです。その中で、杉よと。どうにか馬毛島推進、頑張ってもらえないかということで、当初はですね、選挙に出たわけなんですけれども、議員になれば議員になったで、世間を見渡せば、問題山積ですよ。馬毛島だけじゃなくて、足元を見れば、たくさん問題がめじろ押し。ああ、これは大変なことだと。

本腰入れて頑張らなければ、私たち議員が市民の手となり足となり頑張って真剣に考えなければ、これ西之表市はよくならないという覚悟を持って。地域に帰れば、おまえの畑は草畑やと言われますよ。できません。それぐらいの覚悟を持って私は議員になって様々な活動、それから馬毛島についても一生懸命頑張ってます。

その中でやはり市長ともいろいろ議論を交わしました。議論を交わしてきました。市長に嫌われるようなことも僕はいっぱい言いました。市長は多分僕のことを嫌いだと思うけど、僕は市長は大好きなんです。農業の団体の長をやつてるときから、市長とも一緒にお酒の場で飲んだこともあるし、さとうきびのお酒、あれ何でしたっけ、テキーラじゃなくて。

「ラム酒」と呼ぶ者あり」

○六番（杉 為昭君） ああ、ラム酒。ラム酒についても熱く語りましたよ、一緒に。いろんな話をして、僕は本当に市長大好きなんです。でも、やつとここに来て、市長が柔らくなつた、よかつたというふうに僕は思ってます。本当にうれしく思ってます。

このままでいい。反対さえ言わなければ、このままでいいというふうに思ってます。できることなら、市長はどういう考えか分かりませんけれども、僕ら市民は、市民の市長じゃないんです。市長の市民でありたいんですよ、僕なんかは。何をやるにも、この西之表をどう未来創造するにしても、どう進んでいくにしても、いいふうになるようにしても、悪いふうになるようにしても、これ、市長

の腕一本なんですよ。そこに僕なんかは期待しております。

できることなら、市長、まあ、賛否は言えない。いつ言うか分からない。公約が常に胸の中にあるから。公約は公約で、それは構わないですよ。

二十九日に行われた始良市議会の中で、始良市長も公約を撤廃をしました。しかも二回。短大の誘致を断念をした。それから、ゲートボール場の大型施設を断念して、もつと多目的な施設にしようというふうに向転換をされた。その原因は、市民の声だったんですよ。そして、その議会の中で市長が、始良市長が、市民の考えはすばらしいものを持つてる、感銘を受けたということで、あえて議会の冒頭の挨拶で公約を堂々と撤廃をされた。そういう勇氣ある勇ましい気持ち、考えも大事だと思います。

まあ、市長は、賛成、反対、どちらかを置き去りにすると、ないがしろにするというふうにおっしゃってるけど、いずれは、いずれは、そうなるんですよ、いずれは。そうならないうちに、そうならないうちに、そうなくても、どうか市長、まあ頑張つて、その方向性、今流れてきた山場を超えたと皆さん言ってますから、どうかその方向性を市民に知らしめて、間違えてたんだと。間違えてたんじゃないな、致し方ないんだと。国の専管事項、まあ、これが一番のキーポイントだと思いますよ。国の専管事項四つ、治安、外交、防衛、それから教育の中身、この中の防衛、ここはもう国の専管事項、そこは地方公共団体として、地方自治法の中の第二項にありますと

おり、中身は市長のほうも十分御理解してるというふうに思っております。その中で、苦渋の判断ではないんですけども、致し方ない状況。そして、市民の安心・安全、目に見える形の市民の安心・安全を市長は前に立って進めていかなければならないというふうに思っております。

すいません。ちょっと話が長くなりましたけれども、まあ、僕の話聞いて、一番目の話、一番目の質問について、市長、もう一回繰り返しになりますけども、お考えのほうを。何かございませんか。市長。

「「一番目」と呼ぶ者あり」

○六番（杉 為昭君） もう読まずに、何か自分の言葉でないですか。

○市長（八板俊輔君） 繰り返しになりますけれども、私の考えを表明するタイミングということで、評価書の公告のということがありましたけれども、必ずしもそのことに、まあ一つの節目になり得るとは思いますが、必ずしもそのタイミングにこだわっているわけではありません。あらゆることを総合的に判断して、しかるべきときに申し上げたいと思います。

○六番（杉 為昭君） ぜひですね。市民も市長について行きますから、そこで十分議論しましょうよ、市長。今僕なんかのこの議会をですね、終わってしまったえば、後はもう三月ですよ。もう三月になれば、もうどんどんどんどん進んでいきますよ。僕なんかここで、

同僚議員が最後の質問で、問責決議について質問されましたよ。その中で、市長も答弁の中で、議会軽視と、それから説明不足についてお呼びも申しましたよ。僕なんか議員として、議場の中で、この議会の中で、そういう議論をしようと一生懸命やっていきたいわけですよ。この機会を逃したらもう三月ですよ。こうやってもう、市長とこうやって前向きに話ができる機会はもうないんですよ、僕なんかには。せっかく僕なんかは問責決議にしても、僕は賛成ボタンを押しましたよ。それは市長にしっかりと、はっきり説明をしてほしかったから。市長が公約違反だから、そういうことは僕は関係ないですよ。ただ、自分の口で、市長の考えを市民に、私たち議員にしっかりと話をしていたきたかった。ただそれだけです。多分市長の口から聞くのは、今度は三月議会になるでしょう。でも、それじや多分遅いと思います。早い時期に、本議会中にも、ぜひ市長の考えを。僕なんか協力しますよ。市長の後押しをします。応援をします。それは約束します。思い切って進むんだったら進む、戻るんだったら戻るで構わないですよ。そこを市民は一番知りたい、知り得たい。そういう気持ちですから、よろしくお願いします。

二番目。市長として、また、個人としての考えとして、馬毛島基地の進捗を止めようという意思はあるのか。市長として、個人として、この馬毛島工事、今進んでいます。これを止めようという意思があるのか、ないのか。個人と、市長として。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

私は、市長と個人と言われましたけれども、市長の立場で、市民の幸福のために、現実の動きのある都度、最善の選択を行ってきていくというつもりでおります。その姿勢に変わりはありません。

○六番（杉 為昭君） はい、分かりました。

今までの市長の発言はですね、過去ですよ、過去は臨機応変にとこの言葉が多かった。でも最近、現実を見据えて、現実を捉えてという発言が多くなってきた。まさしくそのとおりですよ。現実を見据えて、その前を市長は行かないと。そこを僕なんか市民はついていくわけですから。市長は常に一歩リードして、前を常に歩いていただきたいと思います。

三番目。市内において既に数多くの事務所や関係者の姿が見受けられるが、把握はできているのか、お願いします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

防衛省のほうから工事に係る詳しい説明のほうは受けてございません。工事関係者の入島の推移等について教えてほしいと伝えてございます。防衛省からは工事の進捗に応じて、可能な範囲で説明いただく予定となっております。

以上でございます。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

かなりの数、かなりの方々が、市長は存じ上げてないというふう申し上げましたけれども、すいません、ごめんなさい。

これ、場所は、市長も多分車で通られるから分かると思うんです

けども、墮泊になるんですかね、NTTの。NTTですよ、NTTの跡に今、工事関係者、まあ事務所も含めてなんですけど、社員、工事関係者の宿舍を今、急ピッチで造ってる。このような建物ができてるんですよ。そして、八十、七十八社か、七十八社の飲食物、弁当なんかの配達要請がもうあったというふうに向っております。相当な数の方が来られますよ。これ、完成して一月の末から二月にかけてら、二百名から三百名入ります。これぐらいは、防衛省が、防衛省がつつゆうけど、防衛省じゃないですよ、もうこのレベルでいったら。もうJVは分かっていますがね、どことどことどことどことどこに直接お伺いしたらいですか。どこに何の事務所ができたのか、どこに何の事務所を造ったのか。で、ここに、そこに、どこに何人ぐらいの工事関係者が来られるのか。これぐらいは行政が把握しとかなないと、何かあつてからでは大変なことになりますよ。これぐらいは、僕も市長に言ったけども、一歩前に先に進んで、この進捗状況に置いてかれないように、行政が。常に前にもう進まなければ、様々なことが出てきますよ。もうごみの問題とかいろいろ出てきますよ。そういうことも見据えて、先を一歩進んでください。ありがとうございます。

次に行きます。

そのような中で想定される問題や課題について、どのように認識しているかというふうに書いております。簡単にお願ひします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

市民の皆様からも相談のほうに寄せられてございます。治安等について不安に思うこと、あるいは、観光の推進ができない懸念がある旨、そういったことを防衛省のほうにお伝えしてるところでございます。

○六番（杉 為昭君） 私が一番怖いのはですね、工事関係者の方々が何かあったときですよ。で、市民がトラブルに巻き込まれたとき、これが一番怖い。僕なんかは馬毛島自衛隊基地、自衛隊基地に関しては推進賛成できましたから。もしその工事関係者の中で市民が巻き込まれたトラブルが起きて、僕らが、ほら見ると、言ったじゃないかと、言わんこつちやないと言われるのが一番怖い。そこを防ぐこともしとかなないと。防ぐことというところは、どうかというところかと、把握をするつちゆうことですよ。どれだけの事業者が来て、どれだけの人数が入ってるのか、どこに何の事務所が入ってるのか、そこを把握しとかなければ、何かあつてからでは遅い。何かが起こる前に対策を打っておかなければというふうに思ってますので、ぜひよろしくお願ひします、そこら辺の把握は。

続いて、米軍再編交付金の使途について、有効な活用についての協議はなされているのか。同僚議員が何名もされてますから簡単に構わないんですけども、よろしくお願ひします。

○市長（八板俊輔君） 米軍の再編交付金の使途についてのお尋ねでございます。

現在、庁内各課におきまして、関係機関、団体から、いわゆるま

ちづくりに関しての意見、要望を聴取しております。その内容を基に、計画の策定や見直しをしていくことになろうかと思えます。

いずれにしましても、活用する場合には、本市の実情に即して、真に市民のためになるよう、地域振興に資する長期的な視点に立つて検討したいと考えております。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。ぜひよろしく願います。

二番目。西之表市においては様々な問題が山積しているが、優先順位についてどのように考えているのか、お願いをしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

現状と同様に、財源等を含めまして、計画の策定、見直しの中で整理していくことになるかと思えます。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。

もう一回、ごめんなさい。

未来創造サミットということで、西之表市と馬毛島の未来創造推進協議会というところが主体となつて、四月、もうこの時点でも動き出してるんですよ。もうそこで各種団体の若手の方々を集めて、サミットを行った。議題が面白いんですね。再編交付金に頼らないまちづくりということで議論をしました。再編交付金は要らないよとか、そういうことじゃないんですよ。再編交付金を活用して、再編交付金に頼らないまちづくり、行く行くですね。独立、自立したまちづくりをしていこうということで、サミットを行いました。

幅広く意見を聴取しました、いろんな方からですね。団体については、子どもたちを持つ市P連から、建設、第一次産業において話を聞きました。その中で、当協議会の考えということで、未来になく、現状維持じゃなくて、未来に飛躍できる西之表市、子供たちが西之表市に生まれて、西之表市で育ち、そして島外に出て、また西之表市に帰ってこれる、そういう未来づくりをつくっていかうというふうに協議しております。その提言書も参考にしながら企画をしてみるというふうにも伺っておりますので、ぜひまた参考にしていただければなというふうに思っております。

また、今後もそういうサミット、第二回をやるとういうふうに思っておりますので、ぜひよろしく願います。

最後、市長は再編交付金を活用し、どのような西之表市の未来像を描いているのか。一番重要なところですよ。西之表市の未来像、西之表市長、八板俊輔はどのように考えてるのか。お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

西之表市の未来像ということでのお尋ねであります。令和五年度の予算編成に当たりまして、経営方針を職員に示しておりますので、それを申し述べます。

原油、物価等高騰が産業や生活に影響を与えています。世界情勢の早期安定が求められますが、市民生活への影響を食い止めるため、これまで同様、国の交付金等を活用しながら、迅速かつ臨機応変に対策を講じていきます。

収束が見えない新型コロナウイルス感染症に対しては、経済活動との両立を図りながら、予防対策を講じることで、引き続き、市民の生命と健康、安心・安全な生活を守っていきます。

労働力不足に対しては、限られた労働力で、より多くの付加価値を生み出すために、一次産業を中心に、スマート化、省力化、効率化を図りつつ、一人当たりの所得水準の向上を図ります。

また、特に島外からの担い手確保のための取組を施策横断的に実施し、移住・定住に結びつけることで、人口減少問題にも対応していきます。

さらに引き続き、一次産業の生産性向上の取組や輸送コスト支援を行う一方、資源や産業の島内循環モデル構築による資金の内部留保と雇用の場創出を目指す取組を推進してまいります。

本市の魅力や価値は様々ございます。人口減少と少子高齢化への対策を講じつつ、市民の幸福感を高めてまいります。

以上でございます。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。ぜひ、絵に描いた餅にならないように現実対応していただきたい。西之表市の未来を、市民の暮らしを豊かにするのも広げるのも、市長の腕一本です。そこには、私たちも頑張って、市民の負託を受けた私たちですから、一生懸命ついて行きますから、議論をしながら、よりよい西之表市をつくっていただければというふうに思っております。

最後に、令和四年三月から始まりまして、第四回、今年十二月ま

で、始まったばかりですけど、各関係課の課長、それから各関係課の皆さんにはですね、本当にいろいろお世話になりました。協力をしていただきました。市民の方々の細かい要望を、代弁者として申し伝えて、本当に真摯に動いていただきました。本当に感謝をいたします。

十二月、あとまだ残り少ないですけど、残りまだありますけれども、今後とも年末にかけて、市民のために、各関係課、機関、課長含めまして頑張って、よりよい西之表市づくりのために、また、市民の暮らしのために頑張っていただけじゃうれしく思います。今後とも西之表市議会と一緒に、行政一体となって両輪として頑張っていきたいというふうに思ってますので、今後ともよろしく願います。

私の質問を終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で杉為昭君の質問は終了いたしました。ここで暫時休憩をいたします。おおむね十一時二十五分頃より再開をいたします。

午前十一時十一分休憩

午前十一時二十五分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続行いたします。

△議案追加上程・審議

○議長（川村孝則君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま市長から、議案第六六号、西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第六七号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第六八号、西之表市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、報告第一五号、令和三年度種子島中央青果株式会社経営状況報告について、以上議案四件が提出されました。

この際、議案第六六号から議案第六八号、報告第一五号、議案四件を追加上程し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第六六号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二、議案第六六号、西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを

議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 松下成悟君〕

○総務課長（松下成悟君） 議案第六六号、西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

追加議案書一ページ、参考資料としてお配りしている新旧対照表も一ページをお開きください。

提案理由から読み上げて説明させていただきます。

本案は、令和四年人事院勧告の趣旨を踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改正を行うため条例の一部を改正しようとするものであります。

条文の説明の前に、人事院勧告の概要を説明させていただきます。令和四年の人事院勧告につきましては、国家公務員の給与について三年ぶりに、月例給、ボーナスとも引上げの勧告がなされました。人事院勧告につきましては国家公務員の給与に関する措置でありませんが、令和四年十月七日付の総務副大臣通知において、地方公務員に対しましても閣議決定の趣旨に沿って適切に対処するよう要請されております。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

第一条の西之表市長等の給与等に関する条例の一部改正については、令和四年十二月の市長等の期末手当の支給率を百分の百六十に

改めるもので、第二条の改正は、令和五年度以降の支給率を平準化するため、支給率を百分の百五十七・五に改めようとするものです。附則として、条例の施行日を公布の日からとし、第二条の規定は令和五年四月一日から施行し、第一条の規定は令和四年十二月一日から適用するよう定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

#### △議案第六七号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表

市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第三、議案第六七号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「総務課長 松下成悟君」

○総務課長（松下成悟君） 議案第六七号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

追加議案書二ページ、参考資料としてお配りしている新旧対照表は三ページをお開きください。

提案理由から読み上げて説明させていただきます。

令和四年人事院勧告の趣旨を踏まえ、職員及び任期付職員の給料表及び勤勉手当等の支給率の改定を行うため、関係条例の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

第一条の改正は、西之表市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

第十六条第二項第一号中、「百分の九十五」を「百分の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に改める規定は、職員の期末手当の支給率を百分の十ずつ引き上げ、同項第二号中、「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改める改正は、再任用職員の支給率を〇・〇五ずつ引上げようとするものです。

次に、別表第一の職員の給料表を改める規定は、本年の人事院勧告において、若年層の給料月額が百円から四百円の幅で増額される改正が行われましたので、国の給料表の改正と合わせて、本市でも同様の改正を行おうとするものであります。

少しだけ詳しく申し上げますと、高卒の初任給で四千元、大学卒の初任給で三千元の増額改正がなされており、年齢が上がるごとに増額の幅が狭くなっております。

議案書六ページをお開きください。

第二条の改正については、先ほどの市長等の支給率の改正と同様、令和五年度以降の勤勉手当の支給率を平準化しようとするものであります。

続きまして、第三条の西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部の改正につきましては、特定任期付職員の支給率を百分の百六十二・五から百分の百六十七・五に引上げようとするもので、別表の改正は、それぞれ特定任期付職員、任期付行政職、任期付技能労務職の給料表を人事院勧告の趣旨に合わせ改めようとするものです。

議案書八ページをお開きください。

第四条の規定は、特定任期付職員の支給率を令和五年度から平準化しようとするものであります。

附則第一条に、条例の施行日を公布の日からとし、ただし、第二条及び第四条の規定は、令和五年四月一日から適用するよう定めるものであります。

なお、先ほどの議案第六六号及び本議案第六七号の改正に伴う補正予算については、本会議中に後日追加提案させていただきたいと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第六八号 西之表市職員の定年等に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第四、議案第六八号、西之表市

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 松下成悟君〕

○総務課長（松下成悟君） 議案第六八号、西之表市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

追加議案書一〇ページ、参考資料としてお配りしている新旧対照表は一七ページをお開きください。

提案理由から読み上げて御説明いたします。

本条例は、地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため、条例の一部を改正しようとするものであります。それでは、条文に沿って御説明いたします。

まず、題名の次に目次をつけ、それぞれ本条例を章立てて整理を行おうとするものです。

第一条の改正は、地方公務員法の改正に伴い、字句の整理を行うようにするものであります。

第三条の改正は、定年年齢を六十歳から六十五歳に引き上げようとするものであります。

第四条の規定は、定年による退職の特例を定める条文ですが、職務執行上の特別な事情等がある場合に、引き続き管理監督職に留任することを可能にすることに関し必要な事項を定めるとともに、字句の整理を行うものであります。

議案書一一ページをお開きください。

第三章で、定年引上げに伴い、管理監督職務の上限年齢制について定めるものであります。

第六条で、管理監督職の上限年齢制の対象となる職を管理職手当が支給される職、現在の本市の状況としては課長職の職にするよう定め、第七条において、その上限年齢を六十歳と定めるものです。

第八条で、他の職種への降任等を行うに当たって遵守すべき基準を定め、議案書一二ページですが、第九条においては、管理監督職務上限年齢制の第一号から第三号に掲げる事由が生じる場合等に特例を設けるものです。

議案書一三ページをお開きください。

第十条及び第十一条において、それぞれ異動期間が延長又は消滅した場合の措置等について定めるものであります。

第四章は、定年前再任用短時間勤務制について定めるものであり

ます。

この定年前再任用短時間勤務制度については、次年度定年が延長される職員が、六十歳到達日以後の働き方として、いわゆるフルタイムの勤務ではなく、短時間での勤務を希望する場合には、短時間で働くことができるよう制度化をしようとするものであります。

議案書一四ページをお願いいたします。

第五章第十三条において、雑則で、条例の施行に際し必要な事項については規則で定めるよう規定を設けようとするものであります。

附則第三項を加える規定は、本定年引上げに係る経過措置を設けようとするものであります。令和十三年三月三十一日まで、六十歳を迎える方の定年年齢をそれぞれ段階的に引き上げようとするものであります。

また、附則第四項は、該当される職員への情報提供及び勤務の意思の確認の規定を設けるものであります。今回の定年引上げに際し、該当する職員に対し、六十歳到達後の任用及び給与に関する措置の内容と必要な情報提供を行った後、勤務の意思を確認するよう努める規定を明記するものであります。

附則として、本条例の施行日は令和五年四月一日と定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔八番 河本幸男君〕

○八番（河本幸男君） ちよつと気になりますので、今説明を受けただけりですので、少し質問させていただきます。

今の説明では、課長の人たちは六十歳になったら降りるということになると思います。ただ、職階制があつて、主事とか主査、係長補佐、課長とあるわけですけども、特にこの係長、補佐というのは降りないことになる。そのまま、六十歳過ぎてても、補佐、係長として残るのかどうなのか。また、その人たちの給与面ではどうなのか。ちよつとそこを、まず一つお伺いしたいと思います。

○総務課長（松下成悟君） 役職定年についての規定のあるのが、課長職以外の職も降任があるのかということの御質問だと思います。国の示した質疑応答集によると、管理監督職以外の職を占める職員については降任をさせることができないとされております。降任をもしする場合には、本人の意思に反して降任することができないため、そのような場合にはまた条例で定めるといふ必要があります。現在のところ、課長職以外の方が降任するということは、させることができないというところでございます。

それと、給料がどれぐらいになるのかということですが、この点の運用につきましてはまだ、三月議会にまた上程をいたしましすけど、その運用についてはまた一部改正とかの条例を提出させていただきますかと思ひますので、その分については、また慎重な協議をしながら、議会のほうに提出をさせていただきますかと思ひつております。

以上です。

○八番（河本幸男君） その部分は、まあ分かりました。させないという、今のところ、させないということ。ただ、ちよつと運用で、今後運用していくとすれば、補佐が六十五歳まで、先です、先ですすよ、六十五歳まで残っていないながら、課長が、六十歳以下の人たちが課長をしていくわけですので、そこで、うーん、どうかかと、うまくいくのかなと。いろんな、今から実際にはやっていくことで、ほかの市町村の状況とか国の状況とか、いろいろ見ながら、組合とも話をしながらですね、今後進んでいくんだろうと思ひますけど、そのところはですね、しつかり他市の状況を見てですね、してほしいなど。

本当に人事で、やりがいのある仕事というかですね、そういう部分を活かしていかないと、やっぱり伸びていかないんだと思ひますよ。もう、ただ職員であればいいと、給料もらえればいいという職員と、やっぱり、今からしていくんだと、頑張っていくんだということではないとですね、いけないと思ひます。

また、六十五歳を過ぎて退職してからですね、何かをやるうと思ひば非常に遅くなると思ひますので、そういった部分も含めてですね、お願いをしたいと思います。

それともう一点だけ。ちよつとほかにもたくさん聞きたいんですけども、もう一点だけ、退職金ですね。まあ、六十歳で退職したいという願ひがあつた場合ですね、それは普通退職として扱うのか、

それとも、今までどおりの倍率といいますが、退職の基準でいくのか。そのところは、まだ決定はされてないでしょうか。

○総務課長（松下成悟君） 退職手当の部分につきましては、六十歳到達時には、定年退職等の取扱いはもう定年と同じ率が適用されるというところで改正される見込みというところですので、この定年延長をしなくても、六十歳で定年したいという場合には、同率での、これまでの定年と同じ率での支給がされるというところは確認をしております。

以上です。

「二〇番 下川和博君」

○一〇番（下川和博君） すいません、確認ですけど、一つお願いします。

今、河本議員のほうから聞きましたけれども、課長は降格があると。管理職はですね。それで確認を取りました。それで、当然降格になると給料も下がるんだろうと。噂では七割程度というふうなのがでておりますけれども。今言われた、係長とか課長補佐については降格はできないわけですから、六十五歳までそれでいくわけで、その場合に、その係長とか課長が六十歳以上になったときに、課長にならなくてですよ、六十五歳まで行ったときに、給料なんかはどうなるんですか。やっぱり同じ程度で下がっていくわけですか。

○総務課長（松下成悟君） その運用あたりについても今後慎重に検討しながら、次回また、いろいろな、この部分の中です、こ

の部分の条例が確認された後、その中で影響される条例として、職員の給与に関する条例、あと、職員の分限の手續及び効果に関する条例等の改正も必要になってきますので、その中で慎重に協議をしながら、また提案をさせていただきたいと思っております。

○一〇番（下川和博君） これから慎重に協議をしていただくというんですけども、私なんか委員会が別なんです、委員会では聞くことができないんですけども、そこら辺はしっかり協議していただきたいと思います。係長、補佐で六十五歳までになって、課長は給料下がるのに、その人たちが同じ給料でいくちゅうのは、ちょっと私は納得できないところがあるんで、ぜひお願いします。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ありませんか。

「一番 長野広美さん」

○一番（長野広美さん） 実は類似、よく似た質問、質疑なんですけれども、ますます再任用職員の位置づけとかも含めて非常に分かりづらいというか、いろんな制度が並行していくので。最終的にはこれ、令和十四年度には再任用制度がなくなるのか。そして、また一方で職員は、いやもう一旦退職しますと、再度再任用できますとか、そういう選択があるのかというのが一点と。それから、細かなこれに付随する、給料表を含めて、今後提案されるという御説明でしたけれども、これ合わせて提案できなかった理由といいますか。

これ大事なことです、この制度設計と、いわゆるその給料表とかです、身分保障といった部分はセットだろうとも思うんですが、

なぜそれが一緒に出てこなかったのか。その部分二点、すいませ  
ん、御説明お願いします。

○総務課長（松下成悟君） まずは最初に、何ですっけ。

○一番（長野広美さん） 再任用制度。

○総務課長（松下成悟君） 一緒に何か提案ができなかった理由に  
ついては、やはり自分たちも職員組合との協議もありますので、そ  
この辺りとも十分に協議をしたりとか、まずは、ほかの他市の状況  
とかですね、ほかのところも十二月議会のほうに提案はされてる部  
分もありますし、中身的なものについても、やはりちよつと詰める  
部分もありますので、今回は先に条例の提案、定年の部分について  
の提案をさせていただきました。

それと、再任用の部分については、現在、再任用職員については、  
今の場合は、一旦退職してから、また新たに再任用ということ  
採用いたしますけど、先ほど私が説明いたしました定年前再任用短  
時間勤務制度職員というのは、退職をせずに、続けてまた次の年度  
も行えるというところなんです。これまでは一旦退職してから再任用  
の採用をされました。しかし、この定年延長の改正された場合には、  
六十歳でどうしますかというところで質問をされたときに、次も私  
も続けますよというふうになれば、そこはもう退職をせずに六十一  
歳まで続けられるというところでございます。

それで、定年再任用職員というのはもう今後、次年度からはいな  
くなる。いや、次年度はいるんですか。ちょうどこの定年延長が確

定された方については、暫定再任用職員という、また新たなものが  
できるというところでございますので、若干まだ、なかなか説明し  
づらい部分がありますけど、その辺りのまた整理も必要になって  
くるのかなというところで提案をさせていただいております。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託をいたします。

△報告第一五号 令和三年度種子島中央青果株式会社経営状況

報告について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第五、報告第一五号、令和三年  
度種子島中央青果株式会社経営状況報告についてを議題といたしま  
す。

議案説明を求めます。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） 報告第一五号、令和三年度種子島  
中央青果株式会社経営状況について御報告をいたします。

追加議案書一六ページをお開きください。

本案は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により報告  
するものであります。

初めに決算状況です。別紙決算報告書を御覧ください。

種子島中央青果株式会社の決算は、第五六期で、令和三年九月一日から令和四年八月三十一日までとなっております。

一ページをお開きください。

貸借対照表です。これは決算日における財務状況を示すものです。

まず、左側の資産の部でございますが、流動資産が二百四十三万五千九百四十二円、固定資産が二百三十万九千三百三十五円で、合計四百七十四万五千二百七十七円です。

次に、右側の負債の部でございます。流動負債が一千百七十四万七千四百五十五円、固定負債が五百四十四万七千四百円、合計一千七百十九万四千五百五十九円でございます。

次に、純資産の部でございます。全て株主資本で、うち資本金が二千万円、利益剰余金がマイナス三千二百四十四万九千二百八十二円、合計マイナス一千二百四十四万九千二百八十二円となっております。

負債及び純資産の部の合計額は、資産の部合計額と同額の四百七十四万五千二百七十七円であります。

二ページを御覧ください。

損益計算書です。これは会計期間の業績を示すものです。

売上高は六千九百五十五万五千四百三十七円。これに係る売上原価は六千六百六十六万六千三百十円で、差引き七百八十八万九千二百十七円が売上総利益です。この売上総利益から販売費及び一般管理費一千九十九万五千三百四十六円を差し引いた営業利益は、マイナ

ス三百十万六千二百十九円となっております。これに営業外収益を加算し、営業外費用を差し引いた経常利益はマイナス十四万二千二百四円。さらに特別損失の一円を引いた税引前当期純利益から法人税等十八万二千五百円を差し引いた当期純利益は、マイナス三十二万四千六百五十円となりました。

今期は、営業外費用で長期未収金の貸倒損失の計上がありました。が、収益販売事業による営業外収益が増加したことにより、前年度より赤字幅が十一万円ほど縮小いたしました。

三ページをお開きください。

販売費及び一般管理費明細書です。事業運営に直接係る費用と業務管理に係る費用の明細でございます。

四ページは個別注記表です。重要な会計方針に係る事項に関する注記となっております。

五ページをお開きください。

株主資本等変動計算書です。上段は、株主資本の表になります。前期末残高に当期純損失による三十二万四千六百五十円のマイナスで、株主資本合計の当期末残高はマイナス一千二百四十四万九千二百八十二円となりました。

六ページをお開きください。

令和三年度収支決算書です。収入の部、令和三年度予算、決算、増減の順に、合計数値で御説明いたします。一千五百五十万円、一千四百四十九万三千五百三十一円、六千四百六十九円の減。増減の主な

ものは市場手数料の減となっております。一方、市給食センターへの納品と収益販売事業を強化し、収入の確保に努めております。

支出の部です。同じく予算、決算、増減の順に、合計数字で御説明いたします。最下段になります。一千百五十万円、一千九十九万五千三百四十六円、五十万四千六百五十四円の減。増減の主なものは、修繕費の増及び租税公課等の減となっております。

次に、事業概要について御説明いたします。七ページをお開きください。売上実績表になります。

令和三年度は事業計画に基づき、種子島公設地方卸売市場における青果物及び加工品の卸売業を主たる事業として取り組みました。当期における市場運営については、コロナ禍で景気の停滞や消費の衰退により売上げにも大きく影響を受けました。売上げ実績は、島内産が三千六百八十八万九千九百七十七円、島外産が三千七百七十三万五千八百二十八円、合計で前年度比二千四百九十六万二千七百八十五円減の六千八百六十二万四千九百二十五円となりました。

八ページは、部門別の売上実績年度比較表になります。

九ページをお開きください。入荷量の実績です。

入荷量につきましては、野菜、果物、その他とありますが、合計で前年度比十万二千九百七十六キロ減の三十万七千九百五十四キロとなりました。

一〇ページは、年度別の入荷量実績比較表となっております。

市場経営につきましては、コロナ禍の影響を受けるとともに、作

付、生産の減少や買受け業者の廃業など、厳しい状況が続いておりますが、業務改善に取り組み、収益の向上及び活性化に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 報告は終わりました。

報告第一五号は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定による議会への報告案件であります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

#### △日程報告

○議長（川村孝則君） 明日から十五日まで本会議は休会となりますが、付託案件審査などのため、六日は総務文教委員会、七日は産業厚生委員会、八日から九日は予算特別委員会、十二日は各常任委員会、十四日は議会運営委員会及び各特別委員会並びに全員協議会、十六日は午前十時から本会議を開きます。

#### △散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前十一時五十四分散会

本會議第五号（十二月十六日）

本会議第五号（十二月十六日）（金）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん  
二番 鮫島 市憲 君  
三番 橋口 美幸 さん  
四番 渡辺 道大 君  
五番 宇野 裕未 さん  
六番 杉 為昭 君  
七番 川村 孝則 君  
八番 河本 幸男 君  
九番 濱島 明人 君  
一〇番 下川 和博 君  
一一番 遠藤 建次郎 君  
一二番 竹下 秀樹 君  
一三番 田添 辰郎 君  
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	大平 和男 君
教 育 長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松 下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	平 石 栄夫 君
財産監理課長	下 川 法男 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	長 野 望 君
健康保険課長	中 里 千秋 君
高齢者支援課長	柳 田 さゆり さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	奥村裕昭君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川昭代さん
農委事務局長代理	吉内昌昭君
監査事務局長	川畑利昭君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	山崎省一君
社会教育課長	古市善哉君
局長	園田博己君
次長	山田正次君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和四年十二月十六日午前十時開議

△開 議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいままでの出席議員は十四名であります。

本日の日程は、配付しております議事日程第五号のとおりであります。

議事日程（第五号）

- |       |   |       |  |
|-------|---|-------|--|
| 日程第 一 | 議案第五五号 西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 日程第 六 | 議案第六〇号 公の施設の指定管理者の指定について   |
| 日程第 二 | 議案第五六号 西之表市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について                                  | 日程第 七 | 議案第六一号 公の施設の指定管理者の指定について   |
| 日程第 三 | 議案第五七号 西之表市再編交付金事業基金条例の制定について                                       | 日程第 八 | 議案第六二号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第七号）                                    |
| 日程第 四 | 議案第五八号 西之表市まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について                           | 日程第 九 | 議案第六三号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）                              |
| 日程第 五 | 議案第五九号 西之表市公共採草地の設置及び管理に関する条例の制定について                                | 日程第一〇 | 議案第六四号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）                                |
|       |   | 日程第一一 | 議案第六五号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）                           |
|       |   | 日程第一二 | 議案第六六号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                         |
|       |   | 日程第一三 | 議案第六七号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
|       |   | 日程第一四 | 議案第六八号 西之表市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                         |
|       |   | 日程第一五 | 請願第一一号 安心・安全な市街地確保への対応を求める請願書                                    |
|       |   | 日程第一六 | 議案第六九号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第八号）                                    |
|       |   | 日程第一七 | 議案第七〇号 令和四年度西之表市国民健康保険特別   |

会計補正予算(第四号)

日程第一八 議案第七一号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)

日程第一九 議案第七二号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)

日程第二〇 議案第七三号 令和四年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)

日程第二一 議案第七四号 西之表市議会の個人情報保護に関する条例の制定について

日程第二二 議案第七五号 西之表市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第二三 議案第七六号 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について

日程第二四 議案第七七号 八板俊輔西之表市長に対する問責決議について

日程第二五 産業厚生委員会所管事務調査報告

日程第二六 馬毛島対策特別委員会所管事務調査報告

日程第二七 議員派遣の件

日程第二八 閉会中の継続審査

△議案審議

○議長(川村孝則君) それでは、これより議案審議を行います。

△議案第五五号

西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(川村孝則君) 初めに、日程第一、議案第五五号、西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員会委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 竹下秀樹君登壇」

○総務文教委員長(竹下秀樹君) おはようございます。

それでは、本委員会が付託を受けました議案第五五号、西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布・施行されたことにより、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

改正の主な内容ですが、第四条第二号の改正は、選挙運動用自動車の公費の支払に関する改正で、借入契約による自動車に対する一

日の限度額「一万五千八百円」を「一万六千円」に、当該自動車の契約燃料代金の一日の限度額「七千五百六十円」を「七千七百円」に改めるもの。

第九条及び第十条の改正は、選挙運動用ビラ作成の一枚当たりの公費負担額「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改めるもの。

第十三条の改正は、選挙運動用ポスター作成の一枚当たりの公費負担額「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に改めるものです。

附則第一項は施行期日を、第二項は適用区分についてで、本改正は施行日以降に告示される選挙から適用されることを規定しています。

本委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 委員長報告は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は、電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五六号 西之表市個人情報の保護に関する法律施行条

例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二、議案第五六号、西之表市

個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員会委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 竹下秀樹君登壇〕

○総務文教委員長（竹下秀樹君） それでは、本委員会が付託を受

けました議案第五六号、西之表市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、令和三年五月にデジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正され、改正後の法律が直接地方公共団体に適用されることに伴い、これまでの民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等において異なっていた制度体系が見直され、全国的な共通ルールが適用されることになったことを受け、現行の西之表市個人情報保護条例を廃止し、新たな個人情報保護法の規定により、許容される範囲内において必要な事項を定めるため、新たな条例を制定しようとするものです。

法律施行条例に規定する主な事項ですが、まず、施行令において開示請求に係る手数料は三百円と規定されていますが、本条例では、第三条第一項において、現行条例と同様に開示請求に係る手数料を無料としています。

次に、法において条例で定めることを妨げない事項として、開示請求に係る決定期限を第四条から第五条で規定しています。

第四条第一項は、法の規定である請求のあった日から三十日以内と規定されている保有個人情報の開示請求に対する開示決定等の期限について、現在の条例と同様に、請求があった日から十五日以内とすることを規定しています。

同じく、条例で定めることを妨げない事項として、個人情報の適

切・適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要と認めるときは、審議会等へ諮問することができるとされていることから、第六条第一項から第三項で西之表市個人情報保護運営審議会の設置と諮問事項、運営等を、第四項で委員に対する守秘義務について、第九条では、委員が秘密を漏らした際の罰則を規定しています。

附則として、第一条で施行期日を令和五年四月一日から適用することを、第二条で現行の西之表市個人情報保護条例の廃止を、第三条で現行条例の廃止に伴う経過措置を規定しています。

所管課からは、これまで各自治体に委ねられてきた個人情報保護が、法の一本化により、全国一律の取扱いがなされ、個人情報保護委員会が一元的に制度を所管することにはなるものの、従来の運用と大きく変わるものではなく、個人情報保護委員会の指導及び監督を受けることになるため、従来と同様に適切に個人情報が保護されるものと考えている旨の説明を受けました。

本委員会では、審査の過程の中で、国による個人情報の制度設計が地方自治体の裁量権を縛っていること、また、現行制度では自治体を持つ個人情報が漏えいするリスクを抱えていることを大きな問題点として捉えているので、反対だという意見も出されましたが、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 委員長報告は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「三番 橋口美幸さん登壇」

○三番（橋口美幸さん） おはようございます。議案第五六号、西之表市個人情報保護の保護に関する法律施行条例の制定について、委員長報告に反対の討論を行いたいと思います。

この条例は、令和三年の法整備を指摘して、反対の討論をまず行いたいと思います。

行政のデジタル化というものは、官民癒着で個人のプライバシーが侵害される大きなおそれがあるということをまず指摘いたします。個人情報保護の収集や原則は、一、利用目的の特定、二、事前の本人同意、三、利用目的の範囲内の収集・利用です。しかし、行政のデジタル化はこの原則が骨抜きになっています。また、マイナンバー制度の拡大も狙われています。大きな税金も使って、今マイナンバー制度拡充が行われておりますが、そもそもマイナンバー制度導入は、国民の税、社会保障情報を一元的に管理するための財界からの要望であり、国民から要求したのではないということ強く指摘したいと思います。

マイナンバー制度の導入の目的は、国民への徴税強化、二、社会保障給付費削減を進めることです。さらにまた、デジタル庁の職員は約六百人が雇用されると言われています。そのうちの二百人が民間出身者とも言われております。そうなれば、特定企業の利益優先で官民癒着が広がる、こういうおそれもあります。自治体が持つているこのデータは、企業が保有する顧客情報とは比べ物にならないほど多岐にわたる情報量です。このような情報が一旦企業の手に移ってしまえば、市民の情報は守られず、企業のもうけのために利用されかねません。私たち議会の姿勢も問われるのではないのでしょうか。

自治体などが持つ個人情報保護法は、二〇二二年四月より三年ごとの見直しにより廃止されることに伴い、この条例も提案されていると思います。

日本共産党市議団は、この問題点の第一に、自治体を集められる国民の情報は、企業がのどから手が出るほど欲しい情報であり、この自治体集まる情報、申請や届出など義務として提出されるものであるからこそ、自治体は個人情報保護を最大限守る義務があると主張しております。

しかし、提案された行政のデジタル化の狙いは、一、企業が個人情報を利用しやすい仕組みにすること、二、行政が本人の同意もなく、営利企業へ貴重な情報を開放、外部提供できるようにし、企業がもうけの種にしようとしていることなどが指摘されてお

ります。

私たち日本共産党市議団は、この条例について、プライバシー侵害のさらなる拡大や住民サービスの後退、マイナンバー制度の拡大、官民癒着の拡大を進めるなど、大きな問題点があることを指摘いたしまして、反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「一三番 田添辰郎君登壇」

○一三番（田添辰郎君） 議案第五六号、西之表市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。

反対討論者が申し上げますように、国民の個人情報、プライバシーの保護の観点について、多少の心配があることは私も重々承知しております。また、企業のほうとの癒着が強くなるのではないかと、そういった危惧もあるかもしれませんが、そもそもこの今回の条例案のほう、タイトルにございますように、個人情報の保護をいかにするか。これまでに穴があつたもの、デジタル化のほうは当然の流れでありまして、コロナ期の国民に対する十万円給付のときも現れましたが、やはり緊急なときに国民の皆様適切な対処ができるように、そういった対応も素早くできるようにということで、デジタル化を進められております。教育の分野でも、福祉の分野でも、あらゆる分野でこれが進んでいられるかと思えます。

その中で、個人情報のほう、デジタルデータ化されるわけであり

ますが、これが民間や、また他国へ侵入されて奪われないか、そういった危惧は常にあるわけでありますが、これは当然、国のほうも、また地方自治体のほうも当然に熟知しておることでありまして、マイナンバー、インターネットの世界でありますから、常にそういったおそれとの戦いで、そのたびそのたびに改良をしながら、その精度を高めていく、情報を守っていくというふうな仕組みがなされているかと思えます。

いろいろな不安はあるかと思いますが、やはり個人情報、国の法令に基づいて、西之表市議会のほうも、市のほうもブラッシュアップをしていかなければならない。そういった意味で、今回の条例案のほう、当然のものと受け止めて、賛成討論といたします。以上です。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は、電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五七号 西之表市再編交付金事業基金条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第三、議案第五七号、西之表市再編交付金事業基金条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員会委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 竹下秀樹君登壇〕

○総務文教委員長（竹下秀樹君） 本委員会が付託を受けました議案第五七号、西之表市再編交付金事業基金条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は令和四年十月二十一日に交付額が決定となった令和四年度西之表市再編交付金について、年度内の執行が困難であり、翌年度以降に執行するため、地方自治法第二百四十一条第一項の規定に基づく基金を設置し、当該交付金を適正に管理運用することにより、再編交付金の円滑な推進を図るため、条例を制定しようとするものです。

具体的な内容ですが、第一条は設置条項で、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第六条に規定する再編交付金を財源として、同法施行令第五条第一項に規定する事業を行うため、同条第二項の規定に基づき、西之表市再編交付金事業基金を設置することが規定されています。

以下、第二条では、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること、第三条では、基金に属する現金を金融機関への預金をするなど、確実かつ有利な方法により保管しなければならぬこと、第四条では、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入すること、第五条では、基金の設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分できることについてそれぞれ規定しています。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしています。所管課からは、本基金条例の第五条で規定する設置目的について、駐留軍の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第五条第一項に規定されている再編関連特別事業で、二年度以上にわたり継続する事業を行うためとの説明がありました。

また、本議案では市長も同席いただき審査を行いました。当該基金条例を上程することは、第一条に出てくる法令名と照らし合わせて、市長は再編の円滑な実施に関することに同意したと思わざるを得ないという質疑に対し、市長からは、法令及び政令がそういう名称になっているが、その法令に基づいて適切な手続を取っている

だけの答弁がありました。

本委員会では、「再編交付金の基金運用としては、給食費の完全無償化などの子育て支援に充当されるのが分かりやすく、実際に子育て世代は喜んでいてという声を聞くので賛成」という意見が出される一方、「給食費の完全無償化は財政調整基金を活用してやるべきだ」「給食費の無償化が市長公約というのなら、馬毛島関連の公約違反との整合性はどうか」「基金条例を制定すること自体が、駐留米軍再編受入れにつながるようになる」などの反対意見が出され、慎重審査の結果、本案は賛成少数で否決されました。以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 総務文教委員会委員長の報告は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する委員長報告は否決であります。

原案について、賛成討論はありませんか。

「九番 濱島明人君登壇」

○九番（濱島明人君） おはようございます。

議案第五七号、西之表市再編交付金事業基金条例の制定について、原案に賛成の立場で討論させていただきます。

今、委員長報告ありましたように、委員会の中で、反対討論の中で、市長の公約の整合性はどうかという話がありました。間違いない、これ整合性はとれてないと思います。市長は今まで同意しない、不同意と言ってるわけですから、それを、再編交付金を受けるということは、同意したことになるんじゃないかということで、私もそれは整合性はとれてないと思います。

とらせるためには、多分、今日、最後の挨拶で、「致し方ない」、または、「理解するしかない」という発言をすれば、整合性はとれると思いますけど、多分してくれるんじゃないかと私は期待しております。

ですから、今まで反対していた、同意してなかった市長が、再編交付金を使うこと自体、私も納得はいきません。感情的に納得いかない部分ありますけれども、これは感情で話すべき問題じゃないと思います。市民はこれ期待してるんですから、給食費無償化、子育て世代喜んでるんですよ、実際。反対討論の中で、財政調整基金を使えばいいということありましたけど、これは個人の家で言う貯金ですよ。貯金を簡単にそんな切り崩していいんでしょうか。いざというときのたためにとっておくのが財政調整基金だと私は思っております。

あと、駐留米軍再編受入れにつながるということですが、これは九月三十日の最終本会議で、議案で通ったんですよ。馬毛島小中学校跡地売却、市道認定廃止、川迎の土地の売却、それが通っ

たことで、防衛省、国なりは、再編を円滑に資するというところで、再編交付金を今回交付しているわけですから、もうつながる、つながらないの話じゃないんです。あとは再編交付金をどう使うかということを考えていくべきじゃないかなと私は思っております。

十一月十五日、議会報告会がありましたけれども、市民の前で、そのことは言いませんでしたけれども、もしここに市民がいるとしたら、私は同じようなことを発言しようと思えます。それを使って、今後西之表市をよくしていくっていただきたい。特に市長に関しては、市民の声をよく聞いて、庁舎内だけで交付金をこう使おう、ああ使おうと考えるんじゃないかと、しっかりと市民の声を聞いて使っているっていただきたい。十年という期間、決まっています。延長することもあってもいいんですけど、十年ですから、有効に使って、西之表市が持続可能な市になるように、ほかの市町村から参考になるような市になるように、この基金をうまく使っていく。それが大事じゃないかなと思っております。

ということで、私は、議案第五七号に賛成の立場の討論とさせていただきます。

○議長（川村孝則君） 原案について、反対討論はありませんか。

〔五番 宇野裕未さん登壇〕

○五番（宇野裕未さん） 議案第五七号、西之表市再編交付金事業基金条例の制定について、委員長報告に賛成、原案に反対の立場で討論いたします。

今回の基金条例の基になっている米軍再編交付金は、米軍再編のための円滑な協力、こちらが大前提の交付金であります。そもそも防衛省は、地元の合意なしには進めないとしていたにもかかわらず、二〇一九年に馬毛島の土地の大部分を買収して以降、驚くほどのスピードで既成事実の積み上げを実施してきたと言っても過言ではありません。地元の合意形成のために実施した説明会は、計画についての説明と環境アセスメントについての、合計二回です。たった二回の説明会の実施で、かつ、失うものが大きく同意できないとして、再選した八板市長が賛否を表明していないにもかかわらず、地元の合意形成ができたという解釈し、建設に向けての進めようということ、かなり強引なやり方ではないかと強く抗議いたします。

また、つい先日のニュースでは、今後五年間で防衛費四十三兆円に増額するとの発表がありました。それについては、岸田内閣の閣僚からも、中身の議論がないのではないかと疑問や異論が出ている状況です。日本の防衛政策の根本は、東西の冷戦体制が終わってから三十年以上もたちますが、前時代のままで変化していません。さきの一般質問でも申しましたが、日本経済も、この三十年間低迷を続けています。それは、先進各国が産業構造の改革、イノベーションによって、国際競争力を獲得した一方、日本は円安政策による対ドルに対して国内の労働賃金を下げることによって、国際競争力を保ったのです。つまり、帳簿上の数字をいじることによって、企業収益は上がったので、それでよしと。その政策は、同時に世界市

場への変化に対応する動機づけを奪い、この三十年の、しかも、出口の見えない日本の長期低迷につながったというのが、元大蔵官僚で、一橋大学名誉教授野口悠紀雄さんの見解です。

また、コロナ対策では、共同通信によりますと、今年の二月の時点で、日本は総額二百九十三兆円、GDPの五四%、日米欧の主要国で最高額を投じたと報道されています。その結果はどうだったでしょうか。最新の報道によりますと、コロナ感染による百万人当たりの死亡率が、日本は世界一悪い状態という不名誉な結果が発表されました。肌感覚としても、マスク、手洗い、外出自粛のステイホームと、個人の努力や行動制限を呼びかけたコロナ対策に、そのような莫大なお金を投じたとは感じられません。このような状況の政府が、これから防衛費を五年間で四十三兆円に増額すると、予算の数字だけが独り歩きしている状態ですが、この政策で、本当に日本の防衛力は向上するのでしょうか。中身は大丈夫なのでしょうか。疑問点が多いところです。

ここ西之表市議会では、国家管轄の政策の話が続いても権限がございませんで、人々の生活に近い政治の場から、国が決めたこととはいえ、市民を最後を守る頼みの場であるということ、私たちはこの地方自治体としての自治権をしっかり議論し、国が決めたことだからと諦めて、国に頼っていれば何とかなると、私たちのこの自治体に対するハンドリングを諦めてはいけなと思うっております。

繰り返しになりますが、戦略的に従属、ついていくことを選んだ結果、そこについていくこと以外の選択肢がなくなる。そのことを他律的従属といいます。ほかの選択肢がない中での、見せかけの附従契約は自由契約ではないのです。

改めて、ここで強調したいことは、この交付金を受け取ることはメリットではないということです。西之表市の市政運営のために必要な経費はほかの財源で使うことができますし、今後何をどこまで行政が担うべきなのか、抜本的な見直しなども必要でしょう。社会はお金だけ回せばよくなるわけではありません。お金を回して、豊かな暮らしが築けるならば、なぜ、昔よりも現代のほうが、自殺者が増え、精神的なストレスを抱える人が増えているのでしょうか。

馬毛島基地工事のバブル化が起きることで、基地関連の産業から遠い事業者は、ただでさえ少ない労働力をそちらに取られ、労働力不足は解消されていません。お金があっても、働いてくれる人がいなければどうにもならないわけです。つまり、もらえるお金だけ見ていると、この島が基地建設前に持っていた経済構造ないし社会構造を壊し、お金が回って、社会が回らないという構造に陥るわけです。だからこそ、どうせできるのだから、もらえるものはもらわなければという考えではなく、私たちには必要のないものと最後まで主張し、むしろ、必要な政策を議論すべきだと考えますので、この基金条例の制定について、委員長報告に賛成、そして原案に反対として討論を終えます。

○議長（川村孝則君） ほかに、原案について、賛成討論はありませんか。

「一〇番 下川和博君登壇」

○一〇番（下川和博君） 議案第五七号、西之表市再編交付金事業基金条例の制定について、委員長報告に反対、原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

本案は、先ほど委員長報告にもありましたけれども、令和四年十月二十一日に交付額が決定となった令和四年度西之表市再編交付金について、年度内の執行が困難であり、翌年度以降に執行するため、地方自治法第二百四十一条第一項の規定に基づく基金を設置し、当該交付金を適正に管理運用することにより、再編交付金の円滑な推進を図るため、条例を制定しようとするものであります。

ただいま反対の方が気になったんですけども、交付金は要らないと、ほかの財源があるということでしたけれども、どのような財源があるのか、はっきり示していただきたいと思えます。そうでないと大変無責任だと思えます。

馬毛島の基地建設は着々と進んでおります。基地はできます。であれば、再編交付金を活用して、私たちの生活が少しでもよくなるようにしなければならぬと思えます。

交付金に期待をしている市民もたくさんいらっしゃいます。この期待に応えるためにも、基金を設置し、条例を制定するのは当然のことではないかと思えます。

基金の活用については、次年度、給食費の完全無償化を検討しているということですが、継続的な事業であります。先ほど討論者もありましたけれども、財政調整基金を活用するのは、私は適当ではないと思えます。財政調整基金は、やっぱり突発的なことであったり、緊急なことであつたりするときに使えるものではないかと私は考えます。

また、この給食の無償化についてですけれども、今後は、小中学校の生徒だけでなく、幼稚園や保育園の給食費も無償になるよう、しっかり検討をお願いしたいと思います。

騒音や安心・安全など、不安を持っている市民もまだたくさんいることも事実であります。この不安の解消のためにも、防衛省との協議の場において、議論を深めてほしいと思っております。

財政の厳しい西之表市にとって、多くの市民が交付金に期待をしております。今後の交付金の利活用については、市民のためになるように、最善の方策をとっていただきたい。そして、この西之表市の将来のために活用していただくことを要望して、委員長報告に反対、原案に賛成の討論といたします。

○議長（川村孝則君） 原案について、反対討論はありませんか。

「三番 橋口美幸さん登壇」

○三番（橋口美幸さん） 議案第五七号、西之表市再編交付金事業基金条例の制定について、委員長報告に賛成、原案に対しては反対の立場で討論を行います。

提案されました西之表市再編交付金事業基金条例を設置する目的は、駐留軍などの円滑な実施に関する特別措置法第六条に規定する再編交付金を財源にするというものです。第六条とはどのようなものでしょうか。第六条に規定する再編交付金とは、再編関連特定周辺市町村に対する著しい影響の基準であり、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合と規定されております。

それは、まず第一に、航空機の数が四十機を超えて増加すること、第二に、自衛隊の部隊又は機関の人員の数が千人を超えて増加すること、これが第六条の中身となります。皆さん、本当にこれで私たち住民の安心・安全、これから保障できるのでしょうか。

市長は、馬毛島基地計画について、失うものが大きく同意できない。馬毛島は豊かな自然を生かし、基地経済に頼らない持続可能な社会を目指しますと公約したではありませんか。その公約を投げ捨て、再編交付金事業基金条例を提案したことで、駐留軍などの再編訓練の実施が円滑に行われることに理解を示したということにはなりません。もはや市長には、市民の安心・安全を言う資格はありません。基地建設と市民の安心・安全な暮らしは両立できません。それは、市長が沖縄で身をもって感じてきたことではないでしょうか。

市長は、ふるさとを「第二のオキナワ」にしません。将来にわたって、平穏な地域を子どもたちに残しましょうと公約しております。この公約は、基地を抱える住民には、到底平穏な暮らしはできない

と分かっているからだっただけです。

全国知事会が日米地位協定の改善を求めているにもかかわらず、米軍の低空飛行訓練や交通事故、落下物事件に巻き込まれる住民が後を絶たず、いまだに地位協定の改善が進んでいません。日本全国のこのような屈辱的な現実を市長も承知しながら、FCLP訓練のための基地を造り、自衛隊があらゆる訓練を展開できる地域への理解を示したということにはなりません。しかもこれは恒久的です。FCLP訓練は夜十時から午前七時まで訓練すると説明しています。そうなってしまうたら、私たちの日常の暮らしが一変します。市長はこの状況を想像できたはずですよ。

しかし、馬毛島旧小中学校跡地を売り渡し、市道三路線を廃止し、自衛隊基地建設を受け入れ、再編交付金も受け取れる基金条例を提案されております。基地建設に理解を示していることを到底許すわけにはいきません。

市長は、委員会での質疑の中で、基地建設とは切り離して考えていると答弁をいたしました。しかし、この自衛隊施設の市有地売却いや、そして旧馬毛島小学校跡地の理由を、熊本防衛支局市有地払下げ申請書の中には、通常の訓練などのために使用され、併せて米軍の航空艦載機離着陸訓練の恒久的な施設として使用される施設等を整備するため、この用地を取得する必要があるんだと、文書に書いてあるではありませんか。基金条例は、この基地建設そのものであり、市長の説明は欺まんです。

私は、以上を述べまして、委員長報告に賛成、原案には反対の立場の討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに、原案について、賛成討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を、賛成討論ですか。

○一三番（田添辰郎君） いや、原案は賛成。委員長報告に反対で、原案に賛成。

「大丈夫です、大丈夫です。間違いない」と呼ぶ者あり」

「一三番 田添辰郎君登壇」

○一三番（田添辰郎君） 間違えないように慎重にやらせていただきますと思います。

委員長報告に反対の立場から、原案に賛成の立場からの討論でございます。

一言、私の大好きな先生のお名前が先ほど反対の立場からお話が出ました、野口悠紀雄先生。私のほうも野口悠紀雄先生の大ファンで、野口悠紀雄の手帳とか、そういうやつを三、四年使ったこともございます。なかなか使いこなせないもんですから、能率手帳のほうに変えたわけですが、やはりこのデフレ期が続いて、成長しない

日本、今でもリビアと日本が成長していない国ということになっているわけですが、これは単に政治の失敗だと思えます。はっきり言って、金融の問題もあるわけですが、デフレの時期にインフレ対策を一生懸命やってきた。当然こうなるんだろう。私は、日本経済を駄目にしようという悪意、国民を貧しくしようという悪意があったわけではないんですが、それを疑いたくもなるような気がします。三十年間もこんな低成長、マイナス、リビアと同じぐらい成長しない国に、どうやったらできるんだろう。真面目に考えたらできるんだろうかと思うわけがあります。

ですから、何らかのあれ、魂胆があるのかなとも思いますが、そういう話をして一時間、二時間たつてしまいますので、今回の、この基金条例についてなんですが、市長のほうの賛成、反対とかいう答弁がないということで、基金条例のほうばかりつくってしまふのは筋が通らないというお話があるわけですが、防衛省のほうは必要なことを、国、防衛省のほうは、国、県、市レベルで、それぞれ役割が違いますから、国、防衛省としては、国民の、国土と国民、また、国の主権を守る、それを第一義として動いていくわけがあります。

ですから、地元の理解を求めるといふふうに言ってきたわけですが、そのときに、地元の賛意を求めるとか、反対だったらどうするとかということは一言も言いません。なぜならば、国、防衛省と市町村の自治体、当然、市町村にもきちっとした市民の意

思が、住民の意思というものがあるかもしれませんが、それを尊重しながらも、やはり国は国でやらなければならぬことがある。

市民の生命・安心を守る場合、私が考えるのは、一西之表市議会議員として、国の安全が保たれなければ、我々西之表市民の安心も安全も保たれない。朝起きて、顔を洗い、歯を磨き、そして御飯を食べて、子どもを学校に行かし、仕事をして、家に帰って、お風呂に入って、そういった当たり前の生活は、僕と立場が違う方もそうなんですが、平和が前提にあります。平和があつてこそ、この当たり前の日々の生活や、そして、我々議員としては、子どもの教育の問題、そして、働き口の問題やお年寄りの福祉の問題、そういったことを語るわけでありませぬ。

ですから、どうしても、この国の平和を守っていかなければならぬ。そのためには、どうしても、この馬毛島の自衛隊基地やFC LP訓練、必要なわけでありませぬ。

また、外部的にも、東アジアの情勢は、もうこれまでも何度も申し上げているとおり、分かり切ったことでございます。今新たに起きてきていることは、これは以前から決まっていたことではありますが、沖縄にいる海兵隊の人数も削減されてきているという現実であります。また、F15のほうも撤退をし、F22のほうが巡回するような形に進められております。

それは南西諸島、沖縄は当然ですが、南西諸島全体、日本全体の防衛力を弱くすることにつながってまいります。その中で、どうす

れば南西諸島、沖縄も含め南西諸島を守れるかという点、やはり馬毛島の自衛隊やFC LP訓練。FC LP訓練は、これまで以上に、日本とアメリカとの日米同盟を強化することにつながってまいります。そして、残念ながら我が国日本は、自衛隊の方、命がけで頑張っている現状がありますが、それでも自衛隊だけでは日本を守れないという現実があります。そのためにあるのが、日米共同、日米防衛であります。日本と米軍が手を組んで、日本を守ってもらう。何かがあれば、日本もアメリカの手助けもする。そういった仕組みであります。これなくしては、日本を守れません。その一助になるのが、馬毛島のFC LP訓練であります。また、自らを守るため、馬毛島の自衛隊基地をきつちりと活用して、三自衛隊のほう、その力をアップしていかなければなりません。

いつも申し上げます。誰よりも強くなる、誰とも戦わないために。平和を願えば、軍事力を強化せざるを得ません。今、スイスのほうの民間防衛という本を読んでいるわけですが、様々なことが書いてあります。人口規模は日本の十分の一以下ですが、徴兵制をとれとは言いませんが、徴兵制をとって、いざというときには、このスイスを自国民で守るんだ、その決意が読み取られる本でございます。

二六〇〇年という日本の歴史をどう守っていくのか。この自由に、私もこういうふうな発言をし、違う立場の方も、同じく平和を求めながらも違うことを言う。こういう自由を許された、この民主国家

で自由を尊重する日本をいかに守るか。馬毛島はそういう意味で重要な場所になっているかと思えます。そのような意味で、国、防衛省のほうは、地元の御理解は求めます。その上で、その賛意まで求めておりません。市長は十分御存じかと思いますが、賛成、了解という言葉はなくても、理解をさせていただいて、協力をしていただければありがたい。それが、国民ひいては西之表市民も守ることにつながるという思いで言っているわけであります。

十年前から言っております。馬毛島に自衛隊FCLP訓練が行えるようになって、騒音という被害は、我々西之表市民は受け、そういったデメリットは我々市民が受けて、メリットは全く受けられないのか。隣の町では、小学校ができ、様々なことができて、宿舎ができ、様々なことができる。これは十年前に言っていたことではありません。西之表市には何もできないのか。今、それよりは、最悪の事態よりはいい結果になっております。それは、我々の市長が、賛否は言いませんが、きつちりと国、防衛省の立場を理解したからこそ、今の現実があるわけであります。そのことも、私の立場と違う方も理解してもらえればと思っております。

我々の西之表市のほう、本当に財源不足、二十二年以上議員をやらせていただいておりますが、私、市民に対して、貢献などほぼしておりません。いい案は出さんです。アイデアは出さんです。こうすれば、ああすればと言うんですが、壁になるのが財源です。私が議員になる前には、鉛筆一本、ボールペンを買うのにも、会計課に

行って認可が必要だった。一見、今西之表市、豊かに見えますが、その財政状況の逼迫はまだ終わっておりません。そういった状況でも、今回の基金条例、この基金条例を使わなければ、七億七千万をもらわないということになります。

私の立場の違う方たちは、騒音という被害は、我々西之表市民が多少の被害であります。必ず受けるわけであります。その被害は我々が受け、メリットは要らないというわけでしょうか。そうしないためにも、基金条例通していただきたい。

そうお願いしまして、私の討論を終わらせていただきます。

○議長（川村孝則君） 原案について、反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 反対討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長報告は否決であります。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

間違いのないようお願いいたします。  
ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十一時十分頃より再開をいたします。

午前十時五十分休憩

午前十一時十分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第五八号 西之表市まちなか交流拠点施設の設置及び管

理に関する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第四、議案第五八号、西之表市まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員会委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 渡辺道大君登壇〕

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました議

案第五八号、西之表市まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、旧榕城分団跡地を中心市街地及び地域経済活性化のための交流拠点施設として活用を図るため条例を制定するものです。

条例の主な内容は、第二条で施設の名称を「西之表市まちなか交流拠点施設」とし、第三条で施設の使用時間を午前九時から午後五時、休館日を十二月二十九日から翌年の一月三日までとしています。第九条で施設の使用料を一時三百円、交流拠点広場の使用料を二百円と定め、第十一条では公益上の理由などの場合の使用料の減免について定めています。第十四条では、将来的に施設を指定管理者に管理させる場合に備えた規定となっています。

附則といたしまして、本条例は令和五年四月一日から施行するものであります。

審査の過程において、使用時間の規定について議論がなされ、市民が使用できる時間になっていない、もつと考慮すべき、施設の運用に当たっては幅広く市民と議論し検討すべきであり、本議案の提案は時期尚早との意見が出されました。

本委員会では審査の結果、全会一致で否決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 委員長報告は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は否決であります。

原案について、賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 原案について、反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

この採決は、電子表決により行います。

本案に対する委員長報告は否決であります。

原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方

は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いた

します。

賛成少数であります。

よって、本案は否決されました。

△議案第五九号 西之表市公共採草地の設置及び管理に関する

条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は日程第五、議案第五九号、西之表市公

共採草地の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といた  
します。

産業厚生委員会委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました議

案第五九号、西之表市公共採草地の設置及び管理に関する条例の制

定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、西之表市牧場を廃止し、その跡地の一部を西之表市公共  
採草地として活用するための条例を制定するものです。

条例の主な内容は、第一条で西之表市公共採草地の設置及び管理  
について必要な事項を定め、第二条一項で公共採草地の設置目的、  
同条二項で施設の名称を「西之表市自給飼料センター」とし、位置  
を西之表市西之表一七九八番地一ほかと定めています。センターの  
管理する採草地は、別表で二十一か所、全体面積を二千二百三十七  
アール、約二十二ヘクタールとしています。第六条で採草地の使用  
料を一アール当たり年額九百円とし、第七条では当センターを指定  
管理者に管理させることができる規定を定めています。

附則といたしまして、第一項で条例は令和五年四月一日から施行  
する規定を、第二項で従前の西之表市牧場の設置及び管理に関する

条例の廃止について規定しています。

本委員会では審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 委員長報告は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は、電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いた

します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六〇号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第六、議案第六〇号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業厚生委員会委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました議案第六〇号、公の施設の指定管理者の指定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、西之表市老人福祉センターの管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者を指定するものです。

管理を行わせる施設は、西之表市老人福祉センターで、指定管理者として指定する団体は、社会福祉法人西之表市社会福祉協議会です。

指定しようとする期間は、令和五年四月一日から令和十年三月三十一日の五年間となります。

本委員会では審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 委員長報告は終わりました。質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六一号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（川村孝則君） 次は日程第七、議案第六一号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業厚生委員会委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました議案第六一号、公の施設の指定管理者の指定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、西之表市自給飼料供給センターの管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者を指定するものです。

管理を行わせる施設は、西之表市自給飼料供給センターで、指定管理者として指定する団体は、公益社団法人西之表市農業振興公社であります。

指定しようとする期間は、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日の二年間となります。

本委員会では審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 委員長報告は終わりました。質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。  
反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は、電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六二号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第七号）

△議案第六三号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

△議案第六四号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）

△議案第六五号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第八、議案第六二号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第七号）、日程第九、議案第六三号、令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）、日程第一〇、議案第六四号、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）、日程第一一、議案第六五号、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）、以上議案四件について、一括して議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 長野広美さん登壇」

○予算特別委員長（長野広美さん） それでは、議案第六二号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第七号）から報告いたします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ九億四千三百八十六万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百二十七億八千八百五十八万円と定めるものです。

地方債補正は各事業に伴う変更二件で、総額を六億五千七百二十一万円と定めています。

二款、一項、十目財産管理費、二十四節積立金には、西之表市再編交付金事業基金七億七千六百八十七万円を新規計上し、同款、

同項、二十三目地域振興費、十八節負担金補助及び交付金では、定住促進費は新築補助が見込めないため減額されています。

三款、一項、二目老人福祉費、十二節委託料では、高齢者等配食サービスが利用者の増加に伴い増額されていますが、介護者支援員不足が要因の一つにもなっていると説明でした。

四款、一項、三目予防接種費は、ワクチン接種緊急促進事業が主なもので、生後六か月から四歳、また、オミクロン株対応ワクチン接種の開始に伴うものです。

四款、二項、三目し尿処理費は、電気料金の値上げに伴う需用費の上乗せ分が計上されていますが、一か月二百万円と従来より一〇%増となっているとの説明を受けました。同様に、図書館費及び開発総合センター管理費でも電気料金値上げに伴う需用費の増額補正が計上されています。

一方、歳入の主なものは、十四款、一項国庫負担金に予防接種費負担金を、また、同款、二項国庫補助金では、子育て世帯等臨時特別支援給付金や再編交付金などが計上されています。

十八款、二項、一目基金繰入金では、十二月補正予算の財源調整による財政調整基金の増額と、対応する事業の事業費の減額等に伴う、ふるさと応援寄附基金の減額を計上しています。

本委員会では慎重審査の結果、西之表市再編交付金事業の基金積立金に賛成できないとの意見もありましたが、賛成多数で可決すべきものとして決しました。

なお、審査の過程で、委員会で意見の一致をみましたので要望いたします。

総務費の職員時間外手当の増額補正のほか、全庁的に時間外手当が増額されており、人事管理上組織的課題として受け止め、適切な人材確保を含めた抜本的な対策を検討していただくよう、要望いたします。

続きまして、議案第六三号、令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ二百六十五万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億二千七百三千元とするものです。

歳出の主なものは、一款、一項、一目一般管理費で、時間外勤務手当等の増額、二款、五項、一目葬祭費を八件分増額し、五款、一項、一目疾病予防費のPET検診施設利用件数が増加することを見込み増額しています。

次に、歳入の主なものは、六款、一項、一目一般会計繰入金で、歳出の増額に対応するものです。

本委員会は慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続いて、議案第六四号、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ八百三十六万五千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億一千四百二十万五千円とするものです。

歳出の主なものは、一款、一項、一目一般管理費で、職員の時間外手当の増額は第九期介護保険事業計画に伴う高齢者実態調査等のための業務量増加が見込まれることによるものです。

二款、二項、五目介護予防サービス計画給付費の増額は、要支援認定者の増加によるケアプラン作成件数が、当初見込みより増加したこと、また、三款、一項、一目第一号訪問・通所・生活支援事業費の増額も、デイサービスを利用する要支援認定者、事業対象者の人数、回数が当初見込みより増加したことによるものです。

歳入については、歳出の補正に伴い、国庫支出金や繰入金などを再算定しています。

本委員会は慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

次に、議案第六五号、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ百九十三万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億六千四百四十一万七千円とするものです。

歳出では、一款、一項、一目一般管理費で、職員人件費の増額、二款、一項、一目の後期高齢者医療広域連合納付金は、令和四年度の保険基盤安定分担金が確定し、増額しています。

歳入では、三款、一項、一目の事務費繰入金、同款、同項、二目の保険基盤安定繰入金を増額計上していますが、それぞれ歳出に対応するものです。

本委員会は慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

議案第六二号から議案第六五号の四件は、議案ごとの採決をいたします。

予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されており、すので、質疑は省略をいたします。

初めに、議案第六二号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第七号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一四番 橋口好文君登壇」

○一四番（橋口好文君） 西之表市一般会計補正予算（第七号）について、原案に対し反対の立場で討論いたします。

八坂市長は、基地交付金に頼らないまちづくりを目指すということを選挙公約としており、公約とやることが矛盾しておると考えます。そういう選挙公約違反であり、そのことをもって反対討論いたします。

以上です。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「一三番 田添辰郎君登壇」

○一三番（田添辰郎君） 議案第六二号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第七号）、委員長報告に賛成の立場から討論をいたします。

委員長報告にもありましたように、今回、歳入歳出はそれぞれ九億四千三百八十六万円でございます。そのうち、七億七千六百八十万七千円を再編交付金事業基金が含まれております。七、八割を再編交付金事業が占めておるわけでありまして、

私は、いろいろな立場がありまして、再編交付金に反対された、基金条例にも反対された方もいらっしゃいました。

当然、再編交付金の部分、七億七千万の部分、筋を通すならば、減額修正案が出てくるものと思っておりましたが、今回、このまま否決ということになりますと、委員長報告にもありましたように、ワクチン接種のお金とか、ワクチン接種のほうが三千二百九十九万八千円、そして、先ほども説明がありました、子育て世帯等臨時特別支援給付金、そのようなものも否決するということになります。

私と立場の違う方は、ワクチン接種のほうも子育てのほうも、否決していいという考えで、今の立場を持っていらっしゃるんでしゅうか。

私にはいかにも不見識としか思えません。減額修正案を出すべき

でした。

以上で討論を終わります。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○三番（橋口美幸さん） 議案第六二号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第七号）について、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

予算全般は、市民の命、暮らしを守るための大事な予算です。だからこそ、基地交付金に頼らない、職員が知恵を絞る、こういうことが大事な行政の役割ではないかと、まず訴えたいと思います。

市長は、基地建设には同意できないと公約をいたしました。しかし、再編交付金を受け取ることに転じたことは到底理解できず、許されません。再編交付金を当てにせずとも、これまでずっと何十年も行政運営を続けてまいりました。その努力を投げ捨て、職員は、基地交付金を当てにして思考停止に陥り、持てる能力が十分発揮されなくなるのではないでしゅうか。

かねてから市長も、この公約をつくったときには発言をしておりました。市民総出の知恵や力を発揮する機会が奪われてしまう。こういうことを言っていたのではありませんか。

再編交付金は十年以上すぎればなくなります。そうなれば、被害だけが未来永劫残されます。これこそ、今だけ、自分だけ、金さえ、そういうことになるではありませんか。孫や子供の世代へ、この

被害が残されてもいいということではないでしょうか。

私たちは、この交付金、本当に迷惑料だと思っております。金は一代、自然は万代という、非常に腑に落ちる名言があります。交付金は本当に一時的です。防衛省のあめとむちで、地域を分断されている状況だということは周知の事実ではありませんか。国が再編交付金をぶら下げ、過疎化と地域の衰退に苦しむ住民が少子化で減っているのも、国の政治がもつと手を入れるべきではないでしょうか。地方創生とは言っても、これは使い勝手の悪い地方創生です。地域の衰退に苦しむ住民をあめとむちで分断しようとしている、この国のやり方、断じて許されません。

交付金頼みで発展したまちはありません。先日、宮崎にも行ってまいりました。本当に立派な建物があります。しかし、本当に暮らしが豊かでしょうか。会議をしていても、テレビを見ていても、米軍機の騒音が一時高くて、会話が中断されてしまいます。そういう迷惑料だとの認識は、周知の事実です。その迷惑交付金も十年限り、その後は轟音被害と事件、事故の危険と隣り合わせで、子供、孫は苦しみます。

この島を、そんな地域にしないように、今からでも市長は反対を表明すべきです。防衛省の圧力に屈せず、ぜひとも公約の原点に立ち返っていただきたい。このことを切に訴えたいと思います。

公約では、第一次産業の発展に力を注ぎ、基地経済に頼らずとも、馬毛島の自然を生かし、住民が未来永劫、安心・安全に、この地域

で暮らせる地域づくりを進めるといふふうにあります。本当に、これこそ展望のある、私たちが子供や孫に残す大事な地域の宝だと思っております。

このまま基地建設を進めてしまえば、孫子の代まで歴史の汚点として、この議会、そして市長の名前も残ることになります。ぜひとも、私たちは未来永劫、この平和な馬毛島、そして種子島、熊本地域を、そして、日本のためにも基地は要らない。

今、政府でも、敵地攻撃・反撃能力のための予算、四十三兆円がどのように工面されるかを議論されております。後期高齢者医療保険を二割に増額し、そしてまた、これから復興税を、この軍事基地に、軍備費に充てる、そういう議論までされております。

皆さん、私たち、この日本の国がどういう平和な状況になつていくのか、そして馬毛島基地が、これからどういう役割を果たしていくのか。賛成、反対を問わず、これから平和な世界のために、そして平和なこの地域のために、力を合わせようではありませんか。

このことを訴えまして、反対の討論といたします。  
○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「一〇番 下川和博君登壇」

○一〇番（下川和博君） 議案第六二号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第七号）に対しまして、委員長報告に賛成の討論をいたします。原案に賛成ということで討論させていただきます。

ただいま反対者がいろいろ言われましたけれども、職員は今でも

一生懸命知恵を出して頑張っておりますんで、そのことだけは言うておきたいと思います。

また、これから再編交付金ももらうわけですから、今年も七億七千幾らということですが、これからも、次年度からも、今のところ十年間はあるようでございます。

やはりこう知恵を出してですね、これが十年で終わらなくて、やはり訓練があるうちは、米軍が使ううちはずっともらえるように、ほかの市町村でもいろいろ知恵を出してやっているみたいですから、これからも職員の皆さん方、いろんな知恵を出していただきたいと思います。

また、先ほども討論の中で言いましたけれども、この再編交付金の使い道については、やはり、もうそれこそまた知恵を出したということになりますけれども、本当に最善を尽くしていただいて、市民の皆さんが使い勝手のいいように、なるように使っていただきたいと思います。それこそ、本当に職員みんな一緒に頑張って知恵を出していただきたいと思えます。交付金は、私は決して迷惑料とかではないと思えます。ですから、よく市民のために使っていただきたい。

それから、再編交付金に頼らない、交付金は要らないということに反対の皆さんは言われますけれども、その代わりに、どうしてこれだけの財源をつくろうとする、そういう具体的なものは全く出てこないんですね。ただ要らない、反対。それでは、全く市民に対して

責任をとっていないように、無責任だと思えます。代わりの財源はどうするのか、どうすることをすれば、これだけの金額を稼ぐのか、それも一年間です。それぐらいの対案は出していただきたいと思います。

以上討論いたします。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は、電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、日程第九、議案第六三号、令和四年度西之表市国民健康保

除特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は、電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、日程第一〇、議案第六四号、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は、電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、日程第一一、議案第六五号、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は、電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六六号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一二、議案第六六号、西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員会委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 竹下秀樹君登壇」

○総務文教委員長（竹下秀樹君） それでは、本委員会が付託を受けました議案第六六号、西之表市長等の給与等に関する条例の一部

を改正する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、令和四年人事院勧告の趣旨を踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

改正の内容ですが、第一条で令和四年十二月の市長等の期末手当の支給率を「百分の百五十五」から「百分の百六十」に、第二条では令和五年度以降の支給率を平準化するため、支給率を「百分の百五十七・五」に、それぞれ改めようとするものです。

附則として、条例の施行日を公布の日からとし、第二条の規定は令和五年四月一日から施行し、第一条の規定は令和四年十二月一日から適用するよう定めるものです。

所管課からは、人事院勧告は国家公務員の給与に関する措置ではあるものの、総務副大臣通知において、地方公務員においても閣議決定の趣旨に沿って、適切に対処するよう要請されている旨の説明がありました。

本委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 総務文教委員会委員長の報告は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一番 長野広美さん登壇」

○一番（長野広美さん） 議案第六六号、西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場で討論いたします。

本案は、委員長報告にありましたとおり、市長、副市長及び教育長の期末手当を増やそうという提案です。もちろん趣旨は、人事院勧告の趣旨等に基づくものであると理解いたします。しかし、その決定は、地方自治法で定めるとおり、それぞれの自治体の判断となります。

一方で、島の地域経済は様々な価格高騰が迫り、私たちの生活は苦しくなる一方です。実際、今期提案されました補正予算の中にも、値上げによる燃料費等見直しも計上されているわけです。コロナ感染症による影響から、いまだに脱していると言いはれ、そのため、他の多くの自治体では、プレミアム付商品券発行事業だけではなく、生活応援券事業を取り込み、市民負担軽減に努めています。

本市ではいかがだったでしょうか。市民生活にまだまだ明るい兆しが見えていない中で、プレミアム付商品券を商店街活性化事業として位置づけられないこと。購入しなかった、できなかった市民が、おおよそ本市の人口の半数にも上る結果については、当局ひいては市長の責任であります。このような時勢の中で、手当引上げには賛

同できません。

事実、プレミアム付商品券は、今回の年末だけではなく、既にそれ以前に、地域消費喚起、もしくはキャッシュレス推進事業等で、このプレミアム付商品券以前にも取り組まれております。

今回の国の物価高騰に対する配慮と対策といった部分が、残念ながら十分に行き渡ったとは言えません。

今回のこの議案第六六号につきましては、市長、また行政当局の副市長におかれましては、真摯に受け止めていただきたいと願い、反対討論といたします。

以上です。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は、電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十三時頃より再開をいたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第六七号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表

市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一三、議案第六七号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員会委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 竹下秀樹君登壇」

○総務文教委員長（竹下秀樹君） それでは、本委員会が付託を受けた議案第六七号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、令和四年人事院勧告の趣旨を踏まえ、職員及び任期付職員の給料表及び勤勉手当等の支給率の改定を行うため、関連条例の一部を改正する条例を制定しようとするものです。

主な改正内容ですが、第一条では、第十六条第二項第一号中で規定する職員の勤勉手当の支給率と同項第二号中で規定する再任用職員の勤勉手当の支給率を引き上げる改正がなされ、人事院勧告に伴う国の給料表の改正を受け、別表第一の職員の給料表を同様に改めています。

第二条の改正は、令和五年度以降の職員の勤勉手当の支給率を平準化しようとするものです。

第三条の西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、特定任期付職員の期末手当の支給率を引き上げる改正がなされ、別表の特定任期付職員、任期付行政職、任期付技能労務職の給料表を人事院勧告の趣旨に合わせ、改めています。

第四条の改正は、特定任期付職員の期末手当の支給率を令和五年度から平準化しようとするものです。

附則として、第一条に条例の施行日を公布の日からとし、ただし、第二条及び第四条の規定は令和五年四月一日から適用するよう定め

ています。

所管課からは、職員の給料表を改める規定は、本年の人事院勧告において若年層の給料月額が百円から四千円の幅で増額改正が行われたので、国の給料表の改正に合わせて本市でも同様の改正を行うとするもので、高卒の初任給で四千円、大卒の初任給で三千円の増額改定がなされており、年齢が上がるごとに増額幅が小さくなっているとの説明を受けました。

なお、特定任期付職員については、現在、本市での運用は行っていないとのことであります。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 総務文教委員会委員長の報告は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六八号 西之表市職員の定年等に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一四、議案第六八号、西之表

市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員会委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 竹下秀樹君登壇」

○総務文教委員長（竹下秀樹君） 本委員会が付託を受けました議案第六八号、西之表市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、地方公務員法の改正を踏まえて、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため、条例の一部を改正しようとするものです。

主な改正内容ですが、第三条の改正は、定年年齢を六十歳から六十五歳に引き上げようとするものです。

第四条は、定年退職の特例を定める条文となっておりますが、職務遂行上の特別な事情等がある場合に、引き続き管理監督職に留任することを可能にすることに関し必要な事項を定めるとともに、字句の整理を行っています。

第三章では、定年引上げに伴い、管理監督職勤務の上限年齢制について定めており、第六条で管理監督職の上限年齢制の対象となる職を、第七条でその上限を六十歳と定めています。なお、管理監督職の上限年齢制の対象となる職は、管理職手当が支払われる職で、本市においては課長の職と定められています。

第八条では、ほかの職種への降任等を行うに当たって遵守すべき基準を定めています。

第四章は、定年前再任用短時間勤務制について定めるもので、次年度、定年が延長される職員が六十歳到達日に、以後の働き方として、フルタイムの勤務ではなく短時間での勤務を希望する場合に短時間勤務が可能になるよう制度化しようとするものです。

第五章第十三条は雑則で、条例の施行に関し必要な事項については、規則で定める規定を設けております。

附則第三項を加える規定は、本定年引上げに係る経過措置を設けるもので、令和十三年三月三十一日までに六十歳を迎える方の定年年齢をそれぞれ段階的に引き上げようとするものです。

附則第四項は、該当される職員への情報提供及び勤務の意思の確認について規定を設けるもので、当該職員に対し、六十歳到達後の任用及び給与に関する措置の内容等、必要な情報提供を行った後に勤務の意思を確認するよう努めることを明記しています。

附則として、この条例の施行日を令和五年四月一日と定めています。

所管課からは、地方公務員法が改正された背景として、年金受給開始年齢が六十五歳であることから、給与と年金の接続が求められていたことや、短時間勤務も可能にすることで、勤務形態の選択肢を増やすなど、定年年齢からの多様な働き方へのニーズに対応するためなどの説明を受けました。

また、今回の条例改正の内容は、定年年齢の引上げに係る土台の部分だけであり、勤務時間、分限、服務等々、関係条例の範囲につきましてもは現在精査しているところで、運用面も含め、それぞれ整理した上で、遅くとも三月議会に提案していく旨の説明もありません。

そのほか、該当職員の定年年齢到達日以降の処遇についてや、職員数全体の中での管理職の人数のバランス等への質疑がありました。が、今回の改正に含まれていないことにつきましては、ほかの団体

の聞き取り等をしながらか、こういった運用がふさわしいのか検討していくとのことでした。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 総務文教委員会委員長の報告は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△請願第一号 安心・安全な市街地確保への対応を求める請

願書

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一五、請願第一号、安心・安全な市街地確保への対応を求める請願書を議題といたします。

産業厚生委員会委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました請願第一号、安心・安全な市街地確保への対応を求める請願書の審査の結果を報告いたします。

本請願は、濱島明人議員を紹介議員とし、西之表市商工会会長福井清信氏、西之表市飲食店振興会会長平大輔氏、西之表市商店街振興協同組合代表理事平川浩氏から提出されたものです。

請願の趣旨は、自衛隊馬毛島基地建設に伴う工事関係者による一時的な人口増加により、飲食店を中心に市街地がにぎわいを見せ始め、今後のトラブル発生の備えや子供たちの安心・安全な通学路の確保、また、これを機会に、市街地の魅力アップを図り、来島者が満足できる市街地とするため支援をしよう求めるものです。

請願事項として、一つ目は、防犯対策として市街地及び市営駐車場への防犯カメラの設置、二つ目、各飲食店等に設置する防犯カメラへの助成、三つ目、防犯対策として市街地及び通学路への街灯増設への支援、四つ目、市街地への公衆トイレの建設、五つ目、駐車場不足の解消への対策としています。

審査の過程において、請願事項五項目については必要性を認め、安心・安全な市街地確保への対応を求めるものの、請願の趣旨において、支援の財源として「米軍再編交付金を利用」を求めることに對しては、財源確保は行政の裁量であることを勘案し、本案は、請願事項についてのみ採決対象とすることとなりました。

本委員会では審査の結果、全会一致で趣旨採択すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 産業厚生委員会委員長の報告は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本請願を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択すべきものであります。

本請願を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本請願は趣旨採択と決しました。

#### △議案追加上程・審議

○議長（川村孝則君） ここで、議案の追加提出についてお諮りいたします。

ただいま市長から、議案第六九号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第八号）、議案第七〇号、令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）、議案第七一号、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）、議案第七二号、令和四

年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）、議案第七三号、令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）が提出されました。

また、西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により、議会運営委員会から、議案第七四号、西之表市議会の個人情報保護に関する条例の制定について、議案第七五号、西之表市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてが、同条第一項の規定により、長野広美さん、宇野裕未さん、橋口好文君から、議案第七六号、インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出についてと、鮫島市憲君、宇野裕未さんから、議案第七七号、八板俊輔西之表市長に対する問責決議についてが提出されました。

この際、議案第六九号から議案第七七号までの追加提出議案九件を上程し、直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。  
それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第六九号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第八号）

○議長（川村孝則君） まず初めに、日程第一六、議案第六九号、

令和四年度西之表市一般会計補正予算（第八号）を議題といたします。  
議案説明を求めます。

「財産監理課長 下川法男君」

○財産監理課長（下川法男君） 御説明をいたします。

本案は、議案第六九号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第八号）でございます。

別冊、予算書条文を御覧ください。

第一条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千五百三十五万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百二十八億三百九十三万三千円とするものでございます。

今回の補正は、令和四年人事院勧告の趣旨を踏まえ提案をし、本日付で可決をしていただきました議案第六六号に係る市長、副市長及び教育長の期末手当の額と、議案第六七号に係る職員等の給与表及び勤勉手当の額等について条例が改正されたことに伴う経費が主なものでございます。

それでは、歳入歳出予算の歳出について御説明をいたします。  
七ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費に二百六十二万八千円増額しております。こちらは、二節給料において、会計年度任用職員を含めた給料を七十二万円、三節職員手当等において、市長、副市長の期末手当、職員の期末勤勉手当等を百三十七万二千円、四

節共済費において、それに伴う職員共済組合負担金を五十三万六千円、それぞれ増額しようとするものでございます。

その他、一款から九款まで、それぞれ該当する職員に係る経費及び各特別会計への繰入金を増額しようとするものでございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

六ページをお開きください。

十八款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金に一千五百三十五万三千円増額しております。こちらは今回の補正予算の財源調整となります。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されておりますので、質疑は省略いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第七〇号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補

正予算（第四号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一七、議案第七〇号、令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 中里千秋君〕

○健康保険課長（中里千秋君） 御説明いたします。

本案は、令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）でございます。

予算書の条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八十九万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億二千二百六万八千円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

予算書六ページから七ページをお開きください。

今回の第四号補正予算については、令和四年人事院勧告に基づくものでございます。

一款の総務費に六十四万五千円、それから五款の保健事業費に二十五万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳入について御説明をいたします。

予算書五ページでございます。

六款、一項、一目の一般会計繰入金八十九万五千円については、今ほど歳出で説明しました職員等人件費相当額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。  
本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第七一号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予

算（第四号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一八、議案第七一号、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 柳田さゆりさん」

○高齢者支援課長（柳田さゆりさん） 御説明いたします。

本案は、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）です。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百五万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億一千五百二十六万四千円とするものです。

補正の内容につきまして、歳出から御説明いたします。

予算書七ページをお開きください。

一款総務費四十六万六千円の追加及び三款地域支援事業費七十四万四千円の追加は、人事院勧告に伴う人件費の補正になります。六款予備費十五万一千円の減額は、財源調整によるものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款国庫支出金から七款繰入金までの補正は、歳出の人件費の補正に伴い再算定したものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第七二号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第四号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一九、議案第七二号、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 中里千秋君」

○健康保険課長（中里千秋君） 御説明いたします。

本案は、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）でございます。

予算書の条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ十五万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億六千四百五十六万八千円とするものです。

歳出から御説明いたします。

予算書六ページでございます。

今回の第四号補正予算は、令和四年人事院勧告に基づくものでございます。一款総務費に十五万一千円を計上いたしております。

次に、歳入について御説明をいたします。  
予算書五ページをお開きください。

三款、一項、一目の事務費繰入金十五万一千円については、歳出で御説明しました職員等件費相当額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第七三号 令和四年度西之表市水道事業会計補正予算

（第三号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二〇、議案第七三号、令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。  
議案説明を求めます。

〔水道課長 高橋英樹君〕

○水道課長（高橋英樹君） 令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）について御説明いたします。

一ページ、予算書条文をお開きください。

第二条は収益的収入及び支出の補正で、人事院勧告に基づく給与改定、人件費に係るものです。収入の事業収益十五万八千円の増は一般会計からの補助金で、基礎年金の公的負担分です。支出の事業費七十五万三千円の増は、職員八名、会計年度任用職員四名の給料、手当等です。

第三条は議会の議決を得なければ流用することのできない経費で、職員給与費を六十万六千円増額して六千九百八十二万七千円に改めるものです。

第四条は他会計からの補助金で、一般会計補助金十五万八千円を増額して六百九十五万七千円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

ここで、委員会開催のため暫時休憩をいたします。

予算特別委員会は直ちに委員会を開催し、本案の付託審査をお願いいたします。

本会議再開時刻については、庁内放送等でお知らせをいたします。

午後一時二十八分休憩

午後二時十五分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

次は、日程第一六、議案第六九号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第八号）、日程第一七、議案第七〇号、令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）、日程第一八、議案第七一号、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）、日程第一九、議案第七二号、令和四年度西之表市後期高齢者

医療保険特別会計補正予算（第四号）、日程第二〇、議案第七三号、令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）、以上議案五件について、一括して議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 長野広美さん登壇〕

○**予算特別委員長（長野広美さん）** 御報告いたします。

まず、議案第六九号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第八号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千五百三十五万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百二十八億三百九十三万三千円とするものです。

今回の補正は、令和四年人事院勧告を踏まえ、先ほど可決された議案第六六号並びに議案第六七号の条例改正に伴う経費が主なものとなっております。

議案第六六号、西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例により三役の期末手当を引き上げ、一般職についても、議案第六七号の改正する条例により職員の若年層の給与月額の上上げ及び職員の勤勉手当を引き上げるものです。また、会計年度任用職員についても同じ給与表を適用しており、同様に改正が、改定が行われています。

歳入は、十八款、二項、一目基金繰入金を一千五百三十五万三千円増額し、歳出補正予算に必要な経費の財源として財政調整基金か

ら繰り入れて対応しております。

本委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で可決すべきものとして決しました。

次に、議案第七〇号、令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八十九万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億二千二百六万八千円とするものです。

主な歳出は、議案第六七号の条例改正に伴う補正となっており、人件費を増額しています。

歳入は、六款、一項、一目一般会計繰入金を歳出補正に対応するため同額増額しています。

本委員会では、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第七一号、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百五十九万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億一千五百二十六万四千円とするものです。

主な歳出は、議案第六七号の条例改正に伴う補正となっており、人件費を増額し、補正に伴う財源調整のため、六款予備費を減額しています。

歳入は、三款国庫支出金から七款繰入金は、歳出補正に伴い再算定しております。

本委員会では、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

議案第七二号、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ十五万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億六千四百五十六万八千円とするものです。

主な歳出は、議案第六七号の条例改正に伴う補正となっており、人件費を増額しています。

歳入は、三款、一項、一目事務費繰入金を歳出補正に対応するため同額増額しています。

本委員会では、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

次に、議案第七三号、令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）について報告いたします。

第二条、収益的収入及び支出は令和四年人事院勧告に基づく給与改定に係るもので、収入の事業収益は一般会計からの補助金で、十五万八千円を増額しています。支出の事業費七十五万三千円の増額は、職員及び会計年度任用職員の給料、手当等となっています。

第三条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、

職員給与費を六十万六千円増額し、六千九百八十二万七千円に改めています。

第四条、他会計からの補助金で、一般会計補助金を十五万八千円増額しています。

本委員会では、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 予算特別委員会委員長報告は終わりました。議案第六九号から議案第七三号の五件は、議案ごとの採決をいたします。

予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されており、すので、質疑は省略をいたします。

初めに、議案第六九号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第八号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成

のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、原案のとおり可決されました。

次は、議案第七〇号、令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第七一号、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第七二号、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第七三号、令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七四号 西之表市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二一、議案第七四号、西之表市議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔議会運営委員長 河本幸男君登壇〕

○議会運営委員長（河本幸男君） 議案第七四号、西之表市議会の個人情報保護に関する条例の制定について、西之表市議会会議規則第一四条第二項の規定により提出します。

提出者、議会運営委員会委員長、河本幸男。

本条例は、令和三年五月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法が改正され、地方公共団体には改正後の法律により全国的な共通ルールが適用されることとなりましたが、議会については改正法の適用除外とされたことから、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定める必要があるため、条例制定をしようとするものであります。

それでは、条例の主な内容について御説明いたします。

議案書一ページをお願いいたします。

本条例は、第一章総則から第六章罰則まで、全六章五十七条の条文と附則で構成されております。

第一章総則は第一条から第三条までで構成されており、この条例の目的や用語の定義、議会の責務を、第二章、個人情報等の取扱いが第四条から第十六条までで構成されており、個人情報を適正に取り扱うため、個人情報の保有制限などを、第三章、個人情報ファイルは第十七条のみで、議会が保有している個人情報ファイル等に関する帳簿の作成などを、第四章、開示、訂正及び利用停止は第十八条から第四十六条までで構成されており、保有個人情報についての

取扱いに関する実効性を確保するため、本人関与の仕組みとして、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續や、その決定に不服がある場合の審査請求の手續を、第五章、雑則は第四十七条から第五十二条までで構成されており、条例の施行状況の公表や、条例の施行に関し必要な事項を定めることを議長に委任することなどを、第六章、罰則は第五十三条から第五十七条までで構成されており、正当な理由なく個人情報ファイルを外部に提供したり、職務の用以外に供する目的により個人情報を収集した職員や不正な手段により保有個人情報の開示を受けた者に対する罰則を定めています。

附則では、第一項において、この条例は令和五年四月一日から施行することとし、第二項において、審査請求について、執行部の設置する西之表市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとしたことに伴う関係条例の改正を、第三項において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合に、執行部の設置する西之表市個人情報保護運営審査会に諮問することができることとしたことに伴う関係条例の改正を行っております。

以上で説明を終わります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（川村孝則君） 議案説明は終わりました。  
質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いた

します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七五号 西之表市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二二、議案第七五号、西之表市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「議会議長 河本幸男君登壇」

○議会議長（河本幸男君） 議案第七五号、西之表市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、西之表市議会会議規則第一四条第二項の規定により提出します。

提出者、議会議長、河本幸男。

委員会における表決について、これまで便宜の方法として行っていた挙手による表決を規則で明文化するため、規則の一部を改正しようとするものです。

改正の内容といたしましては、表決方法について、起立または挙手により行うことができるよう条文を整理するため、第三十一条見出し中、「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第一項中、「者を起立」の次に「又は挙手」を、「起立者」の次に「又は挙手

者」を加え、同条第二項中、「起立者」の次に「又は挙手者」を加えるものです。

附則として、この規則は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（川村孝則君） 議案説明は終わりました。  
質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七六号 インボイス制度の実施延期を求める意見書の

提出について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二三、議案第七六号、インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「一四番 橋口好文君登壇」

○一四番（橋口好文君） 議案説明を行います。

議案第七六号、インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について、西之表市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出

します。

提出者、長野広美、宇野裕未、橋口好文でございます。

読み上げて説明に代えさせていただきます。

複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入が令和五年十月に予定されている。

これまでは、年間の売上げが一千万円以下の事業者は消費税の納税義務を免除されてきた。しかし、インボイス制度では、免税事業者からの仕入れに対して仕入れ税額控除を適用することが認められないため、インボイス（適格請求書）を発行できない免税事業者は取引過程から排除され、課税事業者になることを迫られる。

また、現在、課税事業者であっても、下請等の零細事業者は、消費税分の値下げをせざるを得ない状況に追い込まれる。とりわけこれらの免税事業者等にとっては、インボイスの発行・保存等にかかるコストや複数税率の区分記載等が大きな負担になるといった問題が指摘されている。

未だに新型コロナウイルス危機の終息や景気回復が見通せない中で物価の高騰が進み、深刻な景気後退の危機が迫っている。多くの事業者が大変厳しい経営状況に置かれており、とりわけ免税事業者が多くを占める本市においては、零細事業者、個人事業者やJA系統以外の農家などへの影響は避けられず、地元経済へ深刻な打撃が強く懸念される。

また、免税事業者であるシルバー人材センターの会員は適格請求書を発行することができないことから、センターにとっては死活問題であり、高齢者会員の生きがいを奪い、地域社会の活力低下をもたらすと懸念されている。

このため、日本税理士会連合会や日本商工会議所、全国中小企業団体中央会など様々な団体、個人が制度の中止や実施延期を求め、現状での実施に踏み切ることに懸念の声が上がっている。

地域に根差して活動する中小業者の存在は不可欠であり、税制によって生業をつぶすことは許されない。

よって、政府及び国会においては、中小企業、小規模事業者の事業継続と再生、ひいては地域経済の振興のため、インボイス制度の実施延期を強く要望するものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和四年十二月十六日。鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣及び総務大臣であります。

議員各位の御賛同方よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（川村孝則君） 議案説明は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書については、それらの字句、数字その他の整理に要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

△議案第七七号 八板俊輔西之表市長に対する問責決議について

て

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二四、議案第七七号、八板俊輔西之表市長に対する問責決議についてを議題といたします。議案説明を求めます。

「二番 鮫島市憲君登壇」

○二番（鮫島市憲君） 議案第七七号、八板俊輔西之表市長に対する問責決議について。

西之表市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

提出者、西之表市議会議員、鮫島市憲、西之表市議会議員、宇野裕未。

読み上げて提案理由に代えます。

八板俊輔西之表市長に対する問責決議。

九月議会においても、八板市長に市民への十分な説明や対話が不足しているという点と議会を著しく軽視した行動に対して強く抗議し、その責任を問うた。

繰り返しになるが、八板市長は二〇一七年及び二〇二一年の二度の市長選挙において、馬毛島への軍事施設建設に反対することを掲げて当選し、市民の負託を受けている。しかし、二〇二二年一月以降、新たな局面を迎えたとし、基地計画に対する賛否について明言を避け、基地計画に反対の立場の市民はもちろんのこと、賛成もしくは容認の立場の市民にまでも混乱を招き、市長がかねてから懸念していた市民の分断をより加速させた。

また、馬毛島問題以外の市政においても、本年度予算特別委員会での審議にて、議会から、プレミアム付商品券の発行については経済対策を前提としながらも、昨今の物価高騰による市民生活への影響は多大なものがあるため、生活支援の側面もあることを意識し、一部の市民だけではなく、広く多くの市民がその恩恵を受けられる仕組みを求めていたにもかかわらず、その十分な対策もなされず、実施された。

今議会では、今、最も重要な私が優先すべきことは、市民の安心安全を確保し、期待の声に対しても応え得るということを繰り返し述べていますが、そもそも市民生活の実情に真剣に寄り添い、共に悩み、解決への道を模索するという首長に求められる姿勢が見られ

ない。

以下の理由から、市長に対して強く抗議し、その責任を問うものである。

一つ、市民への十分な説明や対話が不足。

前回も指摘されていた市民への説明不足について、二〇二二年十月二十一日に西之表市に米軍再編交付金の交付が決定し、二〇二二年十一月十九日と二十日に市民説明会を実施したが、前回八月に実施した際と同じく、告知期間が短く、多くの市民が参加することが予想される行事が重なっているにもかかわらず開催し、市民全体が幅広く参加できていない。

さらに、内容においても、基地建設への円滑な協力が前提とされる米軍再編交付金であるにもかかわらず、市長は公約違反ではないかと明言しつつ、その使途については、教育関連での使用を検討していること述べ、市民を深く混乱させている。

二つ、行政運営力の欠如であります。

ア、プレミアム付商品券の発行に対して、これまで予算特別委員会にて指摘、要望されていた、多くの市民が購入しやすい仕組みの構築に対して、粘り強く取り組む姿勢が見られないまま、多くの混乱を招き、予定よりも早いタイミングで完売となったことに対して不満の声が噴出している。

イ、今議会の補正予算の中でも、職員の時間外手当の増額が盛り込まれている。例年以上のスピードで時間外手当が消化されている

実態に対して、人員の配置や内容の精査など、職員が働きやすい環境づくりに尽力している様子が見られず、職員の離職や休職を招き、悪循環を招いている。

以上のような対応は、市民の市政に対する信頼が損なわれかねない事態となり、市議会との正常な関係を崩しており、適切な行政運営とは到底思えない。

よって、本市議会は八板俊輔西之表市長の責任をここに強く問い、猛省を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和四年十二月十六日。鹿児島県西之表市議会。

以上で説明を終わります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（川村孝則君） 議案説明は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一三番 田添辰郎君登壇」

○一三番（田添辰郎君） 議案第七七号、提出者につきまして反対の立場から討論をさせていただきます。

八板俊輔西之表市長に対する問責決議についてでございますが、私自身は、午前中にも申し上げました、基金条例のほうでも申し上げますが、八板俊輔市長、国、防衛省の立場もきっちり認識した上で、そして最終的には市民のための苦渋の判断をしているかと思えます。

そういう意味では、市長の重責を十分担っていらっしゃる、そういうふうにありますので、反対討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「四番 渡辺道大君登壇」

○四番（渡辺道大君） 議案第七七号、八板俊輔西之表市長に対する問責決議について、賛成の立場で討論を行います。

ただいま提出されました議案は、九月議会においても、市民への十分な説明や対話が不足しているという点と議会を著しく軽視した行動に対して強く抗議をし、その責任を問うています。また、二度の市長選挙においても、馬毛島への軍事施設建設に反対することを掲げて、八板市長は当選し、市民の負託を受けています。

九月議会で追加提案された馬毛島小中学校跡地売却、市道馬毛島

一号線、二号線、三号線の廃止、下西、川迎の市有地売却など、八板市長が行った行政手続は、防衛省の買取りや廃止要望に何の抵抗もなく応じたものと言えます。

このような行動は、自衛隊馬毛島基地整備計画をさらに進めることとなり、また、防衛省においても再編交付金の交付決定も通知してきています。

そして、今議会でその再編交付金を受け入れるための基金条例、予算案、歳入七億七千六百萬七千円を組み込んでおり、九月議会から続くこの一連の行為は、八板市長自らが防衛省に積極的に協力していると言わざるを得ません。

よって、選挙時等で訴えたと言われている、豊かな資源を生かした一次産業を中心に、基地経済に頼らないまちづくりからかけ離れていくようなこの一連の行為に対し責任を問う、その立場をもって問責決議に賛同をいたします。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

〔六番 杉 為昭君登壇〕

○六番（杉 為昭君） 問責決議に関しまして、反対を、討論をさせていただきたいと思えます。

冒頭の文書にも書いてあるとおり、九月議会においても、八板市長に市民への十分な説明や対話が不足しているという点で議会を著しく軽視した行動に対して強く抗議し、その責任を問うということ、九月議会にもこの問責に関しては出ました。その中で十分皆さ

ん審議をして、自分の思いを電子表決という形でボタンを押していただきました。この点につきましては、私も市長に、市民に対して説明をするいい機会だということで賛成をしました。

ところが、問責決議を出された議員の方がボタンの押し間違いで否決をしたと。その中で、立て続けに二議会の中で出されたこの問責決議。市長は、私たち議員もそうですけれども、市民の代表、選挙という審判を受けて市長となられた方であります。その市長に対して問責を、我が議会の落ち度で否決をしたことをもう一度出し直そうと。これは非常に議会として、議決として覆すことになる。

それはやはり議会を重視しなければならないということで、私は反対をいたします。一度問責決議を押しした人間として、二度出されるこの決議に関しては反対をしたいというふうに思っております。

また、この公約違反ということに関しまして、やはり様々な世界情勢、社会情勢を踏まえた上で、日々変化しつつあるこの状況に対応すべく、西之表市長は常に市民に寄り添い、市民の安心・安全にということを心がけ、動いていかれるというふうに信じております。

また、先日行われました一般質問の中でも、同僚議員の問責決議についてということで、市長に質問が出されました。その中で市長は真摯にお答えになり、議会に対しては大変御迷惑をおかけしたということ、おわびを申し上げております。

このことを私は重く受け止めて、市長を、この問責決議に関しま



あ、市長は何回説明をすればいいんだという声も聞きます。もちろん市長の態度に対しては不満の声も聞きますけれども、説明はそれなりに、それなりにというか、やってるんじゃないかと私は思っております。

先ほどプレミアム付商品券等、話がありましたけれども、これは本当経済対策が目的であって、市民の生活を守るためでしたら、五千円の以前出した商品券の全員配布、それを行うとか、そういう対策も、反対派のその問責に賛成する方は出してもらわなければならないかと思っております。そういう案も出さずに、ただ単に市長のやり方がおかしいと言うのは、それはあまりにも納得いきませんし、逆に反対派の方たちも市民に対して説明を開いたんですか。してるんですか。そういう会合を市民会館でやったんですか。それもやらずに、市長、説明しろ、説明しろじゃ、それはあまりにもおかしいと思えます。

未来創造サミット等、または市民体育館で説明会をしたりと、賛成派はしてる部分もあります。けど、反対派がしてるということも聞きませんし、反対派の市民団体がしてるのは見たことがありますけど、そこに議員が立って、先頭に立って、具体的な説明をしてるのは、私は見たこと一回もありません。

ですから、市長に対して言うのであれば、自分たちもやっばりそれなりの行動を起こすべきじゃないかと思っております。そういう部分におきまして、今回、この問責に対して反対という討論をさせ

ていただきます。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「一番 長野広美さん登壇」

○一番（長野広美さん） 議案第七七号、八板俊輔西之表市長に対する問責決議について、賛成の討論を行います。

先ほど同僚議員からですね、市議会の議論とか議員各位の活動ですとか、そういった部分がややもするとこの市長の問責決議の内容についての議論ではないところで、いわゆる議案提案について反対だというふうに説明されるように聞かれましたので、その部分については誤解ないように改めて申し上げたいと思います。

西之表市議会では、懸命になって、今から先、現状これから先の馬毛島問題がどのようになるのか、特に馬毛島対策特別委員会でも、できる限りの情報を収集し、議員各位が少なくとも市民に対してそれぞれの場で説明されてるという状況にあります。

また、反対する市民運動の中で、実際の中心的な役割をそれぞれ議員、議員ではない立場でも、いづれにしましても、市民としても一生懸命取り組んでおりますので、それは御理解いただきたいと思えます。

少なくともこの馬毛島対策特別委員会におきましても、さきの委員会の中で、はなはだ説明が不十分だと改めて申し上げたい点がございします。それは、今回の米軍再編交付金の内容についてであります。

市長は法的な手続にのっとってという説明に終始されておりまして。実に残念なことであります。市民に対して、この米軍再編交付金がそもそも法律の設置目的の中に、軍事施設の基地負担軽減のためにと、つまり、基地負担に相当する部分がこの米軍再編交付金にあります。その負担について、市長は法的手続だからとしか説明されておりません。なぜ同じ三市町の中で、西之表市の再編交付金の交付額がこのように多額になったのか。それは今の現時点で、私たちは納得できるような説明はいただいておりません。議会としても、一般の市民としても。

もちろん市長が誠心誠意、一生懸命、地元の立場を有利にするように懸命に検討されていらつしやると思います。しかし、市民を納得できるように、市民が共に、市長と共に歩かなければ、この未来永劫にですね、私たちのこの地域社会に影響を及ぼす軍事施設を受け入れるか、受け入れないのか。そして、どのような対策を取るのか。

これまでも議会の議員として、もしくは個人として再三意見を申し上げるよう努めてまいりましたけれども、残念ながら心が通わない。残念ながらこちら側の提案を聞いていただけないという非常に個人的には残念な経験をこれまででもしてきたと思っております。

市長自らが自治体の首長として、市長に信任を託した市民に対し、今、自治体として、国とどのような協議が行われているのか、残念ながら、市民の方はましてや知る由もありません。

馬毛島対策特別委員会が、今回、この米軍再編交付金の申請内容について追加資料を求めました。当局は、十一月二十一日に交付の申請書を出されております。十一月二十一日に出すのであれば、これまでの当局でしたら、議会に対して、手続についての一定の説明があります。ございませんでした。事後報告です。しかも、その内容については、本来であれば、この申請書の内容は、事業の計画、事業費の計画書、基金の全体計画、収支予算書、様々な資料として添付されているものが、議会が要求してなお提出されておられません。つまり、議会に対する軽視であります。

市民が共にこの問題を考えよう、考えてほしい、市長は常日頃そういうふうにご自分の立場を申されています。しかし、法的手続ですと説明された以上は、議会も市民も蚊帳の外になります。当局側は、議会が求めたにもかかわらず、このような程度の説明しかしてないんです。

ぜひ、この九月議会から十二月議会までの、お言葉では深く反省すると言っていたいただきました。いま一度、この問責決議の議案提出の意味を考えていただきたい。市長と共にあるべき市民だったり、議会だったりするところが、今、非常に強くねじれております。強い危機感を持って、この議案提案に賛成の討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

今回の採決方法は起立採決でありますので、お間違えのないよう  
にお願いたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求め  
ます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村孝則君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

#### △産業厚生委員会所管事務調査報告

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二五、産業厚生委員会所管事  
務調査報告を行います。

産業厚生委員会委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 渡辺道大君登壇〕

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 令和四年産業厚生委員会所管事  
務調査の報告をいたします。

産業厚生委員会では、令和四年十月五日から七日にかけて、第十  
二回全国和牛能力共進会の視察、及び、飼料価格、肥料価格高騰の  
対策となる飼料、肥料の自給率向上、サツマイモ基腐病対策、六次  
産業化などの視察として、宮崎県都城市所在の大和フロンティア株

式会社及び宮崎県串間市所在の株式会社くしまアオイファームでの  
所管事務調査を実施いたしました。

全国和牛能力共進会は、全国の優秀な和牛を一堂に集めて改良の  
成果を競う、五年に一度開催される和牛の祭典で、牛の姿、形を審  
査する種牛の部と、肥育牛の肉質等を審査する肉牛の部が開催され  
ました。

鹿児島県での開催は、昭和四十五年の第二回大会以来五十二年ぶ  
りとなり、全国初の二回目開催となります。なお、鹿児島県の黒毛  
和種の飼育頭数は約三十三万頭と全国一で、全国の約二割のシェア  
を占めています。

本委員会では、鹿児島県牧園町で開催された種牛の部を開会式か  
ら視察させていただき、残念ながら本市からの出場はございません  
でしたが、県内各地から予選を勝ち抜いた二十四頭が出品され、種  
牛の部では九部門中六部門で鹿児島県が一位、また、内閣総理大臣  
賞を受賞するなど、鹿児島県が和牛日本一の栄冠を飾りました。こ  
の機会を捉え、和牛日本一を前面に国内外へとアピールし、さらな  
る販路開拓や輸出拡大に努めていくことが示されています。

宮崎県都城市の大和フロンティア株式会社を訪問し、竹の飼料、  
肥料化に取り組む笹サイレージの活用について調査しました。

竹の繁殖力の強さから、田、畑、家などに浸食していく竹害を発  
生させ、竹林所有者は竹を伐採したくてもなかなか個人ではできな  
いことから放置竹林化となっている現状があり、そのことを受けて、

笹部分まで含めた竹の活用及び飼料自給率向上の取組として、笹サイレージを作り上げています。

同社では、地域未利用資源の竹を独自の特許技術で生産方法や体制を確立し、低価格化を実現しており、日本初の取組として、牛、豚への飼料供給が注目されています。牛においては、肥育牛では、大変嗜好性もよく、枝肉重量の増加、オレイン酸数値の向上、繁殖雌牛では、ビタミンAの供給飼料にもなり、ストレス低減にもつながっており、繁殖性においても問題のない飼料であることが宮崎県畜産試験場でも実証されています。豚においては、豚舎の臭気対策資材としても大変期待をされており、肉質においても臭みのない柔らかい肉の生産にもつながっています。

また、肥料としても、竹粉は全国でも実績があり、有機肥料としての土壌改良につながり、乳酸発酵していることで土中の雑菌の繁殖を抑制、善玉菌の活性を促すため、作物もストレスなく栄養を吸収できるようにすることでした。

二〇一八年に確認されたサツマイモ基腐病を、同社では二〇一九年、二〇二〇年にJA串間大東の協力を得て試験圃場を組み、その後、鹿児島県での圃場等、データも蓄積する中で、笹サイレージによる基腐病の防除方法として抑制効果が確認されています。

なぜ笹サイレージが基腐病を抑制したかについては、①笹サイレージの乳酸菌が基腐病菌まん延の抑制効果を示していること。②基腐病は排水不良圃場で発生しやすいため、排水対策が必須だが、笹

サイレージ投入により土が柔らかくなることから排水効果が見られ、土壌の物理性改善になっていること。③笹サイレージ（竹笹）の繊維が腐食の原料となり、腐食生産を高め、土壌有用菌が増殖し優占化することで、地力が向上し、健全土壌になっていること。④軽度圃場は笹サイレージ、重度圃場は、バスマミドプラス笹サイレージの組合せが有効であると示しています。

次に、宮崎県串間市に所在する株式会社くしまアオイファームでは、さつまいもの生産、加工、販売を一貫して行う六次産業化について調査をしました。

さつまいも一大産地として、地元ならではの生産をしており、土壌については赤ほやという赤土で育てられ、天敵である害虫が少なく、穀物が育ちやすいとされています。通常、赤土は地中深くにあります。表面の黒土と地中の赤土を入れ替える天地返しを先人が行ったことで、より良質なさつまいもが育つ環境を整えてきました。

特別な栽培方法として、より安心で、自然なおいしさを追求するため、徹底して減農薬に取り組み、その結果、宮崎県農産物栽培慣行基準より農薬内の窒素成分量五〇%以下、農薬を使用する回数四〇%減を実現しています。

さつまいもの熟成については、収穫して一か月から二か月ほど、適切な温度、湿度、二酸化炭素レベルを維持、コントロールしつつ貯蔵することで熟成させることで、でん粉が糖化することにより、甘くておいしいさつまいもを提供できるとしています。

加工については、消費者ニーズに合わせた積極的な商品開発を行い、焼酎用ではなく青果用さつまいもを使って製造した焼酎や、いつでも出来たての焼き芋を出せるように冷凍焼き芋をつくり、六次化認定企業となっています。

販売については、売り方を模索していた中で、県内のデパートで小ぶりの芋をパッケージングした「おやついも」を販売。自社が店頭で直接立ち、試食販売に取り組み、買物客からの声を直接聞いて商品開発に生かしていることでもあります。また、海外輸出にも積極的に取り組んでおり、現地に足を運び、実際に見て感じ、全国各地のニーズを捉え、海外にもたくさんさつまいもを出荷しているようです。当初は様々な反対の声や懸念もありましたが、海外向け出荷量は年々増加し、今後中華圏、東南アジア圏、欧米、北米への出荷量も増大していく計画です。

最後に、安心・安全、おいしい、安定で高い収益性の三つがバランスよく成り立ち、時代に合った商品、サービスを生み出せる農業のことを強い農業と定義し、時代や世代、想像や自分自身を越えていく、強い農業を越えていくことを経営理念としてこれからも続けていくとしています。

今回は、農業を取り巻く問題を重点的に研究すべく所管事務調査を実施させていただきました。今議会で、飼料自給率の向上に向け、公共採草地の管理について提案されていますが、未利用資材の活用についても研究を重ね、さらなる自給率向上につながるよう進めて

いただくことで、先には優良牛の飼育にもつながるのではないかと  
思います。

また、落ち着くことないサツマイモ基腐病についても、今回の調査で、農業に頼るだけではなく、乳酸菌などが土壌への菌のまん延の抑制に加え、土壌改良の効果ができることも分かり、本市の基幹作物であるさつまいもの今後の生産率向上に向けて期待が持てるよい機会となりました。今回の調査を受け、行政サイドとさらなる協力を図り、諸問題の早期改善に向け努めてまいりたいと思います。

以上で産業厚生委員会所管事務調査の委員長報告を終わります。

○議長（川村孝則君）　ここで暫時休憩をいたします。おおむね十  
五時四十分頃より再開をいたします。

午後三時二十三分休憩

午後三時四十分再開

○議長（川村孝則君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

#### △馬毛島対策特別委員会所管事務調査報告

○議長（川村孝則君）　次は、日程第二六、馬毛島対策特別委員会  
所管事務調査報告を行います。

馬毛島対策特別委員会委員長の報告を求めます。

「馬毛島対策特別委員長 濱島明人君登壇」

○馬毛島対策特別委員長（濱島明人君） それでは、馬毛島対策特別委員会所管事務調査報告を行います。

馬毛島対策特別委員会では、令和四年十一月十一日に航空自衛隊新田原基地と基地が所在する宮崎県新富町基地対策課及び同町議会基地対策特別委員会を訪問し、所管事務調査を実施しました。

新田原基地では、十一月八日から十八日まで日米共同訓練が行われており、基地東側の展望所では多くの人がF 18、F 15戦闘機の離陸や着陸を見学にきていました。

まず、新田原基地司令を表敬訪問し、尾山新田原基地司令から基地隊員数千六百名、うち約六百名が基地内宿舎にいるなど基地概要の説明後、基地と近隣市町村や住民との関係について説明がありました。ふだんから「地域とともに」をモットーに、基地の活動が地域の方々の御理解と御協力の上に成り立ち、感謝の気持ちを忘れず活動していること、近隣市町村の首長と良好な関係を築き、台風等災害時に情報共有するなど協力し、連携していること、騒音で近隣住民に迷惑をかけていることもあり、約三百五十名の隊員が自らの考えで、台風十四号で被害を受けた住民に対して、ごみの搬出や清掃のボランティア活動をしたことなどの説明がありました。

視察時は日米共同訓練期間中で、百十名の米軍が参加し、滞在しており、自衛隊員は米軍を仲間と思っていることや、東日本大震災

でのトモダチ作戦のことは決して忘れないとの話もありました。また、新富町の飲食店組合から、米軍人を飲食店に連れてきてほしいとの要望があったとの話もありました。

当委員会委員のF 35 Bの配備と夜間訓練時間についての質問に対し、F 35 Bの離着陸を護衛艦「いずも」で実施していること、今後は護衛艦「かが」を改修し、離発着できるようにすること、令和六年度から新田原基地に数基ずつ配備予定であること、訓練は馬毛島で行うことになること、また、夜間訓練は月曜日、火曜日の二日間、夏季は二十一時まで、冬季は二十時まで行っているが、スクランブルや災害対応に関しては、それ以降も離着陸を実施することがあるとの説明がありました。

その後、航空参考館に移動し、監理課長から、新田原基地の沿革や任務、防空、教育、防災、地域との交流の説明がありました。

防空に関しては、新田原基地に所在する第五航空団は、築城基地第八航空団（福岡県）と共に西日本の空を守り、西日本の空の守りとして、緊急発進（スクランブル）に備え、スクランブル時は必ず二機の戦闘機が発進することや、有事において戦闘機や地对空ミサイル等で我が国を防衛するとの説明がありました。

教育に関しては、新田原基地には飛行教育航空隊があり、F 15戦闘機の基本ライセンスを付与する日本で唯一の部隊であり、ここで日夜若者たちが訓練し、全国各地に所在するF 15戦闘機部隊へと羽ばたいていくと説明がありました。

当委員会委員からF 15戦闘機のライセンス付与までの期間とF 35戦闘機のパイロット養成はどのようになっていくかの質問に対し、約二年半でライセンス付与するが、ライセンスを取れない隊員もいることや、F 35はF 15やF 2戦闘機で経験を積んだパイロットが乗ることになるのではとの回答がありました。

防災に関しては、大規模な自然災害が発生した場合、基地一丸となつて災害派遣に従事し、支援物資の空輸活動拠点としても期待されていること、津波が発生した場合は、宮崎空港は海拔が低く、機能しないおそれがあるが、新田原基地は海拔が高いので津波被害の可能性は低く、宮崎空港の代替機能を有するとの説明がありました。地域との交流に関しては、航空祭をはじめとするスポーツ大会の開催、地域の祭りへの参加、清掃活動などボランティア活動にも積極的に取り組んでいると説明がありました。

その後、実物のF 15戦闘機を前に機能説明を受け、管制塔展望所からF 15戦闘機と米軍のF 18戦闘機の離陸、着陸訓練を見学しました。離陸時はエンジン出力を最大にするため騒音が発生するが、着陸時はエンジン出力を下げるので音は抑えられると説明がありました。滑走路と並行してフェンスの向こう側には畑が広がり、鶏の鶏舎がありました。戦闘機の騒音で鶏が卵を産まなくなるのではなどの影響はないかとの質問に対し、卵を産まなくなったとの話は聞いてないし、影響がないから鶏舎があるのでないかとの回答でした。

基地視察終了後、新田原基地から約十キロ離れた、馬毛島と西之表市とほぼ同じ距離、滑走路の横に位置している萩の台公園で戦闘機の騒音状況を体感しました。公園ではグランドゴルフ大会が開催されており、宮崎市内の高齢者が多数参加し、また、数組の若い親子が公園を利用していました。そのうち十数名に、「現在、新田原基地で日米合同訓練を実施しているが、戦闘機の騒音はどうか。また、今まで宮崎市上空を戦闘機が飛行することがあるか。」と伺ったところ、「飛行機を見たが、騒音ではない。宮崎市上空を戦闘機が飛んだことはないと思う。」との答えでした。

午後からは、新富町総合交流センター「きらり」で新富町基地対策課による住民と基地に関わる問題や、現状と当委員会から事前に提出されていた質問事項への回答を踏まえた説明がありました。

まず、新富町の概要や歴史の紹介後、経済効果について、七種類の基地関係国庫支出金の活用状況の説明がありました。過去三年間の七種類の基地関係国庫支出金合計は、令和元年度十四億四千二百万円、令和二年度十五億九千七百六十四万円、令和三年度十七億一千六百八十八万円とのことでした。

主な支出金活用は、学校、病院の防音工事、交流センター「きらり」の建設、水道施設整備、消防団機械倉庫兼津波避難タワー整備、雨天時でも使用できるテニスコートの整備、災害時の避難場所となっている地区集会所への太陽光システムの設置と電気料金の補填などとの説明がありました。

また、再編交付金、調整交付金の活用として、高校生までの医療費一部助成や保育料の負担軽減のためのすこやか安心基金、町内小中学校のパソコン、インターネット環境整備等のための新富町小中学校教育情報整備基金、六十五歳以上や特定年齢者を対象にがん検診の助成のための新富町はつらつ健康基金、町道の維持管理のための町道維持管理基金や、町内の公共交通空白地域の解消のためのコミュニティバス運営基金を設置し、活用しているとの説明がありました。

次に、騒音問題やその対策について、騒音調査で取得したデータを整理、解析し、騒音レベルを地図上に落とし込んだ騒音コンター区域図や騒音激甚地区の説明がなされました。

騒音激甚地区は、特に騒音の激しい八十五Wが地域の大半を占める十三地区が指定されています。また、町独自の騒音調査を昭和五十五年から町内五か所で実施し、基地南側南門からフェンス沿いに西へ五百メートルの地点では、戦闘機の離発着回数、時刻、機種、機体番号、騒音値、タッチ・アンド・ゴー回数及び飛行ルートを目視調査を平成二十三年から町職員四名体制で、雨天時を除く午前七時から午後九時まで実施しているとの説明がありました。過去三年間の調査による飛行回数は、令和元年度二万九千四百六十回、令和二年度二万六千五百九十九回、令和三年度三万三千三十四回とのことでした。また、過去三年間の基地南側での騒音ピーク数値の平均は百十九デシベルから百二十一デシベルとのことでした。騒音コン

ター区域や騒音激甚地区、それ以外の地区を対象に、町単独補助金として自治公民館運営補助金、空調機器電気料金補助金、テレビジョン放送受信料補助金、激甚地区生活道整備補助金の四種類の補助金を交付しているとの説明がありました。

次に、騒音苦情や影響についてです。

騒音苦情の状況については、令和二年度六件、令和三年度十三件で、基地に関する苦情は基地対策課が対応していること、騒音による畜産業への影響については、過去に低空飛行時、牛が暴れたとの話は聞いたことはあるが、畜産業からの直接の苦情はないとの説明でした。また、騒音については、町民の大半の方に理解していただいていると説明がありました。騒音があるのは事実なので、常に国に対して防音対策の要望はしているとのことでした。

今後の基地対策の課題、要望として、①騒音区域の見直し、②騒音対策、③安全・安心対策、④周辺自治体の活性化対策の四つの説明がありました。また、自衛隊員の地域貢献として、①自治会へ加入し自治会活動への参加、②河川や海岸清掃のボランティア活動、③スポーツ少年団の指導者としての活動、④災害派遣や町内火災発生時の出勤などの紹介がありました。

以上のことから、自衛隊員は積極的に地域行事や活動に参加し、治安を乱すなどの事件はなく、米軍人に関しても治安を乱す事件は起こしていないとのことでした。

最後に、新富町にとっての新田原基地の存在はどの質問に対して

は、町長は、「国を守る防衛、国防は大事であり、基地とは共存していきたい考えである」との回答でした。基地対策課の説明中に米軍のF 18戦闘機三機が離陸し、会場上空を飛行していき、その際は説明が聞き取れなくなり、説明は中断されました。

新富町議会基地対策特別委員会からは、特別委員会の設置目的や活動などの説明を受けました。

特別委員会の設置目的や活動としては、新田原基地周辺の生活環境等調査、防衛省並びに九州防衛局及び熊本防衛支局に対しての要望活動、岩国基地や三沢基地でのF 35 Bの導入に関する調査や受入れについての議会対応の視察、調査などを行っているとの説明がありました。

当委員会委員からは騒音についての質問が多く出され、騒音に対する町民の感情や反応、対策として、新富町で生まれ育った住民は騒音に慣れている、小中学校も防音対策がされていて冷暖房も完備されているとの回答でした。移住者やUターン者に関わる騒音の影響については、転勤で引越してきた方や移住者の中には、騒音を嫌がる方もいることはいるとの回答でした。

F 35 Bが新田原基地へ配備されることに対しての住民の反応については、住民の反対運動などはないとの回答や、三沢基地に行つて実際に聞いたときには非常に大きな音であった、住民のほとんどは、まだ実感として知らないのではないかとの発言がありました。

また、新富町議会基地対策特別委員会から本委員会へのアドバイ

スとしては、西之表市も基地問題に対して対応する基地対策課を設置したほうがよい、新富町長は九州防衛局や防衛省に対して頻繁に要望活動、交渉をしている。基地対策特別委員会も新たな問題に対しては対策の要望活動や様々な交渉を行っている、西之表市議会も積極的に要望活動や交渉をしたほうがよい、また、最後に、全国市議会基地協議会に加入し、協力して国への要望をしていきたいと思います。御意見もいただきました。

最後になりますが、今回、日米共同訓練期間中にもかかわらず所管事務調査を快く受け入れ対応してくださった航空自衛隊新田原基地の皆様、今回の所管事務調査のための説明資料や質問事項に対する回答の作成、当委員会への丁寧な説明をしていただいた新富町基地対策課の皆様、町議会特別委員会の取組を踏まえ、具体的なアドバイスをいただきました新富町議会議長をはじめ基地対策特別委員会の皆様に対して感謝申し上げます。

以上で馬毛島対策特別委員会の所管事務調査の報告を終わります。

#### △議員派遣の件

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二七、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

#### △閉会中の継続審査

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二八、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会において、審査、調査中の事件につき、西之表市議会会議規則第百十一条の規定に基づき、継続審査、調査の申出がありました。

委員長申出のとおり継続審査、調査に付することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することに決しました。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

#### △市長挨拶

○議長（川村孝則君） 閉会に当たって八板市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 令和四年第四回市議会定例会の閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

十一月二十九日に開会いたしました十二月議会は、本日十六日まで、各議案について熱心に御審議を賜りました。大変ありがとうございました。

今回の議会の一般質問や議案審議の中でいただいた皆さんの御意見や御指摘については真摯に受け止め、市政運営に反映させていただきます。

今回、議案提案しました西之表市まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定については、議案審議の中で議員の皆様からいただきました御意見等を真摯に受け止め、さらに内容等の検討を深めまして、次の定例会に提案をさせていただきます。

また、私に対する問責の件に関しては、非常に重く受け止めて、これからも市長としての職務を全うしてまいります。

さて、国のほうでは、物価高騰対策を柱とした経済対策の実行段階としての二〇二二年度第二次補正予算が成立しました。積極的に国等の予算を活用し、市民福祉の向上に努めてまいりたいと考えます。

馬毛島問題は、環境影響評価書の概要も示され、さらに新しい段階に入ろうとしています。私はこれまでも馬毛島を行政区に有する西之表市長の立場で対応してきており、今なお、市民の不安解消や安心・安全の担保に至っていない部分もあると考えております。引

き続き、市民の安心・安全と市の発展に責任を有する市長の立場で対応してまいります。

今年も新型コロナウイルス感染症との闘いの年であり、つらく苦しいものでありました。本市においても、新型コロナウイルス感染症対策への取組や物価高騰対策、サツマイモ基腐病、馬毛島問題など課題拡大の年でありました。これからも課題一つ一つに対して、地に足をしっかりとつけて、住民のための施策はいかにあるべきかしっかりと考えながら市政に取り組んでまいりたいと思います。

十二月も半ばとなり、冬の寒さも本格的になってまいりました。体調を崩しやすい季節でもあります。体調管理には十分お気をつけいただきたいと思います。また、これから人の出入りが多くなる時期でもありますので、今以上の感染症対策への取組をお願いします。最後に、議員各位、市民の皆様のお力をお借りし、御活躍を祈念申し上げます。閉会の御挨拶といたします。ありがとうございます。

#### △議長閉会挨拶

○議長（川村孝則君） 閉会に当たりまして、私からも一言御挨拶を申し上げます。

十一月二十九日に開会されました第四回定例会は、十八日間という会期を得て、本日無事、閉会の運びとなりました。議員各位、理事者の皆様方に感謝を申し上げます。

また、本定例会に上程された議案、請願書及び意見書等、一部を除き、全て可決、採択されました。当局におかれましては、各常任委員会や予算特別委員会等における条例や予算審査での指摘、要望等については、適宜適切な対応をお願いいたします。

さて、今年一年間を振り返りますと、昨年と同様、新型コロナウイルス対策、サツマイモ基腐病対策、馬毛島問題、そして今年は円安、物価高対策が新たに加わり、こうした課題を中心に議会での議論が集中した一年だったと感じております。コロナの感染状況は、現在、全国的、県内でも徐々にまた増加傾向にあります。本市では五回目のワクチン接種も既に始まっています。私たちは、これまでと同様、基本的なコロナ対策としての対応を守りながら、一方では経済が停滞することのないよう進めていく必要があります。

サツマイモ基腐病は、昨年と比較して今年被害が少なかったと聞き及んでおります。ただ、まだ終息したわけではなく、今後も引き続き対策を講じつつ、生産農家への支援を継続していく必要があります。

馬毛島問題は、今年は大きな動きがありました。特に旧馬毛島小中学校跡地の売却、市道の廃止、自衛隊官舎予定地となる川迎の土地の売却、そして、国から再編交付金の交付決定という、こうした一連の流れは、賛否で分かれる市民の間にも一定の衝撃を与えた一年だったと思います。そして、先日、県知事がこの馬毛島問題について理解をせざるを得ないという発言が大きく報道されたことは、

記憶に新しい出来事です。

こうした状況の中で、先ほど八板市長に対する問責決議について、賛否双方の様々な意見がありました。この二年間の市長の行政運営に対して、政治姿勢に対してのそれぞれの立場からの厳しい意見が出されたと思っております。

議会は行政の監視機関ではありますが、一方では、行政と連携して市政の発展に努めていく必要があります。市長はこうした意見を真摯に受け止めていただき、今後の市政運営に対して、市政のかじ取りをしっかりとお願いする次第であります。

最後に、今年も残すところあと二週間余りとなりました。年末年始に向けて寒さも一段と厳しさを増すと思いますが、議員各位及び理事者の方々、御自愛の上、よい年をお迎えください。

#### △閉 会

○議長（川村孝則君） 以上をもちまして、令和四年第四回西之表市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後四時六分散会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

一 一 番 議 員

一 二 番 議 員